

令和4（2022）年度 厚生労働省子ども家庭局

子ども・子育て支援推進調査研究事業

特別養子縁組推進のための環境整備に関する調査研究

報告書

令和5（2023）年3月

HITOTOWA INC.



## 事業要旨

本調査研究では、特別養子縁組推進のための環境整備に資することを目的として、まず先行研究をもとに特別養子縁組の相談支援から縁組成立後支援までの一連のプロセスや体制整備に関する課題を全体的に調査・把握した。その上で、児童相談所・民間あっせん機関の取り組み実態と課題を明らかにするとともに、養子縁組当事者の支援ニーズ等を調査・分析した。

### ◆ 文献調査

直近 10 年間（平成 24 年～令和 4 年）に発行された特別養子縁組制度または当事者に関する研究論文等を収集・抽出し、主な課題を整理した。

### ◆ 児童相談所・民間あっせん機関アンケート調査

児童相談所及び民間あっせん機関の取り組み実態と課題を把握するために、児童相談所（悉皆、229 箇所）及び民間あっせん機関（悉皆、23 箇所）を対象にアンケート調査を実施した。回収率は、児童相談所 74.7%、民間あっせん機関 69.6% だった。

### ◆ 児童相談所・民間あっせん機関インタビュー調査

相談支援から縁組成立後支援の各段階や体制整備に関して参考となる取り組みを収集するため、インタビュー調査を実施した。対象は、児童相談所 5 機関、民間あっせん機関 3 機関の合計 8 機関とした。

### ◆ 養子縁組当事者団体インタビュー調査

養子縁組に関する支援の充実に向けて、当事者団体の活動状況や課題を明らかにするために当事者団体 2 団体（養子・養親それぞれが中心となって活動している団体）にインタビュー調査を実施した。

### ◆ 養子縁組の支援に関する養子・養親アンケート調査

養子縁組当事者の視点で望ましい支援のあり方を検討するために、5 団体の協力を得て 18 歳以上の養子及び 18 歳以上の子ども（養子）がいる養親に WEB でのアンケート調査を行った。回答数は養子 19 件（回答率 10.7%）、養親 28 件（回答率 20.9%）だった。

### ◆ 報告書の作成

本調査研究の結果を踏まえて、報告書を作成した。報告書には、各種調査結果に加えて、自治体、児童相談所及び民間あっせん機関で今後の対応方策の参考となるよう「特別養子縁組推進のための主な課題への対応策（案）と取り組み事例」を成果物として盛り込んだ。

### ◆ 検討委員会

専門的助言を得るために、7 名の有識者からなる検討委員会を設置し、5 回開催した。



## 目次

<b>第 I 章 調査研究の概要</b> .....	<b>1</b>
<b>1. 調査研究の実施概要</b> .....	<b>1</b>
(1) 背景・目的 .....	1
(2) 実施内容 .....	1
<b>2. 検討委員会の概要</b> .....	<b>3</b>
(1) 体制 .....	3
(2) 開催状況 .....	3
<b>3. 報告書の公表方法</b> .....	<b>4</b>
<b>4. 本報告書における用語の使い方</b> .....	<b>4</b>
<b>第 II 章 文献調査</b> .....	<b>5</b>
<b>(1) 文献調査概要</b> .....	<b>5</b>
(1) 目的 .....	5
(2) 調査方法 .....	5
<b>2. 文献調査結果</b> .....	<b>6</b>
(1) 抽出した先行研究一覧 .....	6
(2) 先行研究による特別養子縁組の環境整備に関する主な課題（要点） .....	8
<b>第 III 章 児童相談所・民間あっせん機関アンケート調査</b> .....	<b>19</b>
<b>要旨</b> .....	<b>19</b>
<b>1. アンケート調査概要</b> .....	<b>22</b>
(1) 目的 .....	22
(2) 調査対象 .....	22
(3) 調査方法 .....	22
(4) 主な調査内容 .....	22
(5) 回収結果 .....	22
<b>2. アンケート調査結果</b> .....	<b>24</b>
(1) 児童相談所 集計結果 .....	24
(2) 児童相談所 個票集計結果（2021 年度の特別養子縁組の申立ケース） .....	46
(3) 児童相談所 クロス集計結果 .....	55
(4) 民間あっせん機関 集計結果 .....	60
<b>第 IV 章 児童相談所・民間あっせん機関インタビュー調査</b> .....	<b>77</b>
<b>要旨</b> .....	<b>77</b>
<b>1. インタビュー調査概要</b> .....	<b>79</b>
(1) 目的 .....	79

(2) 調査対象 .....	79
(3) 調査方法 .....	79
(4) 主な調査内容 .....	79
<b>2. インタビュー調査メモ .....</b>	<b>80</b>
(1) 愛媛県福祉総合支援センター .....	80
(2) 静岡県西部児童相談所 .....	83
(3) 兵庫県中央こども家庭支援センター .....	87
(4) 栃木県中央児童相談所 .....	90
(5) 山形県中央児童相談所 .....	94
(6) ベアホープ .....	97
(7) 環の会 .....	102
(8) みぎわ .....	106
<b>第 V 章 養子縁組当事者団体インタビュー調査 .....</b>	<b>111</b>
<b>要旨 .....</b>	<b>111</b>
<b>1. インタビュー調査概要 .....</b>	<b>112</b>
(1) 目的 .....	112
(2) 調査対象 .....	112
(3) 調査方法 .....	112
(4) 主な調査内容 .....	112
<b>2. インタビュー調査結果 .....</b>	<b>113</b>
(1) 特別養子縁組家庭支援団体「Origin」 .....	113
(2) 特別養子縁組グミの会・NPO 法人特別養子縁組支援グミの会サポート .....	116
<b>第 VI 章 養子縁組の支援に関する養子・養親アンケート調査 .....</b>	<b>121</b>
<b>要旨 .....</b>	<b>121</b>
<b>1. アンケート調査概要 .....</b>	<b>123</b>
(1) 目的 .....	123
(2) 調査対象 .....	123
(3) 調査方法 .....	123
(4) 主な調査内容 .....	123
(5) 回収結果 .....	124
<b>2. アンケート調査結果 .....</b>	<b>125</b>
(1) 養子アンケート 集計結果 .....	125
(2) 養親アンケート 集計結果 .....	148
<b>第 VII 章 調査研究の総括 .....</b>	<b>173</b>
1. 選択肢として養子縁組を検討するケースの判断基準 .....	173
2. 自機関で適切な養親候補者が見つからない場合の対応 .....	174
3. 縁組成立後の継続支援 .....	175

4. 支援体制の整備	178
<b>第 VIII 章 特別養子縁組推進のための主な課題への対応策（案）と取り組み事例</b>	<b>179</b>
I. 選択肢として特別養子縁組を検討するケースの判断基準	183
II. 児童相談所長による申立の活用	186
III. 自機関で適切な養親候補者が見つからない場合の対応	188
IV. 縁組成立後の継続支援	189
(1) 相談及び当事者交流支援	189
(2) 出自を知る権利の保障	191
V. 支援体制の整備	193
(1) 支援体制の強化	193
(2) 経済的支援の拡充	195
<b>第 IX 章 資料編</b>	<b>197</b>
1. 参考文献	197
2. アンケート調査票	200

図表 II-1 先行研究一覧	6
図表 II-2 特別養子縁組の支援プロセス及び体制整備に関する主な課題	8
図表 III-1 回収結果	22
図表 III-2 職員体制	24
図表 III-3 里親担当者数及び常勤の里親担当者数の分布	24
図表 III-4 2021年度の特別養子縁組の申立件数	24
図表 III-5 各児童相談所における2021年度の特別養子縁組の申立件数の内訳	25
図表 III-6 2021年度に特別養子縁組を検討したものの中の申立に至らなかったケース数	25
図表 III-7 2021年度に特別養子縁組を検討したものの中の申立に至らなかったケース数の分布	25
図表 III-8 2021年度に申立に至らなかったケースの主な理由の内訳	26
図表 III-9 特別養子縁組前提の委託で、養育困難により2021年度に措置変更となったケース数	27
図表 III-10 2020年度及び2021年度における特別養子縁組の成立件数	27
図表 III-11 各児童相談所の2020年度及び2021年度における特別養子縁組の成立件数の内訳	27
図表 III-12 2020年度及び2021年度における子が15歳以上の特別養子縁組の成立の有無	28
図表 III-13 2020年度及び2021年度における子が15歳以上の特別養子縁組の成立件数	28
図表 III-14 2020年度及び2021年度における児童相談所長申立のケース数の内訳	30
図表 III-15 2020年度及び2021年度における児童相談所長申立のケース数	30
図表 III-16 2020年度及び2021年度に児童相談所長申立をしたケースの主な理由の内訳	31
図表 III-17 2020年度及び2021年度に児童相談所長申立をしたケースにおける	32
図表 III-18 2020年度及び2021年度に養親候補者未定で児童相談所長申立をしたケース数	32
図表 III-19 特別養子縁組制度の改正に関して行った取り組みの内訳（複数回答）	32
図表 III-20 厚生労働省通知を活用した情報の記録状況の内訳	34
図表 III-21 養子の実方の家族との連絡・交流に関する継続支援の実施状況の内訳	34
図表 III-22 自機関でのあっせんに限らず、養親子関係に問題が生じて、2021年度に相談を受けたケース数	35
図表 III-23 自機関でのあっせんに限らず、養親子関係に問題が生じて、2021年度に相談を受けたケースの児童の平均年齢	35
図表 III-24 自機関でのあっせんに限らず、養親子関係に問題が生じて、2021年度に相談を受けたケースの児童の年齢内訳	36
図表 III-25 選択肢として特別養子縁組を検討するケースの内訳（複数回答）	38
図表 III-26 養親候補者が見つからない場合の養親候補者を探す方法（複数回答）	39
図表 III-27 特別養子縁組に関して独自に明文化した手引き等の有無	39
図表 III-28 ケース開始時点の児童の年齢内訳	46
図表 III-29 養親候補者に委託される直前の措置等の形態の内訳	46
図表 III-30 養親候補者に委託される直前の養育場所の内訳	47
図表 III-31 養親候補者に委託される以前の一時保護または一時保護委託の合計期間	47
図表 III-32 養親候補者に委託される以前の措置の合計期間	48
図表 III-33 養親候補者に委託された時点の特別養子縁組の前提の有無	49

図表 III-34 養親候補者に委託された時点の児童の年齢内訳及び特別養子縁組の前提の有無 .....	49
図表 III-35 養親候補者に委託された時点の障害や疾病等の特別なケアニーズの有無 .....	50
図表 III-36 特別養子縁組申立後の成立状況の内訳.....	51
図表 III-37 特別養子縁組申立時点の児童の年齢内訳及び申立後の成立状況の内訳 .....	52
図表 III-38 養親候補者に委託されてから特別養子縁組の申立を行うまでの期間 .....	53
図表 III-39 特別養子縁組の申立時点における実方の父母の同意の有無 .....	53
図表 III-40 国際養子縁組の状況.....	54
図表 III-41 常勤の里親担当者数と 2021 年度の申立件数 .....	55
図表 III-42 全件児童相談所長申立の方針の有無と、2020 年度及び 2021 年度の児童相談所長による申立件数.....	55
図表 III-43 選択肢として特別養子縁組を検討するケースの基準と、2021 年度の申立件数 .....	56
図表 III-44 選択肢として特別養子縁組を検討するケースの内訳（複数回答） .....	56
図表 III-45 児童相談所内で養親候補者が見つからない場合に養親候補者を探す方針と、2021 年度の申立件数.....	57
図表 III-46 特別養子縁組に関して独自に明文化した手引きの有無と、2021 年度の申立件数.....	58
図表 III-47 2021 年度の申立件数と、厚生労働省通知を活用した情報の記録状況 .....	58
図表 III-48 2021 年度の申立件数と、養子の実方の家族との連絡・交流に関する継続支援の実施状況 .....	59
図表 III-49 職員体制 .....	60
図表 III-50 養子縁組あっせん事業の担当者数及び常勤の担当者数の分布 .....	60
図表 III-51 2021 年度の特別養子縁組の申立件数 .....	60
図表 III-52 各民間あっせん機関における 2021 年度の特別養子縁組の申立件数の内訳 .....	61
図表 III-53 2021 年度の特別養子縁組申立時点の児童の年齢内訳 .....	61
図表 III-54 2021 年度に申立をしたケースにおける、養親候補者に委託される直前の養育場所の内訳 .....	62
図表 III-55 2021 年度に申立をしたケースにおける、国際養子縁組の状況 .....	62
図表 III-56 2021 年度に申立をしたケースにおける、申立後の特別養子縁組の成立状況の内訳 .....	63
図表 III-57 2021 年度に申立をしたケースにおける、申立時点の障害や疾病等の特別なケアニーズの有無 .....	63
図表 III-58 2021 年度に特別養子縁組を検討したものの申立に至らなかったケース数 .....	63
図表 III-59 2021 年度に特別養子縁組を検討したものの申立に至らなかったケース数の分布 .....	64
図表 III-60 2021 年度に申立に至らなかたケースの主な理由の内訳 .....	64
図表 III-61 特別養子縁組前提の委託で、養育困難により 2021 年度に委託先が変更となったケース数 .....	64
図表 III-62 2020 年度及び 2021 年度における特別養子縁組の成立件数 .....	65
図表 III-63 各民間あっせん機関の 2020 年度及び 2021 年度における特別養子縁組の成立件数の内訳 .....	65
図表 III-64 2020 年度及び 2021 年度における子が 15 歳以上の特別養子縁組の成立の有無 .....	66
図表 III-65 2020 年度及び 2021 年度に、第一段階の手続きへの児童相談所長の関与の相談を行ったケース数の内訳 .....	66
図表 III-66 第一段階の手続きへの児童相談所長の関与にかかる相談を児童相談所に行ったケース数 .....	66
図表 III-67 児童相談所長申立としたかった主な理由の内訳 .....	67
図表 III-68 特別養子縁組制度の改正について行った取り組み（複数回答） .....	67

図表 III-69 厚生労働省通知を活用した情報の記録状況の内訳	68
図表 III-70 養子の実方の家族との連絡・交流に関する継続支援の実施状況の内訳	68
図表 III-71 自機関でのあっせんに限らず、養親子関係に問題が生じて、2021年度に相談を受けたケース数 .....	69
図表 III-72 自機関でのあっせんに限らず、養親子関係に問題が生じて、2021年度に相談を受けたケースの児童の平均年齢 .....	69
図表 III-73 自機関でのあっせんに限らず、養親子関係に問題が生じて、2021年度に相談を受けたケースの児童の年齢内訳 .....	70
図表 III-74 選択肢として特別養子縁組を検討するケース（複数回答） .....	72
図表 III-75 養親候補者が見つからない場合の養親候補者を探す方法（複数回答） .....	73
図表 VI-1 回収結果.....	124
図表 VI-2 性別.....	125
図表 VI-3 利用した制度 .....	125
図表 VI-4 現在の年齢 .....	126
図表 VI-5 養子縁組成立時の年齢.....	126
図表 VI-6 養子縁組の仲介機関 .....	127
図表 VI-7 養子縁組の成立から半年以降に、養子縁組の仲介機関に相談したいと思った経験.....	127
図表 VI-8 養子縁組の成立後、縁組に関連して支援を受けた先（複数回答） .....	128
図表 VI-9 支援を受けた経験がある場合、年齢を問わず1回でも受けた成立後支援（複数回答） .....	129
図表 VI-10 支援を受けた経験がある場合、年代ごとに受けた成立後支援（複数回答） .....	130
図表 VI-11 養子縁組の仲介機関からの支援に限らず、養子縁組成立後の社会的支援は十分か .....	131
図表 VI-12 養子縁組の成立前に重要だと思う支援（複数回答） .....	132
図表 VI-13 養子縁組の成立後、年代ごとに重要だと思う支援（複数回答） .....	133
図表 VI-14 養子であることを最初に知った年齢 .....	134
図表 VI-15 養子であることをどのように知ったか .....	135
図表 VI-16 実方の家族との交流の経験（複数回答） .....	135
図表 VI-17 実方の家族と交流経験がある場合の交流方法（複数回答） .....	136
図表 VI-18 実方の家族と交流経験がある場合の交流手段（複数回答） .....	136
図表 VI-19 自分の出自に関する情報を得ようと思った経験 .....	137
図表 VI-20 自分の出自に関する情報を得ようと思ったことがある場合に、実際に試みた経験 .....	137
図表 VI-21 自分の出自に関する情報を得ようと実際に試みた経験 .....	137
図表 VI-22 自分の出自に関する情報を得ようと思った時及び実際に試みた時の年齢 .....	138
図表 VI-23 自分の出自に関する情報を得ようと実際に試みた場合のアクセス先（複数回答） .....	139
図表 VI-24 自分の出自に関する情報を得ようと実際に試みた場合に希望する情報を得られたか .....	139
図表 VI-25 自分の出自に関する情報を得ようと実際に試みた場合に、希望する情報を得られなかった理由 .....	140
図表 VI-26 出自に関する情報へのアクセスについて、今後必要だと思う支援（複数回答） .....	140
図表 VI-27 実方の父母に関して必要だと思う記録（複数回答） .....	141

図表 VI-28 養父母に関して必要だと思う記録（複数回答） .....	142
図表 VI-29 養子に関して必要だと思う記録（複数回答） .....	143
図表 VI-30 性別 .....	148
図表 VI-31 利用した制度 .....	148
図表 VI-32 現在の年齢 .....	149
図表 VI-33 一番上の養子の年齢 .....	149
図表 VI-34 養子縁組成立時の養子の年齢 .....	150
図表 VI-35 児童相談所の養子縁組里親の登録 .....	150
図表 VI-36 養子縁組の成立時点に住んでいた地域からの転居の有無.....	151
図表 VI-37 養子縁組の仲介機関 .....	151
図表 VI-38 養子縁組の成立から半年以降に、養子縁組の仲介機関に相談したいと思った経験.....	152
図表 VI-39 養子縁組の成立後、縁組に関連して支援を受けた先（複数回答） .....	153
図表 VI-40 支援を受けた経験がある場合、年齢を問わず1回でも受けた成立後支援 .....	153
図表 VI-41 支援を受けた経験がある場合、子どもの年代ごとに受けた成立後支援（複数回答） .....	154
図表 VI-42 養子縁組の仲介機関からの支援に限らず、養子縁組成立後の社会的支援は十分か .....	155
図表 VI-43 養子縁組の成立前に重要だと思う支援（複数回答） .....	156
図表 VI-44 養子縁組の成立後、子どもの年代ごとに重要な支援（複数回答） .....	157
図表 VI-45 子どもに養子であることを伝えた年齢 .....	158
図表 VI-46 子どもに養子であることを伝えた方法 .....	159
図表 VI-47 子どもの実方の家族との交流の経験（複数回答） .....	159
図表 VI-48 子どもの実方の家族と交流経験がある場合の交流方法（複数回答） .....	160
図表 VI-49 子どもの実方の家族と交流経験がある場合の交流手段（複数回答） .....	160
図表 VI-50 子どもの出自に関する情報を得ようと思った経験 .....	161
図表 VI-51 子どもの出自に関する情報を得ようと思ったことがある場合に、実際に試みた経験 .....	161
図表 VI-52 子どもの出自に関する情報を得ようと実際に試みた経験.....	161
図表 VI-53 子どもの出自に関する情報を得ようとと思った時及び実際に試みた時の子どもの年齢 .....	162
図表 VI-54 子どもの出自に関する情報を得ようと実際に試みた場合のアクセス先（複数回答） .....	163
図表 VI-55 子どもの出自に関する情報を得ようと実際に試みた場合に希望する情報を得られたか .....	163
図表 VI-56 子どもの出自に関する情報を得ようと実際に試みた場合に、希望する情報を得られなかつた理由.....	164
図表 VI-57 出自に関する情報のアクセスについて、今後必要だと思う支援（複数回答） .....	164
図表 VI-58 実方の父母に関して必要だと思う記録（複数回答） .....	165
図表 VI-59 養父母に関して必要だと思う記録（複数回答） .....	166
図表 VI-60 養子縁組に関する記録として、養子に関して今後必要だと思う記録（複数回答） .....	167
図表 VIII-1 選択肢として特別養子縁組を検討する場合のフロー .....	183



# 第Ⅰ章 調査研究の概要

## 1. 調査研究の実施概要

### (1) 背景・目的

平成 28 年 6 月 3 日、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 63 号)が公布され、家庭養育優先原則が明記された。その後、平成 29 年 8 月 2 日には、国が設置した「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において「新しい社会的養育ビジョン」が提示され、特別養子縁組に関する法制改革及び支援体制の構築を推進するとともに、成立件数の増加を図ることが方針として示された。令和元年 6 月 14 日には民法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 34 号）が公布され、特別養子縁組の対象年齢の拡大及び家庭裁判所の手続きの合理化が実現した。

しかし、令和元年の法改正で新設された児童相談所長による申立は、令和 2 年には年間 77 件あったとされるが、特別養子縁組の成立件数は年間 693 件（令和元年は 711 件）に留まっており、制度が十分に活用されていない可能性がある（司法統計）。その背景には、近年の児童虐待相談対応件数の増加や職員の異動等に伴い、支援体制の構築や制度改革への対応、職員の支援ノウハウの蓄積等の課題があり、児童相談所によって取り組みに差があることが明らかとなっている（HITOTOWA, 2021）。

令和 3 年度の調査（政策基礎研究所, 2022）によれば、令和 2 年度における児童相談所の特別養子縁組の成立件数は平均 1.95 件（最小値 0 件、最大値 12 件）であり、成立件数は 0 件が 3 割となっているほか、養子縁組に関する相談業務に関わる職員のうち勤務経験が最長の方は、勤務年数が平均 4.3 年（最小値 0 年、最大値 30 年）となっている。民間あっせん機関においては、令和 2 年度には成立件数が 0 件の機関から 39 件の機関までが存在し、規模や支援方法も機関ごとに異なっている。また、当事者からは、定期的な訪問等の継続的な支援の重要性や当事者同士の交流を望む声が挙げられていることも示されている。

縁組成立後の家庭支援の強化が必要であることは、制度改正以前から指摘されており、今後、適切な制度の利用促進と支援の充実を図るためにには、当事者の求める支援のあり方を明らかにし、全国の児童相談所及び民間あっせん機関において継続的かつ安定的な支援が提供できる体制づくりや、職員の専門性を高めるための人材育成が必要となる。

そのため、本調査研究では、まず先行研究をもとに特別養子縁組の相談対応から縁組成立後支援までのプロセス及び体制整備に関する課題を俯瞰的に調査・整理する。その上で、児童相談所と民間あっせん機関を対象に、それらの実態及び課題を体系的に把握し、当事者の支援ニーズを調査・分析することを通じて、特別養子縁組推進のための環境整備に資することを目的とする。本調査の結果が、各機関で支援体制の強化や人材育成に活用され、特別養子縁組の推進と支援の拡充につながることを目指す。

### (2) 実施内容

#### 1) 文献調査

相談支援から縁組成立後支援までの一連のプロセスや体制整備に関する課題を全体的に把握するためには、これまでの国内の先行研究を体系的に収集・整理した。

調査方法は、国立国会図書館サーチ（NDL search）を利用し、「特別養子縁組」を検索キーワードに、直近10年間の研究論文や調査研究報告書を網羅的に収集した。加えて、ハンドサーチにより調査研究報告書を追加した。選定基準をもとにタイトル・本文スクリーニングによって特別養子縁組制度にかかる課題を取り扱う先行研究を選定し、先行研究から主な課題を抽出し・整理した。

## 2) 児童相談所・民間あっせん機関アンケート調査

児童相談所及び民間あっせん機関における相談支援から縁組成立後支援までの各段階における取り組み及び実態を把握するとともに、令和元年6月の法改正を経た現在の制度活用及び支援体制の整備にかかる実態や主な課題点等を収集するために、全国の児童相談所及び民間あっせん機関を対象に悉皆で行った。調査内容の検討には、文献調査及び検討委員会で整理した課題を枠組みとして活用した。

## 3) 児童相談所・民間あっせん機関インタビュー調査

文献調査及び児童相談所・民間あっせん機関アンケート調査で把握した、相談支援から縁組成立後支援の各段階や体制整備における主要な課題について、参考となる取り組みを収集するために、児童相談所（5機関）及び民間あっせん機関（3機関）の合計8機関にインタビュー調査を実施した。

## 4) 養子縁組当事者団体インタビュー調査

養子縁組当事者の支援においては、ピアサポートや当事者交流を含めた当事者活動は重要であることから、当事者団体の活動状況や課題を明らかにするために、養子縁組当事者団体（2団体）へのインタビュー調査を実施した。調査内容や手法については、検討委員会の助言を受けて決定した。

## 5) 養子縁組の支援に関する養子・養親アンケート調査

養子縁組の当事者の視点で、相談対応から縁組成立後支援までの望ましい支援のあり方を検討するため、18歳以上の養子及び18歳以上の子ども（養子）がいる養親を対象にアンケート調査を実施した。実施には、丁寧な趣旨説明が必要であると考えられることから、首都圏で活動を行う、当事者団体及び平成16年以前にあっせん事業を開始した民間あっせん機関の合計5団体に協力いただいた。対象者には当事者団体等を通じてWEBアンケートへの回答を依頼した。調査内容や手法については、日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針を参考とし、検討委員会で倫理的な観点での内容検討を行い決定した。

## 6) 報告書の作成

調査研究結果及び検討委員会での検討結果をとりまとめ、報告書を作成した。報告書には、各機関が今後の支援を検討する際に参考となるよう、「特別養子縁組推進のための主な課題への対応策（案）と取り組み事例」等を盛り込んだ。

## 2. 検討委員会の概要

### (1) 体制

本調査研究を実施するにあたり、専門的助言を得るために 7 名の有識者からなる検討委員会を設置した。

#### 【構成員】

- ・ 石川 美絵子氏 社会福祉法人日本国際社会事業団(ISSJ)常務理事
- ・ 影山 孝氏 東京都児童相談センター児童相談専門員
- ・ 川松 亮氏 明星大学人文学部福祉実践学科教授
- ・ 佐山 恵子氏 栃木県県南児童相談所所長
- ・ 高橋 温氏 新横浜法律事務所弁護士
- ◎ 林 浩康氏 日本女子大学人間社会学部社会福祉学科教授
- ・ 星野 寛美氏 特定非営利活動法人環の会代表

(敬称略・50 音順、◎は委員長)

#### 【調査実施者（事務局）】

- ・ 佐藤 祥子 株式会社 HITOTOWA
- ・ 西郷 民紗 株式会社 HITOTOWA
- ・ 青山 めぐみ 株式会社 HITOTOWA

#### 【調査実施協力（養子縁組当事者団体インタビュー及び養子縁組の支援に関する養子・養親アンケート調査協力）】

- ・ 徳永 祥子氏 立命館大学衣笠総合研究機構客員准教授

#### 【厚生労働省】

- ・ 久保 安孝氏 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課課長補佐
- ・ 三宅 華子氏 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課課長補佐
- ・ 國澤 有記氏 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課児童福祉専門官
- ・ 千島 良久氏 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課指導係長

### (2) 開催状況

検討委員会は全 5 回で以下の通り、開催した。

回数	開催時期	検討事項
第 1 回	2022/8/4	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 研究目的、内容、事業のゴール（成果物のイメージ）共有</li><li>・ 文献調査結果の報告</li><li>・ 児童相談所・民間あっせん機関アンケート調査項目案の検討</li></ul>

		・養子縁組の支援に関する養子・養親アンケート調査項目案の検討
第2回	2022/9/5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所・民間あっせん機関アンケート調査票の検討</li> <li>・児童相談所・民間あっせん機関インタビュー調査実施計画案の検討</li> <li>・養子縁組の支援に関する養子・養親アンケート調査票の検討</li> <li>・養子縁組当事者団体インタビュー調査実施計画案の検討</li> </ul>
第3回	2022/12/14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所・民間あっせん機関アンケート集計結果の報告</li> <li>・児童相談所・民間あっせん機関インタビュー調査結果の報告（途中経過）</li> <li>・養子縁組当事者団体インタビュー調査結果の報告</li> <li>・報告書の構成案の検討</li> </ul>
第4回	2023/2/13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養子縁組の支援に関する養親・養子アンケート集計結果の報告</li> <li>・児童相談所・民間あっせん機関インタビュー調査結果の報告</li> <li>・調査研究総括案の検討</li> </ul>
第5回	2023/3/8	・報告書案の検討

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討委員会			◎	◎			◎		◎	◎
1)文献調査										
2)児童相談所・民間あっせん機関アンケート調査			作成		配布・回収	集計				
3)児童相談所・民間あっせん機関インタビュー調査										
4)養子縁組当事者団体インタビュー調査										
5)養子縁組の支援に関する養子・養親アンケート調査			作成		配布・回収	集計				
6)報告書の作成										

### 3. 報告書の公表方法

株式会社 HITOTOWA の公式 WEB サイト (<https://hitotowa.jp>) にて公開した。

### 4. 本報告書における用語の使い方

- ・ 実方の父母：養子となった（となる）者の（実）父母（子どもの出生により、当該子どもの父母となるべき者も含む）
- ・ 養親候補者：養子縁組によって養親となることを希望する者または養親となる（べき）者  
なお、法令や既存の調査研究、本アンケート調査及びインタビュー調査から文章・用語を引用している場合の用語・漢字の表記方法は、当該引用元の表現に準じた。

## 第 II 章 文献調査

### (1) 文献調査概要

#### (1) 目的

これまでの国内の先行研究を体系的に収集することを通じて、相談支援から縁組成立後支援までの一連のプロセスや体制整備に関する課題を全体的に把握・整理することを目的とする。

#### (2) 調査方法

オンライン電子検索データベースを利用して、令和 4 年 6 月に研究論文及び調査研究報告書を収集し、レビューを行った。

##### 1. 選定基準

選定基準は、直近 10 年間（平成 24～令和 4 年）に発行された特別養子縁組制度またはその当事者（養子・養親・実方の父母）に関する研究論文であることを条件とし、インタビュー記事や判例に関する論説、制度や活動の紹介、要保護児童の養子縁組を主なテーマとしていないもの等は対象外とした。

##### 2. 検索方法

論文の検索には、国立国会図書館サーチ（NDL search）を利用し、検索キーワードは「特別養子縁組」とした。その結果、114 件がヒットし、加えてハンドサーチにより、厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業及び厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）の報告書 4 件を追加した。タイトル・全文スクリーニングを行い、重複及びトピックに当てはまらない 74 件を除外し、最終的に 44 件が抽出された。

## 2. 文献調査結果

### (1) 抽出した先行研究一覧

選定基準に基づいて抽出した先行研究は以下の通りである。なお、一連の研究で同じタイトルが使用されている場合は、発行年を明記し下表では1件とした。

図表 II-1 先行研究一覧

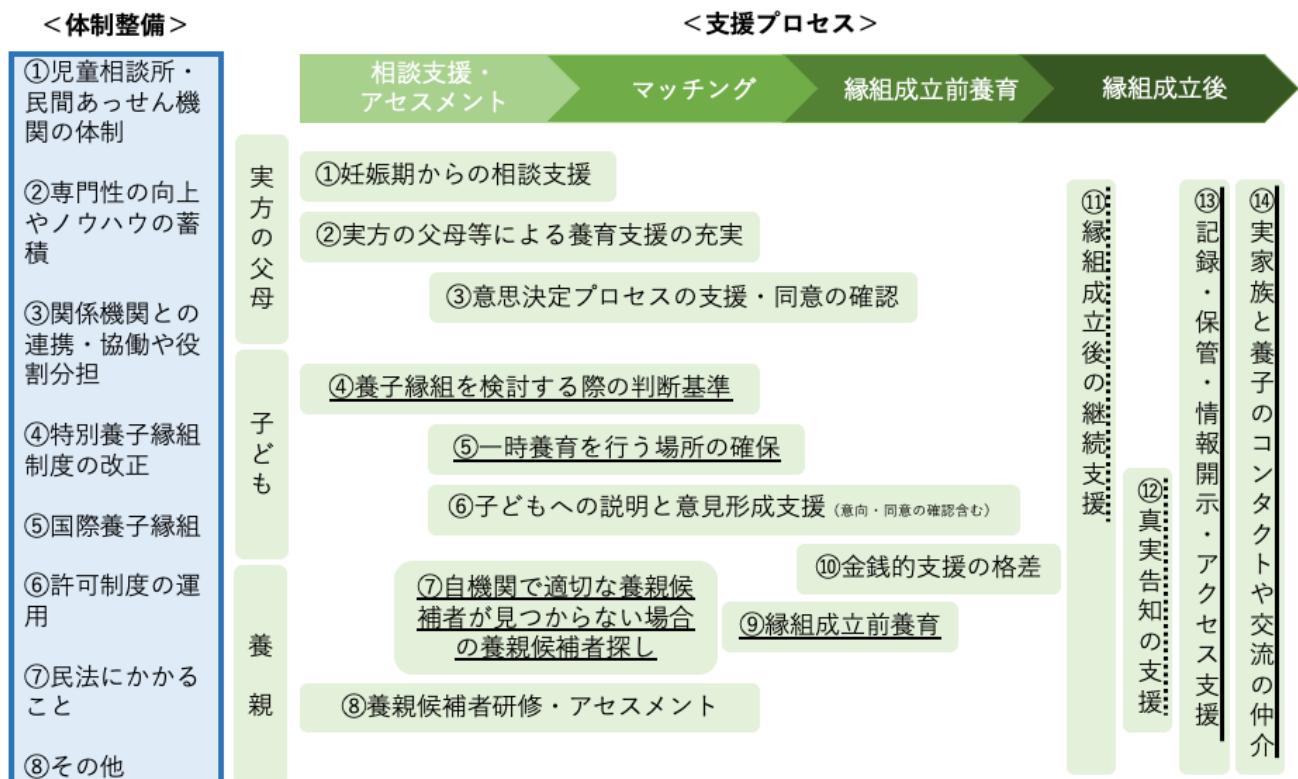
	著者	発行年	タイトル
1	川村 隆子	2012	「子のため」の特別養子縁組：民法改正との関連において
2	東山 巳奈子，福島 ひとみ，荻田 和秀，他	2013	親になる過程への支援：特別養子縁組の事例検討
3	由井 秀樹	2013	不妊治療を経て特別養子縁組を選択した患者の経験：特別養子縁組成立までのプロセスに着目して
4	奥田 安弘	2014	特別養子縁組に対する実親の同意時期に関する考察：ドイツ民法の立法理由を手がかりとして
5	鮫島 浩二	2014	特別養子縁組
6	白井 千晶	2014	妊娠葛藤・子の養育困難にある女性の養子に出す意思決定プロセスと公的福祉：特別養子縁組で子を託す女性の語りから
7	星野 寛美	2014	予期しなかった妊娠・出産・子育てに対しての相談：特別養子縁組制度を選択肢に含めたアプローチ
8	萬屋 育子	2014	児童相談所による特別養子縁組前提の新生児里親委託
9	林 浩康，他	2014、2015	国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーイングを考慮したその実践手続きのあり方に関する研究
10	川村 隆子	2015	児童福祉施設における特別養子縁組の実態調査と今後の課題
11	川村 隆子	2016	特別養子縁組における試験養育期間に関する一考察
12	鈴木 淳，山田 貴子，橋本 幸	2016	特別養子縁組の取組を通じての考察
13	赤尾 さく美，ロング朋子	2017	民間養子縁組機関による実親支援と養子縁組
14	赤木 拓人，新保 幸男	2017	特別養子縁組における「子の福祉」に関する研究：公刊された裁判例の分析から
15	岩崎 美枝子，藤林 武史	2017	特別養子縁組の機会保障をめぐって
16	喜友名 菜織	2017、2018	児童福祉型の他児養育制度としての特別養子縁組の展望(1)(2・完) 民法817条の6と同条の7を巡る判断枠組み
17	徳永 祥子	2017	特別養子縁組と「知る権利」：養子・養親・実親(アダプション・トライアングル)を視野にいれて

18	中安 恒太 , 伊東 享子	2017	日本における特別養子縁組の現状: こうのとりのゆりかごを参考に
19	林 浩康	2017	要保護児童を対象とした養子縁組の現状とその課題
20	牧野 千春	2017	我が国における社会的養護の現状と課題 : 里親制度・特別養子縁組を中心
21	梅澤 彩	2018	特別養子縁組法制の再検討 子の福祉の観点から
22	中辻 潔	2018	特別養子縁組あっせん機関との連携における医療ソーシャルワーカーの役割と課題
23	丸山 あけみ	2018	養子縁組支援の推進に関する一考察
24	小川 多鶴	2019	特別養子縁組 : 民間事業者の現場から
25	喜友名 菜織	2019、2020	特別養子縁組における実親の位置付けと縁組同意に関する考察(1) (2・完) ドイツ未成年養子制度の運用を手掛かりに
26	林 浩康	2019	特別養子縁組制度の改正と実践上の課題
27	ロング 朋子	2019	新生児特別養子縁組の実際 : 縁組三者のこころの揺れに伴走する
28	安藤 基子	2020	特別養子縁組を行った家族への支援の取り組み : 真実告知を通して生い立ちの整理を考える
29	石崎 優子 , 古川 恵美 , 池田 友美, 他	2020	里親制度への医療機関の理解度と里親・養親が小児医療従事者に望むこと
30	磯谷 文明	2020	特別養子縁組制度の課題 : 実務の視点から
31	富田 康子	2020	研究の動向(42) 「子どものため」の養子縁組 : 特別養子縁組の動向
32	野辺 陽子	2020	特別養子縁組から見えてきた「多様な親子」と支援の課題
33	HITOTOWA	2020	養子縁組あっせんにおける民間あっせん機関と児童相談所との連携や情報共有のあり方に関する調査研究報告書
34	平林 浩一	2020	里親委託等を推進するための指標の在り方に関する考察
35	山口 敦士	2020	特別養子縁組制度の改正
36	ロング 朋子	2020	民間あっせん機関における特別養子縁組の実践と課題 : 特に児童相談所との連携を視野にいれて
37	阿久津 美紀	2021	自らを証明するため、知るための記録 : 各国の状況から日本の特別養子縁組の記録と記録管理を考える
38	小川 多鶴	2021	民間あっせん団体から見た特別養子縁組支援とその実際
39	影山 孝	2021	子どもの福祉実現のための特別養子縁組制度の改正について
40	喜友名 菜織	2021	特別養子縁組制度と積み残された課題
41	窪田 充見	2021	特別養子制度について
42	HITOTOWA	2021	特別養子縁組制度の改正を踏まえた年齢要件の緩和及び手続の改正に係る事例に対する支援のあり方に関する調査研究報告書
43	森崎 智恵子	2021	民間との協働事例から考える特別養子縁組
44	政策基礎研究所	2022	特別養子縁組成立後の支援のあり方に関する調査研究報告書

## (2) 先行研究による特別養子縁組の環境整備に関する主な課題（要点）

先行研究で指摘された特別養子縁組の支援プロセス及び体制整備に関する主な課題を次のように分類した。

図表 II-2 特別養子縁組の支援プロセス及び体制整備に関する主な課題



上記の各項目に対して、先行研究で言及されていた主要な要点は以下の通りである。なお、あくまで要点のみを記載したものであるため、厳密な表記・表現は原文の参照が必要であることに留意が必要。

### <支援プロセスにおける課題>

#### ① 妊娠期からの相談支援

- 妊娠・出産・養育に悩む女性の相談支援機関を全国規模で開設する必要がある（林, 他, 2014, 2015）
- 妊娠相談窓口が増えているが、一定の枠組みの中で妊娠相談業務を行う行政窓口や電話受付のみの相談窓口ではニーズ対応が不可能なケースがある。また、多くの女性が複数の課題を抱えており、複数の窓口やリソースを連結させた支援計画が必要なため専門職チームでの対応が必要（赤尾・ロング, 2017）
- 子どもの委託に向けてプレッシャーにならないためにも、妊娠期に多額の生活費を民間養子縁組機関が提供するような支援は避けるべき。自分で子どもを育てることを決意した場合、その借金が足かせとなる（赤尾・ロング, 2017）

- 特定妊婦から金銭の支援を求める相談が急増しており、生活困窮は公的機関につなぎ、物品は現物支給にするなど金銭的支援の指針が必要（小川, 2021）。

## ② 実方の父母等による養育支援の充実

- 実親自らが子どもを養育することを選択した場合の支援について、必ず情報提供を行うと回答したのは半数の児童相談所にとどまる。実親のニーズや養育状況をよくアセスメントし、その結果に基づいたきめ細かい支援が必要（林, 他, 2014, 2015）
- 妊娠期に障害の有無が判明しやすくなつたため、妊娠期からの障害児相談が激増している。障害児が産まれても、実親が「現実的に」養育していくことができるような社会体制と理解がない限り、解決されない（小川, 2019）。
- 児童福祉制度としての機能を発揮し、縁組当事者にとって最善の選択肢をもたらすためには、何よりも親子断絶に至らずとも養育可能な環境が整えられる必要がある。匿名による相談体制の充実、一人親で非正規雇用者でも育児と労働を両立できる社会的環境の整備、子の養育と親子の交流を保障した養育里親の充実、母子支援施設の提供といった手厚い支援が不可欠。その上で、子の利益および子の福祉に特化した制度設計の修正、身近な頼れる存在と社会的資源に繋がり、かつ様々な選択肢を吟味できる環境が必要（喜友名, 2019、2020）
- 実親による家庭生活を支援する在宅での養育サービスの充実を図ること（影山, 2021）
- 一定期間、交流がない子どもの保護者には実親子の関係を途切れさせることなく、家庭復帰に向けた働きかけを行うこと（影山, 2021）
- 子どもの立場から親族養育の可能性を検討すること（影山, 2021）

## ③ 意思決定プロセスの支援・同意の確認

- 養子縁組の意思決定に影響する要素は①フォーマルな福祉へのアクセス②インフォーマルな福祉へのアクセス③自分が養育しないことを最善とみなす④人工妊娠中絶の非選択⑤養子縁組以外の選択肢の非選択⑥若年である。また、意思決定に伴走者がいない事例もある。ワンストップ型の伴走者が、女性と相互作用しながらニードを見立て、必要なサービスにつなげていくべき（白井, 2014）
- 養子縁組を進めるにあたり、7割の児童相談所が家庭裁判所に申立てを行う際に実親に再確認を行うと回答、3割は一度同意が取れてしまえばよしとしており、対応に大分差がある。実親への再確認は必須と思われる（林, 他, 2014, 2015）

## ④ 養子縁組を検討する際の判断基準

- 児童相談所は、どのような場合に特別養子縁組を活用していくべきかのガイドラインができるおらず、手探り状態（影山, 2021）

## ⑤ 一時養育を行う場所の確保

- 養親が子どもを監護する直前の子どもの居場所は、児相は児童養護施設等が多い一方、民間養子縁組機関はベビーシッターが最も多く、子どもの状況把握が困難であるとともに、不安定な状況に置くこととなる。児相と連携し里親家庭に一時保護委託する等の方策も検討する必要がある（林, 2017）

## ⑥ 子どもの説明と意見形成支援（意向・同意の確認含む）

- 養子候補者の意思確認及び同意の問題に関しては、児童相談所等が養親候補者の特別養子に対するこだわりを和らげるよう努めるべき。重要なのは、養親と養子との関係性であり、申立前に適切なカウンセリングの機会を設けることは、真剣に検討されて良いのではなかろうか（磯谷, 2020）
- 養親となる夫婦の意向を忖度することなく、子どもの意思確認をどのように行うかは大きな課題。第三者の立場で子どもの相談を受け止め、子どもの意思形成の手伝いができる仕組みが求められる（影山, 2021）
- 子どもへの説明については、説明者によって内容にばらつきや不足がないよう説明すべき内容の指針となるようなものを作成することが必要となる（HITOTOWA, 2021）

#### ⑦ 自機関で適切な養親候補者が見つからない場合の養親候補者探し

- 管外委託を実施する際、「管外委託を検討することが望ましいケース」「マッチングを判断するための情報提供内容」「養親候補者と児童との交流時の支援体制」「委託後の支援体制（申立て手続き等を含む）」に関して複数の関係機関における連携・役割分担について国が一定の指針を示す必要（林, 他, 2014, 2015）
- 児童相談所では養子縁組を希望する里親が順番待ちをしている一方で、民間あっせん機関の中には、あっせんを行いたくても条件を満たす養親候補者が少ないと感じている団体もある（牧野, 2017）
- 管内で養親が確保できない場合、管外や都道府県を超えた他児相と連携して養親の確保に勤めている児相も存在するが、各児相の努力に委ねられている。十分に養親確保に努めたという根拠が極めて曖昧な状況の中で、国際養子縁組が行われている実態や施設入所が長期化する実態もある（林, 2017）
- 民間あっせん機関は、養子を受けられる養親がいるか、いないかによって相談に応じている現状があり、障害児に関する相談は傾聴せずに終了していることもある。相談支援は特別養子縁組を目標に行うものではなく相談者の利益を最優先に考えるべき（小川, 2021）。

#### ⑧ 養親候補者の研修・アセスメント

- 養親の適格性、実親の同意を猶予する期間、縁組方式、必要経費等についてのガイドライン、及び記録様式・アセスメント項目等の共通フォーマットが必要（林, 他, 2014, 2015）
- 里親認定のための審議会の年間開催回数は格差が大きく、また審議会に提出される資料内容の格差も大きい。ある程度の標準化が必要（林, 2017）
- 今後は養親資格の拡大（内縁夫婦、単身者、異性・同性カップルへの適用）についても検討していく必要がある（梅澤, 2018）
- 大人に傷つけられ、養育を放棄された子どもたちの中には、大人への信頼を持てず、心に深い傷を負っていることや他者との関係構築が難しいことが多い。そうした子どもたちを受け止めていく養親の育成は課題（小川, 2019）
- 養親を希望者から選別するのではなく、あっせん機関が親としての育ちを支援していく役割を果たすことが求められる。不妊による傷つきをなおざりにして養育を行うことは多くの問題を引き起こしかねない（ロング, 2019）

#### ⑨ 縁組成立前養育

- 試験養育期間中の医療機関での治療について、実親の承諾が必要だが、養親に無用の心労を与えることがある。アレルギーの問題などは養親に伝えられる必要があり、試験養育期間における細かな法の対応が必要（川村,2015）
- 試験養育期間は、限定された期間だからこそ明確な法的安定性が必要であり、ましてや、要保護性が認められる子の生活環境について、万全な安定性を明確に確保することは何よりも重視されるべきである（川村, 2016）
- 里親・養親が医療機関を受診して困った経験は、「子どもの実家族の病歴に関する情報提供」「医療券（受診券）の理解がない」「養親と子の姓が違うことへの無理解」「予防接種の同意書への署名」などがある。小児医療従事者の多くが里親・養親の医療制度を理解していない（石崎・古川・池田, 他, 2020）

#### ⑩ 金銭的支援の格差

- 養子縁組を希望する者の里親登録は、自治体によって異なり、縁組成立までの経済的支援の格差を生み出している。また、民間養子縁組機関では、あっせん手数料の支払いを求められる場合が多い。縁組前委託費及び縁組手当の創設を公民一貫して検討できないだろうか（林, 2017）

#### ⑪ 縁組成立後の継続支援

- 産科医療機関での新生児の養子縁組が期待されているが、子どもの人生を見据えた支援には、長期間に及ぶ子ども・育ての親のサポート、産みの親との交流などのきめ細かい支援が必要であり、医療の片手間では済まない。医療と福祉、民間と公的機関が連携し、サポート体制が必要（星野, 2014）
- 養子縁組家庭の支援を行う新たな枠組みを作ることが求められる。記録の永久保存、出自に関する支援、真実告知に関する支援、養子縁組家族の交流の場づくりなどが今後求められる支援として想定される。例えば、里親支援機関が養子縁組家庭の支援も行うなど、役割を明確化する必要がある（林, 他, 2014、2015）
- 児相の支援の継続が困難な理由として、里親会の退会、縁組成立後の登録の抹消、養親からの支援拒否、民間養子縁組機関では転居後の住所の不明があげられている。登録者の情報を一元管理し、養親候補者の探索システムや縁組後支援をより確実に提供できるよう転居者の把握が必要（林, 2017）
- 不調を避けるためには、養親の育成と審査、また委託後の長期的な養子縁組親子の支援や真実告知など取り組むべき課題は大きい（赤尾・ロング, 2017）
- 養子縁組家庭は一般家庭と同様に捉えられ、縁組後里親登録を抹消する児相がほとんどであった。それは、縁組後の社会的支援を具体化する上での課題でもある。社会的支援の活用は養親の意思に委ねられる傾向にある（林, 2019）
- 産みの親への支援、当事者である子どもの交流、代弁者制度をつくるなど、養親・産みの親・子どもの三者への支援が必要（安藤, 2020）
- 里親・養親は子どもの既往歴や実家族の病歴聴取に困惑していること、小児科医に心身の様々な問題を相談したいと考えていることが明らかとなっており、小児医療従事者が支援することが重要（石崎・古川・池田, 他, 2020）

- 高年齢児の受託家庭の確保に向けて、民間活用により間口を広げることは評価できるが、委託後の頻回訪問による養育状況確認や、長期にわたる養育困難に対する支援を提供することは難しく、役割分担も必須。受託家庭を地域に根ざした支援につなげていくためにも、官民連携は不可欠（ロング, 2020）
- 成立後も養子・養親・実方の父母へ相談支援を行うべきことが法令等で規定されているが、実方の父母への支援や指導措置が解除となった以降の養子・養親への長期的な支援のあり方が課題（HITOTOWA, 2021）
- 縁組成立後 6 ヶ月以降においても個別のニーズに合わせて、家庭訪問や相談支援を継続することも検討されることが望まれる。いつでも相談に来て良いと伝えて当事者にとってはハードルが高く、そこをどうつなぐかやつなぎ先を確保することが課題。時間の経過によって支援ニーズは変わるため、継続的で多様な支援が求められている（政策基礎研究所, 2022）

#### **⑫ 真実告知の支援**

- 真実告知は、ほぼ養親が行うこととなるため、告知のプロセスをより豊かにし、多岐にわたる手段を用いていくには、支援機関が「情報」と「ストーリー」を伝えていく必要がある（赤尾・ロング, 2017）
- 養親による真実告知がない限り、養子は真実を知らずに一生を終える可能性があり、真実告知に関する支援が必要（梅澤, 2018）
- 幼少期から一律に真実告知を行うことや子どもに伝える内容に関して異議も提示されており、時期や伝える内容を含めて在り方について検討を要する（林, 2019）
- 中途養育、非血縁親子であるということに養親や里親が抱える子育ての不安は、実親子以上のものである。真実告知は、親子の絆にほろびができるのではないかという不安感を与える。養親の気持ちを理解しつつも、消極的な考えにならないように寄り添って支援することが重要（安藤, 2020）
- 多様な親子に対する支援は「社会経済的な不利益や貧困に対する支援」「家族関係の調整に関する支援」「心理面での支援」が必要。養子への心理面の支援には、多様な当事者に応えられる多様な支援のストーリーと多様な技法が必要になるのではなかろうか（野辺, 2020）

#### **⑬ 記録・保管・情報開示・アクセス支援**

- 養子となった者からの問合せがあった場合に、情報提供した児相が 3 分の 2 あったが、残り 3 分の 1 は提供していない。提供した内容も様々であり、伝えるべき内容を整理し、どこの児相でも同じように提供できる体制を作ることが望ましい（林, 他, 2014、2015）
- 記録・データは、国（厚労省）又は児童相談所等の公的機関が管理（一元管理）することが必要（林, 他, 2014、2015）
- 日本では、委託時の子どもの年齢が低いために、自身の記憶を頼りに過去に向き合っていくことは不可能。出自を知る権利を保障するには、周りの大人が子どもに属する情報を管理し、子どもが「その父母を知る」ために必要な手段を講じることができるようになることが必須（赤尾・ロング, 2017）

- 記録、戸籍等の保存のあり方は課題が指摘されてきた。民間養子縁組機関が廃業した場合の記録保存のあり方も課題があり、一元的管理の必要性も指摘される。生みの親の「知られない権利」との整合性について戸籍開示の抑制のあり方も検討を要する（林, 2017）
- 特別養子縁組を社会的養護の必要な子どもの永続的な養育を保障するための選択肢にするのであれば、データの基礎項目を共有すること、戸籍や家庭裁判所関連書類の開示範囲、開示年齢等の再考、各機関のアフターケアの明確化及び義務化、記録の存在についての広報活動が必要（徳永, 2017）
- 特別養子縁組の要件緩和に伴い成立件数が増加すれば、出自を知る権利を巡る問題や関係当事者相互の情報アクセス、面会交流に関する問題はより顕在化するため、当事者支援の制度設計の検討が必要（梅澤, 2018）
- 厚労省の通知は評価できる一方で、実父母に情報提供の同意を取る時期、同意の撤回の対応や方法などはそれぞれに委ねられている。記録する情報、情報の残し方、記録の作成は団体間でのすり合わせが必要（阿久津, 2021）。
- 裁判所の記録は本人が成人し、自分で裁判所の記録にアクセスできる年齢に達するまで、保管の年数を延長する必要がある（小川, 2021）。
- 民間あっせん機関の職員も行政職員同様に異動や離職、退職があり、民間ゆえ、閉業する機関もある。ケース担当でない職員や機構は、十分な対応が難しい場合があるため、委託時にきちんと説明が必要（小川, 2021）。
- 行政・民間とも年々蓄積データが増えていくことを考えると、一元管理の必要性を検討すべきではないか。また、厚労省の通知によれば、「養子の生命及び身体の保護のため、実父母の同意がなくとも養子となった児童又は養親に提供することができる」とあるが、これ以外の情報については、現状では、実父母の同意がなければ提供が難しい。今後、情報を具体的に類型化し、類型ごとに開示の可否や手続等のルールの検討が必要（政策基礎研究所, 2022）

#### ⑭ 実家族と養子のコンタクトや交流の仲介

- 「セミオープンアダプション」は、実親側ではプライバシーが守られ、子どもの様子がわかる安心感があり、悲しみや自責の念からの回復につながる。養親側は、実親の思いがわかるため安心でき、実親の病歴や体質、委託前の子どもの状況を後から聞くことが可能。子ども側も自分が何者なのかを理解し、自己肯定感を持てるといった点で三者に意義がある（赤尾・ロング, 2017）。
- 子の育ちに重要な存在である大人（養子の実方血族・児童相談所や民間あっせん団体の職員・里親等）が縁組成立後も養子と継続的なつながりをもつことについては、これまで十分な議論がなされていない。また、実親から養親に関する情報提供の問合せに対応していない児童相談所もある（梅澤, 2018）
- セミオープンアダプションは、子ども・養親ともに負担が少ない手法であるが、あっせん機関による長期支援に備えた事業の枠組みが必須であり、支援が煩雑になりやすいため、ケースワーカーの負担は大きい（ロング, 2019）

- 欧米では1980年代以降、縁組当事者たちが自らオープンアダプションを選択した場合の有効性が確認されている。オープンアダプションの効果やそこで育つ子どものアイデンティティ形成についての研究は乏しい（富田, 2020）
- 養親の考え方で実親子の交流が判断されているが、本来は子どもの安定した生活を確保することを目的にすべき。どのような形で実親との交流を行うことが良いのかは、子どもの立場で判断されることが必要（影山, 2021）。
- 転居等で実親子の交流支援を児童相談所や民間あっせん機関ができなくなった場合や支援機関が交流に消極的な場合に、必要に応じて交流の仲介を図る第三者の検討が必要（影山, 2021）。
- 出自を知る子の権利の保障や交流の利益の確保は、当事者に痛みを残すような親子断絶の方法では達成されない。成立前後に及ぶ支援を官民の連携で行うことも今後の課題（喜友名, 2021）
- 養子、養親、実親との連絡、交流について、法で策定されたルール作りが必要（小川, 2021）
- 双方の権利と個人情報を守るために、法定代理人が仲介し、子どもの権利を主として、慎重に書類の取得、開示、つなぎを行うことが大切（小川, 2021）
- 高年齢で養子縁組をして実家庭の記憶や愛着がある場合や、実家族との再会を子どもが望む場合など、子どもを支援する観点から、実家族と子どもの交流について検討した方が良いのではないか（政策基礎研究所, 2022）

## <体制整備>

### (1) 児童相談所・民間あっせん機関の体制整備

#### ○児童相談所

- 国が示す児童福祉司の配置基準が改善され、児童福祉司の数は増えても里親業務専任をおく児童相談所はまだまだ少ない（萬屋, 2014）
- 里親・養子縁組業務に各所別で専任を配置し、養子縁組に関する何らかのガイドラインを作成する必要がある（林, 他, 2014, 2015）
- 本県でも標準化された支援の手引きが作成されることが望ましい。また、迅速な対応には各児童相談所単位において事例を想定し、市や地域の医療機関との間で共有し、システムとしての構築が必要（鈴木・山田・橋本, 2016）
- 里親および養子縁組業務体制に関しては、自治体間格差が大きい（林, 2017）
- 相当な専門性と経験の蓄積が必要であるにもかかわらず、虐待通告の対応に人が取られてしまい、特別養子縁組に十分な人材を投入するための余裕がないのが現状ではないだろうか（岩崎・藤林, 2017）
- 職員が多忙で、里親に関する業務が後回しになりがちといった状況を改善し、里親の養育不調を減らすには、里親業務専任の職員を置く、里親支援専門相談員の充実を図るなど、余裕を持って業務にあたれる体制が必要（牧野, 2017）
- 緊急対応を求められる児童虐待相談が優先され、家庭復帰支援が後手に回ってしまう傾向があるため、児童相談所や施設職員の充実が必要（影山, 2021）

#### ○民間あっせん機関

- 許可された事業所には経済的支弁が必要（林, 他, 2014, 2015）

### (2) 専門性の向上、ノウハウの蓄積

- 児童相談所が養子縁組の相談や助言を行っていくに当たっては、養親希望者が抱える課題の克服に関わり、必要な力量を高める支援や、縁組成立後も養親が気軽に相談できる仕組みを整えている団体のノウハウを共有していくことも求められる（牧野, 2017）
- 特別養子縁組を前提とした新規里親委託がない児相が4割、1児相当たりの平均値は1.4件であり、十分に縁組を前提とした里親委託の経験を積むことが困難。そのような実態が縁組を抑制する悪循環が存在する（林, 2017）
- 行政と民間の協働も増加傾向にあるが、専門的知見を持って支援できている自治体、支援機構は非常に少ない（小川, 2019）
- 児童相談所は特別養子縁組の成立件数が少なく、支援を行う際のノウハウやスキルの共有も課題（HITOTOWA, 2021）

### (3) 関係機関との連携/協働や役割分担

- 関係機関・公的機関との連携方法、役割分担を明確にする必要がある（林, 他, 2014, 2015）
- 事前に、養父母と児童相談所及び医療職者が積極的に話し合い、養父母が課題としている内容に多職種で協働して取り組むことがスムーズな受け入れにつながる。事例を蓄積し、標準化が必要（東山・福島・萩田, 他, 2013）

- 医療機関の多くが特別養子縁組制度と意義を十分に理解できておらず、公的機関はまだしも、民間あっせん事業者との連携は心理的抵抗が増強する。MSW の立場から医療従事者にどう働きかけ、啓発するか課題（中辻, 2018）
- 縁組後の支援を含め、縁組が適正に機能するための各機関と市町村、児相間、児相と民間、民間機関間といった多様な連携による縁組支援システムの構築が急務（林, 2019）
- 官民連携については、手続きにおける整備が不十分なうえに、自治体による対応の温度差が大きい（ロング, 2020）
- 医療機関では、あっせん機関との連携を拒否して電話連絡も受け付けず、子どもの委託は敷地外で行う、1ヶ月健診受診先への紹介状は書かないなど条件づけることもあり、実親と養親の負担を大きくしている（森崎, 2021）
- 行政側からはいまだ民間あっせん機関に対する理解不足や自治体ごとに判断が異なることで円滑な連携が取れていない（森崎, 2021）

#### **(4) 特別養子縁組制度の改正**

- 縁組成立が遅滞化する背景には、施設入所の長期化がある。一方、早期に養子縁組里親に委託しているにも関わらず成立が6歳以降のケースもある。里親として養育することで得られる経済的メリットや子どもの状況の見極めなども考えられ、年齢要件の引上げにより遅滞化が促進され得る（林, 2019）
- 年齢の高い子どもの縁組の場合、子どもの資質等で子どもを選択する養親の増加や、養親と子どもとの関係形成の困難なども予測され成立後支援の必要性がより高まった（林, 2019）
- 養親候補者による申立ての先延ばしのリスクに関しては、養親候補者に対し、早期に申立てをするよう強く促す必要がある（磯谷, 2020）
- 養子縁組を予定していなかった里親委託について、実親は児童相談所に対し、いずれ家庭復帰させるということで里親委託に同意したのに、子どもを取られたと苦情を述べる事態も想定される（磯谷, 2020）
- 解釈論として今後問題となることが予想されるのは、年齢要件の例外とされる場面。それまでに申立てがなされなかつたことについての「やむを得ない事由」の理解。養親となる者の迷い、躊躇には慎重であるべき（窪田, 2021）
- 制度改正に関する取り組みについて、「特に何もしていない」と回答したのは児童相談所が41.5%、民間あっせん機関が26.3%だった。児童相談所は成立件数が少ないことも影響していると推察されるが、新たな制度の課題も指摘されており児童相談所や自治体単位で対応が必要（HITOTOWA, 2021）
- 児童相談所からは、児童相談所長申立てを行うケースの判断基準や要件が定まっていないことへの懸念が示され、児童相談所長申立てを行う際の判断基準の明確化が必要。また、民間あっせん機関のケースで第一段階の申立てを先に行うことが望ましいと思われるケースがあった場合に、児童相談所とどのように連携して対応すべきか課題（HITOTOWA, 2021）
- 年齢差要件を実体法上のルールとしては設けなかったが、家庭裁判所に「適切な判断」を求めるることには無理があるように思われる（窪田, 2021）

#### **(5) 国際養子縁組**

- 都道府県単位を越えたマッチングを実施するなどのルールを検討する必要がある（林, 他, 2014, 2015）
- 障害や医療的ケアが必要である子どもを喜んで受託する日本人夫婦は極めて少ない。児童の権利条約では、出身国での養育が保障されていれば、養親候補者の方または双方が外国籍であることは要求されていない。日本人夫婦の社会的養護下の子どもへ対する理解と、「国内委託優先の原則」の定義の見直しの上で、国際的な養子縁組の官民連携を推進すべき（ロング, 2020）
- 外国にルーツを持つ親子が増えたが、そういった渉外事例に対し相談援助ができる相談窓口の開設及び支援体制の構築が求められる（小川, 2019）

#### (6) 許可制度の運用

- 経過措置もあり、一定の手数料の徴収など法が実際に施行されても、これまで指摘された問題が直ちに解消されると云えない課題が残る（丸山, 2018）
- 事業許可の判断、事業の監視等についてさける人的資源等については、都道府県によって大きな差異があることは否定できない（窪田, 2021）
- ある県で許可を得た機関の事務局を「本部」、遠方の他県に窓口を構えたものを「支部」と呼び、実態としてそれぞれ独立しているかのように事業を行っている場合、事故が起きた場合にどう対処するのか（小川, 2021）。

#### (7) 民法等にかかること

##### ○同意要件、要保護要件

- 子の健全な育成と将来への貢献を考える「子のため」よりも、出生を含めた親から子に対する方向性を重視した「子のため」の制度であるという見方が色濃い。本当に「子のため」になるのかどうかの検討が重要（川村, 2012）
- 同意が確認できない事例はもとより、不同意の事例に対しては、その親が引き取れる見込みがほとんどないと判断される場合でも、児童相談所は消極的になってしまふ（岩崎・藤林, 2017）
- 実方の父母による適切な養育が明らかに期待できないようなケースであっても、父母の同意を得たり、そのことを立証したりする難しさは変わらない（HITOTOWA, 2021）

##### ○特別離縁の要件

- 離縁のケースは情報が閉ざされているため、どのような状況で認められているか分からない。詳細が分からぬいため、検証もできない（川村, 2015）
- 要件が非常に厳しく、認められた事案はごく少数であり、内容についても公表されていない。子どもにとって適切な永続的な親子関係の継続が困難な場合には、実父母の監護が困難であっても認める方法の検討が必要（影山, 2021）
- 年齢要件を引き上げ、離縁は従来通りの場合、養親子関係の問題が生じても、引き返すことが困難となる可能性（縁組が成立し、あまり時間を経ずに、離縁の可能性が消滅）がより高まる。また、実父母が相当の監護ができない限り、離縁を認めないのは制度設計として正しいのか（窪田, 2021）

#### (8) ハーグ条約

- ハーグ条約を締結する決意をすることにより、官民双方で行われている養子縁組が公的な児童福祉の大枠に入る。国際養子縁組が国内で恒久的な代替養護家庭が見つけられない子どもに家庭環境を提供する代替的養護の手段となりえるため、条約の署名・批准の検討を進めることを提案する（林, 他, 2014, 2015）

#### (9) その他

- 養親の経験として、養子縁組に対する社会的偏見、ステイグマとの対峙や、申込みが断られた場合の葛藤、「試し行動」の負担、とりわけ子どもとの信頼関係の構築が意識されること、成立に関する不確実性などがある（由井, 2013）
- 「子の福祉」の概念について特別養子縁組にかかわる立場の異なる人の視点をそれぞれ考慮して、考察を深めることが必要（赤木・新保, 2017）
- 縁組が認容されると、養親と実親の双方に審判書が送られ、養親・養子となる者と実親の本籍地、住所、氏名、生年月日、審判理由が記載される。個人情報が伝わっても安全な場合だけ縁組の対象となることが考えられ、機会が保障されない（岩崎・藤林, 2017）
- 里親委託・養子縁組の両方を加味した里親委託率の算出が必要（平林, 2020）

## 第 III 章 児童相談所・民間あっせん機関アンケート調査

### 要旨

#### <児童相談所の主な調査結果>

##### 【特別養子縁組の実績】

- ・ 1 機関あたりの里親担当者数の平均人数は 2.8 人、常勤の里親担当者数は「1-3 人」が最も多く 132 箇所（1 機関あたり専任で平均 1.2 人、兼任で 1.0 人）だった。
- ・ 2021 年度の申立件数は 280 件（平均 1.6 件）、うち 2022 年 9 月 1 日時点で成立しているのは 76.4% だった。申立件数が 0 件の児童相談所が 29.4%、1 件の児童相談所が 33.5% であり、全体の 62.9% を占めた。また、2021 年度に特別養子縁組を検討したものの申立に至らなかったケースは 39 件（平均 0.2 件）だった。
- ・ 成立件数は 2020 年度が 263 件（平均 1.5 件）、2021 年度が 286 件（平均 1.7 件）だった。

##### 【制度改正に関する実績】

- ・ 2020・2021 年度に成立した 15 歳以上のケースは合計 12 件（平均 0.1 件）であり、15 歳以上で申立を行い、やむを得ない事由があるとして認められた理由は、里親家庭での安定的な養育や法改正時点で 15 歳を過ぎていたことのほか、実方の父母の同意が取れていなかったケースでは、児童の意思が確認できたことがポイントとして挙げられた。
- ・ 2020・2021 年度における児童相談所長申立のケースは 154 件（平均 0.9 件）で、0 件の児童相談所が 63.7% だった。児童相談所長申立をしたケースの主な理由では「特別養子縁組はすべて児相長申立の方針（27.0%）」「実方の父母が行方不明かその懸念があった（17.6%）」「実方の父母に翻意の懸念があった（14.9%）」が全体の 59.5% を占めた。

##### 【縁組成立後の支援】

- ・ 厚生労働省通知を活用した情報の記録状況は、「通知は知っているが、活用していない・できない（56.0%）」「通知を活用して記録している（35.1%）」「通知を知らない（8.9%）」の順に割合が高かった。
- ・ 養子の実方の家族との連絡・交流に関する継続支援は、「現在行っていないが今後必要に応じて行うことを検討したい（44.8%）」「現在行っておらず今後も行う予定はない（31.9%）」「ケースによって行っている（19.6%）」「行っている（3.7%）」の順に割合が高かった。
- ・ 自機関でのあっせんに限らず、養親子関係に問題が生じて、2021 年度に相談を受けたケースは 36 件（最大値 3 件、最小値 0 件）で、最も多い児童の年齢は 12 歳と 15 歳（各 5 件、14.3%）だった。

##### 【特別養子縁組の推進にかかる取り組み】

- ・ 選択肢として特別養子縁組を検討するケースは「実方の父母による特別養子縁組希望の意思が明確（99.4%）」の割合が最も高く、次に「棄児／実方の父母が死亡し養育できる親族等がない（82.5%）」が高かった。独自に明文化した手引き等がある児童相談所は全体の 23.1% だった。

- ・ 養親候補者が見つからない場合の養親候補者を探す方法は「都道府県内の他の児童相談所に相談する（90.5%）」「民間あっせん機関に相談する（17.9%）」「他の都道府県に相談する（16.1%）」の順に割合が高かった。「養親候補者が見つからなかった場合でも他の機関への相談は想定していない」の回答も5.4%あった。
- ・ 支援体制の整備に関する工夫は、手引きやマニュアル作成、医療機関や弁護士との連携、全件児童相談所長申立の方針、実方の父母への特別養子縁組の説明等のほか、養子縁組家庭への支援では、里親支援専門相談員や里親会と連携した訪問・サロン、市町村と連携した支援体制の構築、真実告知の研修、里親登録の継続、民間あっせん機関で委託された家庭も含めた支援等が挙げられた。
- ・ 今後の課題としては、職員の育成、実方の父母の同意取得や施設入所の長期化、特別養子縁組を検討する基準の整備、児童相談所長申立を行うケースの検討、子どもを委託できる養親候補者の不足（特に、特別なケアニーズを持つ子ども等）、縁組成立後の継続的な支援の充実、出自に関する記録や開示方法の整備等が挙げられた。

#### <児童相談所 個票（2021年度に申立をしたケース）の主な調査結果>

- ・ ケース開始時点の児童の年齢は「出産前のケース（47.1%）」で最も割合が高く、次に「0歳（37.9%）」が高かった。0歳の中では「0歳0ヶ月（25.4%）」が最も高かった。
- ・ 養親候補者に委託される直前の養育場所は「里親またはファミリーホーム」が40.7%、「児童養護施設または乳児院」が40.0%で全体の80.7%を占めた。
- ・ 養親候補者に委託される以前の一時保護または一時保護委託の合計期間は、1ヶ月未満が11.4%、1ヶ月以上6ヶ月未満が30.4%、6ヶ月以上が4.3%だった（無回答は53.9%）。養親候補者に委託される以前の措置の合計期間は1年未満が18.9%、1年以上5年未満が22.9%、5年以上が1.8%だった（無回答は56.4%）。
- ・ 養親候補者に委託された時点の児童の年齢は0歳が最も多く139件（49.6%）で、6歳以上は7件（2.5%）だった。委託時点で障害や疾病等の特別なケアニーズがあったのは全体の10.7%、国際養子縁組のケースは1.8%だった。
- ・ 申立時点の児童の年齢は0歳が最も多く84件（30.0%）で、6歳以上は28件（10.2%）だった。養親候補者への委託から申立までの期間は、「6か月以上1年未満（97件、34.6%）」が最も多く、10年以上のケースも6件（2.1%）あった。また、実方の父母の同意があったケースが全体の60.4%を占め、同意がいずれか一方だけだったのは31.4%、棄児を含めていずれの同意もなかったのは3.9%だった（無回答は4.3%）。

#### <民間あっせん機関の主な調査結果>

##### 【特別養子縁組の実績】

- ・ 1機関あたりの養子縁組あっせん事業の担当者数の平均人数は8.3人、常勤の養子縁組あっせん事業の担当者数は「4-6人」が最も多く7箇所（1機関あたり専任で平均2.3人、兼任で2.9人）だった。

- ・ 2021年度の申立件数は102件（平均9.3件）、うち2022年9月1日時点での成立しているのは82.4%だった。申立件数が0件の機関が26.7%、1件の機関と11件以上の機関が各20.0%であり、全体の66.7%を占めた。また、2021年度に特別養子縁組を検討したものの申立に至らなかったケースは13件（平均0.9件）だった。
- ・ 成立件数は2020年度が139件（平均8.7件）、2021年度が136件（平均8.5件）だった。
- ・ 申立時点の児童の年齢は0歳が最も多く94件（92.2%）で、6歳以上は1件（1.0%）だった。申立時に障害や疾病等の特別なケアニーズがあったのは全体の6.1%、国際養子縁組のケースは2.0%だった。
- ・ 養親候補者に委託される直前の養育場所は「医療機関」が全体の90.2%を占めた。

#### **【制度改正に関する実績】**

- ・ 15歳以上の成立ケースは0件、2020・2021年度に児童相談所長申立への関与の相談を行ったケースは8件（平均0.5件）だった。児童相談所長申立としたかった理由は「実方の父母が行方不明か行方不明になる懸念があった」が全体の62.5%を占めた。

#### **【縁組成立後の支援】**

- ・ 厚生労働省通知を活用した情報の記録状況は、「通知を活用して記録している（62.5%）」「通知は知っているが、活用していない・できていない（37.5%）」「通知を知らない（0.0%）」の順に割合が高かった。
- ・ 養子の実方の家族との連絡・交流に関する継続支援は、「行っている（40.0%）」「ケースによって行っている（40.0%）」「現在行っていないが今後必要に応じて行うことを検討したい（13.3%）」「現在行っておらず今後も行う予定はない（6.7%）」の順に割合が高かった。
- ・ 自機関でのあっせんに限らず、養親子関係に問題が生じて、2021年度に相談を受けたケースは59件（最大値49件、最小値0件）だった。

#### **【特別養子縁組の推進にかかる取り組み】**

- ・ 選択肢として特別養子縁組を検討するケースは「実方の父母による特別養子縁組希望の意思が明確（93.8%）」「未婚／父親不明の状況で妊娠し養育が望めない（93.8%）」の割合が最も高く、次に「実方の父母に障害、精神疾患等があり養育が望めない（75.0%）」が高かった。
- ・ 養親候補者が見つからない場合の養親候補者を探す方法は「児童相談所に相談する」が最も高く87.5%で、次に「他の民間あっせん機関に相談する（68.8%）」が高かった。
- ・ 支援体制の整備に関する工夫は、多角的な視点でのアセスメントや医療機関・法律の専門機関との連携のほか、養子縁組家庭同士の交流・真実告知の研修・LINE相談等を含む養子縁組家庭への支援、実方の母に対する支援、相談員のケアやチーム体制の構築等が挙げられた。
- ・ 今後の課題としては、職員の育成、出自に関する記録や保存体制の整備、特別なケアニーズがある子どものケースの増加及びそうした子どもを委託できる養親候補者の不足、養子縁組家庭及び民間あっせん機関に対する自治体からの経済的支援の拡充、国際養子縁組に関すること等が挙げられた。

## 1. アンケート調査概要

### (1) 目的

児童相談所及び民間あっせん機関における、相談支援から縁組成立後支援までの各段階における取り組み及び実態を把握するとともに、令和元年6月の法改正を経た現在の制度活用及び支援体制の整備にかかる実態や主な課題点等を収集することを目的とする。

### (2) 調査対象

全国の児童相談所（悉皆、229箇所）及び民間あっせん機関（悉皆、23箇所）を調査対象とした。

### (3) 調査方法

児童相談所及び民間あっせん機関へ電子ファイルで調査票を配布・回収した。調査実施時期は、児童相談所が令和4年9月21日～令和4年10月26日、民間あっせん機関が令和4年9月21日～令和4年10月28日。

### (4) 主な調査内容

- 1) 当該機関の概要
- 2) 養子縁組に関する実績
- 3) 制度改正に関する実績、取り組み
- 4) 縁組成立後支援の段階における取り組み
- 5) 特別養子縁組の推進にかかる考え方、取り組み

※特段の断りのない場合は、令和4年9月1日時点の状況について回答。

※児童相談所のみ、調査票に加えて令和3年度の申立ケースの詳細を回答する個票を添付した。

### (5) 回収結果

児童相談所が171件、民間あっせん機関が16件だった。

図表 III-1 回収結果

	発送数	回収数	回収率	有効回答率
児童相談所	229	171	74.7%	100.0%
民間あっせん機関	23	16	69.6%	100.0%

なお、調査結果中の自由記述回答のうち、個別性の高い情報を含むものは一部編集のうえ掲載した。また、集計の結果、割合が0%となった選択肢については、グラフ上に表示していない場合があ

る。「児童相談所集計結果」及び「児童相談所クロス集計結果」、「民間あっせん機関集計結果」は無回答を除いて集計している。

## 2. アンケート調査結果

### (1) 児童相談所 集計結果

#### 1) 職員体制

図表 III-2 職員体制

(n=157)

里親担当者	常勤の里親担当者		非常勤の里親担当者
	専任	兼任	
合計値	444.5	181.0	152.5
1機関あたりの平均人数	2.8	1.2	1.0

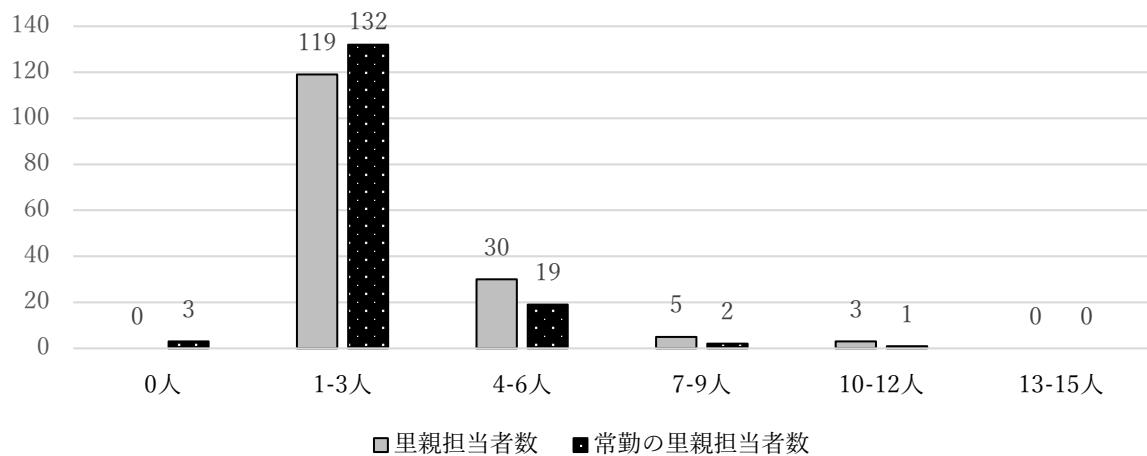
※本設問は、小数点以下まで回答した機関があったため、小数点第一位までを含めて集計している。

#### 2) 里親担当者数及び常勤の里親担当者数

「1-3人」が最も多く、里親担当者数では119箇所、常勤の里親担当者数では132箇所となっている。

図表 III-3 里親担当者数及び常勤の里親担当者数の分布

(n=157)



#### 3) 2021年度の特別養子縁組の申立

図表 III-4 2021年度の特別養子縁組の申立件数

(n=170)

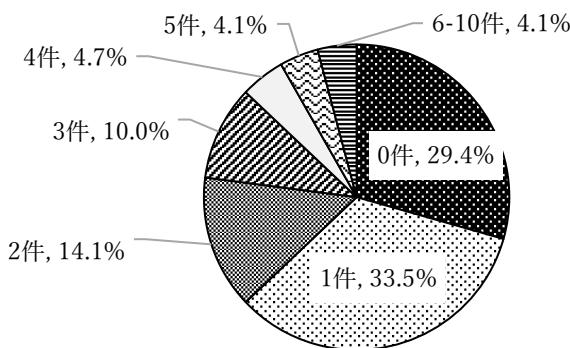
合計値	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
280	1.6	1.9	1	10	0

4) 各児童相談所における 2021 年度の特別養子縁組の申立件数

「1 件」の割合が 33.5% で最も高く、次いで「0 件（29.4%）」となっている。

図表 III-5 各児童相談所における 2021 年度の特別養子縁組の申立件数の内訳

(n=170)



5) 2021 年度に特別養子縁組を検討したものの申立に至らなかったケース

図表 III-6 2021 年度に特別養子縁組を検討したものの申立に至らなかったケース数

(n=171)

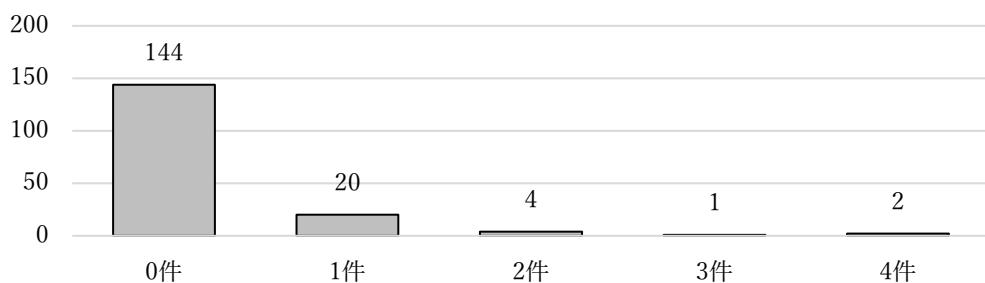
合計値	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
39	0.2	0.6	0	4	0

6) 2021 年度に特別養子縁組を検討したものの申立に至らなかったケース数の分布

「0 件」が最も多く、144 箇所となっている。

図表 III-7 2021 年度に特別養子縁組を検討したものの申立に至らなかったケース数の分布

(n=171)

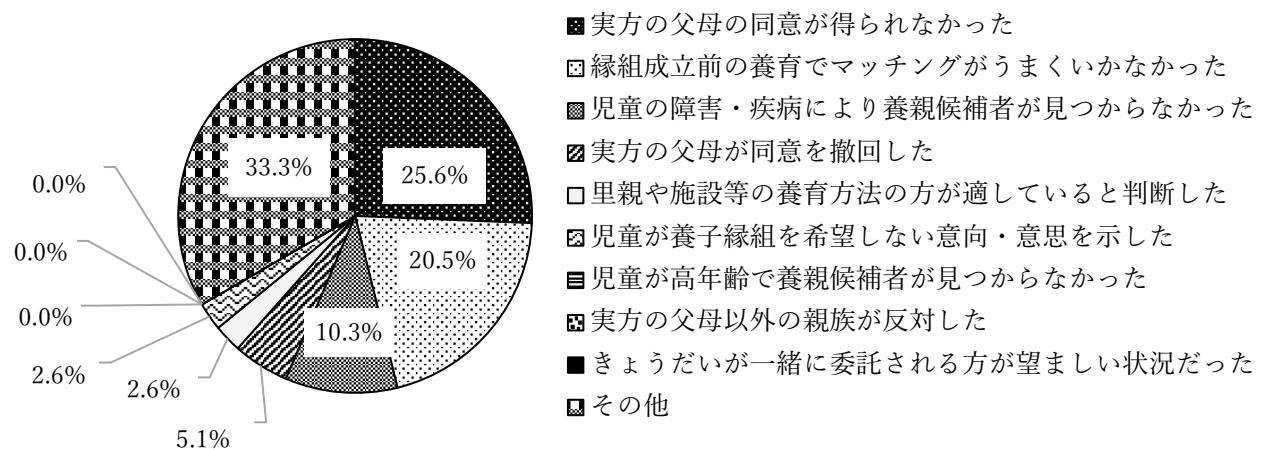


## 7) 2021年度に申立に至らなかったケースの主な理由

「その他」の割合が33.3%で最も高く、「実方の父母の同意が得られなかった（25.6%）」「縁組成立前の養育でマッチングがうまくいかなかった（20.5%）」「児童の障害・疾病により養親候補者が見つからなかった（10.3%）」「実方の父母が同意を撤回した（5.1%）」「里親や施設等の養育方法の方が適していると判断した（2.6%）」「児童が養子縁組を希望しない意向・意思を示した（2.6%）」の順となっている。「児童が高年齢で養親候補者が見つからなかった」「実方の父母以外の親族が反対した」「きょうだいが一緒に委託される方が望ましい状況だった」は0.0%だった。

図表 III-8 2021年度に申立に至らなかったケースの主な理由の内訳

(n=39)



### その他の回答

#### <実方の父母に関すること>

- 実親の親族に引き取られたため
- 特別養子縁組里親委託（措置）時には実母の同意が得られたが、その後実母と連絡が取れなくなり、申立て時点での実母の同意が確認できなかった。（実母の親族も含め探したが行方がつかめず、次年度児相長申し立て）
- 当所管内で新生児を緊急一時保護。父母は養子縁組委託を希望しており、母の居住地を管轄する県外児相が担当となり、ケース移管した。

#### <養親候補者に関すること>

- 養親から申し立ての中止依頼があったため。
- 養親が養育不安を示し、申立時期を延期することになった。
- 里親がその時点で経済的な不安があり、縁組をためらった。
- 養育里親に委託中の児童について、2021年度に実親の養子縁組同意が得られたものの、里親が申し立てをするか決めかねている。

- 既に養育している里親が今すぐ養子縁組することを希望しないため。

#### 8) 特別養子縁組前提の委託で、養育困難により 2021 年度に措置変更となったケース

図表 III-9 特別養子縁組前提の委託で、養育困難により 2021 年度に措置変更となったケース数

(n=169)

合計値	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
6	0.0	0.2	0	1	0

#### 9) 2020 年度及び 2021 年度における特別養子縁組の成立

図表 III-10 2020 年度及び 2021 年度における特別養子縁組の成立件数

(n=171)

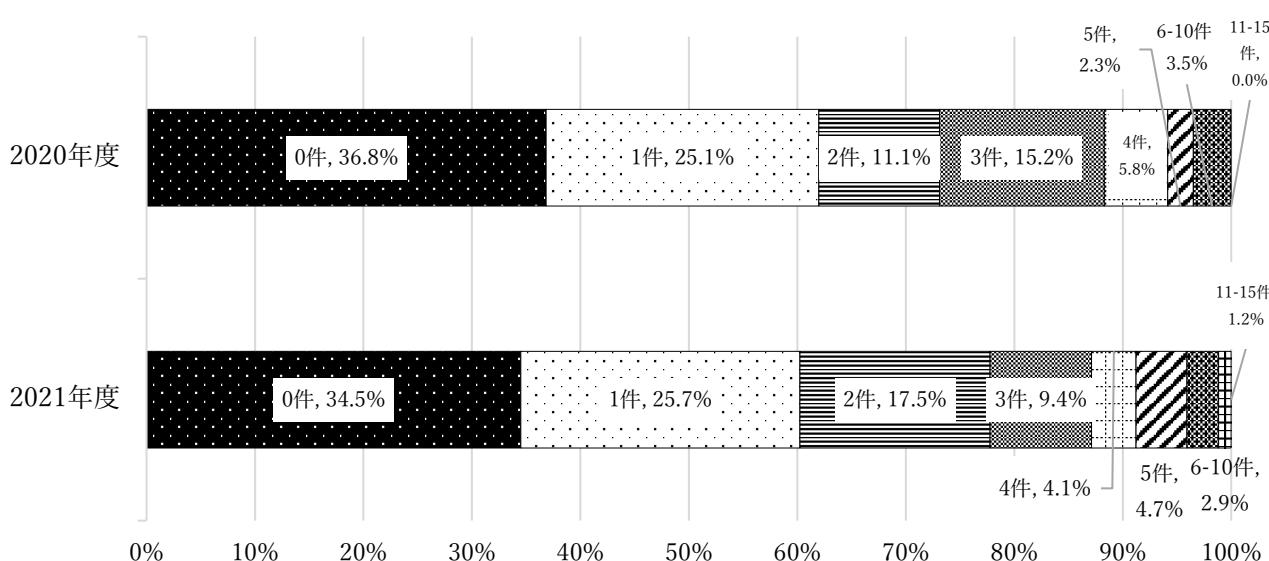
	合計値	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
2020 年度	263	1.5	1.8	1	8	0
2021 年度	286	1.7	2.2	1	15	0

#### 10) 各児童相談所の 2020 年度及び 2021 年度における特別養子縁組の成立件数

2020 年度は「0 件」の割合が 36.8% で最も高く、次いで「1 件（25.1%）」となっている。また、2021 年度も「0 件」の割合が 34.5% で最も高く、次いで「1 件（25.7%）」となっている。

図表 III-11 各児童相談所の 2020 年度及び 2021 年度における特別養子縁組の成立件数の内訳

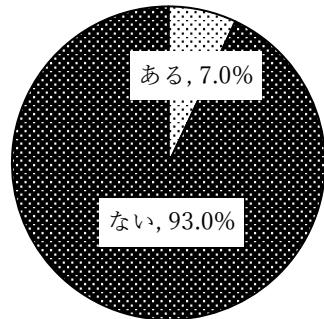
(n=171)



11) 2020 年度及び 2021 年度における子が 15 歳以上の特別養子縁組の成立

図表 III-12 2020 年度及び 2021 年度における子が 15 歳以上の特別養子縁組の成立の有無

(n=171)



図表 III-13 2020 年度及び 2021 年度における子が 15 歳以上の特別養子縁組の成立件数

(n=171)

合計値	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
12	0.1	0.3	0	1	0

12) 子が 15 歳以上で申立を行い、「やむを得ない事由」があるとして認められた理由

No.	内容	
ケース 1	経緯	幼少期から養育里親に委託。実方の父母と連絡が取れなくなっていた。
	やむを得ない事由	旧法により 15 歳までに特別養子縁組の申立がされなかつたことはやむを得ない事由にあたると判断された。
ケース 2	経緯	幼児期より里親委託をしていたが、実方の父母との面会もなくなっていた。法改正をふまえ実方の父母に児童相談所が今後の意向を確認し、特別養子縁組について改めて説明。同意がなされたため、委託中の里親が申立てを行った。
	やむを得ない事由	旧法により 15 歳までに特別養子縁組の申立がされなかつたことはやむを得ない事由にあたると判断された。里親家庭で長く安定して育っていたこともポイントだった。
ケース 3	経緯	里親委託としたが、障害があつたことから養子縁組については慎重に判断することになっていた。本児の成長に伴い、養子縁組への気持ちが固まつたことや、法改正もあり、特別養子縁組申立てに至る。
	やむを得ない事由	当該里親宅で育つたことや、障害があつたことからやむを得ないと判断された
ケース 4	経緯	施設で育つた後、里親委託措置された。実親から特別養子縁組の要望がなく経過していた。

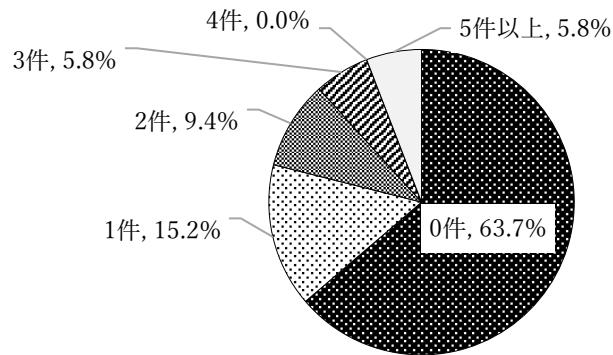
	やむを得ない事由	15歳までに特別養子縁組の申立がされなかつたことはやむを得ない事由があると判断された。里親家庭で長く安定して養育されたことも考慮された。
ケース 5	経緯	幼児期より里親委託をしていたが、法改正により申立が可能となつた。
	やむを得ない事由	旧法により 15歳までに特別養子縁組の申立がされなかつたことはやむを得ない事由にあたると判断された。里親家庭で長く安定して育っていたこともポイントだった。
ケース 6	経緯	里親委託をしており養子縁組を考えたが、親権者である実母の意向が定まらなかつた。年齢要件が緩和された民法改正の動きが始ましたが、国会審議の関係で未成立のまま子が 15歳に達した。改正民法成立後、「やむを得ない理由」を主張して申し立てを行つた。
	やむを得ない事由	養育開始は当時の特別養子縁組制度の子の年齢要件を超えていた。また改正民法の成立時には 15歳を超えており、15歳に達するまでに特別養子縁組の成立を申し立てる術がなかつたことが「やむを得ない理由」に当たると判断された。子本人の同意があることもポイントだった。
ケース 7	経緯	法改正の時点で 15歳を過ぎていた。養育家庭として養育していた事実があつた。
	やむを得ない事由	法改正した時点で 15歳を過ぎていたから。
ケース 8	経緯	乳児院で育つた後、里親委託となる。法改正により、15歳を超えて申立てを行つた。
	やむを得ない事由	-
ケース 9	経緯	幼児期から里親家庭で育ち、実親との交流はなくなつていて。里親との養子縁組は本人の意向も確認しており検討していたところの法改正だった。
	やむを得ない事由	里親家庭での安定した生活が確認できていたこと、旧法で 15歳までに申立てされなかつたことはやむなし。
ケース 10	経緯	幼児期より里親家庭で生活をしており、本児も特養を望んだため。
	やむを得ない事由	里親家庭で長く安定した生活を続けてきたことは重要視された。
ケース 11	経緯	乳児院に入所した後、実母が行方不明となつたため、里親に委託された。以降も実母と連絡は取れず、特別養子縁組の申し立てができないままであつた。
	やむを得ない事由	15歳を超えて、児童の意思により特別養子縁組が可能となつたため。
ケース 12	経緯	特別養子縁組前提で生後まもなく養親に引き渡しとなり、養育里親として長年養育してきた。児童の意思を確認したため。
	やむを得ない事由	-

### 13) 2020 年度及び 2021 年度における児童相談所長申立のケース

「0 件」の割合が 63.7%で最も高く、次いで「1 件（15.2%）」となっている。

図表 III-14 2020 年度及び 2021 年度における児童相談所長申立のケース数の内訳

(n=171)



図表 III-15 2020 年度及び 2021 年度における児童相談所長申立のケース数

(n=171)

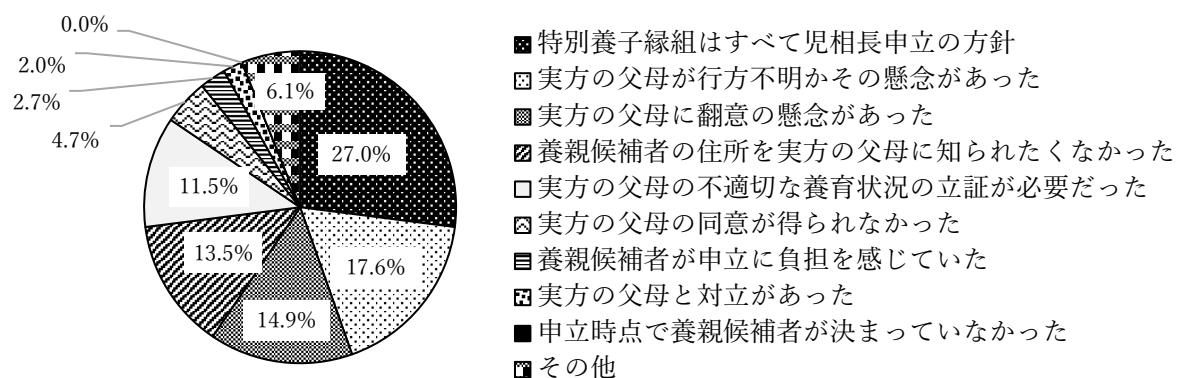
合計値	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
154	0.9	1.7	0	8	0

#### 14) 2020 年度及び 2021 年度に児童相談所長申立をしたケースの主な理由

「特別養子縁組はすべて児相長申立の方針」の割合が 27.0%で最も高く、「実方の父母が行方不明かその懸念があった（17.6%）」「実方の父母に翻意の懸念があった（14.9%）」「養親候補者の住所を実方の父母に知られたくなかった（13.5%）」「実方の父母の不適切な養育状況の立証が必要だった（11.5%）」「その他（6.1%）」「実方の父母の同意が得られなかった（4.7%）」「養親候補者が申立に負担を感じていた（2.7%）」「実方の父母との対立があった（2.0%）」の順となっている。「申立時点で養親候補者が決まっていなかった」は 0.0%だった。「特別養子縁組はすべて児相長申立の方針」と回答したのは 14 機関だった。

図表 III-16 2020 年度及び 2021 年度に児童相談所長申立をしたケースの主な理由の内訳

(n=56)



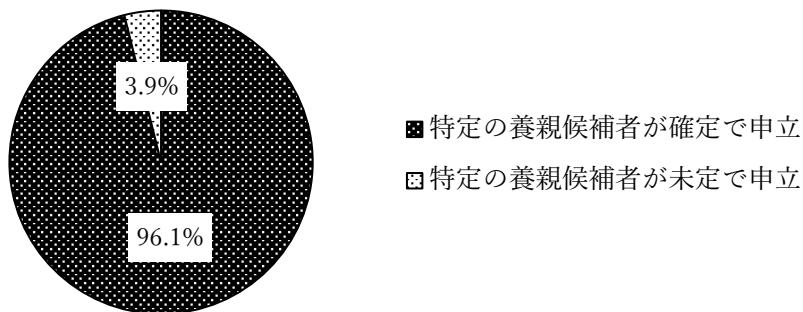
#### 他の回答

- ・ 実親の若年や障害があり支援が必要なため。
- ・ 実母からの同意は得られていたが、戸籍上の父と連絡が取れず、所在が不明となっていたため。
- ・ 児童が無国籍であり、法務省との調整等も必要になると考えられたため。
- ・ 養親候補者が希望したため。
- ・ 以前に里親による申立てをおこなったが却下となった経過があるため。
- ・ 養親候補者が児相所長による申立を希望したため。

15) 2020年度及び2021年度に児童相談所長申立をしたケースにおける養親候補者の決定状況

図表 III-17 2020年度及び2021年度に児童相談所長申立をしたケースにおける  
養親候補者の決定状況の内訳

(n=62)



図表 III-18 2020年度及び2021年度に養親候補者未定で児童相談所長申立をしたケース数

(n=62)

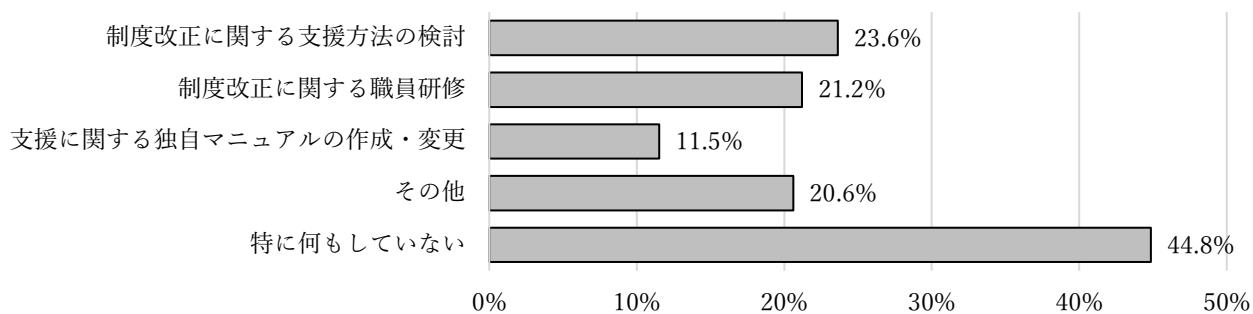
合計値	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
6	0.1	0.4	0	3	0

16) 特別養子縁組制度の改正に関して行った取り組み

「特に何もしていない」の割合が44.8%で最も高く、次いで「制度改正に関する支援方法の検討(23.6%)」となっている。

図表 III-19 特別養子縁組制度の改正に関して行った取り組みの内訳（複数回答）

(n=165)



その他の回答

※主な記述のみ記載

<里親向け>

- 制度改正に関し、里親研修等の機会を利用し説明
- 特別養子縁組制度の改正に関する里親研修

- ・ 養子縁組里親研修において、制度改正について説明した
- ・ 対象里子をもったケースの里親へ個別に説明をした。
- ・ 里親候補のためのガイダンス資料を修正して説明を行った。

**<実方の父母向け>**

- ・ 実親向けのリーフレット作成
- ・ 実親個人情報提供同意書の作成
- ・ 子どもへの情報開示について、実親へ情報提供同意書を作成
- ・ 他所の取り組みの情報収集と所内での周知・共有

**<全件児童相談所長申立の方針決定>**

- ・ 特別養子縁組適格確認の申立に関し、全件とも児相長申立てで対応することとした。
- ・ 当該機関が関わった事例は原則、児相長申立てとしている。
- ・ 基本的に全件を児童相談所長申立てで行うこととした。
- ・ 基本的に特別養子縁組はすべて児相長申立ての方針とすることを検討した。

**<その他所内対応>**

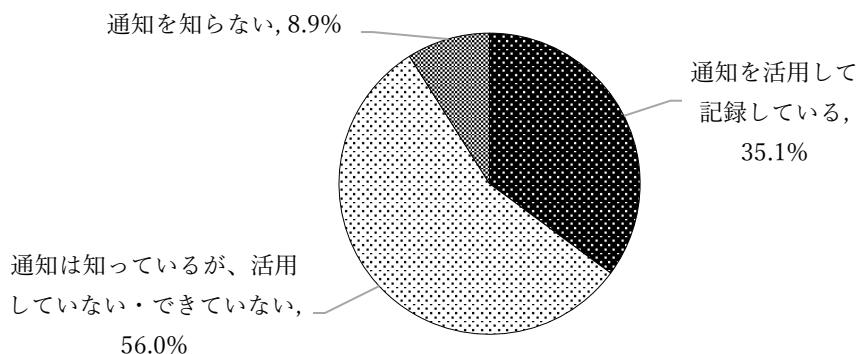
- ・ 職場内研修の際に周知を行った。
- ・ 援助方針会議にて里親担当より職員向けに周知（制度改正部分の周知とケースへの対応など）
- ・ 全体の理解促進のために、弁護士から、法改正についての説明を受けた。
- ・ 児相長会議や課長会議、里親担当者会議で説明を受け、所内で情報共有した。
- ・ 養育家庭の中で特別養子縁組可能な児童（2件）について、子供担当児相と連携して特別養子縁組成立に向けて取り組んだ。
- ・ 里親担当者間での共有
- ・ 当該児童の担当福祉司との資料の読み合わせ。具体的な動きや申立書への記載内容についての情報収集（経験児相への問合せ）
- ・ 改正法施行前のR1年度からの3ヵ年、6か所の児童相談所の里親担当者、管理職、弁護士で定期的に申し立てを検討している事例の検討会を実施、課題整理を行った。
- ・ フロー図を作成
- ・ 特別養子縁組制度の改正に関する法律相談

## 17) 厚生労働省通知を活用した情報の記録状況

「通知は知っているが、活用していない・できていない」の割合が 56.0%で最も高く、次いで「通知を活用して記録している（35.1%）」となっている。

図表 III-20 厚生労働省通知を活用した情報の記録状況の内訳

(n=168)

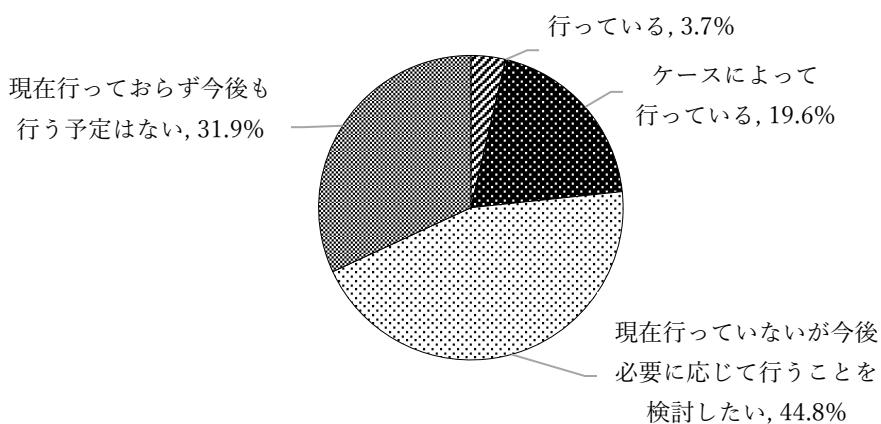


## 18) 養子の実方の家族との連絡・交流に関する継続支援の実施状況

「現在行っていないが今後必要に応じて行うことを検討したい」の割合が 44.8%で最も高く、次いで「現在行っておらず今後も行う予定はない（31.9%）」となっている。

図表 III-21 養子の実方の家族との連絡・交流に関する継続支援の実施状況の内訳

(n=163)



19) 自機関でのあっせんに限らず、養親子関係に問題が生じて、2021年度に相談を受けたケース

図表 III-22 自機関でのあっせんに限らず、養親子関係に問題が生じて、2021年度に相談を受けた  
ケース数

(n=171)

合計値	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
36	0.2	0.6	0	3	0

図表 III-23 自機関でのあっせんに限らず、養親子関係に問題が生じて、2021年度に相談を受けた  
ケースの児童の平均年齢

(n=22)

平均年齢
9.8 歳

※1つの機関が複数のケースを回答している場合がある。

20) 自機関でのあっせんに限らず、養親子関係に問題が生じて、2021年度に相談を受けたケースの児童の年齢内訳

図表 III-24 自機関でのあっせんに限らず、養親子関係に問題が生じて、2021年度に相談を受けたケースの児童の年齢内訳

(n=22)

合計値	35(100%)	
内訳	0 歳	0( 0.0%)
	1 歳	0( 0.0%)
	2 歳	0( 0.0%)
	3 歳	3( 8.6%)
	4 歳	3( 8.6%)
	5 歳	2( 5.7%)
	6 歳	2( 5.7%)
	7 歳	1( 2.9%)
	8 歳	3( 8.6%)
	9 歳	0( 0.0%)
	10 歳	4(11.4%)
	11 歳	2( 5.7%)
	12 歳	5(14.3%)
	13 歳	2( 5.7%)
	14 歳	1( 2.9%)
	15 歳	5(14.3%)
	16 歳	1( 2.9%)
	17 歳	1( 2.9%)
	18 歳以上	0( 0.0%)

※相談を受けたケースの詳細は無回答の機関もあったため、年齢は回答があったもののみを集計した。

21) 自機関でのあっせんに限らず、養親子関係に問題が生じて、2021年度に相談を受けたケースにおける児童の年齢と支援内容

年齢	No.	支援内容
3~5 歳	1	養親との間で養育不調があったため、一時保護を行い、他の里親に1月ほど養育委託を行った。委託中も可能な範囲で交流を行い、再び養親の元に帰っている。
	2	集団や家庭での落ち着きのなさについての相談。関わりについて、関係機関で心配されていたこともあり、親子通所（継続指導）を実施。

	3	大学病院通院中。療育手帳申請済。里親会加入済。
	4	児童発達支援について勧められた、と当所に相談がある。知能検査を実施し、療育につなげた。
	5	一時保護中に家族のアセスメントを実施し、愛着障害についての理解を促すとともに対応方法について指導（児童福祉司指導）。
	6	ショートステイ、放デイ利用。要対協台帳掲載あり。
	7	要対協ケースとしてケース会議に参加。
6~8歳	8	児童の発達についての相談
	9	民間あっせんのケースで、学校等の支援機関との連携がうまくいかず児相から指導してほしいとの依頼。当所で経過もわからないケースであった。関わってもらっている相談支援事業所に調整を依頼のうえ関係機関とともに話し合うことを助言。
	10	児童の医療機関へのつなぎ及び心理検査の実施。保護者面接を実施し対応方法について助言。
	11	児童への嫌悪感などが話されたため、後日、来所してもらい面接を実施。
	12	大学病院通院中。支援級利用。里親会加入済。
9~11歳	13	識字障害の評価をしてほしいとの相談。医療機関、教育相談支援センターを紹介した。
	14	のちに里親委託した里子（異父きょうだい）に対して意地悪をする本児の対応に困っていると養親から相談があり、継続支援している。
	15	生い立ちの整理について相談をしたいと養親から相談があり、継続支援している。
	16	実母の存在を気にしているよう、と当所に相談がある。 当所から児童に手紙を出し、気持ちが向いたら来所してほしいと記す。
	17	新規ではなく継続相談。養親への暴言、暴力などがあり対応に苦慮。学校の適応にも課題あり。心理通所、発達検査、児相以外の相談機関の情報提供など。
	18	不登校の状況が、特別養子縁組で親子になったことが起因しているのではないかという相談。
12~14歳	19	親子関係悪化時の対応への相談。
	20	中学受験を契機とした養親子関係の不調。養親、養子それぞれから話を聞いてすり合わせを行った。
	21	思春期を迎えた養子の養育についての相談。養親へ子どもへの関わり方について通所面接を行った。
	22	養子の抜毛や不安定な様子についての相談。生い立ち整理が必要との見立てから、ライフストーリーワークを養親とともに実施した。
	23	本児の体調についての相談
	24	親子関係再調整、関係機関との調整
	25	不登校に関する相談
	26	警察から要保護児童として通告受理。その面接内で子どもから実親についての質問があり、別日に改めて対応する。

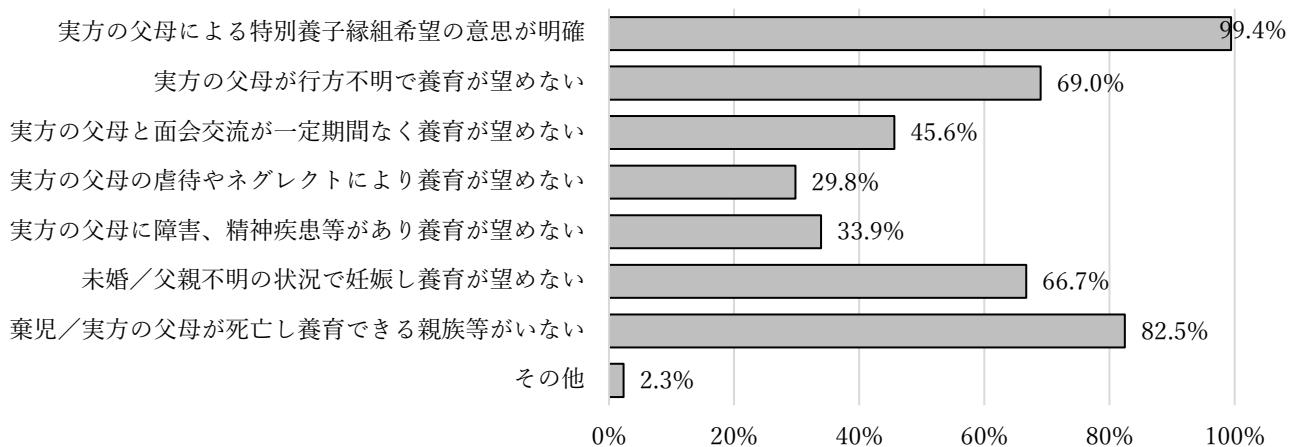
	27	子どもの癪癩等、発達面や子育てについて相談あり。市の相談窓口を紹介し、市にも情報提供を行った。
15～17歳	28	親子喧嘩を皮切りに、不適切な形で真実告知がなされるが、その後、実親のことを知りたいと言う養子の相談を準備。他機関連携し、役割分担しながら支援を開始した。
	29	発達特性のある児童に対し、養父母の関わり方を来所面接にて指導をした。
	30	家出をし無断外泊をしたことから警察からの要保護児童として通告を受理した。養父母子から事情を聴取し助言指導を行った。
	31	相談：親子関係不良 児相：地区担当CWによる電話相談
	32	勉強に関して養母子間で口論になり、養母から不適切な発言があったもの。当所にて面接を行ない、現在は児童家庭センターにて定期面接を実施。
	33	真実告知をせず養育してきたが、本児が情緒不安定になったため、やむを得ず真実告知をしたところ余計に荒れたため、本児への対応についての相談。通所指導・心理判定を行い、親子間調整を行っている。
	34	相談：親子関係不良で養子が実母とSNSで繋がり、居住市から児相に相談 児相：法律相談、居住市が対応

## 22) 選択肢として特別養子縁組を検討するケース

「実方の父母による特別養子縁組希望の意思が明確」の割合が 99.4% で最も高く、次いで「棄児／実方の父母が死亡し養育できる親族等がいない（82.5%）」となっている。

図表 III-25 選択肢として特別養子縁組を検討するケースの内訳（複数回答）

(n=171)



### その他の回答

- ・ 親権者の意思が明確な場合以外は所として検討するルールはない。
- ・ きょうだい間での性行為により出生した児童のケース
- ・ まだ実際にケースはないが、子ども（里子）自身が望んだ場合に、検討したい。

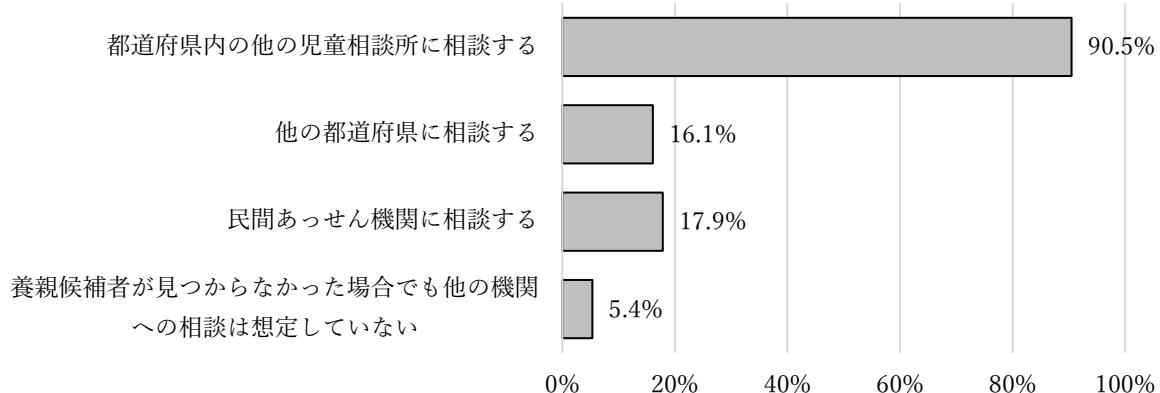
- ・一時保護（あるいは乳児院措置）当初は引き取りを希望し、面会交流があったが次第に疎遠になり、連絡もつきにくくなったケースは実親に対し、特別養子縁組を打診する。

### 23) 養親候補者が見つからない場合の養親候補者を探す方法

「都道府県内の他の児童相談所に相談する」の割合が90.5%で最も高く、次いで「民間あっせん機関に相談する（17.9%）」となっている。

図表 III-26 養親候補者が見つからない場合の養親候補者を探す方法（複数回答）

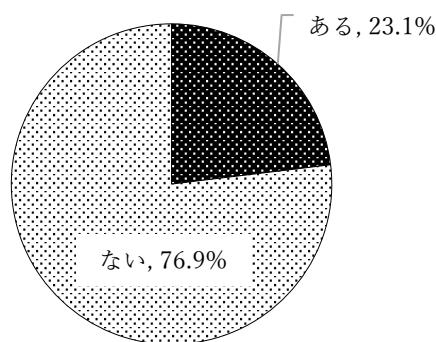
(n=168)



### 24) 特別養子縁組に関して独自に明文化した手引き等の有無

図表 III-27 特別養子縁組に関して独自に明文化した手引き等の有無

(n=169)



## 25) 特別養子縁組に関する支援体制の整備について特に工夫して取り組んでいること

### ※主な自由記述の内容のみ記載

#### <民間あっせん機関との連携>

- ・ 養子縁組里親の希望者が相談に来た際、民間の養子縁組あっせん機関を紹介。
- ・ 受託前後の里親支援事業の対象に、民間からあっせんを受けた養親候補者も加えている。
- ・ 県外の民間養子縁組あっせん機関等との連携。
- ・ 民間フォースターリング機関による養子縁組里親研修、登録後研修、委託後支援の実施。

#### <他機関連携>

- ・ フォースターリング機関や里親支援専門相談員、児童相談所と連携して取り組んでいる。
- ・ 乳児院の里親支援専門相談員や地区の保健師と連携し、対応している。

#### <所内研修等>

- ・ 里親担当者が所内全児童福祉司及び児童心理司に対して、研修を実施している。
- ・ 保護者や関係機関等から相談を受けた時に、里親担当以外の職員も十分に説明を行えるよう、里親制度についての所内説明会や手引きの活用を行っている。

#### <新生児委託>

- ・ 可能な限り、産院から直接里親宅へ委託できる「新生児委託」の調整を行っている。
- ・ 新生児委託であれば、妊娠中からの相談、里親マッチング、医療機関とのカンファ、出生後の同意取得、諸手続、里親委託、委託後の訪問、実親や関係機関との連絡、特別養子適格所長申立て、家庭裁判所調査への対応など、当係が一貫して行っている。
- ・ 病院とケース会議を行い、実母への対応を検討し、スムーズに措置出来るようにしている。
- ・ 法的支援が必要なケースは所属の弁護士に介入を依頼し、申立てから説明まで支援を依頼。また、独自で新生児里親委託マニュアルを整備するとともに普及啓発活動にも力を入れている。
- ・ 新生児委託ができるよう、病院側の理解と支援を得られるよう努めている。

#### <児童相談所長申立>

- ・ 全件、児童相談所長が特別養子縁組適格の確認審判を申立てる。
- ・ 養親の負担軽減のため、当自治体から委託した児童は全ケース児相長申立てを行っている。

#### <職員体制>

- ・ 里親支援職員を専任で配置。
- ・ 管内に里親支援機関を設置。
- ・ 里親支援専従の班を設け、児童福祉司とは別に里親に担当をつけることできめ細かなフォローを行う。また、実親に対し養子縁組里親の制度を説明するなど、同意を得るための支援を行う。
- ・ 受理当初から担当の児童福祉司と里親担当福祉司が一緒に対応して切れ目無く支援を行う。
- ・ 常勤職員で専任の里親支援担当児童福祉司が成立まで一貫して養親を支援している。

#### <実方の父母への説明等>

- ・ 乳幼児の里親委託を検討する際に、親権者に特別養子縁組の意向も確認する。
- ・ 育てられないという訴えの親に対して、里親や特別養子縁組について里親担当と説明している。
- ・ 里親委託段階で実親の写真や子どもへの手紙、将来のL.S.Wに向けて実親から同意をとる。
- ・ 実方の意思確認を複数回行うとともに、翻意の可能性について養親に繰り返し伝える。

- ・ 同意を前提とした上で、養育能力・環境を精査し、実父母との面接、意向確認を継続して行う。
- ・ 実方の同意を得る席に、リーフレットを使用したり、必要に応じ里親担当が同席し説明を行う。

**<養親候補者への研修等>**

- ・ 里親更新研修、登録前研修、新規相談者希望者へ制度を伝えるため法務省資料を用いている。
- ・ 養子縁組里親希望者に対して、登録前研修の段階で、特別養子縁組制度に関する講義を実施し、制度に関する理解を促した上で、里親申請手続をお願いしている。
- ・ 里親訪問調査を定期的に行い、里親の状況を把握して縁組候補者の選定をしやすくする。
- ・ 委託前研修の実施。

**<養子縁組家庭への支援等>**

- ・ 里親支援専門相談員と連携し、受託前後・委託解除後の里親家庭への支援を継続している。
- ・ 委託後支援は、児童相談所、里親支援専門相談員、里親会が連携して実施。
- ・ 児童相談所だけでなく、里親支援機関及び地域の母子保健担当者につなぎ、きめ細かく支援。
- ・ 縁組家庭が孤立しないよう、地域の里親専門相談員とともに、継続訪問や里親サロンを企画。
- ・ 真実告知について等、特別養子縁組家庭に特化した研修を実施している。
- ・ 真実告知については、委託前・委託中・縁組成立直後も継続して支援している。
- ・ 実親の写真やメッセージシートなどを残してもらうよう、相談受理当初から働きかけ、里親に引き継ぐよう PDF 化して児相システムに保存している。
- ・ 養子が成長し出自を知りたくなった時を想定し、実方に情報提供の範囲を明確に聞く。
- ・ 里親業務を全面委託している機関において、成立後の元里親子支援プログラムを実施している。
- ・ 養親子については、里親登録を続けてもらうことで相談しやすい関係を保つようにしている。
- ・ 措置解除時に「委託解除式」を行い、地区担当者児童福祉司との顔繋ぎを改めて行っている。
- ・ 委託可能な児童のピックアップ。委託後の支援について定期的に関係者が情報交換を行う。
- ・ 特別養子縁組前提で委託した場合、地区の要対協へ新規提案を行い市町村や関係機関と見守る。
- ・ 各家庭に対して担当里親支援機関を定め、児相以外で定期的に家庭訪問・相談しやすくする。
- ・ マッチングが順調で受託が見えてきた段階で養育支援委員会を立ち上げ、市町村や保育園等関係機関との顔合わせ、養育上の不安や心配に助言。受託後も定期的に訪問し、委員会も継続開催。
- ・ 里親認定を取り消した方にもサロンへのお誘いをするなど里親同士が繋がれる機会を作る。
- ・ 年に 2～3 回程度、養親子サロンを開催し、情報共有を行っている。里親委託中の家庭のみではなく、縁組成立後の家庭、民間あっせん団体から養子を迎えた家庭にも声を掛けている。
- ・ 里親サロンや研修を案内して里親同士の繋がりを作り、相談し合える機会を設けている。
- ・ 愛着の形成や養育スキルの獲得を目的に PCIT や PCIT-T, FCP の取り組みを行っている。
- ・ 里親支援計画を作成し、計画的な支援や養子縁組手続きに関する助言を行っている。
- ・ 養育里親委託と共に通だが、『里親養育支援委員会』を委託前から立ち上げ、支援体制を整えている。成立後も必要に応じ、里親支援専門相談員に引き継ぎ開催してもらう形をとっている。

**<啓発活動>**

- ・ 里親支援事業所による啓発活動等を行っている。
- ・ 関係機関(産婦人科等)で里親制度、特別養子縁組の状況についての講義を行っている。

- ・ 里親のリクルートを通じて、区内に里親制度を普及啓発し、養子縁組里親を一定数維持することと、制度そのものを区民に知っていただく。

## 26) 今後、特別養子縁組を推進するにあたって、課題となること

※主な自由記述の内容のみ記載

### <実家庭での養育が望めないケースでの実方の父母の同意、施設入所の長期化>

- ・ 実親の同意がないと申立てがしにくい。
- ・ 家族再統合が望めないケースも、実親の理解を得ることは難しく、施設入所となってしまう。
- ・ 現実的には家庭養育は難しいと思われるケースでも、不定期の面会交流が行われる場合等は、保護者の意向に左右され、子どもにとってどうかという点で援助することが難しい点。
- ・ 親権者が特別養子縁組に同意しない場合、明確な根拠がなければ、申し立てが困難であること。
- ・ 親権者の養育が望めない状況が継続していくと予想されるが、同意が得られない場合の対応。
- ・ ①非親権者だが児童を認知している父がいる場合、家庭裁判所の関与によって初めて非親権者父が引き取り意向を示す展開がある。②実親による養育不適の状態を、司法はどこまで認めるのか？「障害者差別」や「親権者軽視」の批判を避けたい司法の意向は理解できるが、真に安定的・永続的な親子関係はどうあるべきなのか社会全体で考える必要のあるテーマだと考える。
- ・ 特別養子縁組が望ましいと思われるケースであっても、実親からの同意が得られない場合、児童の愛着形成のためにはできる限り早期に家庭養育を担保したいが、特別養子適格確認の児相長申し立てや28条申立てをするほどの根拠もなく、施設入所が長期化してしまっている。
- ・ 実親の同意について（血縁上の父の意思確認を裁判所にどこまで求められるか、DV等があり、そもそもアプローチすること自体に抵抗があるケースなど）
- ・ 実親の同意がなくても虐待等により引き取りが難しいとの判断がなされ、実親の意に反して特別養子が的確である審判が下ったケースがあるのか、その具体的なケースについて情報が欲しい。
- ・ 実方の父母と面会交流が一定期間なく養育が望めないケースについて、施設入所や養育里親委託が長期化している。特別養子縁組を推進するための他児相の取り組みを知りたい。

### <特別養子縁組を進めるタイミングや基準の見極め>

- ・ 実父母の明確な意思表示がない限り、特別養子縁組を積極的に進めることは困難なため、具体的かつ明確な基準を設けて、基準に該当する場合は検討を義務付ける等の法整備が必要と考える。
- ・ 実方と連絡が取れず同意が得られない場合、養子縁組を進めるタイミングの見極めが難しい。
- ・ 長期的に実親との交流がないなど、現実的に実親による養育が望めない場合等、特別養子縁組の検討が必要な基準の策定や、それに対応できる体制の確保。
- ・ 当所は実親が特別養子縁組に関し明確な同意の意思を示している場合に家裁への申立を進めている。しかし、縁組に関し明確な同意がない場合には現在、養育里親へ委託されている。実親が行方不明や音信不通のケースについては特別養子縁組の検討を行ってもいいと感じる。
- ・ どの程度の面会交流、またどの程度の虐待があれば特別養子縁組手続に踏み切れるかの見極め。
- ・ 保護者面会や交流ができていないケースについてどのタイミングで特別養子縁組を検討するか。

### <子どもの障害や発達特性、年齢等>

- ・ 障害等のある児童の特別養子縁組について、養親候補者に断られることが多い。

- ・ 障害や発達特性に問題を抱える児童が多く、実親の同意が得られたとしても養親の選定が困難。
- ・ 障がいのある児童や複雑な背景を持つ児童の場合、養育に自信がないとお断りされる。
- ・ 障害児や高年齢児童の特別養子縁組
- ・ 児童の障がいのリスクが高いが、乳児期にはわかりづらい。養親へのリスク説明。
- ・ 障害や病弱などのリスクがある児童についてはなかなか養親が見つからない現状がある。
- ・ 小規模な児相であり特別養子縁組に関する経験が少ない部分がある。里親同士の横のつながりなどを作ることが大規模自治体に比べ居住地域の広大さという事情から容易ではない面もある。
- ・ 新生児や年少児の委託を希望される方が大半で、小学生以上の委託は困難。その一方で里親自身が高齢となって諦めてしまう場合がある。モチベーションを維持できるような支援も必要。
- ・ 障害がある児童の委託先の選定やその後の支援。
- ・ 障害児等ハイリスク児童を受け入れる里親が少ないとこと
- ・ 年齢が高い児童の場合、本人自身の実親の記憶や生い立ちの捉え方等が養親とのマッチングに大きく影響していると考えるが、本人の思いを尊重しながらマッチング方法や告知のタイミングをどう進めていくか難しさを感じている。

#### <養親候補者に関すること>

- ・ 児童の年齢が上がるごとに、養親候補も見つけにくく、普及啓蒙活動が必要。
- ・ 特別養子縁組自体が近年なく、希望する里親もいない。里親を増やすこと自体に課題がある。
- ・ 特別養子縁組を望む里親は多いが、実父母の同意が得られないケースが多い。
- ・ 特別養子縁組希望の里親は多いが、特別養子縁組につなげられる児童が少ない。
- ・ 当所管内には特別養子縁組希望の里親はあるものの、委託実績等の関係から選択肢が殆どない。
- ・ 養子縁組里親の年齢が高い、里親委託に対して実親の拒否がある、新生児委託に関する啓発。
- ・ 不妊治療後、里親登録する方が多く、養親希望者の年齢が高く乳児とのマッチングが難しい。
- ・ 6歳程度を超える子どもの特別養子縁組について養親候補者の確保の難しさ。
- ・ 共働きが大半なので、専業主婦を前提とした新生児委託モデルでは難しくなってきた。
- ・ 実親からの相談が少なく希望里親数との差が開くばかり。里親の待機期間が長くなっている。

#### <縁組成立後の支援>

- ・ 特別養子縁組と里親は違うと言われるが、いずれも何らかの理由で親元で暮らせない子ども。支援を同じ枠組みで考えていくことが必要ではないか。通知にある支援内容は、どちらにも有用。
- ・ 担当職員が養親子を継続的に見守り、必要に応じ、支援すべき必要性を感じながらも児童相談所として委託解除後の継続的な支援には困難さがあること。
- ・ 縁組成立後もケースによっては実親とのかかわりを何らかの形で考えていけるような里親支援。
- ・ 養親候補に乳児以外でも受け入れてもらえるよう理解を深めるとともに支援体制の充実が必須。
- ・ 養子縁組里親のサロンが未整備で里親同士で子育ての悩みを相談出来る場が持たれていない。
- ・ 里親登録されていれば年1回の家庭訪問をしますが成立後の積極的支援がない。
- ・ 養子・養親への支援体制、ライフストーリーワークに関してのノウハウ蓄積が不十分。
- ・ 審判成立後に実子になることもあり社会的養護の意識が不十分で指導が入らない時がある。
- ・ 縁組後も支援機関とつながり続けられるようにすること。子どもの LSW の支援が必要になるケースが想定されるため、児相とも連携協力関係のある機関とつながれるようにしたい。

- ・ 特別養子縁組成立後に児童相談所や施設職員からの指導や支援を拒否する養親もあり、継続した支援が困難な場合がある。真実告知についても、様々な方法で養親に対してその必要性を指導しているが、頑なに抵抗を示す養親もいて、養親との間で信頼関係が構築できない場合がある。
- ・ 成立後支援は都道府県業務として位置づけられているが、真実告知やルーツ探し等のノウハウがないので、ある程度統一されたマニュアルや専門家に相談できるような仕組みがあるとよい。

#### <出自を知る権利の保障>

- ・ 縁組成立後のルーツ探し支援における丁寧な記録整備。
- ・ 養子が、出自を知る権利に基づいて児相に個人情報開示請求を行うことが将来的に想定されるが、個人情報保護条例上は実親の情報は開示できない。出自を知る権利と実親の個人情報保護との関係について、国レベルでガイドライン等を作成してほしい。
- ・ 本人の出自を知る権利保障のための体制整備が不十分。

#### <児童相談所長申立>

- ・ 児童相談所長の申立てをどのような形で取り入れていくか、検討が必要。
- ・ 実親不在による児相長申立について、失踪期間の証明について家庭裁判所に求められる要件が厳しく、成立までに長期間かかる。また、児相長申立ての要件を広げる等、検討が必要。
- ・ 実父母と連絡が取れないケースや同意の意向を示していても家庭裁判所の調査に応じない時に児相長申立てを行った場合、家庭裁判所の働きかけが薄く審判が進まないケースがある。
- ・ 児童相談所長申立てなどで里親自身が申し立てるよりも審判の進みが悪くなることを懸念。
- ・ 積極的な児相長申立てがされていると聞いているが、当所は周りにも事例が少なく慎重な検討。

#### <職員体制>

- ・ 里親支援担当職員の後継者の確保。職員の経験蓄積、スキルアップ研修等の充実。
- ・ 新設児相ということもあり、児童福祉司の育成が課題。
- ・ 児相長申立てのケースを経験したり、そのような事例について学ぶこと。
- ・ 養子縁組成立後の支援は、里親支援専門相談員がすることになるが、数が足りていないこと。
- ・ 特別養子縁組に関する知識を持ち合わせた福祉司が少なく、経験した職員の周知が必要。
- ・ 担当職員の異動がある中での、縁組成立後の養親に対する長期的な支援のあり方が課題である。
- ・ 委託～成立後の支援まで行っていくには、圧倒的に人手が足りない。
- ・ 里親専任を複数置く必要があると考えるが、そのような体制は現状では困難。
- ・ 実方の父母に理解を得られるような制度説明は育成過程の職員が対応するには荷が重い。

#### <その他>

- ・ 実父母の同意を得て、特別養子縁組前提で委託した場合は育休制度が取得できるが、養育里親として委託する場合は取れず、委託里親の選定に苦慮。育休が取得できることを望ましいと考える。
- ・ 実子でないと育児休業が取れない職場が多く母が仕事をやめざるを得ず、ワンオペになる。
- ・ 児童相談所としては実親が同意しており、養親候補者の養育に問題がなければ早期の申立て手続きを促しているが、養子となる子の年齢上限が引き上げに伴い、子が成長し意思確認をした上での申立て手続きを行いたい等の理由で、申立て手続きを早期に行わない養親候補者がしてきた。
- ・ 里親制度において、異なる性質をもつ養育里親と養子縁組里親が併存する難しさを感じている。
- ・ 児童の試し行動への理解とフォロー

- ・ 助産施設の中で入院期間の柔軟な対応や養親への沐浴指導等を行ってくれない施設があること。
- ・ 民間あっせん機関との連携
- ・ 未委託里親の養育トレーニング
- ・ 所内における登録里親の情報共有
- ・ ケースの展望を見越した初期のケースワーク：（例）引き取りの可能性は低いことが予測できるにもかかわらず、実方の父母が将来的に家庭引き取りを希望した場合に、一定の有期を示す等。

## (2) 児童相談所 個票集計結果（2021年度の特別養子縁組の申立ケース）

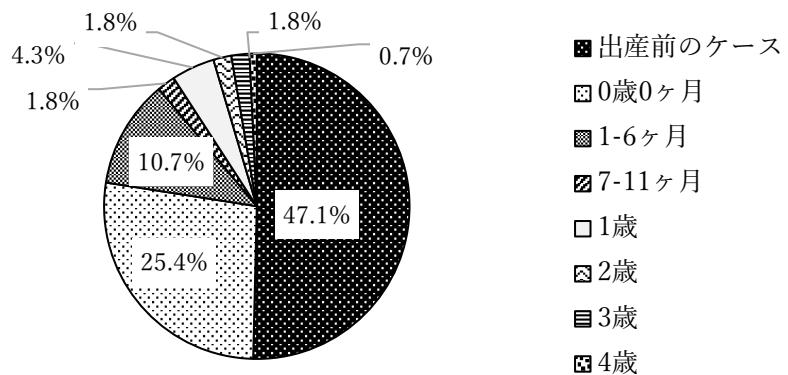
児童相談所個票では、2021年度に申立を行った各ケースについて調査を行った。n値は申立件数（280件）とした。

### 1) ケース開始時点の児童の年齢

「出産前のケース」の割合が47.1%で最も高く、次いで「0歳0ヶ月（25.4%）」となっている。

図表 III-28 ケース開始時点の児童の年齢内訳

(n=280)

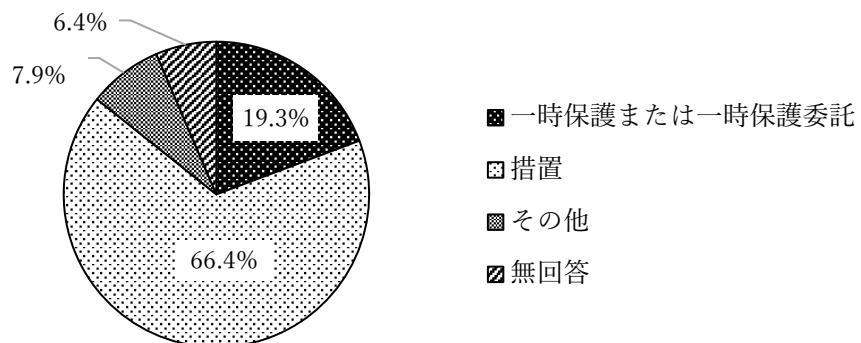


### 2) 養親候補者に委託される直前の措置等の形態

「措置」の割合が66.4%で最も高く、次いで「一時保護または一時保護委託（19.3%）」となっている。

図表 III-29 養親候補者に委託される直前の措置等の形態の内訳

(n=280)

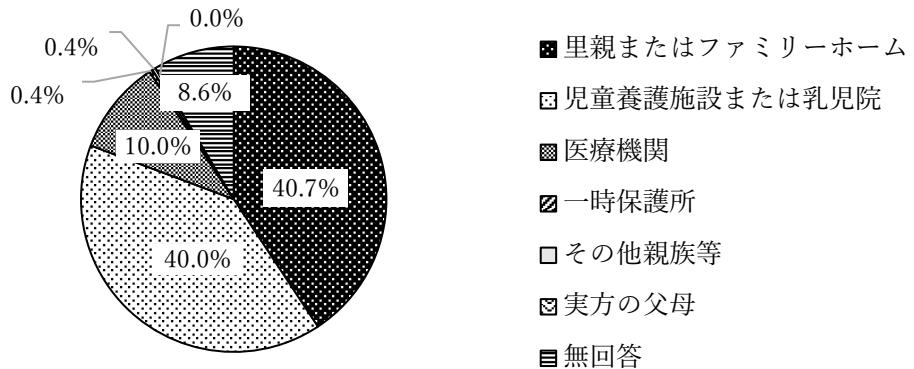


### 3) 養親候補者に委託される直前の養育場所

「里親またはファミリーホーム」の割合が40.7%で最も高く、「児童養護施設または乳児院（40.0%）」「医療機関（10.0%）」「一時保護所（0.4%）」「その他親族等（0.4%）」の順となっている。「実方の父母」は0.0%、「無回答」は8.6%だった。

図表 III-30 養親候補者に委託される直前の養育場所の内訳

(n=280)



### 4) 養親候補者に委託される以前の一時保護または一時保護委託の合計期間

「1ヶ月以上6ヶ月未満」の割合が30.4%で最も高く、次いで「1ヶ月未満（11.4%）」となっている。

図表 III-31 養親候補者に委託される以前の一時保護または一時保護委託の合計期間

(n=280)

期間	1ヶ月未満	1ヶ月以上6ヶ月未満	6ヶ月以上1年未満	1年以上	無回答
ケース件数	32	85	8	4	151
割合	11.4%	30.4%	2.9%	1.4%	53.9%

5) 養親候補者に委託される以前の措置の合計期間

「1ヶ月以上6ヶ月未満」の割合が11.1%で最も高く、次いで「1年以上2年未満（9.3%）」となっている。

図表 III-32 養親候補者に委託される以前の措置の合計期間

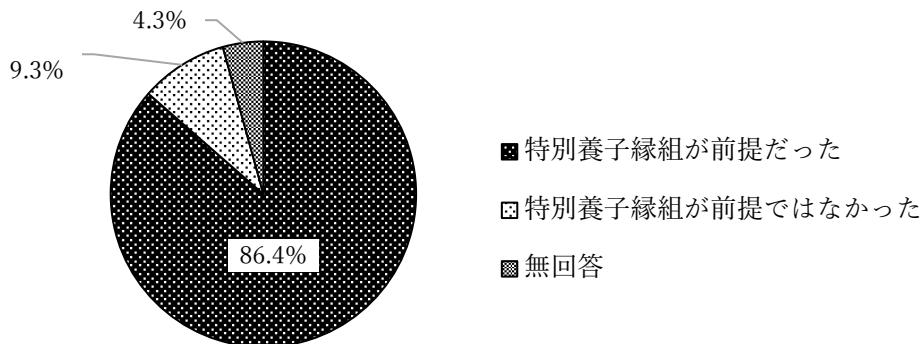
(n=280)

期間	1ヶ月未満	1ヶ月以上6ヶ月未満	6ヶ月以上1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満
ケース件数	2	31	20	26	21
割合	0.7%	11.1%	7.1%	9.3%	7.5%
期間	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	無回答	
ケース件数	17	5	0	158	
割合	6.1%	1.8%	0.0%	56.4%	

6) 養親候補者に委託された時点の児童の年齢及び特別養子縁組の前提の有無

図表 III-33 養親候補者に委託された時点の特別養子縁組の前提の有無

(n=280)



図表 III-34 養親候補者に委託された時点の児童の年齢内訳及び特別養子縁組の前提の有無

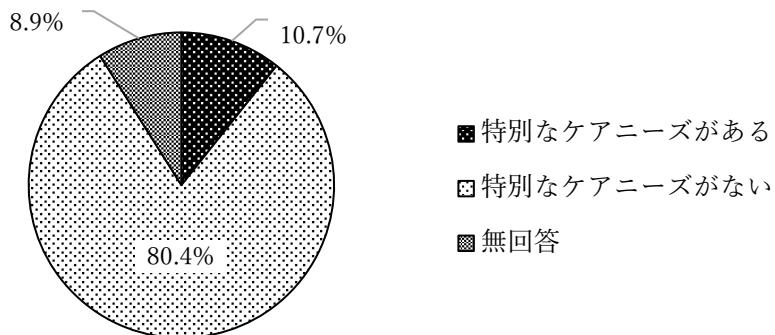
(n=280)

		申立件数	うち、特別養子縁組 が前提だったケース
合計値		280(100%)	242(86%)
内訳	0歳0ヶ月	48(17.1%)	47(19.4%)
	1~6ヶ月	66(23.6%)	63(26.0%)
	7~11ヶ月	25( 8.9%)	22( 9.1%)
	1歳	46(16.4%)	42(17.4%)
	2歳	40(14.3%)	35(14.5%)
	3歳	13( 4.6%)	10( 4.1%)
	4歳	19( 6.8%)	15( 6.2%)
	5歳	5( 1.8%)	3( 1.2%)
	6歳	5( 1.8%)	4( 1.7%)
	7歳	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	8歳	2( 0.7%)	1( 0.4%)
	9歳以上	0( 0.0%)	0( 0.0%)
無回答		11( 3.9%)	-

## 7) 養親候補者に委託された時点の障害や疾病等の特別なケアニーズの有無

図表 III-35 養親候補者に委託された時点の障害や疾病等の特別なケアニーズの有無

(n=280)



### ケアニーズの具体的な内容

- ・ 口唇裂による形成外科手術
- ・ 梅毒感染疑いのための経過確認
- ・ 極低出生体重児
- ・ 保育園での加配の必要性あり。
- ・ 多指症
- ・ 心室中隔欠損症術後のフォローアップにより、定期的に受診
- ・ 低身長
- ・ クラミジア肺炎の可能性があるため、生後3ヶ月頃までは肺炎に注意。咳が続くようであれば病院受診。
- ・ 貧血症状があるため、鉄剤内服中。
- ・ 発達の遅れ
- ・ 停留精巣の手術後3ヶ月の状況観察中。
- ・ 腸の手術を受けた
- ・ 先天性の疾患に対するケア
- ・ 吃音、自閉スペクトラム症（中度）
- ・ 股関節の経過観察
- ・ 先天性梅毒のおそれがあった
- ・ 知的障害リスク、腎臓疾患、四肢短縮疾患リスク
- ・ 食道閉鎖症
- ・ 低体重で生まれたことによる呼吸器の発達遅れ（疾患ではない）
- ・ 発達の遅れがあり、療育が必要であった。
- ・ 鼠径ヘルニアで受診を要した。
- ・ 発音の不明瞭さの改善のために言語訓練の継続必要。

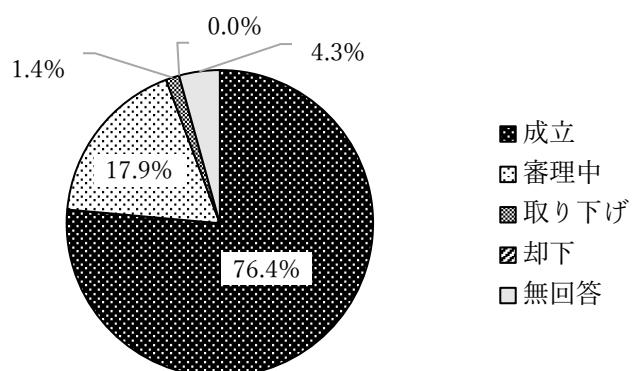
- ・ 斜視と視力の低さについて定期観察必要。
- ・ 『自閉症スペクトラム症が疑われる』との診断を受けた経過があった。
- ・ 胎児梅毒があり治療経過あり
- ・ 複数のきょうだい児に発達の遅れがみられていたため、本児もリスクを抱えていること
- ・ 妊娠前・胎生期の薬物使用の影響が生じるリスク
- ・ 発達や関わり方について知りたいというニーズがあった。
- ・ 知的障がいがある
- ・ 足の内反足
- ・ 口蓋亀裂、軟骨亀裂、烈脳症
- ・ 知的障害
- ・ 火傷跡
- ・ 障害等の児童の生来のニーズはないが、1組目の里親宅に措置されて半月で一時保護になる不調経験があった。
- ・ 知的障害及び身体障害

#### 8) 特別養子縁組申立後の成立状況

「成立」の割合が76.4%で最も高く、「審理中（17.9%）」「取り下げ（1.4%）」の順となっている。「却下」は0.0%、「無回答」は4.3%だった。

図表 III-36 特別養子縁組申立後の成立状況の内訳

(n=280)



9) 特別養子縁組申立時点の児童の年齢及び申立後の成立状況

申立件数全体における児童の年齢は「0歳」の割合が30.0%で最も高く、次いで「1歳(20.7%)」となっている。

図表 III-37 特別養子縁組申立時点の児童の年齢内訳及び申立後の成立状況の内訳

(n=280)

		申立件数	うち、成立	うち、審理中	うち、取り下げ	うち、却下
合計値		280 (100%)	214 (100%)	50 (100%)	4 (100%)	0 ( 0.0%)
内訳	0歳0ヶ月	7( 2.5%)	7( 3.3%)	0( 0.0%)	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	1~6ヶ月	36(12.9%)	31(14.5%)	4( 8.0%)	1(25.0%)	0( 0.0%)
	7~11ヶ月	41(14.6%)	38(17.8%)	3( 6.0%)	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	1歳	58(20.7%)	47(22.0%)	9(18.0%)	2(50.0%)	0( 0.0%)
	2歳	31(11.1%)	20( 9.3%)	11(22.0%)	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	3歳	21( 7.5%)	11( 5.1%)	9(18.0%)	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	4歳	23( 8.2%)	19( 8.9%)	4( 8.0%)	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	5歳	15( 5.4%)	10( 4.7%)	5(10.0%)	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	6歳	8( 2.9%)	5( 2.3%)	2( 4.0%)	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	7歳	3( 1.1%)	3( 1.4%)	0( 0.0%)	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	8歳	2( 0.7%)	2( 0.9%)	0( 0.0%)	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	9歳	1( 0.4%)	0( 0.0%)	0( 0.0%)	1(25.0%)	0( 0.0%)
	10歳	0( 0.0%)	0( 0.0%)	0( 0.0%)	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	11歳	3( 1.1%)	3( 1.4%)	0( 0.0%)	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	12歳	4( 1.4%)	3( 1.4%)	1( 2.0%)	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	13歳	1( 0.4%)	0( 0.0%)	1( 2.0%)	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	14歳	3( 1.1%)	2( 0.9%)	1( 2.0%)	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	15歳	0( 0.0%)	0( 0.0%)	0( 0.0%)	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	16歳	1( 0.4%)	1( 0.5%)	0( 0.0%)	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	17歳	2( 0.7%)	2( 0.9%)	0( 0.0%)	0( 0.0%)	0( 0.0%)
無回答		20( 7.1%)	10( 4.7%)	0( 0.0%)	0( 0.0%)	0( 0.0%)

## 10) 養親候補者に委託されてから特別養子縁組の申立を行うまでの期間

「6ヶ月以上1年未満」の割合が34.6%で最も高く、次いで「1年以上2年未満（16.4%）」となっている。

図表 III-38 養親候補者に委託されてから特別養子縁組の申立を行うまでの期間

(n=280)

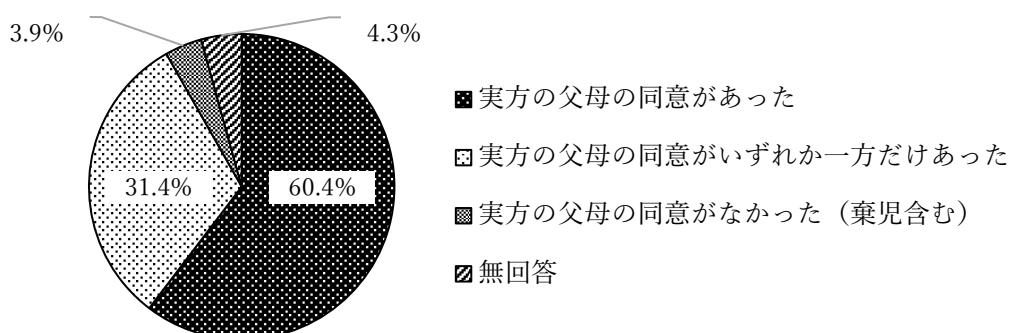
期間	委託前に申立	1ヶ月未満	1ヶ月以上6ヶ月未満	6ヶ月以上1年未満	1年以上2年未満
ケース件数	8	26	41	97	46
割合	2.9%	9.3%	14.6%	34.6%	16.4%
期間	2年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	無回答
ケース件数	12	15	8	6	21
割合	4.3%	5.4%	2.9%	2.1%	7.5%

## 11) 特別養子縁組の申立時点における実方の父母の同意の有無

「実方の父母の同意があった」の割合が60.4%で最も高く、次いで「実方の父母の同意がいずれか一方だけあった（31.4%）」となっている。

図表 III-39 特別養子縁組の申立時点における実方の父母の同意の有無

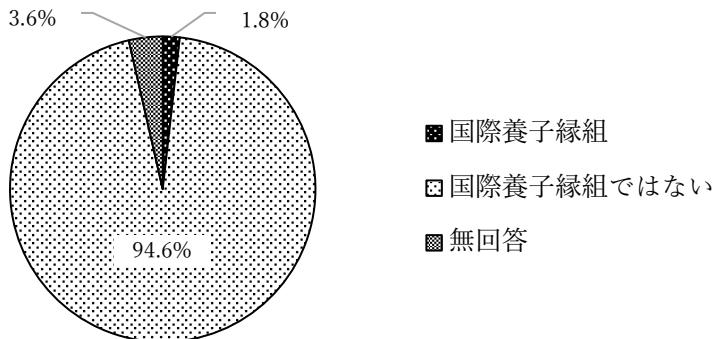
(n=280)



## 12) 国際養子縁組の状況

図表 III-40 国際養子縁組の状況

(n=280)



### 国際養子縁組となった理由

- ・ 本児は無国籍児童であり、特別養子縁組成立後も日本国籍取得の手続きに時間要する可能性が高かったが、その対応を柔軟にできる養子縁組里親であったため。
- ・ 里母が外国籍のため
- ・ 日本国籍の養親候補者には、児童の顔立ち（父親が外国籍）等を理由に断わられたため。他自治体の里親（外国籍）とのマッチングでは問題にならなかった。
- ・ 養父 アメリカ 養母 日本
- ・ 児童と同じ国籍を持つ里親との養子縁組が適当であると判断

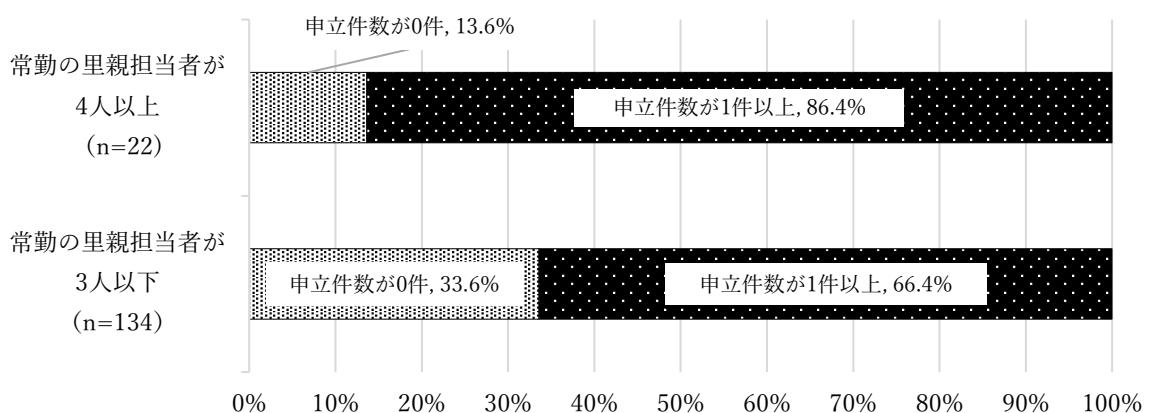
### (3) 児童相談所 クロス集計結果

#### 1) 常勤の里親担当者数と 2021 年度の申立件数

常勤の里親担当者数と、2021 年度の申立件数の関係について集計した。常勤の里親担当者が 4 人以上の機関では、2021 年度の申立件数が 1 件以上の割合は 86.4% となっており、3 人以下の機関では 66.4% となっている。

図表 III-41 常勤の里親担当者数と 2021 年度の申立件数

(n=156)

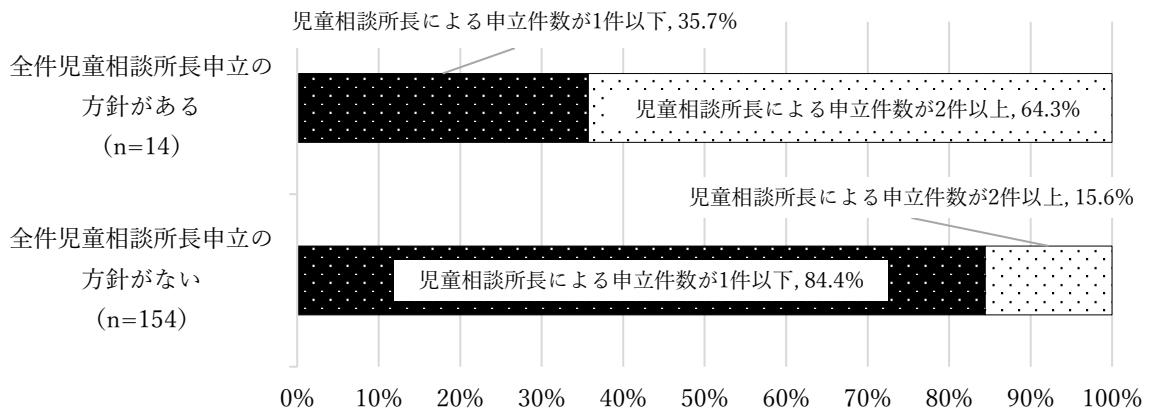


#### 2) 全件児童相談所長申立の方針の有無と、2020 年度及び 2021 年度の児童相談所長による申立件数

全件児童相談所長申立の方針の有無と、2020 年度及び 2021 年度の児童相談所長による申立件数の関係について集計した。全件児童相談所長申立の方針がある機関では、2021 年度及び 2021 年度の児童相談所長による申立件数が 2 件以上の割合は 64.3% となっており、方針がない機関では 15.6% となっている。

図表 III-42 全件児童相談所長申立の方針の有無と、2020 年度及び 2021 年度の児童相談所長による申立件数

(n=168)

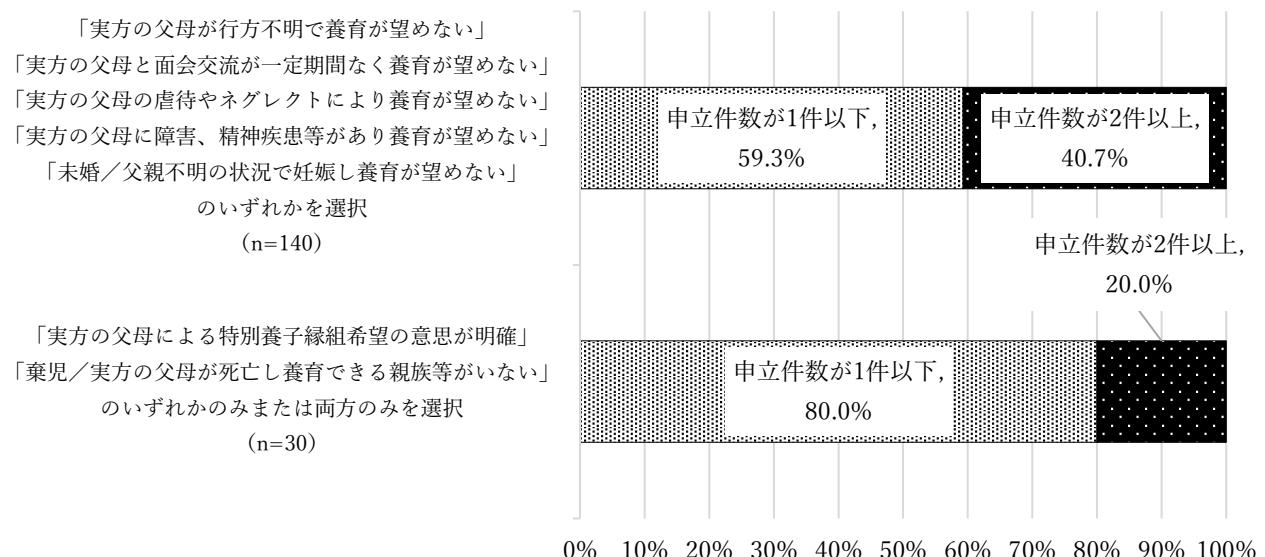


### 3) 選択肢として特別養子縁組を検討するケースの基準と、2021年度の申立件数

選択肢として特別養子縁組を検討するケースの基準と、2021年度の申立件数の関係について集計した。「実方の父母が行方不明で養育が望めない」「実方の父母と面会交流が一定期間なく養育が望めない」「実方の父母の虐待やネグレクトにより養育が望めない」「実方の父母に障害、精神疾患等があり養育が望めない」「未婚／父親不明の状況で妊娠し養育が望めない」のいずれかを選択した機関では、2021年度の申立件数が2件以上の割合は40.7%となっており、「実方の父母による特別養子縁組希望の意思が明確」「棄児／実方の父母が死亡し養育できる親族等がいない」のいずれかのみまたは両方のみを選択した機関では20.0%となっている。

**図表 III-43 選択肢として特別養子縁組を検討するケースの基準と、2021年度の申立件数**

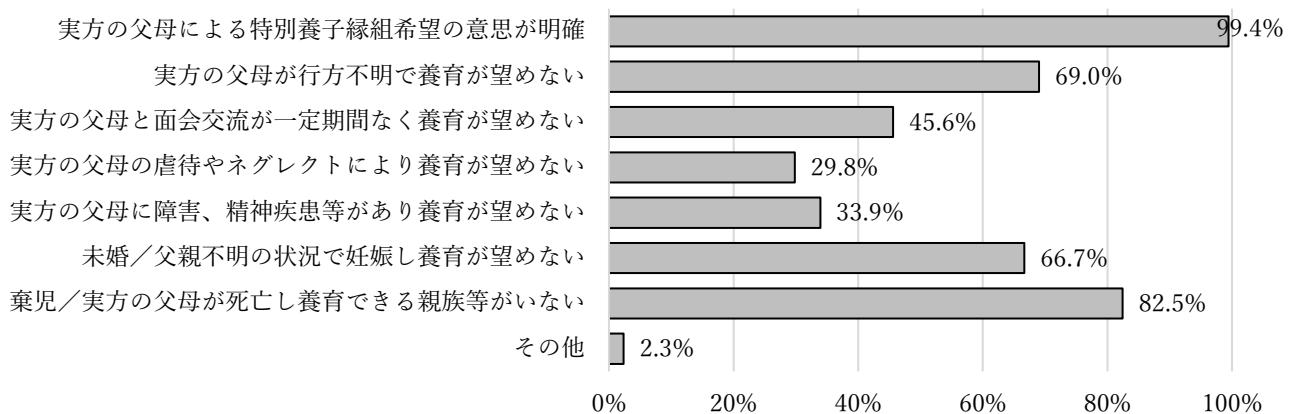
(n=170)



**図表 III-44 選択肢として特別養子縁組を検討するケースの内訳（複数回答）**

【児童相談所・民間あっせん機関アンケート（児童相談所）集計結果より再掲】

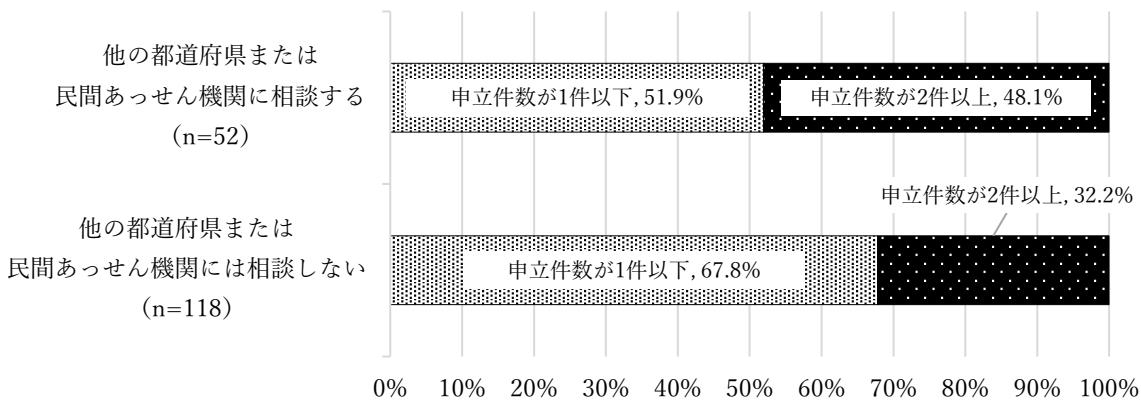
(n=171)



4) 児童相談所内で養親候補者が見つからない場合に養親候補者を探す方針と、2021年度の申立件数  
児童相談所内で養親候補者が見つからない場合に養親候補者を探す方針と、2021年度の申立件数の関係について集計した。他の都道府県または民間あっせん機関に相談するとしている機関では、2021年度の申立件数が2件以上の割合は48.1%となっており、他の都道府県または民間あっせん機関には相談しないとしている機関では32.2%となっている。

図表 III-45 児童相談所内で養親候補者が見つからない場合に養親候補者を探す方針と、2021年度の申立件数

(n=170)



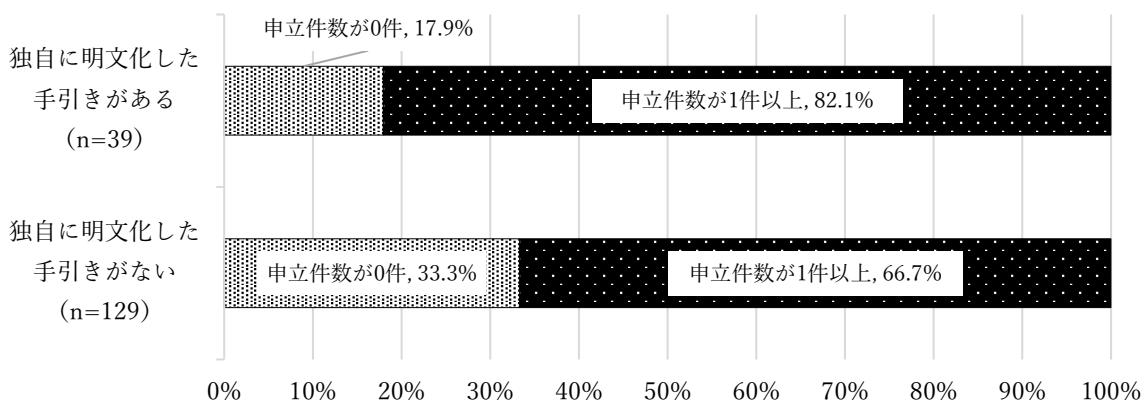
※「他の都道府県または民間あっせん機関に相談する」には、「他の都道府県に相談する」もしくは「民間あっせん機関に相談する」のいずれか、または両方を選択した回答を含む。「他の都道府県または民間あっせん機関には相談しない」には、「他の都道府県に相談する」もしくは「民間あっせん機関に相談する」のいずれも選択せず、「都道府県内の他の児童相談所に相談する」もしくは「養親候補者が見つからなかった場合でも他の機関への相談は想定していない」のいずれかを選択した回答を含む。

## 5) 特別養子縁組に関して独自に明文化した手引きの有無と、2021年度の申立件数

特別養子縁組に関して独自に明文化した手引きの有無と、2021年度の申立件数の関係について集計した。独自に明文化した手引きがある機関では、2021年度の申立件数が1件以上の割合は82.1%となっており、独自に明文化した手引きがない機関では66.7%となっている。

図表 III-46 特別養子縁組に関して独自に明文化した手引きの有無と、2021年度の申立件数

(n=168)

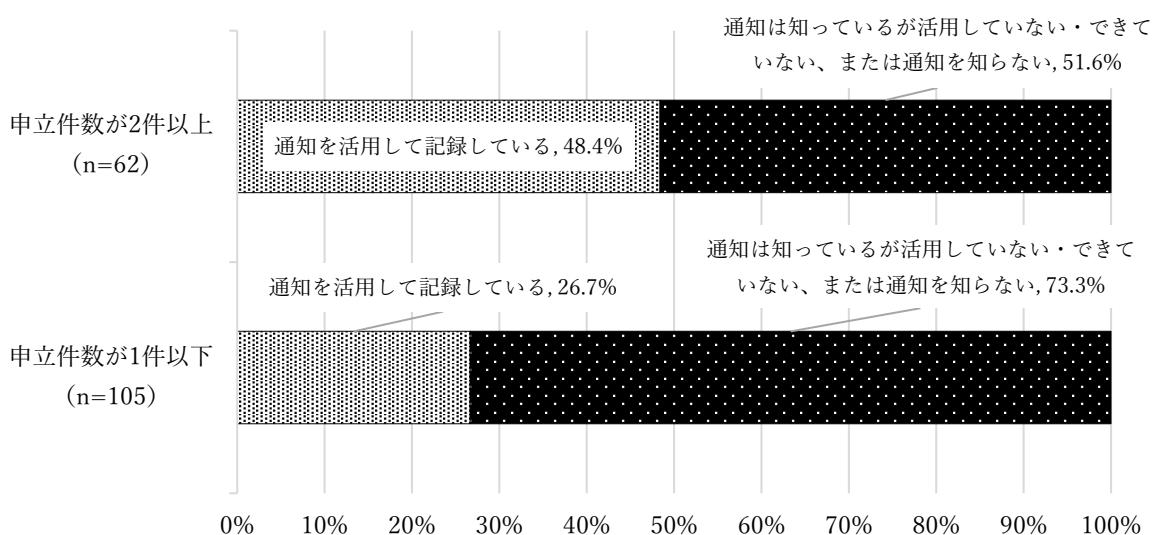


## 6) 2021年度の申立件数と、厚生労働省通知を活用した情報の記録状況

2021年度の申立件数と、厚生労働省通知を活用した情報の記録状況の関係について集計した。2021年度の申立件数が2件以上の機関では、厚生労働省通知を活用して記録している割合は48.4%となっており、1件以下の機関では26.7%となっている。

図表 III-47 2021年度の申立件数と、厚生労働省通知を活用した情報の記録状況

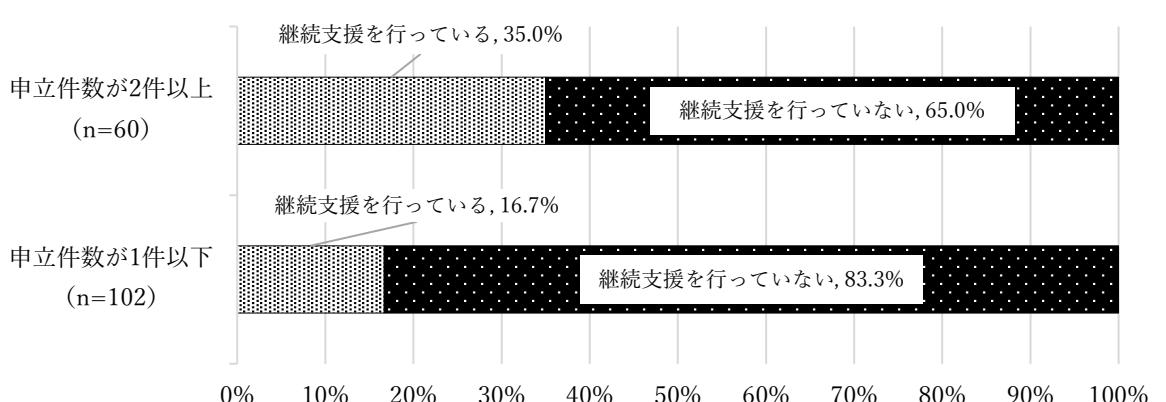
(n=167)



## 7) 2021年度の申立件数と、養子の実方の家族との連絡・交流に関する継続支援の実施状況

2021年度の申立件数と、養子の実方の家族との連絡・交流に関する継続支援の実施状況の関係について集計した。2021年度の申立件数が2件以上の機関では、養子の実方の家族との連絡・交流に関する継続支援を行っている割合は35.0%となっており、1件以下の機関では16.7%となっている。

図表 III-48 2021年度の申立件数と、養子の実方の家族との連絡・交流に関する継続支援の実施状況  
(n=162)



※「継続支援を行っている」には「行っている」または「ケースによって行っている」を選択した回答を含む。

「継続支援を行っていない」には「現在行っていないが今後必要に応じて行うことを検討したい」または「現在行っておらず今後も行う予定はない」を選択した回答を含む。

#### (4) 民間あっせん機関 集計結果

##### 1) 職員体制

図表 III-49 職員体制

(n=15)

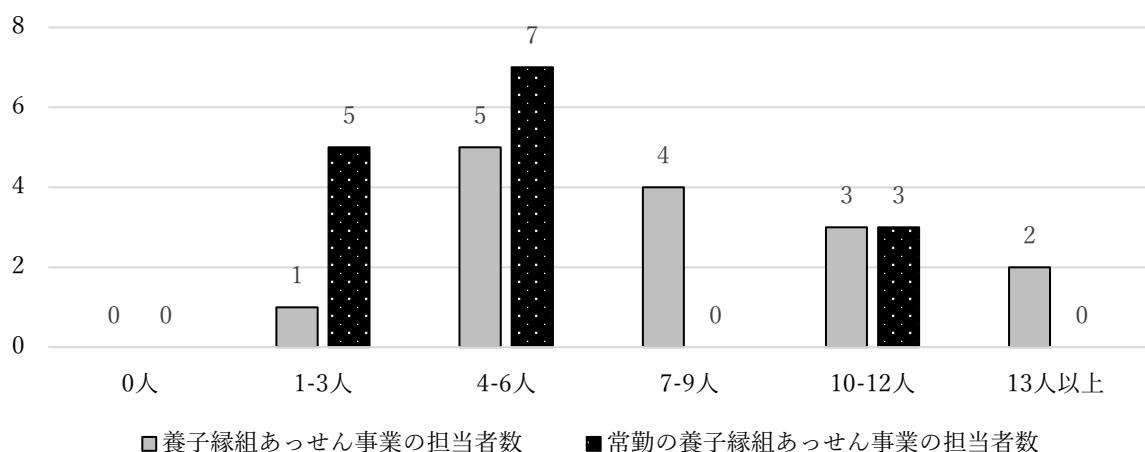
養子縁組あっせん事業の担当者	常勤の担当者		非常勤の担当者
	専任	兼任	
合計値	125	34	43
1機関あたりの平均人数	8.3	2.3	2.9
			3.2

##### 2) 養子縁組あっせん事業の担当者数及び常勤の担当者数

「4-6人」が最も多く、養子縁組あっせん事業の担当者数では5箇所、常勤の養子縁組あっせん事業の担当者数では7箇所となっている。

図表 III-50 養子縁組あっせん事業の担当者数及び常勤の担当者数の分布

(n=15)



##### 3) 2021年度の特別養子縁組の申立

図表 III-51 2021年度の特別養子縁組の申立件数

(n=15)

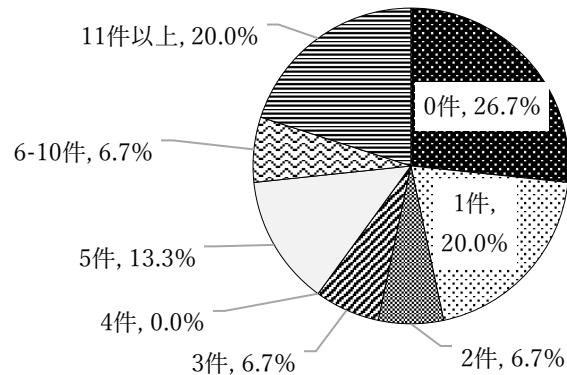
合計値	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
102	9.3	11.9	5	41	0

#### 4) 各民間あっせん機関における 2021 年度の特別養子縁組の申立件数

「0 件」の割合が 26.7% で最も高く、次いで「1 件（20.0%）」「11 件以上（20.0%）」となって いる。

図表 III-52 各民間あっせん機関における 2021 年度の特別養子縁組の申立件数の内訳

(n=15)



#### 5) 2021 年度の特別養子縁組申立時点の児童の年齢

図表 III-53 2021 年度の特別養子縁組申立時点の児童の年齢内訳

(n=11)

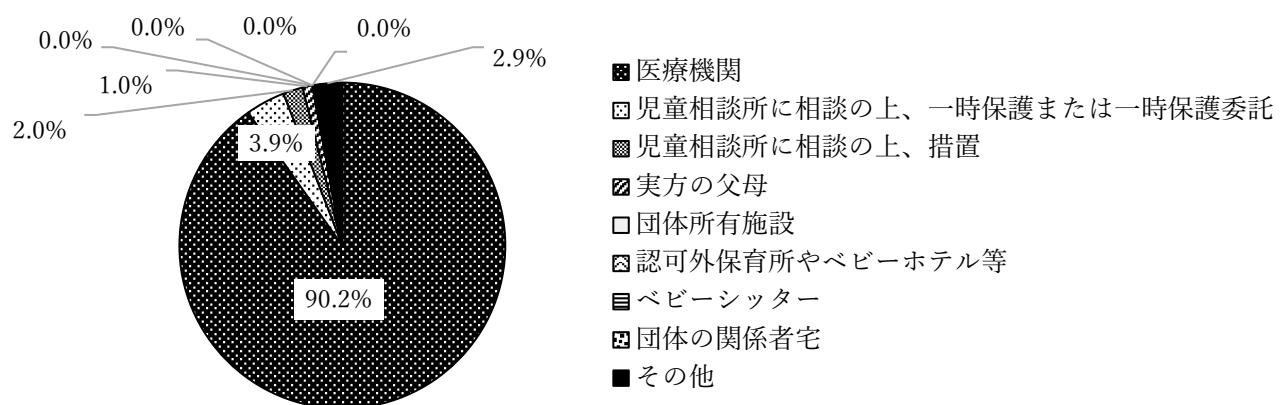
合計値	102(100%)	
内訳	0 歳	94(92.2%)
	1~5 歳	7( 6.9%)
	6 歳	0( 0.0%)
	7 歳	0( 0.0%)
	8 歳	0( 0.0%)
	9 歳	1( 1.0%)
	10 歳以上	0( 0.0%)

6) 2021年度に申立をしたケースにおける、養親候補者に委託される直前の養育場所

「医療機関」の割合が90.2%で最も高く、「児童相談所に相談の上、一時保護または一時保護委託(3.9%)」「その他(2.9%)」「児童相談所に相談の上、措置(2.0%)」「実方の父母(1.0%)」の順となっている。「団体所有施設」「認可外保育所やベビーホテル等」「ベビーシッター」「団体の関係者宅」は0.0%だった。

図表 III-54 2021年度に申立をしたケースにおける、養親候補者に委託される直前の養育場所の内訳

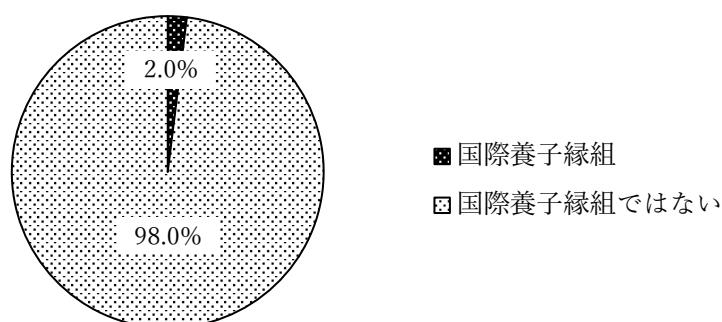
(n=11)



7) 2021年度に申立をしたケースにおける、国際養子縁組の状況

図表 III-55 2021年度に申立をしたケースにおける、国際養子縁組の状況

(n=11)



国際養子縁組となった理由

- ・ 養親がアメリカ国籍（日本在住）
- ・ 実母が児童相談所に相談をするなかで、民間あっせん機関を知り、当法人の養子縁組支援を希望した。コロナ禍で児童相談所による里親委託の時期が見込めなかったこと、実母はできるだけ早い委託を望んだこと、当法人では児童のニーズを受け入れる最適な養親候補者として当該外国籍

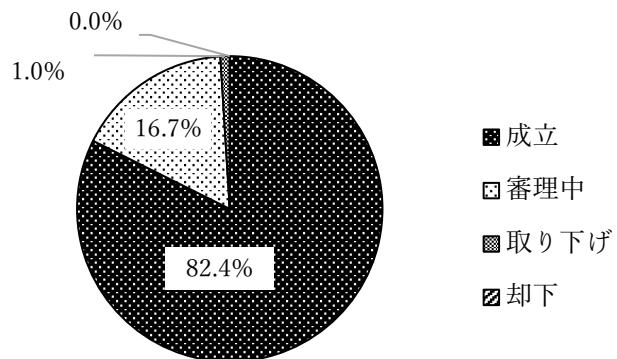
夫妻とのマッチングを提案したところ、児童相談所と乳児院がこのマッチングを承認したこと、が主たる理由である。

#### 8) 2021年度に申立をしたケースにおける、申立後の特別養子縁組の成立状況

「成立」の割合が82.4%で最も高く、次いで「審理中（16.7%）」となっている。

図表 III-56 2021年度に申立をしたケースにおける、申立後の特別養子縁組の成立状況の内訳

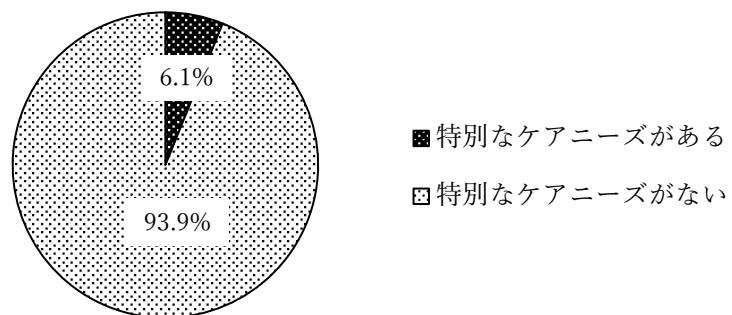
(n=11)



#### 9) 2021年度に申立をしたケースにおける、申立時点の障害や疾病等の特別なケアニーズの有無

図表 III-57 2021年度に申立をしたケースにおける、申立時点の障害や疾病等の特別なケアニーズの有無

(n=9)



#### 10) 2021年度に特別養子縁組を検討したものの申立に至らなかったケース

図表 III-58 2021年度に特別養子縁組を検討したものの申立に至らなかったケース数

(n=14)

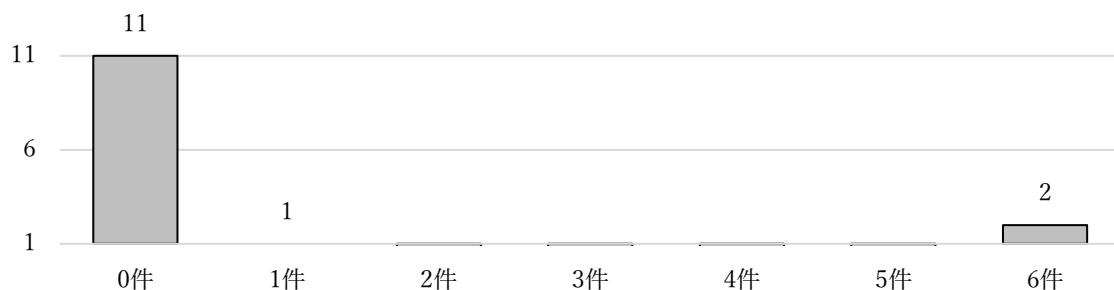
合計値	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
13	0.9	2.1	0	6	0

### 11) 2021年度に特別養子縁組を検討したものの申立に至らなかったケース数の分布

「0件」が最も多く、11箇所となっている。

図表 III-59 2021年度に特別養子縁組を検討したものの申立に至らなかったケース数の分布

(n=14)

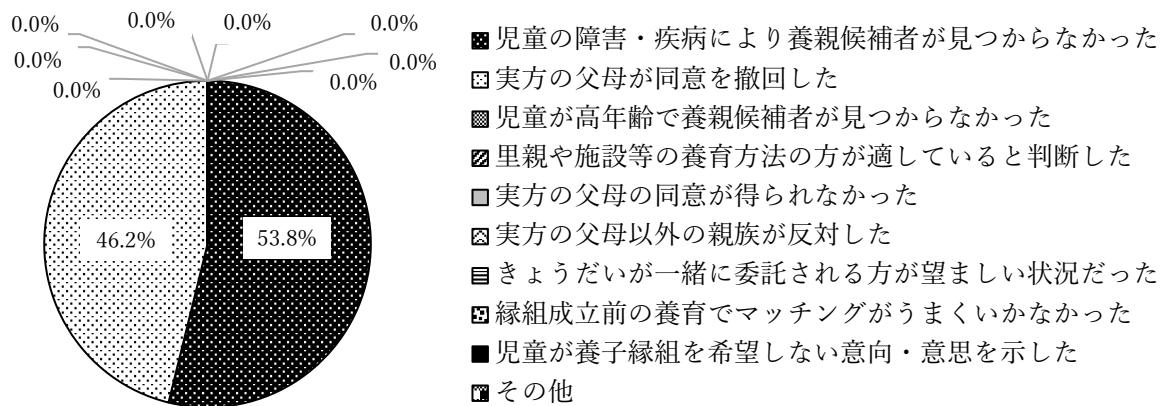


### 12) 2021年度に申立に至らなかったケースの主な理由

「児童の障害・疾病により養親候補者が見つからなかった」の割合が53.8%で最も高く、次いで「実方の父母が同意を撤回した(46.2%)」となっている。それ以外は0.0%だった。

図表 III-60 2021年度に申立に至らなかったケースの主な理由の内訳

(n=3)



### 13) 特別養子縁組前提の委託で、養育困難により2021年度に委託先が変更となったケース

図表 III-61 特別養子縁組前提の委託で、養育困難により2021年度に委託先が変更となったケース

数

(n=16)

合計値	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
1	0.1	0.2	0	1	0

14) 2020年度及び2021年度における特別養子縁組の成立

図表 III-62 2020年度及び2021年度における特別養子縁組の成立件数

(n=16)

	合計値	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
2020年度	139	8.7	15.5	2	59	0
2021年度	136	8.5	13.7	3	46	0

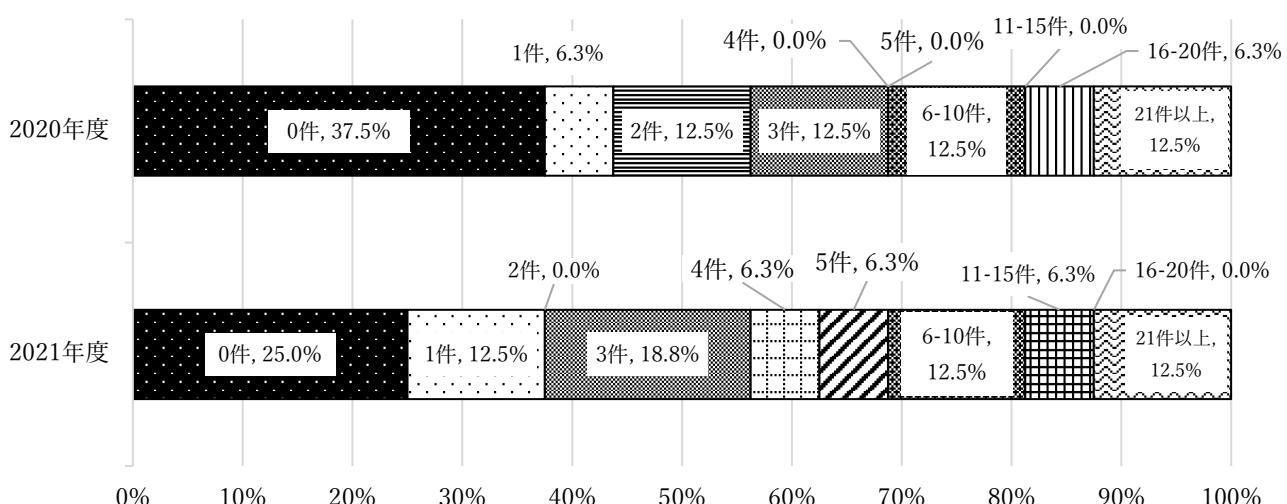
15) 各民間あっせん機関の2020年度及び2021年度における特別養子縁組の成立件数

2020年度は「0件」の割合が37.5%で最も高く、次いで「2件(12.5%)」、「3件(12.5%)」、「6-10件(12.5%)」、「21件以上(12.5%)」となっている。

また、2021年度も「0件」の割合が25.0%で最も高く、次いで「3件(18.8%)」となっている。

図表 III-63 各民間あっせん機関の2020年度及び2021年度における特別養子縁組の成立件数の内訳

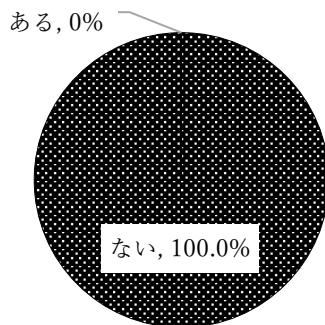
(n=16)



16) 2020 年度及び 2021 年度における子が 15 歳以上の特別養子縁組の成立

図表 III-64 2020 年度及び 2021 年度における子が 15 歳以上の特別養子縁組の成立の有無

(n=15)

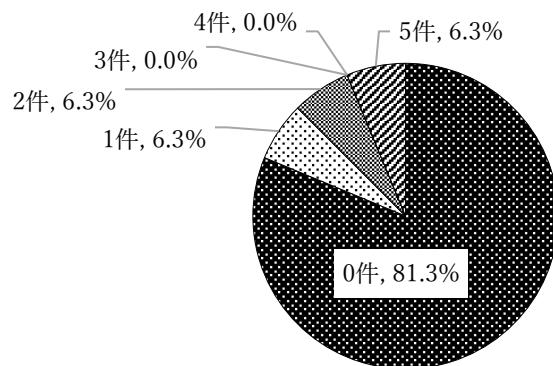


17) 2020 年度及び 2021 年度に、第一段階の手続きへの児童相談所長の関与の相談を行ったケース

「0 件」の割合が 81.3% で最も高く、次いで「1 件（6.3%）」「2 件（6.3%）」となっている。

図表 III-65 2020 年度及び 2021 年度に、第一段階の手続きへの児童相談所長の関与の相談を行った  
ケース数の内訳

(n=16)



図表 III-66 第一段階の手続きへの児童相談所長の関与にかかる相談を児童相談所に行ったケース数

(n=16)

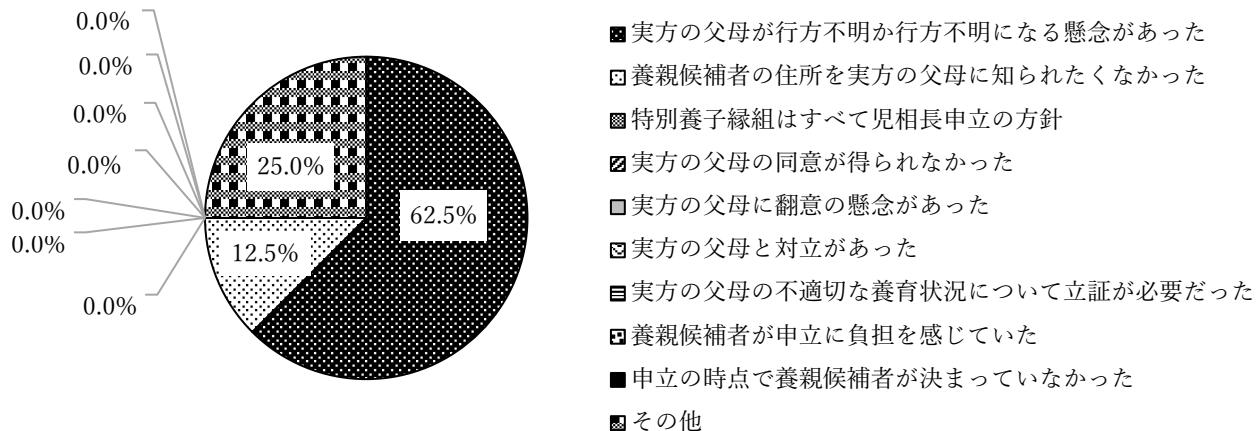
合計値	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
8	0.5	1.3	0	5	0

## 18) 児童相談所長申立としたかった主な理由

「実方の父母が行方不明か行方不明になる懸念があった」の割合が 62.5%で最も高く、「その他（25.0%）」「養親候補者の住所を実方の父母に知られたくないかった（12.5%）」の順となっている。それ以外は 0.0%だった。

図表 III-67 児童相談所長申立としたかった主な理由の内訳

(n=3)



### その他の回答

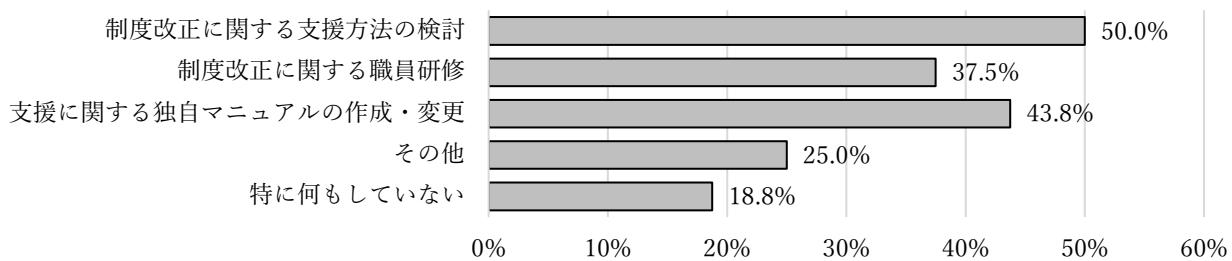
- ・ 実父母が行方不明にははらないが、連絡が取れなくなる可能性が高かったため

## 19) 特別養子縁組制度の改正に関する取り組み

「制度改正に関する支援方法の検討」の割合が 50.0%で最も高く、次いで「支援に関する独自マニュアルの作成・変更（43.8%）」となっている。

図表 III-68 特別養子縁組制度の改正に関する取り組み（複数回答）

(n=16)



### その他の回答

- ・ 当機関が法制度改正後の設立のため、改正後の制度を想定しての支援方法を検討
- ・ リーフレットの作成

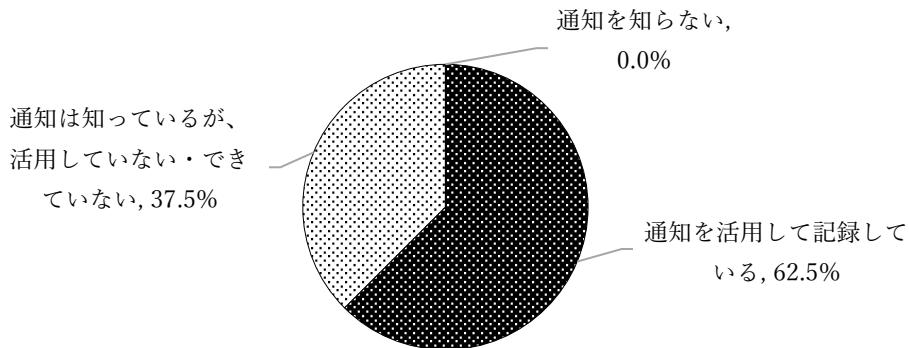
- ・ 研修内容の変更、高年齢児受託養親希望者向け研修の構築
- ・ 特別養子縁組制度を理解するために制度や手続き方法をまとめた冊子に改正のポイントを追加した。

## 20) 厚生労働省通知を活用した情報の記録状況

「通知を活用して記録している」の割合が 62.5%で最も高く、次いで「通知は知っているが、活用していない・できていない（37.5%）」となっている。

図表 III-69 厚生労働省通知を活用した情報の記録状況の内訳

(n=16)

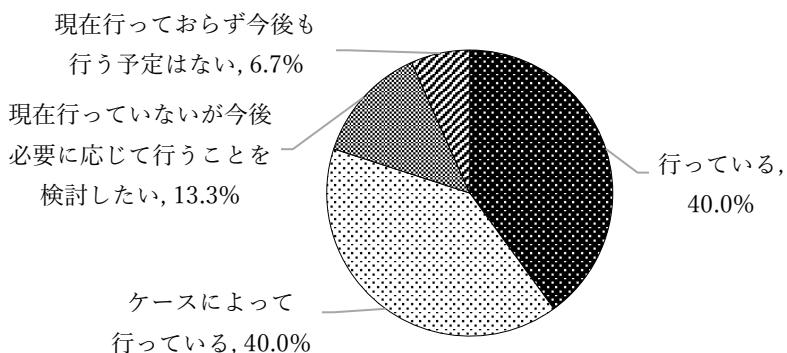


## 21) 養子の実方の家族との連絡・交流に関する継続支援の実施状況

「行っている」「ケースによって行っている」の割合が 40.0%で最も高く、次いで「現在行っていないが今後必要に応じて行うことを検討したい（13.3%）」となっている。

図表 III-70 養子の実方の家族との連絡・交流に関する継続支援の実施状況の内訳

(n=15)



22) 自機関でのあっせんに限らず、養親子関係に問題が生じて、2021年度に相談を受けたケース

図表 III-71 自機関でのあっせんに限らず、養親子関係に問題が生じて、2021年度に相談を受けた  
ケース数

(n=15)

合計値	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
59	3.9	12.1	0	49	0

図表 III-72 自機関でのあっせんに限らず、養親子関係に問題が生じて、2021年度に相談を受けた  
ケースの児童の平均年齢

(n=5)

平均年齢
12.7 歳

※1つの機関が複数のケースを回答している場合がある。

23) 自機関でのあっせんに限らず、養親子関係に問題が生じて、2021年度に相談を受けたケースの児童の年齢内訳

図表 III-73 自機関でのあっせんに限らず、養親子関係に問題が生じて、2021年度に相談を受けたケースの児童の年齢内訳

(n=5)

2021年度に相談を受けたケース		
合計値	6(100%)	
内訳	0 歳	0( 0.0%)
	1 歳	0( 0.0%)
	2 歳	0( 0.0%)
	3 歳	1( 0.0%)
	4 歳	1( 0.0%)
	5 歳	0( 0.0%)
	6 歳	1(16.7%)
	7 歳	0( 0.0%)
	8 歳	0( 0.0%)
	9 歳	0( 0.0%)
	10 歳	0( 0.0%)
	11 歳	0( 0.0%)
	12 歳	1(16.7%)
	13 歳	0( 0.0%)
	14 歳	0( 0.0%)
	15 歳	0( 0.0%)
	16 歳	0( 0.0%)
	17 歳	0( 0.0%)
	18 歳以上	2(33.3%)

※相談を受けたケースの詳細は無回答の機関が多かったため、年齢は回答があったもののみを集計した。

24) 自機関でのあっせんに限らず、養親子関係に問題が生じて、2021年度に相談を受けたケースにおける児童の年齢と支援内容

年齢	No.	支援内容
3~5歳	1	夫妻が不仲及びそれに伴う子どもへの対応に関する相談への対応。子どもの現認、状態確認のための訪問。継続的な面談（オンライン含）実施。子どもの環境に対する客観的意見等の助言。
	2	真実告知について ママが二人いると説明→児童からもう一人のママについて質問→わからないと答えてしまったが、この後の進め方について→内容を整理して、再度の仕切り直しする方向を相談した
6~8歳	3	子どもが難病になり、つらい時期をすごしていることに対して、家族へ対して訪問やカウンセリングを提供
9~11歳	-	-
12~14歳	4	子どもの反抗的な態度への対応についての電話相談に対して、思春期の子どもの心理状況などを説明し、親の対応への助言をおこなう。
15~17歳	-	-
18歳以上	5	養子縁組後相談窓口の問い合わせフォームから相談が入る。電話、メール、オンライン面談にて相談に応じながら、養子本人が把握している出自に関する情報を整理し、ルーツ探しで何を実現したいか、目標を設定した。また、養親との関係について、養子本人が抱える悩みを聞きながら、課題を整理し、両者の関係性を客観的にとらえられるようになることを目指した。
	6	実母を探して連絡を取りたいので、支援をしてほしい、とメールで相談が入る。電話、メール、オンライン面談で相談に応じながら、なぜ実母に連絡をとりたいのか、その主たる理由を確認すると、養父母との関係性に葛藤を抱えていること、実母との関係構築を模索したいと考えていることが判明した。実母と連絡を取りながら、現在の暮らししぶりなどを確認しつつ、養子が連絡を取ることを希望している旨を伝えた。すると実母も、養子と手紙やメールを交換することを希望したことから、両者が直接、連絡を取り合えるように仲立ちをした。
年齢記入なし	7	養親に内緒で実親を探したいという男性に、戸籍をたどる方法や「養子縁組後の支援窓口」について情報提供了。
	8	養子に出した子どもと実子がSNSでつながったと言う実母に対して、一緒にリスクや対応を検討した。
	9	子どもの不登校への対応について電話相談に対して、子どもの状況や親の対応を聞き取り、助言をおこなう。
	10	家からの金銭やカードの持ち出しや窃盗など金銭関係の問題を起こす子どもへの対応について電話相談に対して、助言をおこなう。

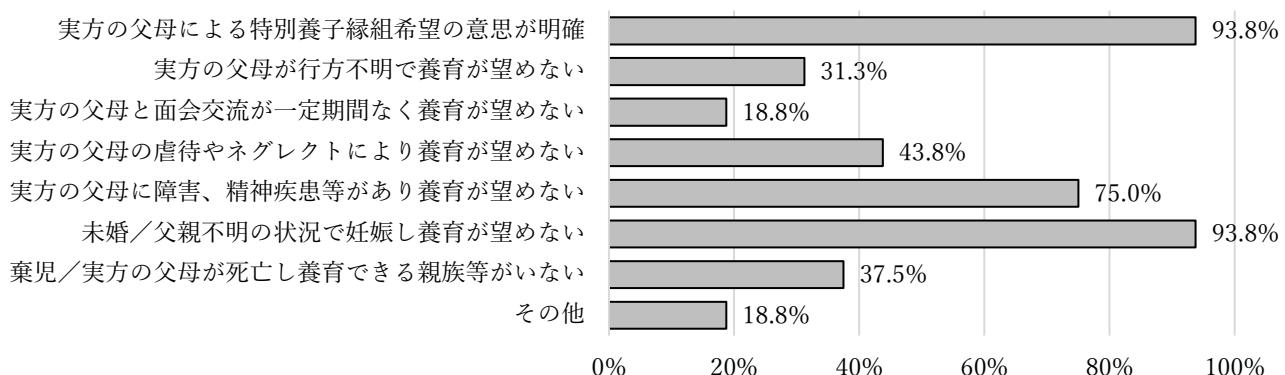
	11	子どものしつけや行動課題に対しての相談。個別事案に対してその時々に応じて具体的なアドバイスを提供
	12	親ががんや難病等になり精神的にしんどい場合や、様々な理由により夫婦関係がぎくしゃくしているなどの相談に対し、カウンセリングを提供

## 25) 選択肢として特別養子縁組を検討するケース

「実方の父母による特別養子縁組の意思が明確」「未婚／父親不明の状況で妊娠し養育が望めない」の割合が93.8%で最も高く、次いで「実方の父母に障害、精神疾患等があり養育が望めない(75.0%)」となっている。

図表 III-74 選択肢として特別養子縁組を検討するケース（複数回答）

(n=16)



### 他の回答

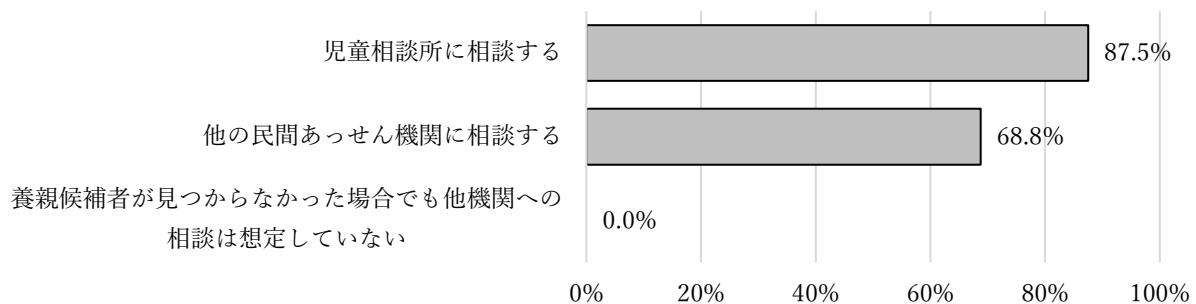
- どのような理由であっても、家庭が必要な状態にいる児童がいる場合は検討する。
- 基本的スタンスとして実親の意思決定を尊重した上で養子縁組という選択肢を提示している。そのため選択肢4-6の状況下においては実親の意思決定を前提とした特別養子縁組の支援を行っていることを申し添えておく。
- きょうだい間での性行為により出生した児童のケース。
- 日本で生まれた外国籍児童・無国籍児童の（特別）養子縁組

## 26) 養親候補者が見つからない場合の養親候補者を探す方法

「児童相談所に相談する」の割合が87.5%で最も高く、次いで「他の民間あっせん機関に相談する(68.8%)」となっている。

図表 III-75 養親候補者が見つからない場合の養親候補者を探す方法（複数回答）

(n=16)



## 27) 特別養子縁組に関する支援体制の整備について特に工夫して取り組んでいること

※主な自由記述の内容のみ記載

### <アセスメント、支援方針の検討>

- ・ スタッフ間で情報交換、カンファレンスを行い情報の整備・共有に心がけている。客観的に物事が判断できるよう話し合いながら方針を検討している。
- ・ アセスメント、マッチングは定期ミーティングにおいて、職員全体で多角的に判断できるように努めている。適宜、専門職のアドバイスを受けて進めている。
- ・ 養親希望者に対する育児技術を含めた研修の方法の検討。連携施設への面接法についての見学。実親への継続的支援を今後、どのようにしていくか検討中。参考図書を読むことで、職員間の理解を深める。
- ・ ケース会議を都度開催し相談支援の充実をはかっている。

### <養親研修>

- ・ 養親希望者研修について。通常の研修では、基準に養親の強み、弱みをよく把握し、支援するようしている。
- ・ 満たない希望者でも、特に強みがあると考える養親希望者には、別途研修をし、一定基準までひきあげ委託につなげている。

### <他機関連携>

- ・ 近隣の助産院との連携、助産師・看護師との連携
- ・ 医療機関／法務機関との連携
- ・ 特別養子縁組の支援には、法律や医療等専門性を伴う知識が必要となる。必要な時にいつでも相談できるよう、医療機関や法律事務所と契約を取り交わし、支援に際して助言を仰げるような体制を整えている。

### <妊娠相談、妊産婦支援>

- ・ 若年妊娠 SOS、妊産婦宿泊型居場所事業

- ・ 10代（児童）妊婦支援として初診無料化事業。

#### <職員体制>

- ・ 職員の配置について

#### <養子縁組家庭への支援等>

- ・ 養親家庭への訪問指導、電話相談
- ・ 養親家庭同士の交流事業の実施
- ・ 真実告知の研修会や養子縁組制度の説明会など研修の実施
- ・ 「真実告知」ではなく日常的に産みの親の存在を話題にする「テリング（"Tell"+ "ing"）」により「養子縁組」を特別視しない方法での子育ての提示
- ・ 育て親同士の交流の促進
- ・ 「子ども」の立場の方々による自主的な活動のサポート
- ・ 子どもと産みの親の交流の仲介

#### <啓発活動>

- ・ 連携する医療機関、ケース毎の自治体へ活動理解を目的とした広報活動や訪問。

#### <その他>

- ・ 当法人は、児童相談所から養親候補者の紹介を求められることが多い。児童相談所の求めに応じるには、発達に課題があり、特別な配慮を必要とする児童を受容できる養親候補者を発掘する必要がある。そのため、家庭調査、研修、実習のなかで養親候補者の技量・力量を評価し、児童の委託に結びつけられるように努めている。また、当法人は、養子縁組後のルーツ探しの相談に応じていることから、養子縁組後の養親や養子がそれぞれのライフステージで直面する悩みや葛藤にふれる機会も多い。こうした当事者の生の声を児童を委託する前の養親候補者に伝えながら、養子縁組は当事者（養親・養子・生みの親）にとって、一生涯続くプロセスであることを理解してもらえるように努めている。
- ・ マッチング後は担当ワーカーとの連絡が取りやすいようメールやLINEなどを活用し、休日や夜間にも相談しやすい環境を作っている。
- ・ 子どもの利益を第一としたうえで、関係機関との連携、職員の質の担保や思いの共有、業務効率を上げるための工夫（ICT,移動手段等）、政策への働きかけ
- ・ 養子縁組選択した実母への長期的なフォロー、喪失へのケア
- ・ 相談員メンタルサポート／コーチング。リーダー的ポジションにある相談支援職向けの施策として実施。相談援助業務を行う上でのメンタルケア、セルフケアに活かすと同時に、コーチングを活用して、支援職としてのみならず、後輩の育成を担っていく役割として、内省・自己成長していくことをサポート。
- ・ チームビルディング施策をはじめとした、心理的安全性の高いチーム作り。特別養子縁組支援は重大な責任が伴うため、組織内での協力体制が欠かせない。定期的にチームビルディングを行い、職員の関係構築・チームワーク強化を目的とした研修を実施。チームメンバー一人ひとりの特性や力を深く知り合うことで本音で対話し互いを尊重し合う、安心安全なチームを目指す。
- ・ 相談支援のDX化。相談者に、より有効にリーチしていくために、LINE等のSNSを活用した相談窓口を開設している。また、チャットボット機能を用いた相談など若者が利用しやすいツール

を取り入れ、妊娠相談に関する情報提供が容易にできるよう工夫している。より対人支援が必要な相談者に対しては、チャットやLINE電話を通して、相談への心理的な障壁をなくし、迅速な人的介入を行なうことで、居住地の地域資源に繋げるなどスピーディーな対応を行っている。

## 28) 今後、特別養子縁組を推進するにあたって、課題となること

### ※主な自由記述の内容のみ記載

- ・ 職員の定着、増員
- ・ 通常業務との兼任のため、同時に複数の事例対応が困難になりやすいため、またあっせん事業の継続のためにも後任の育成が必要。
- ・ 稼働し始めたばかりのため、相談機関としての支援体制を構築
- ・ 適切なあっせん相談支援を行えるための必要な人材の確保や職員研修等の育成、及び、養親候補者を増やすための啓発活動。
- ・ 養親希望者にも里親委託費と同じ費用を出していただけると温かい家庭で安定した養育ができると思う。また、子の福祉にご尽力いただける養親候補者も増えるのではないか。
- ・ 「養親希望者手数料負担軽減事業」について国の予算として計上されたとしても、各自治体の予算に委ねていることにより、予算がない自治体では助成を受けられない状況。
- ・ 自治体の助成金がないこと。
- ・ 実母が望まない実父の認知で、特別養子縁組を断念すること。
- ・ 思春期や成人した委託児童の相談に経験不足が不安である。
- ・ 将来開示基本項目、記録上では伝わりにくい生母情報（例：生母の雰囲気といった情報など）の伝達（将来的なスタッフ変更の場合など）。
- ・ 養父母となる家族への長期的な支援のあり方の検討が必要（委託後いつまでつながるのかやその形態など）
- ・ 記録の出自の永年保存体制の整備
- ・ 各行政や、他の関係機関と養親希望者情報を共有できること
- ・ 行政による助成金（基本助成）がすべての民間あっせん団体に行き渡っていない
- ・ 今年度よりモデル事業に代わり、「養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業」が開始されたが、実際に当該事業により助成をうけられるかは、各民間団体によっては、養子縁組をすすめることでしか運営維持のための資金が貯めないため、予期せぬ妊娠に悩む方への対応が、特別養子縁組ありきの相談支援に偏る懸念がある。民間あっせん団体の所在地に関わらず、基本助成金の補助を受け取ることができる体制が望まれる。
- ・ 支援対象者の居所と住民票地（実家）が異なるために、必要な母子手帳や妊婦健診補助の交付が受けられない事例がある。また、受診をしなければ、妊娠に係る公的な社会資源へのアクセスが困難になるため、妊婦の安全のためにも、まずは受診することが重要であるが、現状として金銭面での困難や、家族にバレることを恐れる・・といった理由により、初回受診自体にハードルを感じる相談者が多い。受診がより容易になり、社会資源へのアクセスがしやすい制度の見直しが求められる。（例：妊婦健診無料、住民票地に縛られない母子手帳や補助券の交付等）

- ・ 当法人は、養子縁組の対象となる児童が抱える喪失体験や愛着形成の課題を理解、受容できる養親候補者を求めている。そうした養親候補者は、特別なニーズ（発達課題等）をもつ児童を受容することもできることから、当法人は、特別なニーズをもつ児童のあっせんが主になりつつある。また、そうした児童を受け入れようとする養親候補者は、外国籍であることが多い。国際養子縁組が最終手段とされるなか、ニーズの高い子どもを受け入れようとする日本人の養親候補者が十分に育たないことが課題となっている。
- ・ 実母の妊娠葛藤期間の見守りができ、また子どもを安全に安心して出産するために実母が過ごすことができる居場所を常には持てていないこと
- ・ 職員の配置
- ・ 養子に出したいという方（実母）がいない
- ・ 自我が芽生え、育て親とのマッチングに時間を要すると見込まれるケース、障害があることを理由に特別養子縁組を希望する産みの親（実父母）への対応
- ・ 養子を望む人のみならず、広く社会に特別養子縁組家庭について知ってもらい、理解を深めること。
- ・ 児童相談所が積極的に特別養子縁組に取り組み始めたため、児童相談所で委託できないと伝えられたケースが民間へ繋がり、ハードなケースが増えてきている。民間は登録に費用がかかるうえにハードケースばかりだという印象により、今後養親不足にさらに拍車がかかる可能性が高く悩ましい。
- ・ 養親に託すまでの一時養育場所の選定。
- ・ 一時養育期間中の養親の費用負担がある。（養親希望者手数料負担軽減事業を実施していない自治体がある。）
- ・ 特別養子縁組の第一段階申立てを民間養子縁組あっせん機関ではできること。

## 第IV章 児童相談所・民間あっせん機関インタビュー調査

### 要旨

#### 【団体の概要】

- ・ 児童相談所は、5機関中4機関は里親支援専任の担当者を置いていた。支援の特徴は新生児里親委託マニュアルの作成、全件児童相談所長申立、民間あっせん機関と連携した支援等である。
- ・ 民間あっせん機関は、実方の父母の気持ちに寄り添いながら、子どもを中心に考えて支援している点は共通していたが、各機関が細やかな工夫を重ねて特徴のある取り組みを実施していた。相談方法は電話だけでなく、相談者に合わせてLINEやメール等を活用していた。

#### 【制度改正について】

##### <児童相談所長申立>

- ・ 全件児童相談所長申立としている児童相談所からは、「養子縁組を必要としている子どもには児童相談所が関与する」という考え方であることや「里親の負担軽減」が理由に挙げられ、業務は少し増えるものの、必要な仕事だと捉えていた。子育て中の里親の負担軽減や申立時期を里親任せにせず決定できること、申立までの期間が短くなることのメリットがより多く挙げられた。
- ・ ケースによって児童相談所長申立としている児童相談所からは、実方の父母の意思が不安定または明確でない場合、実方の父母が行方不明の場合、個別の事情で申立がスムーズにいかない場合等に、児童相談所長申立を活用するという回答があった。
- ・ 民間あっせん機関は、児童相談所・自治体から相談があったケースや事前に児童相談所に相談をしておかないとリスクが高い場合に、児童相談所の関与にかかる相談をしていた。

##### <年齢要件の緩和>

- ・ 養子縁組できるケースが増えることや中途養育でも焦らずに申立できることへの期待の声があり、実際に「6歳以上で養子縁組を前提に養親候補者に委託して成立したケース」「実親と里親家庭の状況から6歳以降で申立・成立したケース」等があった。前者のケースでは、縁組成立後も、子どもの意向を考慮して、実方の父母や以前養育していた里親と、子どもが交流していた。
- ・ 一定年齢の子どもの支援においては、より丁寧に支援することに加え、委託前後での生い立ちの整理や子どものペースに合わせた関係づくり、地域も含めたオープンな支援体制を整えること、継続的な支援、関係機関の共通理解のもと支援が受けられることが重要とされた。

#### 【主要な支援課題について】

- ・ 養子縁組の判断基準に関する課題としては、パーマネンシー保障の重要性を踏まえた支援が不十分であること、新生児委託の取り組みの有無、実方の父母との交流がなかなか進まないケースでの判断のタイミングの難しさ、実方の父母に養子縁組の意向がないものの家庭復帰が困難であるケースの掘り起こし、実方の父母が子どもの障害を受容ができないことによる相談だった場合の判断の難しさ、判断基準の扱い方等が課題として指摘された。
- ・ 障害や医療的ケア等の特別なケアニーズがある子どもについては、養親候補者探しが難しいことは複数の機関が言及していた。民間あっせん機関からはケアニーズが高い子どもを委託すると、

- 養親と民間あっせん機関の負担が大きくなってしまう仕組みであるという問題点が指摘され、加えて養親が育児に専念できるような経済的支援と精神的負担の軽減が不可欠との意見があった。児童相談所からも養親候補者が見つからず養育里親へ委託するケースがあるとの声があった。
- ・ 養親候補者を探す方法として、毎年里親へ意向調査を行い、月1回の里親支援会議で検討して、情報収集し、可能性のある方には一旦打診するということを決めている児童相談所もあった。
  - ・ 養親候補者が見つからない場合、都道府県内の児童相談所、担当者がつながりのある他府県の児童相談所・民間あっせん機関等に相談し、成立したケースがあった。一方で、児童相談所からは、他府県や民間あっせん機関に相談したいが、つながりがなく難しいとの指摘もあり、地域ブロック単位での支援者間の交流や関係づくりができると良いとの要望があった。
  - ・ その他、連携の手引きを指針ではなく共通ルールとしてほしいこと、1歳以降での中途養育の場合の育児休業の対象年齢の問題、養子縁組の記録に関する通知の活用の工夫、民間あっせん機関の指導・第三者評価のあり方等も課題として挙げられた。

#### 【縁組成立後の支援について】

##### <縁組成立後の養子縁組家庭への支援>

- ・ 児童相談所では、養親子に対して支援ニーズに関するアンケートを行い、その調査結果をもとに縁組成立後支援を実施していたり、出自を知る権利を保障する責任は児童相談所も担うべきとの考え方から告知を行っていたりするところもあった。また、成立後半年間の継続指導中に真実告知の準備を行い、必要に応じて半年以降も継続指導とすることや、真実告知の相談があれば新規の相談ケースとして受理して支援するといった取り組みもあった。
- ・ 当事者同士の交流の重要性から、あっせんを受けた機関を問わず、養子縁組を前提に子どもを養育している里親家庭や縁組が成立した家庭を対象に交流支援を行う自治体も見られた。
- ・ 民間あっせん機関では、養子縁組家庭や養子が交流できる機会づくり、育児相談や発達・離乳食等の講座を行う等のサポートが行われていた。養子のユースの会を設立していた団体もあった。

##### <実家庭との連絡・交流>

- ・ 児童相談所でも、実家庭で育つきょうだいや別の養子縁組家庭で育つきょうだいと交流しているケース、子どもの写真を希望する実家庭への対応を行うケースが存在した。実家庭との連絡・交流は難しいとの意見もあったが、子どもの福祉のための制度であることから縁組成立後に交流するかどうかは子どもが決めることであり、子どもの意向が大事であるとの考えも示された。
- ・ 民間あっせん機関では、実方の父母と養子縁組家庭の双方の間に機関が入り、連絡・交流が丁寧にサポートされていた。

#### 【特別養子縁組の推進にあたっての課題等】

- ・ 児童相談所からは、マッチングや研修の強化、不妊治療後のケア、実母へのケア、実方の父母が翻意したケースの養親候補者と子どもへのケア等の必要性、また、養子縁組里親と養育里親を同じ入り口とする場合に制度内で併存する難しさ、高年齢児の養子縁組の推進、実方の父母の同意が取れず申立できないケースがあること、真実告知をしないケースがあること等が挙げられた。
- ・ 民間あっせん機関からは、養親の経済的・精神的負担の軽減、官民や医療機関との連携、民間機関のあり方、行政と民間の違いの理解、連携時の負担の軽減、支援の情報をどう行き渡らせるか、施設入所中の子どもの養子縁組の検討等が挙げられた。

## 1. インタビュー調査概要

---

### (1) 目的

文献調査及び児童相談所・民間あっせん機関アンケート調査で把握した、相談支援から縁組成立後支援の各段階や体制整備における主要な課題について、参考となる取り組みを収集することを目的として、児童相談所（5 機関）及び民間あっせん機関（3 機関）の合計 8 機関にインタビュー調査を実施した。

### (2) 調査対象

参考となる取り組みを有すると考えられた児童相談所及び民間あっせん機関を対象とした。

<児童相談所>

- ・愛媛県福祉総合支援センター
- ・静岡県西部児童相談所
- ・兵庫県中央こども家庭支援センター
- ・栃木県中央児童相談所
- ・山形県中央児童相談所

<民間あっせん機関>

- ・ペアホープ
- ・環の会
- ・みぎわ

### (3) 調査方法

個別面接（半構造化インタビュー）を行った。調査実施時期は令和 4 年 11 月～令和 5 年 1 月。

### (4) 主な調査内容

- 団体の概要
- 制度改正について
- 主要な支援課題について
- 支援体制の整備について
- 縁組成立後支援について
- 今後の特別養子縁組推進にあたっての課題等

## 2. インタビュー調査メモ

---

### (1) 愛媛県福祉総合支援センター

#### 1) 団体概要

##### ○ 支援体制

- ・ 常勤の里親担当者が 3 名、常勤専任 1 名、常勤兼任 2 名の体制。里親支援専門相談員が各施設にいて、訪問支援をメインにやってもらっており、ケースによって児童福祉司も同行している。

##### ○ 支援における特徴

- ・ 当所は新生児里親委託マニュアルを作成しているが、きっかけは、愛知県の新生児里親委託の取り組みが厚生労働省のホームページに出た頃に、名古屋での「赤ちゃん縁組実践セミナー」の案内があり、それに参加したことだった。それまでは、新生児は乳児院で受け入れてもらうことしかなかったが、里親委託ができたらいいと考えるようになった。その翌年に未成年の実母が育てられないケースがあり、愛知県にマニュアルを提供してもらったり、いろいろ聞いたりして新生児を里親委託した。その年度に 3 ケースくらい新生児委託があり、それを一緒にサポートしていた保健師が愛知県に習ってそのやり方をまとめた。現在もそれを手直ししながら使用している。
- ・ すべてのケースでマニュアル通りにやっているという訳ではなく、里親と実母が会うケースもあれば、実母が数日子どもと過ごすケースもある。まったくマニュアル通りに進めるのではないが、基本的な流れとして事前のカンファレンスで医療関係者にも配って共有している。マニュアル以外にも里親研修で使用する資料を抜粋した資料も説明に使用している。県内の大きな病院の多くは、これまで新生児委託と一緒にやった経験があり、一般の産婦人科医院で里親が一緒に入院をさせもらったこともある。

#### 2) 制度改正について

##### ○ 制度改正による影響や課題

- ・ これまで養子縁組の申立書類は児童相談所が原案を作成し、里親に確認してもらってから捺印、家庭裁判所に申請する当日に里親と待ち合わせをして、同行して提出していた。
- ・ 取り下げたケースとしては、当初は同意していた実母が申立をした際に態度保留で同意をしなくなり、家庭裁判所の方から却下になると再申請はできないという助言があり、取り下げになったことがある。しかし、数年後、再び養子縁組に同意するという意思表示があり、養子縁組前提で里親委託していた養親と特別養子縁組が成立した。
- ・ 現在も試験養育期間の 6 ヶ月経過時点で申請するという運用をしている。制度改正前は 3 ヶ月程度、遅くとも半年のうちには結果が出ていたが、制度改正後は全体の手続に半年以上かかった。少しずつ早くはなっているが、より時間がかかるようになった印象があるため、今後は 6 か月の試験養育期間満了前に児童相談所長からの特別養子適格申請を先行して行いたいと考えている。
- ・ あるケースでは、実母が当初は養子縁組に同意していたが、家庭裁判所からの連絡がなかなかつかない状態で、手続に半年以上かかったことで里親さんの心理的負担もあり、それ以降は、実親の意思表示が不安定な場合は、児童相談所長申立を先行して行うこととした。実親の同意の意思が確定

的なものであればそこまで急ぐ必要はなくケースバイケースだが、今後は早めに特別養子適格の申立をしようと考えている。

- ・児童相談所長申立のケースとしては、実母が精神的に不安定だったこともあり、里親委託後にすぐに児童相談所長が第一段階の申立を行い、2ヶ月くらいで特別養子適格の確認の審判が出たケースがある。

### 3) 主要な支援課題について

#### ○ 養子縁組の判断基準について

- ・児童相談所の積極性に違いがあると感じている。新生児委託をしていない自治体もあり、養子縁組のケースが0~1件と少ないところでは、里親からの特別の希望がなければ子どもを委託したら終わりと考えている場合は、特別養子縁組は進まないだろう。養育里親の場合は18歳まで養育費も出るため、経済的にはいいかもしれないが、家族になりたいというのはお金の問題ではない。パートナーの確保の観点も踏まえてその辺りのニーズの把握はどこまでできているのかと思う。
- ・特別養子縁組について手続きの手間はかかるかもしれないが、縁組が成立すれば実子になり、成立後のフォローも必要ではあるが、児童相談所の里親支援ケースとしては法的には終了になる。新生児委託は、生まれる前後はさまざまな手続きを一気に進める必要があることからバタバタすることはある。乳児院からの委託では、赤ちゃん返りがあったり試し行動に対応する難しさがあったりフォローが大変な一方、新生児では愛着形成に問題を抱え試し行動に発展するようなことはほとんどない。新生児委託をしていないところは、新生児の段階でどのような子になるのか不安だからとりあえず乳児院に預けて様子を見てからにしようと考えるところがあるが、新生児の愛着形成の観点からは絶対に避けるべき対応であるとともに、本当に事後対応は容易であるということを知ってほしいと思う。
- ・新生児委託の実績がない児童相談所もある。新生児委託の良さを話して勧めたこともあったが、「どんな子どもになるかが分からないのに、いきなり里親に措置することにはリスクがあるのではないか。」ということだった。乳児院に措置することによる新生児の愛着形成にかかわる問題点等を把握していない。自分も赤ちゃん縁組実践セミナー研修に行くまではそう思っていたが、赤ちゃんが生まれたその日から愛着の対象となる人と一緒に過ごせる意義は大きく、実親にも里親にも赤ちゃんにとっても良く、三方よしだと感じる。実親に対しては、里親委託を強制しないように配慮しながらも、とにかく赤ちゃんの最善の利益を確保することを考えてほしいと伝えている。
- ・0歳0日の死亡事例は多く、特定妊婦の産む新生児の出産直後の安全を確保することが大事。特定妊婦に対する特別養子縁組制度の普及啓発がより重要だと考えている。実母自らネットで検索して民間あっせん機関につながることはあるが、児童相談所が特別養子縁組に取り組んでいることを知らない場合がほとんどである。まだまだ特定妊婦への情報提供や、医療機関等特定妊婦にかかわる方への普及啓発が不足していることを痛感している。

#### ○ 管内で養親候補者が見つからない場合の対応について

- ・現在、管内に140世帯、来年には190世帯近い数の里親家庭が登録予定である。そのうち、年間5-10組は新生児または乳幼児を希望している。昨年までの候補者の方には、乳幼児委託の声かけがほぼできている。管外から養親候補者がいないかと問い合わせを受けることもある。

- ・ 民間あっせん機関のケースでは、過去に、県外で生まれた子どもの行き先がないと関係者から電話があり、一度は遠隔地であるからと断ったが、近県なのでぜひお願ひしたいと頼まれ、養親候補の方をもう一度洗い直しをして既に別の措置児童がいる里親さんのところで最終的に受け入れたことがある。
- ・ また、元々障害者施設や病院に勤めていたご夫婦が近隣県で里親をしていることやその方が既に障害のある子どもと特別養子縁組していることを聞いていた。その後、児童福祉司から当所の管内で障害のある子どものケースがあると聞き、その里親へ措置することになり、県外委託で特別養子縁組が成立したケースがある。
- ・ 県外に養親候補者がいるかどうかをあたるのは、個別にやっていくしかないと思っている。名前のリストだけではどんな方が分からぬいため、近くの児童相談所にあたるのが良いだろう。四国はブロック会議でよく顔を合わせる機会があるため、何かあった時に直接里親担当者と電話で相談ができる。
- ・ 問題になるのは医療的ケア児のケース。痰の吸引はできるようになったが、在宅酸素については厚生労働省の通知が出ておらず、医療行為になってしまふためそれができない。看護師の資格がないとできないことがあり、プラスアルファのケアが必要な子どもの受け入れ先は課題。そういう子などを養育できる方がいる場合は、担当者同士で情報共有ができるといい。
- ・ ここ数年で、ある民間あっせん機関から3人くらい県内に委託があったが、児童福祉法による同居児童の届出が市に出されたことで児童相談所も知った。赤ちゃんを県外から連れてきたということだった。家庭裁判所から児童相談所に調査嘱託もあった。児童相談所としては、民間あっせん機関から実親や子どもに関する情報がなければフォローが困難である。当該民間あっせん機関は、情報提供やフォローまではやれる体制が十分整っていないのではないかと思う。

#### ○ 養子縁組の記録について

- ・ 実母がSNS等で父親と知り合うケースもあり、その後音信不通になってしまい、父親情報が得られないことが多いのは課題だと感じている。
- ・ 子どもの委託時に、里親に対して、児童記録票にあるような内容は紙で提供し、詳しい経緯は、口頭で説明している。真実告知のこともあるため、実親からは写真と手紙もいただくようにしている。便箋1枚程度の方が多いが、6枚近く書いてくれる方もいた。

#### 4) 縁組成立後の支援について

- ・ きょうだいが別々の里親と養子縁組をしたケースでは、実親が養子縁組をするときに、年の離れたきょうだいの状況を手紙に書き、写真も入れてくれたことがある。そのケースでは、里親同士が実際に対面してもらい、交流をしてもらうようお願いしている。ある程度の時期には、互いがきょうだいであることも伝えることにしている。
- ・ 真実告知は段階的にもらっているが、10年以上前は一切言わないという方もいた。以前、養親が小学生の子ども（養子）に真実告知をしないと言っていたため、児童相談所の職員だけで子どもを外に連れ出して伝えたことがあった。子どもは、自分が養子であることを既に知っていた。養親は子どもには知られていないつもりでいたが、子どもは知っていても知らないふりをしていた。そういうことがあるのは良くない。物心着く前から物語としてでも話してくださいと言っており、研

修でも真実告知の話は繰り返ししている。

- ・ 養子縁組ではないが、養育里親で新生児段階から長期にわたる養育ケースでは、これまで真実告知をしていなかった。児童福祉司と実家庭についての話をしに行き、その場には里親も同席した。里子であることを知っていたとしても、タイミングと言い方は難しいが、伝えずにいるわけにいかない。
- ・ 児童相談所の児童福祉司が伝える場合、事前に養親にどんな話をするか了解を取る。縁組が成立すれば児童相談所のケースとしては一応終結となるが、里親会等に入っていてくれれば縁は続く。真実告知をする責任は、養親だけでなく児童相談所も担うべきだと考えている。養親が100%の情報を持っている訳ではなく、養親にある程度の情報提供をしていてもすべてのことを伝えている訳ではないため、どういう形で、誰が伝えるのかは養親と児童相談所で相談する必要があると考えている。措置権者が一番情報を持っているので、そこは児童相談所が担わないといけないという意識がある。ただ、担当者が異動してしまうと詳しい事情を話すのは難しくなるため、里親担当者は10年20年のスパンでいてあげることが必要であり、愛知県等ではそういう方がいると聞いている。
- ・ 養子縁組で実家庭と交流しているケースはほぼないが、きょうだいで交流があるケースはある。養子縁組関係なく里親家庭でも実家庭との交流はケースバイケースである。きょうだいで里親委託しており、上の子は親元に帰りたいというが、下の子は親の記憶がなく、きょうだいでも実親に対しての意識が違うことがある。
- ・ 同じ夫婦で生まれたケースで、下の子どもたちがそれぞれ別の里親家庭で養子になったケースがある。きょうだいであることは、それぞれの里親にもお伝えし、定期的に連絡しあってもらっている。まだ子どもは乳児だが、物心つく頃から交流してもらいたいと思っている。
- ・ 実親の状況が改善しないものの、養子縁組の同意もせず、長期の里親委託になりそうなケースがある。実親にアポイントをとって訪問してもなかなか面会できず、養子縁組をしたいができない。
- ・ 縁組成立後の支援は、真実告知が重要だと考えている。新生児委託だと試し行動等はあまりなく、発達の遅れがある子どもは療育につなげたりしている。子どもをいい学校に行かせたいという親もいるが、教育虐待にならないように、子どもの発達や能力に応じて考へるように理解を求めている。

## (2) 静岡県西部児童相談所

### 1) 団体概要

#### ○ 支援体制

- ・ 静岡県では里親支援を児童家庭支援センターに委託しているが、当所の管内には児童家庭支援センターがないため、里親担当者と里親等委託調整員で支援している。児童相談所が直営で主体的にやっているという色合いが強い。
- ・ 管内に適切な受託者がいれば委託することも考えられるが、児童福祉法が改正されて児童家庭支援センターに委託している業務以上のものが求められるため、今後の施設の選択にも依るだろうと考えている。

- ・児童相談所が直接支援をするのは、ある種の安心感にはつながると思う。里親会もしっかりとしている。デメリットとしては従前から指摘されているような里親との関係性の難しさ等である。

## 2) 制度改正について

### ○ 児童相談所長申立について

- ・令和3年度以降、特別養子縁組はすべてのケースで児童相談所長申立としている。これまで4ケース申立があり、3ケースが成立、1ケースが審理中。今年度はもう1ケース申立を予定している。
- ・全件児童相談所長申立とした経緯としては、以前、里親が申立したケースで、実親が翻意し、里親の気持ちが揺れたケースがあったことである。里親が家庭裁判所に開示請求をして、実親の状況も知ることになり、本来、知る必要のないところまで里親が知ることになってしまった。それであれば、第一段階の申立は児童相談所がやるのがいいのではないか、ということになった。児童相談所長による申立であれば、6ヶ月を待たずに申立することもできる。
- ・全件児童相談所長申立にすることに対して、特に所内では反対意見はなかった。申立に関する書類も里親担当が作るため、ワーカーに業務負担がかかることもなく、収入印紙にかかる費用も親権停止のときと同程度であり、デメリットは特にならないと感じている。児童相談所の業務が増える面はあるが、それを受け止められればあまり問題はない。
- ・メリットは里親が申立をする場合、6ヶ月養育してから申立することとしていたので、里親の気持ちが焦る期間が長かったが、それが短くなったことである。家庭裁判所の調査が入るのも6ヶ月以上経ってからであり、双方早く進めたい気持ちがあるなかで、実親は国民健康保険の保険料や保護者負担金等もそれぞれ払ってもらう必要があった。また、第二段階の入り口まで児童相談所がケースをグリップできるため、うまく行っていると感じる。
- ・当所では、虐待の程度がどうかという問題ではなく、養子縁組を必要としている子どもには児童相談所が関与するという考え方を明確にするべきだと考えている。家庭裁判所にもその考えを理解してもらっている。
- ・県全体でどう足並みを揃えていくかは課題だと感じている。制度改正時に、県内のある児童相談所が家庭裁判所に相談したところ、児童相談所長申立は重篤な虐待等のケースの場合を想定していると言われたと聞いた。児童相談所長申立を全件でするかどうかの方針は県全体で統一しておらず、児童相談所単位となっている。現状、県内の他の児童相談所は、児童相談所長申立は必要性があればする方針である。
- ・里親側の反応としては、制度を知らない人が多いことや、養子縁組希望の方が多い中でデリケートな話題もあるため、あまり情報共有されておらず、特別な反応もない様子である。

## 3) 「児童相談所職員のための新生児特別養子縁組サポートブック」（平成30年3月）について

- ・特別養子縁組制度の改正前に作成した。特別養子縁組は、たまたまケースを担当しない限り、未経験の方が多い状況だった。それまでは愛知県が作成しているものを見て実務の参考に活用していた。
- ・作成した理由としては、せっかく実務で支援しているなら、ケースが終わって忘れてしまうのではなく、他の人がそのようなケースにあたったときにも、ケースワークで生じることを予め想定し、

見通しを持って支援できるようにしたいと考えたことである。時系列で里親に何をしてもらい、児童相談所は何に気をつけるべきか、ということを理解できるように構成し、事例も明文化して盛り込んだ。特別養子縁組がよくわからないから選択しない、ということが起こらないようにしたかった。事例はそれぞれの担当者がもっていて、個々の経験になっているものを集約して共有しようと考えた。

- 平成29年度に製作をスタートし、各児童相談所の担当者との編集会議を何度も開き、章立てを検討したり、半年くらいで分担して原稿作成をしたりした。全体を統合してから、副題でどんな場面なのかを分かりやすいように体裁を整え、細かい言葉遣いの統一等もして、1年程度で完成させた。
- 公式に必要性を検討したというより、こういうものがあった方がいいよね、という話を担当者同士でしていたことから作成につながった。
- 活用の仕方としては、養子縁組の話が出ると、サポートブックを読むようにしている。実際に特別養子縁組を支援した経験があり、流れを掴んでいるとたまに見るくらいだが、初めての方も多いため、その場合は一通り読んで全体を確認するようにしている。
- 今後、法改正に合わせて内容を変えていかなければと思っている。令和2年度の制度改革部分は事例も制度改革に併せたものにしたいと考え、改正は留保していた。そろそろ実際のケースもあるためできるのではないかと考えている。

#### 4) 主要な支援課題について

##### ○ 養子縁組の判断基準について

- 今までのケースは、実親が養子縁組で託したいという気持ちがあるケースが多かったが、今後は施設入所や里親のもとで育つ子どもで、実親との交流ができていないケースや実家庭への復帰の見込みがないケースを掘り起こす必要があると思っている。そのあたりの考え方は難しい。
- 施設の立場からすると、実親との交流がないだけで、本人の生活は落ち着いているとすると、なぜ今まではだめなのかといった意見等もある。子ども本人がどう評価するかということも重要である。
- 実親が交流すると言いながら、なかなか実現しないケース等を、どのタイミングで検討していくか。面会交流の頻度には、波があることもあり、そういうケースは長くなる印象がある。実親がいいパートナーに出会って家庭としての養育力が上がり、家庭復帰が可能になる等外的要因で状況が改善することもある。家庭の養育力が上がるか、児童が伸びて安定した生活ができるようになるかがないと家庭復帰は難しい。施設入所して、児童や家庭の変化を年単位で感じられない場合は、家庭復帰を目指していいのだろうかと感じる。

##### ○ 養親候補者が見つからない場合の対応方法

- 片方の親が外国籍の子どもで、管内で養子縁組を検討したが子どもの容姿（外国風）を理由に里親に断られてしまい、A自治体に相談して養親候補者を紹介してもらったケースがある。A自治体の児童相談所の担当者とは、顔見知りであり、県内で様々な連絡をする中で外国籍（養子の片方の親と同じ国籍）のご夫婦が里親登録をされたということを聞いていた。里親研修も通訳の方に同席してもらい対応していたとのことである。

- ・ 初めに A 自治体の児童相談所の担当者に、電話でケースの概要を伝え、資料を見てもらうように依頼し、援助方針の資料で必要な箇所だけを共有した。最終的に、この夫婦しかいないということになり、A 自治体の担当者同席のもと、里親に説明をしにいった。A 自治体の乳児院に入所している子どもだったため、里親支援は里親登録のある A 自治体、子ども支援は当所が行うという役割分担で支援し、特別養子縁組が成立した。
- ・ 外国にルーツを持つ子どもや障害のある子どもだと管内では見つかりづらい。遠方の自治体であればケース移管しなければいけない可能性もあり、民間あっせん機関に相談するにしてもどう相談したらいいのかと感じていた。静岡県内には民間あっせん機関もない。
- ・ 過去には、逆に近隣県から相談を受けたケースもいくつかあった。児童相談所にも里親側にもつながりがある人がいたこともあり、相談があったようである。
- ・ 他機関に相談しやすくなるためには、顔の見える関係性があると良いと感じる。養親のデータバンクがあれば量的にはいいのかもしれないが、児童相談所の担当者や養親候補者の顔が見えないところが難しい。以前、家庭養護促進協会が児童相談所担当者向けの連携会議をオンラインでやってくれたときには、支援者がこんなにいるのだと感じた。東海圏等ブロック単位で近いエリアのネットワークや横のつながりを作れる場があれば良い。

#### ○ 養子縁組の記録に関する厚労省通知の活用に関する状況や課題

- ・ 活用し始めてまだ何ケースかしかやっていないが、どの場面で実親に聞くか等は手探りの部分がある。どの場面で何を聞き、記録していくかは、通知と経験値とが合わさって機能するものだという印象である。これがあると、聞きそびれることがないことや共有しやすいため、整理されているのは有り難い。
- ・ 今は成立時に、実親に保険証等を返しに行くタイミングで、聴き取りをして内容を確認している。養子縁組の経緯等は、それまでに聞き取った内容をもとにまとめたものを見てもらい、その内容で良いかどうかを確認した。
- ・ また、実親に説明する時には、あとから変更できることと、変更したい場合の連絡先と一緒に伝えている。実親の生活も変化していくので、確認時点で良いと言っていても後から意向が変わることもあるため、変化があれば言ってもらえるように配慮している。養子と養親分は児童相談所で作ってファイルに綴じている。

#### ○ その他制度活用において最もボトルネックになっていること

- ・ 実親の意思表示があったケースは養子縁組を進めているが、こちらから声をかけて小学生に上がるタイミングで同意して養子縁組に至ったケースもあり、判断が難しい。然るべきタイミングで言わなければ、長期で施設養育になることもある。養子縁組の選択肢が初めからあった子どもではない場合、さらに難しさを感じる。
- ・ 養子縁組の判断が難しい理由は 2 段階あり、一つ目はスタート時点での保護者の同意の有無が大きく関係すること。もう一つは、施設入所からの切り替えのタイミングで、面会交流はないものの子どもの生活は安定している場合に、あえて処遇として特別養子縁組に方針転換するときの判断である。養子縁組という権利保障をすることは正論ではあるが、理屈づけというのか、方針転換する理由が難しい。

- ・どれくらいの面会交流なら面会交流があるといえるのかという問題もあれば、面会交流が親と子どものどちらの希望でやっているのかというのもケースバイケースである。
- ・3歳を超えてくると、養親候補者が見つかりづらく養子縁組が難しくなる。新生児の選択肢としては活用されているが、権利保障としての高年齢児の養子縁組の取り組みはまだ手付かずであると感じている。

## 5) 今後の特別養子縁組推進にあたっての課題等

- ・どの年齢でも特別養子縁組を実現できるようにすることが課題である。不妊治療を経ていると、赤ちゃんというイメージを強く持っている。若い世代ほど血縁にこだわらない多様な家族像を持つ方が多い印象がある。

### (3) 兵庫県中央こども家庭支援センター

#### 1) 団体概要

##### ○ 支援体制・特徴

- ・里親担当者は3名、支援の特徴として、第一段階の申立は全件児童相談所長申立としている。
- ・里親委託を検討する子どもについては、養子縁組・養育里親にかかわらず広範囲から里親を選定したい場合に、家庭養護促進協会に神戸新聞へ記事掲載の依頼をしている。また、里親登録前研修や更新研修は兵庫県から同協会へ委託しており、養育里親・養子縁組里親の両方が対象となっている。

#### 2) 制度改正について

##### ○ 制度改正による影響

- ・里親にとって、第一段階が確定すれば実親の翻意がないことは安心感につながった。
- ・また、事例としてはまだないが、対象年齢が引き上げられたことで、小学生の子どもを受託した里親から「いざれ特別養子縁組を」という声もあり、将来的にそのような選択肢が出てくるようになった。
- ・2~3歳で養育を始めて、特別養子縁組を考えたいと言うときに、以前は焦りがあったが、生活環境や子どもの状況に合わせて申立の時期に余裕を持てるようになった。

##### ○ 児童相談所長申立について

- ・制度改正後に、申立ケースがあってからは全件児童相談所長申立をすることとした。改正前の課題として、実親と対立して養育状況を立証しなければならない等養親候補者の負担があった。児童の措置元は当センターであるため、里親の負担軽減ができるなら児童相談所が申立をしようということになった。里親が自分で申立をしたいという場合があれば里親に任せることもあると思うが、今のところそのようなケースはない。
- ・申立が里親でも児童相談所長でもできるならば、なるべく里親の負担を軽減したいということが全件児童相談所長申立にした理由であり、制度改正の趣旨に則った。

- ・ メリットは、小さい子どもを養育しながら申立の準備していくのは大変であるため、里親の負担軽減になっていることである。また、これまで、申立を焦る方もいれば、遅くなってしまう方もいたが、申立のタイミングについて里親とよく相談して、里親だけに任せず、決められるようになつた。
- ・ デメリットとして、業務が少し増えたところはあるが、件数が数件程度であるため、他業務を圧迫するほどではない。毎月1~2件の申立があるような状態だと大変だと思うが、里親の負担軽減という趣旨もあるため、児童相談所の業務として必要なところは児童相談所が受け持つといいと考えている。

#### ○ 制度改正に関する取り組み

- ・ 制度改正前に、特別養子縁組を経験した里親が自身の経験をプレゼンできるようにまとめてくれた。改正前の制度の時から、手続きや準備、タイミング等自身の経験を他の里親に伝えてもいいと言っていた。里親同士はサロンで会わない限り、つながりづらいが、申立を考えている里親に紹介し、こどもセンター、乳児院等で顔合わせをし、体験談を聞く機会を持った。制度改正については、センターが資料を作って説明している。
- ・ 初めて相談に来る里親候補は以前の制度を知らないため、そのようなものなのか、という反応だったが、先輩里親は改正前に成立した方だったため、いいなという反応だった。中途養育から特別養子縁組を検討した里親の方は、余裕を持って考えることができるということだった。

### 3) 主要な支援課題について

#### ○ 養子縁組の判断基準について

- ・ 実親の同意がとれた場合や、施設入所で面会交流がほぼなかつたり、促さないと面会交流をしなかつたりする場合、家族背景を踏まえて、育てることが難しいケースは養子縁組や里親委託を検討する。
- ・ 迷うのは障害があるケースである。障害の程度は色々だが、実家庭に帰る見込みがない場合に迷うことがある。状況や可能性をすべて里親に説明し、引き受けてもらえるかどうか相談している。
- ・ 里親になりたい方の相談を聞いていると、障害がある子どもを育てられるか自信がないと言う方が多いが、実際にダウン症の子どもを養子縁組で迎えた里親もいる。特別養子縁組ではなくてもずっと育ててくれている里親もいる。0~1歳の子どもは実親に障害があるような場合、遺伝するかどうかわからぬと言うことも含めて伝える。それでも受け入れてくださった里親もいて、可能性は0ではない。
- ・ ただ、養子縁組よりは、養育里親としてやっていくという方の方が、受け入れがまだ多い印象である。支援体制もあるが、そもそも里親の意識として、養育里親の方が社会貢献の意識が強く、公的な責任を負うという意識があるからではないか。

#### ○ 養親候補者が見つからない場合の対応方法

- ・ 家庭養護促進協会は、兵庫県・神戸市・明石市も含めて対象としているため、なかなか里親が見つからない場合は、それらの地域の里親にお願いすることがある。管内で見つからない場合は、県内の他の児童相談所に相談し、それでも難しければ家庭養護促進協会に記事掲載を相談している。

- ・ 関心を持ってくれた方がいた場合は、記事を出している家庭養護促進協会に対して問い合わせをし、同協会が調査・面談をして、選定をした上で、こどもセンターに紹介してくれる流れとなっている。
  - ・ 家庭養護促進協会を経由して、子どもを委託する場合、家庭訪問、サロン、困難対応等も含めて委託後支援についても一緒にしてくれる。当該自治体の登録里親ではない場合は、基本的に子どもを担当するセンターが支援することとなっている。里親が居住している地域の里親会へ支援のお願いをすることもある。
- その他制度活用においてボトルネックとなっていること
- ・ 現状の特別養子縁組の多くは乳児だが、対象年齢が上がり、幼児や小学生も対象になる。共働きの里親が増えている中で、里親委託してから申立までに、養育環境を整えるために仕事を休まなければならないことがある。育児休業は1歳になるまでが対象であり、それ以降はただの休みになってしまふため、経済的に大変になる方も多い。
  - ・ 特別養子縁組を目指したマッチングを行う場合、育児休業がとれたら子どもとの関係づくりや申立の準備がしやすい。実際にパートで働いていて、辞めるようなケース（籍はおいてあるが休職状態）という方もいた。子どもを受け入れるための時間を多くとってほしいと考えているため、育児休業の制度が変わるといい。

#### 4) 縁組成立後支援について

○ 当事者交流の取り組みについて

- ・ 平成28年以降、特別養子縁組を前提とした里親、縁組成立後の里親、民間あっせん機関から子どもを委託された里親登録家庭（※家庭養護促進協会だけでなく他機関から子どもを受けた里親の方も含む）を対象に、ベビーリーフという特別養子縁組の親の会を行っている。
- ・ いざれは乳児院に主催してもらう前提で、最初は中央地区里親会（中央こども家庭センター内）事務局で立ち上げた。県内で、養子縁組を前提として子どもを養育している里親家庭や縁組が成立した親子に来てもらい、養親ならではの悩み、真実告知、保育園・幼稚園に入る時にどうするか、ママ友との妊娠期間の話の時にどう答えるか等をざっくばらんに話せる会である。
- ・ 最近はコロナ禍で集まれない時期が続いているが、年3回くらい活動があり、乳児院から対象家庭にお知らせし、希望者が参加するようになっている。子どもの年齢は未就学の方が多い。
- ・ 里親登録がない方は接点がないため、つながることが難しいが、里親登録をしている方は、別の機関であっせんを受けても、里親会を通じて連絡ができるので、繋がっている。里親会の行事の案内やサロンも案内しているので、ベビーリーフにもよかつたらどうぞ、という形で紹介している。里親登録を途中で解除した方も、一度ベビーリーフに入っていれば、案内は継続するようになっている。
- ・ 立ち上げの経緯は、特別養子縁組の件数が増えてきたということがあったのだと思う。縁組が成立すると措置解除となるので、その後なかなか追えなくなるが、悩みや相談したいことはあるため、当事者同士の会があった方がいいのではということだったのだろう。

## ○ 実家庭との連絡・交流について

- ・ 以前、元々養子縁組の同意をしていた実親が家庭裁判所で翻意しかけたときに、年1回は子どもの写真が欲しいと言い、それを要件に同意をしたケースがあった。養親にも説明し、子どもの誕生日にセンターから実親に電話をし、その年も希望するということであれば養親が写真を撮り、センターから実親に送るということをしていた。センターから実親への電話がつながる間は、そのようにするという約束だったが、数年後に電話がつながらなくなって連絡が終了した。実親は子どもの成長を知っておきたい、という気持ちがあったのではないかと思う。
- ・ また、乳児で委託したケースでは、きょうだいが交流したいという希望がある。養子となった乳児の方は記憶がないため、今の段階では直接の交流はしていないが、里親の了解をとって写真を共有するようにしている。乳児自身の意向が確認できないので、今後どうなるかは未定である。
- ・ 縁組が成立したあとは、担当者をつけて引き継ぎするのは難しいが、特別養子縁組の記録は永久保存となっているため、相談があった時には過去のファイルを見て対応するようにしている。ライフストーリーワーク等でも同様だと思う。特別養子縁組が成立した後も里親会に参加している方は、里親担当者がよく顔を合わせるため、話を聞いたりしている。

## 5) 今後の特別養子縁組推進にあたっての課題等

- ・ 実親の同意が取れないために、なかなか申立ができないケースがある。技術的な問題や実親との関係性の問題もあるかもしれないが、一切音沙汰がなく、働きかけにも応じない場合、そこをクリアできれば申立ができるのに感じるケースがあり、実親の同意については課題に感じている。例えば、何年間連絡がつかないという（みなし）期間が要件となって申立ができるようになれば良いと思う。制度自体は知れ渡ってきたが、子どもを育てられない親が子どもを遺棄する、産み捨てるといったニュースもあり、養育に困る方に行き届くといい。

## (4) 栃木県中央児童相談所

### 1) 団体概要

#### ○ 支援体制・特徴

- ・ これまで非常勤で里親委託推進員を置き、相談調査課で里親研修や地区里親会の事務局等を業務分担して行っていたが、今年度からは、県内の3つの児童相談所に里親養育支援児童福祉司を置いて集約することになった。当所では専任としている。県では、昨年度の秋頃から栃木フォースタリングセンターが設置され、同センターと連携して支援している。
- ・ 当所では、虐待対応に特化した虐待対応課を設けており、相談調査課は虐待以外の相談を受ける児童福祉司が集まる課である。個々のケースワーカーの業務として里親推進をするのは難しく、里親に関する業務をより集中的にできる職員が必要だという状況だった。現在は、各児童福祉司がケースの担当をしながら、里親担当者がマッチングや交流、里親登録を一元的に担当している。

### 2) 制度改正について

## ○ 制度改正による影響

- ・ 法改正によって年齢要件が上がったことや、里親への配慮がよりなされたというのは良かったと感じている。里親の方も養子縁組への関心が高まったという印象がある。里親も入り口では、自身の子どもとして育てたいという方がほとんどであるため、児童相談所も、育てられない実親に対して、養子縁組の制度説明を以前より明確にしたり、養子縁組の可能性があるかどうかを、より意識したりするようになったところもある。
- ・ ケースワークとしては、実親から養育里親に委託することへの同意をとることを重視している。里親にも養育里親としての理解をしてもらった上で、養子縁組もあるという形にもらいたいというスタンスをとっている。養子縁組里親だけに登録される方もいるが、当初は養子縁組希望でも養育里親にも登録してくれる方が多い。養子縁組を希望していても説明を聞いて養育里親として育ててくれる方は増える。
- ・ 実親からも養育里親の同意をもらい、里親も縁組希望はありますも、養育里親として育ててもらうことはある。ただ、その中で、初めは実親が養子縁組を嫌だと言っていても引き取りを希望する話が出なくなる等、実親の状況が変わって養子縁組の方に傾いてくることがある。児童相談所も実親から養子縁組の同意も取れるようにしており、結果的に、養育で委託していた子どもが養子縁組できるようになることがある。それを里親に伝えると、すぐに縁組される方もいるが、今までいいと言う里親もいる。里親手当があるから、とはっきりは言わないが、家族として生活することは縁組も養育も変わらないなかで、手当がある安心感はあるかもしれない。
- ・ 児童相談所としては、パーマネンシーの保障のためには養子縁組をしてほしいと思っているが、入り口のところで「縁組の同意がないので、養育里親をお願いします」と言っており、そこで里親も一度諦めているのに、また養子縁組と言われても、というのもあるだろう。養子縁組ができるケースでも申立に繋がらないこともある。
- ・ 最初から養子縁組をお願いしている里親については、半年経てば申立ができるので、準備を進めましょうか、と養子縁組前提で話をしていくため、最終的には申立につながっている。
- ・ 入り口は養育でも、その後縁組の同意が取れたが里親が養子縁組しないという場合に、措置変更を考えるのか、ということを他県の児童相談所が連絡会議のような場で議題にあげていたことがあるが、当所でも、そのような事情での措置変更を目指しているケースが一件ある。養育里親の家庭で育つ幼児で、縁組ができる里親にお願いしようということになった。委託から年数も短く、子どもも実の親ではないことが分かっており、「あなただけを見てくれるパパとママだよ」と説明してマッチングしている。ただ、現場の感覚としては、里親と子どもの関係性ができ、子どもが認識できる場合は、養子縁組してくれないという理由で、別の里親に措置変更するのは難しいのではないかと思う。
- ・ あえて、申立を先延ばししたいというケースはなく、半年経ったら申立するケースが多い。養子縁組の対象年齢が上がったことで、里親の申立時期が遅れる懸念があるというより、年齢が高くなってしまって縁組前提の子どもとして里親に委託できるケースが増えるのではないかという期待がある。以前、小学生の子どものケースで、母が闘病中に里親をお願いしたいといって預かった。祖母の希望で養育里親への委託になったが、母は縁組希望だったケースである。

- ・養子縁組の申立をするタイミングとしては、里親の子どもとして籍を入れてから地域生活に入っていくことが望まれるため、「就学前までに」ということを児童相談所として言っており、それまでに手続きを進めるという流れがある。基本は、赤ちゃんを委託することが多いので、半年経てば手続きを進めるというケースの方が圧倒的に多い。
- ・実親の同意が取れていれば基本的に里親の申立とするが、実親の意向がはっきり確認できない場合や行方不明の場合、個別の事情で申立がスムーズにいくかわからない場合等は児童相談所長申立を検討する。

### 3) 主要な支援課題について

#### ○ 養子縁組の判断基準について

- ・新生児を育てられないと言ってきた時には、ケースワーカーは基本的に里親委託の同意をとる。ただ、大きい子どもを養育できる里親があまりいない。養育経験がない里親が多いため、同意を取ったとしても実際には施設にお願いしているケースも多い。
- ・赤ちゃんについては、いかに児童養護施設に措置変更させないか、里親委託ができるように、という意識は根付いている。赤ちゃんの養護相談が多く、虐待でケースを受理しても、実親が努力できれば、家庭復帰となるが、望んだ妊娠でなく育てられないという意向になることも多く、特別養子縁組を含めた説明を最初からしている。
- ・児童相談所として縁組を優先して説得しているということではなく、養育でも縁組でも、実親には「家庭での養育」ということを説明している。他の児童相談所と比べると、養子縁組の件数は多いかもしれないが、養子縁組の方針をというほど意識的にやっているわけではない。赤ちゃんが多いので縁組ができるかどうかは意識しているが、数を上げたいということではない。里親も幼児までなら受けたいという方が多い。
- ・赤ちゃんのうちに委託する方が圧倒的に負担は少なく、乳児院を出る時に里親に委託できればいいと考えていると、2~3歳は自我が出てくる時期であるため、里親に委託するまでに時間がかかり、うまくいかないリスクも高まる。
- ・実親の引き取りの見込みがないケースは、なるべく早く養育里親でもいいので委託するようにしている。縁組の場合は里親委託の時に、障害があっても養育するということを必ず覚書に書いてもらう。昔は子どもの発達確認ができる3歳くらいまでは乳児院で、ということもあったと思うが、今は障害があってもなくても家庭が必要というのは同じだということと、先々の障害のリスクは皆分からぬということを説明している。赤ちゃんから育てていると、愛着もできるため、発達に課題が出ても育てられないという声はあまり聞かない。より積極的に里親委託の推進を始めたのが平成29年頃からなので、今後はわからないところもあるが、小さい時から育てた方が親子関係は築きやすい。
- ・昔から乳児院で生活して児童養護施設に行き、すべての施設を経験している子どもの様子を見てきた。里親家庭で生活すればすべてうまくいくというわけではなく、施設も小規模化されて家庭的にはなっているが、施設しか知らず自分だけを見てくれる大人がいない環境でうまく育っていくのは難しいと感じる。

#### ○ 里親候補者を探す方法について

- ・ 県内の児童相談所では、毎年、里親へ意向調査を実施している。希望する子どもの年齢、受託可能な期間、縁組希望か、実親交流の対応の可否、障害への対応が可能かどうか等である。
- ・ 養子縁組希望の方は、新生児、乳児を希望する方が多いが、児童相談所の里親になる方は不妊治療を諦めた後、民間あっせん機関での登録が厳しかった方も多く、40代後半が多い。児童相談所からも「以前は年齢差が45歳という目安があった」という話をしており、里親たちも赤ちゃんは自分のところには預けてもらえないのでは、という心の準備をされるのか、幼児や就学前の子どもまで可能してくれる方もいる。
- ・ また、毎月、里親支援会議を行っていて、里親の一覧表をもとに、里親の意向調査の結果を踏まえて、子どもの年齢、性別、特性を見て、受託の可能性がありそうな里親を登録が早い順に、一旦打診することを決めている。過去に打診して断わられた方もいるので、そうした履歴も残している。新生児の場合は、緊急会議を行っている。
- ・ 里親支援会議を始めたのは平成30年で、その前は里親委託等推進員が里親の情報を一番持っており、候補児童が出ると、推進員に聞いて属人的に判断していたところがあった。そのため、当時は里親の中には「登録してもずっと声をかけてもらえない」「どうやったら委託してもらえるのか」「どうやって里親を決めているのか」という疑問を持っている方もいた。マッチングの理由を説明できる手続きを踏む必要があるだろうということで、マッチングの検討をするために里親支援会議を始めた。
- ・ 里親支援会議を始めて4-5年になるが、やりながらより必要なことを検討してきた。意向調査を受けてマッチングの打診をするのはいいが、意向調査で詳細を全て調査できるわけではないため、詳しい事情や最近の家庭状況までは反映されていない。より丁寧に聽かないと実際に打診しても断られてしまうがあるので、電話等で細かいところも聞くようにしている。
- ・ また、登録時の家庭訪問からは時間が経っている里親もいるため、しばらくぶりに家庭の様子を見せてほしいと言って訪問してから、打診した方が良いのではないかと思っている。打診してから訪問した場合に、委託できない家庭状況のこともあり、子どもが一旦施設に入ることになったり、里親の思いを傷つけてしまったりすることもある。

#### 4) 縁組成立後支援について

##### ○ 当事者交流の取り組みについて

- ・ 2年前に児童相談所の運営指針の変更があり、それからは、どのケースも成立後半年間は継続指導をしており、ライフストーリーワーク、真実告知の準備等の支援は必ずするようにしている。生い立ちの絵本をつくる等、ある程度目処が立つところまでは、継続指導で援助している。半年以降も、必要に応じて継続指導とする場合もある。
- ・ それ以降に、また真実告知等の相談があれば、里親の子どもとして、新規の相談ケースとして受理し、支援を開始することもある。2~3回通ってもらい、育ちのアルバムの作り方、子どもへの説明等と一緒に考え、助言指導をするといったケースがこれまで3~4件ある。赤ちゃんのうちに委託すると1歳半くらいまでに成立するため、真実告知を頭で理解していても、3-4歳になって改めて相談があるケースもある。

##### ○ 実家庭との連絡・交流について

- ・ きょうだいがいたり、きょうだいが別の里親のところで縁組が成立していたりする場合、児童相談所が間に入ってつなぎをする場合がある。あるいは、実親が縁組に出したいが、写真は定期的に見たいという場合もある。試行錯誤中ではあるが、できるかぎり対応できるようにしている。
- ・ 昔は縁組前提で委託する時には、実親との交流はない前提で進めていたと思うが、子どものための制度だと考えると、縁組成立後に実親と会うか会わないかは子どもが決めることであると思う。また、里親には、子どもを養育することは、産んだ母に対するリスペクトも含めて受け入れてもらいたいと話をしている。実親が縁組前提で同意しても、「今後、一生会えないなら養子縁組に同意したくない」と引っかかることもある。「子どものことを考えたら、別の家庭で育った方が大事にもらえる」という葛藤もあり、実親が誕生日ごとにプレゼントをあげたい、写真を貰いたい等、交流を希望した場合は、それを含めて里親に受け入れてもらうようにしている。まだ成立はしておらず、成立した時に実母が同じ気持ちでいるかは分からぬが、そういう希望があるという前提で委託しているケースがある。
- ・ 里親には、子どもが実母に会いたいと思った時には否定しないで欲しいとよく伝えている。実親の状況にもよるため、必ず会えるという保障はできないが、子どもにとって育ての親も産みの親も必要だと里親が思えることは、子どもにとって大事なことだと考えている。里親は、育てられなかった実母に対してマイナス感情を抱きがちだが、子どもにとっては良くないことである。
- ・ 繙続指導中の間に、縁組となった子ども同士の顔繋ぎをしてもらうというチャレンジはしているが、児童相談所が実親と養子縁組後の里親の交流まで支援するのは難しい。成立後に実親との交流を取り持っているケースは今の段階ではないが、今後は出てくるかもしれない。今のところそういうといった要求もないが、積極的に希望をとっているわけでもない。そこまで手が回らないところもあり、養育里親に委託中の子どもも実親との関係性を作れているかというと、交流がない子どもも多く難しい。

## 5) 今後の特別養子縁組推進にあたっての課題等

- ・ 家庭養育に取り組んでいる中で、入り口で縁組が希望という方が多い。養育里親も養子縁組里親も同じ研修を受けてもらっている、制度の理解をしていただいた上で、登録に至ってくれていると思うが、家庭復帰を目指す具体的なケースを打診すると、特別養子縁組が希望である、と断られることがそれなりにある。そうなると、子どもが施設に取り残されてしまう。制度としては同じ里親だが、法的にも永続的な親子関係の構築を目指す養子縁組里親と、実親との交流や家庭復帰がある養育里親とでは、最終的に目指すところが異なっている。里親も頭では理解できるが、気持ちが追いつかないということもあり、難しさを感じている。

## (5) 山形県中央児童相談所

- 1) 団体概要
- 支援体制

- ・ 里親支援専任の児童福祉司の配置が3年前にあり、当時から1名で担当している。里親支援のプロジェクトチームがあり、専任の担当者がまとめ役、他に児童福祉司3名、心理士2名の合計6名で所内の里親支援に関する整備等を話し合いながら進めている。
- ・ 専任の担当者がすべてのケースを持っている訳ではなく、基本的には地区担当の児童福祉司がケースを持ち、ケアが必要なケースと一緒に支援に入ったり、全体のコーディネイトをしたりしている。体制としては全く足りていないため、今後は里親専従班のようなものができるといい。

#### ○ 支援における特徴

- ・ 新生児委託を増やしていきたいとも考えているが、現段階では子どもが病院から乳児院に移ったあと可能な限り早く養子縁組を進めるようにしている。これまででは3~4ヶ月健診を待ってからお願ひすることが多かったが、それを待たずに委託するようになった。3~4ヶ月までの間も愛着形成に重要な時期であることに加えて、養親にとっても養子にとっても空白の時期を少なくした方が良いと考えたことが理由である。その後、養育が大変な時期があったとしても、その時期を経たかどうかで養親の捉え方が変わらうと感じる。
- ・ 養親候補者への研修では、乳児院と連携して子どもの委託前に研修を行ったり、里親養育支援委員会を開催したり、縁組成立後も相談を受けている。
- ・ また、2021年度から年1回「特養サロン」（特別養子縁組成立後の養親子が対象）を行うようになった。これまで縁組成立後の支援は、あまり力を入れてこられなかつたが、当事者のニーズに合った支援をするようになると、実際にどういうニーズがあるのかを直接当事者に聞く必要があると考え、養親子に対するアンケート調査を実施した。当児童相談所であっせんした92世帯に対し、電話で意向を確認し、協力可能な42世帯にアンケート調査を郵送し、32世帯から回答を得た。いきなり調査票を送ると困る方もいるだろうと思い、電話で名乗る場合も児童相談所とは言わないようにしたり、記録に残っている養父母の名前を伝えたり、できるだけ配慮して問い合わせた。養子に対しては、まずは養親に意向を確認したところ、協力してくれると回答した養親の方が19名おり、結果的に11名の養子の方（小学生から社会人）から回答を得られた。元々は、小さいお子さんにも対面で調査をしたいと思っていたが、コロナの感染拡大により対面での調査は控えることになった。
- ・ アンケート調査の結果としては、養子さんも養親さんも同じ立場の人と話せる場が欲しいという回答が多かった。地域で里親サロンもあるが、特別養子縁組に特化している訳ではなかったこともあり是非という希望が多かった。1年目にアンケート調査結果を取りまとめて、その結果を踏まえて2年目からサロンを開催するようにした。真実告知を悩まれている方も多くいたので、今年度は、真実告知についての話をする場づくりと、これから真実告知をする方に向けたロールプレイを実施した。

## 2) 制度改正について

#### ○ 制度改正による影響や課題

- ・ 法改正で特段大きな変化はない。当児童相談所では、養親さんの申立が基本となっている。これから児童相談所長申立も必要なケースではやっていこうということになっているが、まだ実際のケースはない。

### 3) 主要な支援課題について

#### ○ 里親登録の段階での養親の心のケアについて

- ・ 養子縁組里親の中には、心のケアができていない方が多くいるのではないかと思う。ほとんどの方が不妊治療の経験があり、病院で紹介されて児童相談所のガイダンスを受けにきて下さるが、養子縁組制度は不妊治療の代替行為ではないため、制度について話をしても心の整理がつかない方もいる印象。養育されていく中で揺さぶられる場面も多いが、養親がイメージしていた子育てと違ったり、養親自身の傷つきが癒やされていないと目の前の子どもに向き合って子育てをすることが難しかったりする。不妊治療に対しての心の傷のケアは、児童相談所でもできればいいのだと思うがなかなか難しい。実際に養育が始まった後に、養親自身が自分の親との関係がうまくいっていないかったり、満たされていなかったりという傷つきが見えてくることもある。里親登録に当たっての調査や心のケアは大事だと感じているが、どう支援すべきか苦慮している。難しいのかもしれないが、不妊治療の一環として、希望制ではない形でカウンセリングを組み込んで、里親を希望される場合は、医療機関とあっせん機関とで情報共有できるといいのかなと思う。

#### ○ 障害児の養子縁組について

- ・ 障害があることが明確な子どもについても、なんとか縁を結びたいと思って何名か候補の方に打診してもお断りされてしまい、難しさを感じている。今より相談先が充実したり病院の受診がよりスマートになったりするといい。里親養育のもとで育つ子どもの中にも障害がある子どもはおり、子どもの背景から考えても何もないことの方が少ない印象。そのため、里親が思い描いている子育てとギャップが生じており、特別養子縁組が成立したケースでも苦しんでいる養親の方は多いだろうと感じる。養親だけではなく子どもの方も、辛い思いをしているケースがあり、悪循環に陥ってしまう等、支援が必要な養親や養子は、把握されている以上に地域に存在しているのではないか。
- ・ 0歳児くらいの赤ちゃんであれば受け入れてくださる方もいるが、3歳を超えてリスクがあることがより分かるようになってくると、養子縁組を打診しても断られてしまうことが多い。所内の会議でも打診しても断られたことを報告し、支援方針が養子縁組から里親養育に変わることがある。障害児のあっせんをしている民間あっせん機関に相談をしたいと思うがなかなか難しい。

### 4) 支援体制の整備について

- ・ 職員の専門性の向上は、あまり取り組めていないところがあるが、プロジェクトチームでこれまで取り組めていなかったことを整理したり、不調ケースを検証し共有したりしている。プロジェクトチームの中で、マッチングの進め方も整理している。
- ・ 関係機関との連携に関して、各地域の児童養護施設にいる里親支援専門相談員や児童家庭支援センター、県庁とはかなり密にやり取りをしており、月1回はオンライン打合せをしたり、電話等で情報交換をしたりしている。協力してくれているが、児童相談所がすべての主になる役割分担のままだとパンクしてしまうこともある。
- ・ 養親候補者が見つからないときは、県内の児童相談所には相談するが、他県にまでは相談できない。県を超えたやり取りは大変なところもあると思うが、子どものことを考えたら、縁があるなら結んであげたい。

- 厚生労働省の「民間あっせん機関及び児童相談所の連携のための手引き」は、民間あっせん機関と児童相談所が連携してあっせんをするためには、すごくいいと思っている。ただ、これに基づいて連携できたらと考えていたものの、民間あっせん機関から「あくまで技術的助言」と言われる等、民間あっせん機関が県内の養親にあっせんをした時に、ほぼ情報をもらえないことがあった。児童相談所が支援をするつもりでも、より良い支援にしていけるかどうか不安を感じる。「技術的助言」ではなく、国からやり方を定めてもらえると共通のルールとして進めていける。そういうものができれば、養親候補者が見つからなかった時にも紹介してもらえるようになるのではないか。
- 民間あっせん機関については、児童相談所も不勉強なのでもっと知りたい。他の児童相談所との連携ケースのように、支援に必要な情報を共有して連携できるといい。この手引きが共通ツールになるといいと感じている。

## 5) 今後の特別養子縁組推進にあたっての課題に感じること

### ○ 養親候補者のマッチングや研修の強化

- 子どもと養親候補者のマッチングが始まってから、養親候補者に気になることがあっても児童相談所から断りにくい状況がある。明確な根拠なく断るのは難しく、指導的なことも言いづらいこともある。県によっては誓約書を求めていると聞き、当県でもそのようにすることを検討したが、署名まで求めてしまっていいのかと悩ましい。
- 養子縁組里親の登録研修の内容も、自治体によってバラバラだと思うので、里親として身につける必要がある内容や具体的なプログラムも共通化されるといい。

### ○ 実母・養親候補者・子どもへのケア

- 実母へのケアや、実親が翻意したケースの養親候補者と子どもへのケアもまだまだ不十分であり課題だと感じている。

### ○ 真実告知の支援

- 養親の中で真実告知をすると言っていても、成立後にしない方もいるため、対応に難しさを感じる。

## (6) ベアホープ

### 1) 団体概要

#### ○ 支援体制・特徴

- 2013年に設立、2014年より活動開始し、現在理事は3名、職員は17名。事業内容は、特別養子縁組あっせん、妊娠養育葛藤相談窓口の運営、コンサルテーション（SVを通じた他機関の支援）で、社会福祉法人5機関のサポートをしている。加えて、周知啓発活動、現場からの意見を政策に反映するための活動も行っている。
- 当団体の特徴は、ケースワーカーが社会福祉士、行政書士、助産師、保健師、栄養士、心理士等様々な専門職であることであり、その専門性を活かしてその時に応じた支援を組み立てている。

- ・ ケースの特徴としては、官民連携のケースが多いことや、支援している子どもが新生児ばかりではないこと、また、結果的に国際色豊かであることも特徴と言える。障害児等も含めて子どもの特性によって特別養子縁組を断ることはしない。すべての子どもが家庭で育つ権利を持っていると考えており、国際的な背景や医療的ケア児等も包含して捉えている。
- ・ 新生児ではないケースでは、1、2歳や5、6歳等のケースもあり、子どもの年齢は様々である。

## 2) 制度改正について

### ○ 児童相談所長申立を相談したケース

- ・ 児童相談所長申立を相談したケースで、審判確定したのは1件、現在、審理中がもう1件ある。前者は、児童相談所のケースで、児童相談所が県外への委託が必要だと判断したケースだった。児童相談所から当団体であっせんができるかどうかの相談があり、引き受ける時に児童相談所長申立にした方がいいのではないかと話し合いをした。後者は、里親の候補者がいないということで、児童相談所ではなく自治体からケース共有があり、あっせんをすることとなった。
- ・ これまで児童相談所長申立を相談したケースで、児童相談所が、必要があればそうすると言ってくれたケースは複数ある。元々、児童相談所が支援していたケースばかりではない。ただ、児童相談所も、まったく情報をもたないケースについて、児童相談所長申立を行ったり関与をしたりすることは不可能なので、特別養子縁組での委託について不安定な要素が多いとワーカーが考えるケースについては、事前に何度か児童相談所の担当者と話をし、準備しておく必要がある。当団体で支援をしたもの、実母と連絡が取れなくなったというような時には、児童相談所において、子どものケースとしてスムーズに関与してもらうことを可能にするためだ。児童相談所長申立だけではなく、参加人としての関与でもいいので、課題が生じた際にはお手伝いいただきたいと具体的に情報共有したうえで依頼している。児童相談所の関与が必要な場合は、当団体の実母面談に児童相談所の職員の同席を依頼したり、関係者会議を開いたり等スムーズに協働してケースを扱うことができるよう、事前にやっておくべきポイントを押さえておくといい。

### ○ 子どもが幼児の支援ケース

- ・ いずれも児童相談所が支援していたケースではないが4歳で支援しているケースが2件ある。4歳のケースも、自治体のケースも、医療機関や自治体は、複数（それぞれ5団体以上）のあっせん機関に問合せをしているとのことだったが、どこも手が挙げられない状況だった。養親の育成や、委託後の長期的な支援を考えると負担が大きいケースを引き受けるのを躊躇するのは当然、民間あっせん機関が引き受けるとしても、どこまで民間の負担を減らせるかということを行政サイドも考えて動いてくれなければ連携がつまずく。

### ○ 高年齢児の支援や児童相談所長申立に関する課題

- ・ 高年齢児の支援については、委託先の児童相談所や行政がどういう姿勢かによって差異が大きい。子どもがある程度大きい場合は、課題を抱えていることが多いため、丁寧にアセスメントを行う必要があるが、民間あっせん機関のアセスメントがどこまで行政の関係機関からの信頼を得られるかは難しいと感じる。児童相談所がもう一度アセスメントしなおすということも多い。委託する前に、見立てをきちんと立てておき、委託先で、十分な理解の中で支援を受けられるようにしておく

必要があることを考えれば、筋道が明確な支援計画を共有できなければ、子どもや養親が安心して地域で生活していくことが難しくなるのではないか。

- ・児童相談所長申立については、児童相談所の受理したケースでないと対応してもらうことが難しいため、関係機関会議等を事前に開いておく必要がある。しかし、距離的な問題やスケジュール調整の問題で、対面での会議が難しいこともあり、課題である。最近はZoomも使用できるになったところもあり、それは有り難い。会議が開催できるのか、またそこでどこまで協働していただけるのかは、担当者レベルで大きく異なるのが課題である。
- ・また、自治体からの相談があり、児童相談所長申立となった障害児のケースでは、それまでは措置児童であったため、障害者手帳や療育手帳がなくても問題はなかったが、委託先での障害者手帳や療育手帳の取得、病院や行政の手続きがスムーズに行かず、養親が外国籍だったこともあり通院に同行する等何度も遠方まで訪問する必要があった。実際に出向いてサポートができたのは良かったが、関係機関のやり取りや、交流の設定や同伴等、とても時間と費用がかかってしまった。一時保護扱いだったため、養親には費用が自治体から出たが、当団体には自治体から個別ケースに対する費用は出ていない（自治体から助成金が出始めたが、取り扱いケース数の関係で助成金だけでは賄えないことが多い）。
- ・ニーズが高い子どもを受託した場合は養親が負担する費用が高くなり、そうではない子どもの場合は費用が安くなってしまうため、当団体では障害児を受託した場合は委託費用をゼロにするようにしている。一時保護委託として養親候補者が自治体から費用を受け取れる場合は、委託費より高い金額を受け取ることができるため、委託費は支払ってもらっているが、そうではない場合の費用は当団体の持ち出しになっている。
- ・養子縁組あっせんは、法律で許可自治体への報告が1ケースにつき、すでに6回あるが、それとは別に自治体への毎月状況報告のレポート、子ども担当だった児童相談所と先方の児童相談所へのレポートも出すようにと依頼があった。すでに、かなりの負担があるケースについてさらに業務負担があることを依頼されたため、行政に問題点を伝えて理解していただいたが、行政で行っている書面のやり取りが当然のように、民間にも依頼されることがある。限られた時間の中で、丁寧にケースのプランニングをしていくためには、どうしても書面でやり取りせざるを得ないものでない限り、書類作成に時間を使うことは実務のクオリティを下げかねないことに留意すべきだ。

### 3) 主要な支援課題について

#### ○ 養子縁組の判断基準について

- ・判断基準については、児童相談所も含めて、あっせん機関によって異なると思うが、医療機関等一部のあっせん機関が幼児や高年齢児のあっせんをしないことにより、民間あっせん機関は新生児以外のあっせんを行わないというイメージが定着してしまっているのは課題だと感じる。
- ・当団体の所在地を管轄する東京都は自治体内に民間あっせん機関が5団体あることもあり、現場の課題についてもよく勉強され、法令もよく理解して、特別養子縁組の推進に取り組んでくださっているが、民間あっせん機関がある他の自治体の窓口ではそうでないところも多い。民間あっせん機関が自己責任として勉強していくことは当然必要であるが、それができておらず、自治体も指導できていないのが現状。

- ・ また、第三者評価も導入されたが、評価者もきちんと評価について勉強する場がなく、あっせん機関職員研修に参加しただけで、あっせんの実務について何も知らない評価機関もあるという状況である。あっせんの実務について何もわからないまま、評価が出来ないのは当然ではないか。当団体も、評価者へ対し、あっせんについての一般的な実務や背後にある考え方等について相当の時間を割いて説明する必要があった。当団体の評価をしてくださった評価者は優秀な方々で評価後にいただいたフィードバックも参考になったが、評価の質の担保のために、国がもっと評価者が評価について学ぶ場を作るべきである。
- ・ 立ち上がったばかりのあっせん機関によっては法令を読み込む力がない、理解もできていない、許可を出す自治体もきちんと指導できない、第三者評価も質の改善や担保につながらないということになると、セーフガードとして考えていた許可制度や第三者評価が機能していないことになる。そのような状態で、子どもにとって養子縁組が最善の選択肢なのか、や母子分離をすべきかどうか等、適切に養子縁組に関する判断ができるのかと不安を感じる。例えば、子どもがいる家庭から電話がかかってきた場合等は、一定の虐待対応の知識がないと、子どもがいる環境が危険かどうかの判断ができない。養子縁組の判断基準は明確にすべきだと思うが、基準や枠組みそのものを実務においてどのように扱うのかということにも課題がある。

#### ○ その他制度活用においてボトルネックとなっていること

- ・ 関係機関からの民間あっせん機関への信頼度の問題は大きい。都道府県による指導のあり方の問題は、東京都が他府県に研修をする等、学びの場が必要だと感じる。透明性については、フォースタッキング機関研修に民間あっせん機関が出られるようになると、お互いについての理解が深まり、良いと考えている。

#### 4) 縁組成立後支援について

##### ○ 養親子支援の取り組みについて

- ・ 支援は2本立てで行っており、一つは、SNSを活用して当事者がピアの関係でサポートし合っているところを当団体で下支えするという形である。もう一つは、こちらで組んだ講座をLINE等で流して参加できるようにしている。当団体は養親向けの子育て支援をメインとした公式LINEをやっており、無料の育児相談やタッチケア、お手手サイン、赤ちゃんの発達、離乳食講座等がある。現在相談の対応として増えているのは、夫婦カウンセリングであり、子どもを迎えたことで夫婦関係が難しくなったり親が鬱になってしまったりすることもある。子どもを迎えた家族の安定を図るために支援は大切だと感じる。
- ・ また、昨年末に真実告知講座を開いたところ、申込みをお断りしなければいけないほど参加者が多く、半分は児童相談所から委託された家庭だった。告知については、まだまだ基本的理解の促進が必要だと感じるとともに、告知の在り方は個別性が高いため、長期的な支援の中で養親の特性に合わせた告知を一緒に考えていく枠組みの必要性を感じた。
- ・ 今後、必要になると考えているのは祖父母への支援である。養親は自身でも調べて研修に参加して、納得して養育をしているが、祖父母はどう受け止めるべきか等のトレーニングや説明も受けておらず、実親とやりとりをしていること等も理解しきれないことがある。養親が親に説明するのもなかなか難しく、これから必要な支援だろうと感じている。

## ○ 実家庭との連絡・交流について

- ・ 実家庭と連絡は多くはLINEで行っているが、郵便物やメールでやり取りする家庭もいくつかある。やりとりの方法は、当団体が実家庭と養親家庭の間に入るセミオープンアダプション方式である。
- ・ 日本においては家族という単位に第三者がかかわる時に、そこに侵襲性がないかどうかを必ず吟味する必要があると考えている。少々保守的かもしれないが、支援機関が家族に関わるときにも同様だと考えている。支援という名のもとであっても侵襲性が発生するということを考えると、養育相談で受ける血のつながった親子へ支援を提供する場合、より侵襲性が高く、様々なリスクもある。
- ・ 養子縁組家庭において対面での交流を行う場合、子どもが未熟な場合は、ある瞬間だけを切り取って実親を美化することや実親もその時だけは良い親でいようとすることもあり、子どもがなぜ自分を育てられなかったのか、委託されない方が良かったのではないかと思い、難しいことになるケースもある。ただ、オープンアダプションでも問題なく交流できているということも、他団体から聞いたことはある。
- ・ 当団体ではやりとりの頻度も決めている。連絡・交流を希望した場合は、審判が確定するまでは多くて月1回、審判確定後は誕生日とクリスマスにやりとりをする。交換するものや送り方も細かく決めており、1年目は1,000円以内のもの、それ以降は封筒に入るサイズの小さいものとしている。細かく決めている理由としては、きょうだいで同じ家庭に委託された場合に、実親が縁を切りたい子どもと、やりとりを続けたい子どもがいることがあり、きょうだい差があまり明らかにならないようにしていることや、経済的理由で養子縁組をしたにもかかわらず、後から実親が経済的に豊かになることもあります、高級なブランド物を送ってきてしまうこともあること等がある。やりとりの方法については養子縁組時に、実親にも養親にも書面で署名・捺印をしてもらっている。贈り物も当団体を通してやり取りしており、手紙の内容も確認するようにしている。

## 5) 今後の特別養子縁組推進にあたっての課題等

- ・ 高年齢時のことを考えると官民連携は必須だと考えている。多くの児童相談所の職員から児童相談所で養子縁組あっせんをするのは難しいということを聞く。養子縁組には長期的な支援や実親支援等が必要であり、官民連携でやっていかなければ、どちらにとっても厳しく業務として継続できない。
- ・ 高年齢児の委託について、行政や施設、特に医療機関が主体のあっせん機関は、積極的に取り組もうという姿勢が全く見られない。理由は十分理解できるが、子どもにとって必要だからと非常に難しい年齢の壁を引き上げた法改正が、現場で全く生かされないことが当たり前になってしまふことを危惧している。
- ・ 官民連携で必要なことは、民間の特殊性や行政との違いを理解することである。民間機関は、行政ではなかなか使えないツールを利用したり、団体内の費用の分配やソーシャルワーカーの動き方を効率化したり、特定の事業に特化しているが故の効率の良さ等、民間ならではのメリットを活かして活動している。それにもかかわらず、委託事業に関して行政と同じようにやるように、という縛りがついてくることがある。妊娠葛藤相窓口を例にあげると、例えば相談員が24時間電話を受けられるように夜中でも家に電話を持ち帰っていることがある。しかし、行政からの委託事業になつ

たとたん、対応は事務所でのみ行うように言われるが、実際のところ委託費が非常に少なく、またワーカーも不足しているところから、実質的にそのような運営が不可能であったりする。家に電話を持ち帰り対応することで、ワーカーたちの私生活に対する負担を最小限にできるからこそ、民間団体が経済的負担を感じることなく24時間対応できることが理解されていない。また、民間、団体が事務所を構えたり福利厚生費を十分に確保することについての配慮や理解もされていないと感じる。

- ・ 特別養子縁組についていえば、民間は行政の下請けではなく、行政独自で行うことが難しい業務に対し、民間だからこそ丁寧な支援の提供を担保できるよう、高度な専門性を持つ団体や専門家へ対し特定の役割を担わせるものだと考えていただけるように、また、それに見合った費用が当然発生するのだと捉えていただけるよう、良い仕事をしていただきたい。
- ・ 官民連携の書面をあちらこちらに紙で出さなければいけないことも同様であり、当団体の職員は全国区で動くため、どこでも仕事ができるようにすることで仕事の効率化を図っているが、書類を作って、印刷して、郵送するには事務所に行く必要がある。通常、個人情報はクラウド上で管理し守っているが、書面のやりとりでは多くの個人情報をワードに打ち込み印刷する必要があり、移動中にはできない業務である。時間をかけて作成して提出しても、行政からの受け取りの連絡すらなく、その後の訪問やかかわりについては一切共有していただけないことが多い。書式がない時には、先方がメモを取ってくれたが、今は国から連携書式が出されたことで、書面で扱うことになり、口頭で報告しても書面を提出することが前提となって記録にしてもらえないという問題がある。連携は、書面のやりとりをすればよいというように外形的なことに捕らわれるのではなく、支援のアセスメントやプランニングを共に行い、その中で各々の役割を確認しフォローしあうことが重要なのではないか。
- ・ 民間機関は、経済的に不安定であっても当事者のことを第一に考えて支援できることが魅力であるのに、そのような対応が増えるとその良さも薄れてしまう。助成金をつければいいかというと、そこにも落とし穴があり、行政的なやり方を要求されることで民間の良さが失われかねないということと、地方自治であるため地域格差が大きいこと等は落とし穴の顕著な例である。また、経済危機が起きると、民間への委託費や助成金が切られるリスクもある。福祉事業は、できれば当事者や周囲が支えることで、上記リスクを軽減できる状態を作れると良いと思っているが難しい。
- ・ 当団体では、今いる200数十名の養親家庭の子どもが大きくなるまで支援を続けられるようにするための貯蓄を残している。そういったことも含めて、今運営できていれば良いという意識を助長してしまうような助成金のあり方は考えるべきところがある。民間機関としてどうあるべきなのか、ということは行政も民間も共通認識として持つ必要があると考えている。いろいろな意味でリスクが大きいと感じており、目の前にいる誰かを助けられればそれで良いということではない。

## (7) 環の会

- 1) 団体概要
- 支援体制・特徴

- ・当会は、「妊娠・出産・子育てに悩む方に対して相談に応じる」ということを出発点として「子どもを中心にして、子どもの福祉のために必要な支援を行う」ということを理念としている。
- ・産みの親との関係は、セミ・オープン・アダプションの方針をとっており、テリング（一般的に言われている「真実告知」とは異なった取り組み）をすることにより、最終的に子どもたちが生まれてきてよかったと思えるようになることをめざしてサポートしている。
- ・子どもには、出自を知る権利がある、ということを基に、「真実告知」を行うことの必要性が、近年さまざまな領域で言われているが、当会では、日々の生活の中で、子どもには、「産んでくれた『もう一人のお母さん』がいること」、「子どもの幸せを願って、育て親に託したこと」を伝え、年齢に応じて、子どもからの疑問や思いにも育て親が誠実に応じることを、「テリング（Tell+ing）」と称している。子どもを迎えた、その日からテリングを始めて頂いている。
- ・産みの親に対しては、育て親に子どもを託すかどうかを迷うのであれば、ゆっくり考えていいことや気持ちが固まるまで待つという姿勢であること、産んだ後も自分で育てる場合は、社会資源が使えることも含めて伝えている。妊娠中に育て親を決めるということはしていない。縁組成立後は、産みの親は子どもが元気かどうかを気にかけているので、そういった気持ちを大切にしたいと考えている。
- ・当会自体、特別養子縁組制度ができたことをきっかけとして、この制度を利用して、国内で相談業務を行う機関を創ることを目的に設立した。
- ・相談方法としては、電話が6割と多く、Eメール・LINEが4割程度である。相談受付時間は基本的に10~20時としているが、緊急の場合は時間外も受けており、事務所にスタッフが不在となる時間帯には、事務所に入った電話相談は、職員の携帯電話に転送されるようになっている。緊急性の高いメール、LINE相談には、職員の都合がつく範囲で、時間帯を限ることなく、応じている。

## 2) 制度改正について

- ・これまで、6歳以上で特別養子縁組・普通養子縁組となったケースがある。

## 3) 主要な支援課題について

### ○ 養子縁組の判断基準について

- ・当会では対応しきれていないが、子どもがダウン症であることを理由に養子縁組を希望するケースが年に数件ある。子どもに病気や障がいがあるから育てられないという相談を当会では受けていないため、おそらく最終的には児童相談所等に相談しているのではないかと思う。経済的な理由や社会的な課題があり、子どもを育てられず、たまたまそのお子さんに各種病気が判明したケースに対しては全力で支援している。日本国内では、出生前診断が広く行われるようになっているため、出産後に知的障害の可能性等がわかると、あたかも養育を放棄することが当然であるかのように育てられないと連絡してくるケースがあることは、養子縁組とは別の問題だが課題だと感じている。ダウン症であることがわかり、母親が鬱になってしまった、という相談も多く、中には、「虐待する可能性があるので、養子縁組の支援をしてくれないので」と脅迫するような相談を寄せて来るケースもある。

- 児童相談所のケースについては、産みの親の意向が確認できないまま施設に入所しているケースがあるとも聞く。妊娠中の相談ではあるが、ある区のケースで、役所の方は産みの親が子どもを育てられないことを把握していながら、家庭訪問はするものの連絡手段がなく、本人がどうしているか分からぬことがあった。産みの親がこちらにLINEで連絡してきたため、当会から役所に状況をお伝えしたことがあった。LINEでしか連絡が取れない方もいるため、児童相談所も電話や家庭訪問だけでなく、LINEやメールをもっと使えるといい。
- 産みの親からは、児童相談所に相談したくないという声を聞くこともある。児童相談所が産みの親に、本当に育てられないのかということや支援者がいないのかということを、指導的に追求してしまうことがある、もう少し目線を下げて相談に応じて、子どもにとって良い方法を考えてくれるといいと感じている。また、本人が児童相談所に特別養子縁組を希望したところ、「特別養子縁組は法的には関係性が切れるため、もう一生会えなくなるがそれでいいか」等の言い方をされ、相談ができなくなったというケースがあった。

#### ○ その他制度活用においてボトルネックとなっていること

- 子どもの虐待死等の報道を見ると、なぜ支援の手が届かなかったのかと思う。こういう方法があるということをどう伝えていくのか、考えなくてはいけない。高校で特別養子縁組という制度のことを聞いたという声もあり、教育現場等で広く知つてもらえるようになるといい。高校へ行かない方や日本語ができない外国籍の方にはどう伝えたらいいのだろうかと思うが、いろんなアプローチをしていく必要があるだろう。

#### 4) 縁組成立後支援について

##### ○ 養親子支援の取り組みについて

- 育て親の方が、育て親になることを希望する方々を対象とした説明会を運営してくれている。運営のために集まったり、育て親になることを希望する方への質問に応じたりするということをしてくれており、そういう場で子育ての情報交換もできている。今はコロナの影響でオンラインになっているが、それ以前は毎月全国のどこかで説明会を開催し、交流の場になっていた。加えて、それぞれ仲の良い方同士でも集まっていた。
- 育て親の方は、東北、関東、中部、関西、中国・四国・九州のブロックに分かれ、それぞれ窓口になってくれる方も決めている。コロナ前に、仙台で芋煮会をやったこともあり、他の民間あっせん機関や児童相談所であっせんを受けた方も参加していた。
- 子どもの方は、2022年1月に20代の方が中心となって「Youthの会」を立ち上げた。子ども同士の交流で「独りぼっちではない」ということを伝えたり、育て親やこれから子どもを迎える方に「大変な時もあるけど大丈夫」「こんな家族もいる」ということを伝えたりしてくれている。もともと、説明会や各種イベントを通じて養子同士の交流があったことがきっかけとなって始まった活動である。
- いま中心で動いているのは6名ほどで、昨年5月にキャンプもして30名ほどが参加した。大阪・福岡でも交流イベントを開催し、小さい子どもや中学生も参加した。参加している子どもが20人くらいおり、集まるイベントがない月は、オンラインでおしゃべり会をしている。

- ・ また、養子縁組を広く知ってもらいたいという趣旨で年1回シンポジウムを開催し、育て親の方の交流の場にもなっている。企画は育て親の方が中心となり、事務局がサポートしている。前回は Youth の会の執行部が子どもの座談会を企画した。さらにその前年は育て親の方と子どもの立場の方がパネリストとして参加し、オンラインで開催した。

#### ○ 実家庭との連絡・交流について

- ・ 基本的にはセミ・オープン・アダプションとしており、交流には、双方の間に事務局が入るようにしている。子どもが20歳を過ぎて、当事者同士が直接交流しても問題がないと判断できるケースは、間に事務局が介入せず、直接やりとりができるようにしているが、比較的少数である。
- ・ セミ・オープン・アダプションの具体的な方法として、手紙や贈りもの等のやりとりは当会を通して郵送し、手紙はこちらで内容を確認させてもらうので封をしないようにとお願いしている。やりとりの頻度は、家庭によって異なっており、毎年必ず誕生日やクリスマスに贈りものをされる方もいる。きょうだいがいる場合、どちらにも送ってきててくれる方もいるが、上の子どもには届くが、下の子には届かないということもあるのは悩ましい。抱えている問題がそれぞれ異なるためである。
- ・ 産みの親にやりとりの希望を伺うと、多くの場合は希望する。ただ、ケースによる。先日、すでに2人子どもがいて、3人目の子どもを養子として育て親に託した方は、かかわるのが辛いので、影ながら見守りたいという意向があった。子どもが大きくなって会いたいという希望があれば会うようになしたいということだった。
- ・ これまで、スタッフ自身の過去の記憶もあるため、その時々で対応していたが、今は今後のために丁寧に記録に残すようにしている。これまでも、手紙があればコピーを取って保管している。やりとりの方法もLINE、電話、メール等個々に違う。送ったあとには、送りっぱなしにせず、当会からどうでしたかと聞くようにしており、その返事を相手にも伝えるようにしている。そうすると、双方ほっとされる。その際に、当会から近況を聞いたり、相手方の状況を伝えたりもしている。やりとりの費用は、個々に請求することはせず、会費や寄付金で賄っている。気持ちがある方は交流をずっと続けている。
- ・ やりとりを楽しみにしている子どももあり、産みの親もそれを励みにしていることもあるため、そうした想いに応えられるように対応していきたいと感じている。

#### 5) 今後の特別養子縁組推進にあたっての課題等

- ・ 今施設にいる子どもたちを、家庭での養育に替えていいかと感じている。児童相談所の担当の方が1人で80ケース等多くのケースを持っているという話を聞いたことがある。そのような状態であると、それぞれの親の意向を確認していくのは難しく、それが養子縁組につながらない理由にもなっていると考えられる。もしそのような状況が、今もあるのであれば、養子縁組の可能性のある子どもの親に対して民間あっせん機関が連携して支援をしたり、LINE等様々なツールでつながったりするということもできるのではないか。ごく少数かもしれないが、そのような取り組みにより、子どもが施設ではなく家庭で過ごせるようになっていくといいと思う。虐待で亡くなるお子さんのケースに関しても、どうしたら情報が行き届くのかということを課題に感じている。

- ・ また、児童相談所は異動が多くあるため、特別養子縁組のスキルの蓄積につながらないということも指摘されており、その辺りもどうにかならないかと感じている。全国的には里親の支援機関も増えており、改善に向かっているとは感じている。

## (8) みぎわ

### 1) 団体概要

#### ○ 沿革と養子縁組事業の方針について

- ・ NPO 法人設立は 2015 年 2 月、当初は介護サービス事業のホームホスピス運営のために立ち上げ、2016 年 3 月のホスピス開業から 1 年後に第二種社会福祉事業の届出を行い、準備を開始。2018 年にあっせん事業の許可を受けた。理事がキリスト教会の牧師だったこともあり、子どもからお年寄りまで人権や生き方を支えていくために福祉的な活動を行うことを理念とした。
- ・ 養子縁組事業は、中絶される命を守りたいと思ったことがスタートだったが、実際の相談は障害の子どもの妊娠・出産で育てられないというケースが多数あった。方針として掲げたというより、結果的にそういったケースを支援することになった。
- ・ 特別養子縁組は、それありきではなく一つの選択肢として捉えており、実親の話を聞きながら自分で育てる可能性を探って、それがどうしても難しい場合や養子縁組が最善な場合は、養子縁組につなぐ。

#### ○ 支援における特徴

##### ① 相談内容

- ・ 相談は、ダウン症のケースが最も多く、2018 年は全件ダウン症の子どもの相談で 14 件だった。理由は明確ではないが、相談方法が LINE 等ではなくメール・電話だったことで、年齢層が高い方が相談してきたことが影響したのかもしれない。
- ・ 現在、年間 40~50 件の相談のうち約 7 割が障害に関する相談。実親だけでなく、他の団体や児童相談所からの問合せや紹介もある。ホームページで検索すると、「特別養子縁組 障害」で当団体が出てくる。児童相談所から措置中の子どもについて養親候補者がいないかや、医療機関から社会的入院の子どもについての相談もある。

##### ② 相談者と支援について

- ・ 相談者の方の特徴は、20 代後半~40 代の既婚の方が多い。これまで 150 件以上の相談を受けてきたが、障害のある子どもを育てられないという方で未婚の方は 1~2 件程度。経済的な問題もないが、障害が受容できず精神科に通院していて、上の子どもの子育てもできず、夫婦関係も悪く家族が崩壊しかけているといったケース。夫婦共働きで働いているが、障害がある子どもを育てると経済的に厳しいといったケースもあるが困窮までではない。夫婦両方が障害を受容できない場合もあるが、実母が受容できているが他の反対していたり、祖父母が反対していたりするケースもある。障害を持って生まれてきた赤ちゃんが家庭に恵まれないということが多くある。
- ・ 実親の状況としては家庭として機能している場合が多い。実子がいて、二人目、三人目の子どもに障害があり、その子だけを養子に出したいというようなケース。そのまま養子縁組にというのはど

うなのかなと思うが、受け入れることがどうしても難しい場合やその家庭で育つことが子どもにとって困難な場合には、ケースバイケースで養子縁組になる。

- ・ 実母さんが障害を受容できず、鬱や睡眠が取れない等日常生活が送れずしんどい状況の方もいる。そうした場合は、子どもの安全を確保する必要があるので児童相談所に相談しているかどうかや身近に頼れる人がいるか等を確認する。緊急性が高い場合は一時保護をしてもらい、実母に病院に行ってもらうこともある。リスクも考慮も入れて支援している。

### ③ 障害児の支援

- ・ 実際に養子縁組につなぐ場合、健常の子どもでは必要のない様々な手続きが必要になる。医療が必要な場合の引継ぎや療育・リハビリの引継ぎ、障害福祉課や子育て支援課・児童発達支援事業所・保健所等関係機関も多いため、情報共有をして支援を引き継いでいくための支援会議を行っている。養親に委託した後も、いろんな社会資源をつないで子育てしていく必要があり、手当や手帳の利用申請等の支援も行っている。
- ・ 自分自身で育てていく方への支援も行っている。障害の子どもを育てるにあたって相談先がわからないことも親の心配の一つになっており、様々な情報提供をしながら支援している。育児相談も受けており、利用できるサービス等も伝えている。
- ・ 研修では、ダウン症の子どもの特徴や注意点等、育児のイメージが湧き、受容につながるようにしている。手術が必要な子どもの委託もあり、医療との連携も普通の養子縁組とは違う。

## 2) 制度改正について

- ・ 活動を始めたのが新しい法律ができるタイミングだったので、それ以前との違いは分からない。6歳以上の相談を受けたことはないが、就学前後の年齢で実親が養育中の障害のある子どもや施設入所中の子どもについての相談はあった。実際に縁組に繋がったケースはないが、年齢が上がると乳児に比べて、より難しい。これまで養子縁組した子どもは0~2歳くらい。

## 3) 主要な支援課題について

### ○ 養子縁組の判断

- ・ 相談支援の段階で、養子縁組に出したい理由が障害の受容ができないということだった場合に、養子縁組が最善なのかどうかをどう判断するのが難しい。葛藤を抱えつつも障害を受け入れられるようになることもあるが、ならないこともある。実親の気持ちをまずは受け入れるが、養子縁組につなぐことは慎重に考える必要があり、どこで判断するべきか。時間をかけすぎても、子どもの愛着形成に大切な時期が過ぎてしまうこともあるし、乳児院に預けることで、親が自分で育てることで子どもを受け入れる機会を失ってしまうこともある。

### ○ 養親候補者の不足と経済的負担

- ・ 養子縁組が必要な子どもがいても養親が足りないということは大きな課題。当団体の養親さんは「子どもが欲しい」と思って縁組された方もいるが、子どもの置かれている現状を知り、いく場所のない子どもを助けたいという思いから、養親になっている方も多い。養子縁組を考えたことのない人の中にこそ、現状をお伝えしていく必要があると感じる。子育ての経験があり、経済的な支援

もあれば、障害のある子どもを受け入れてくれる人がいるかもしれないと思う。保育所等が預かってくれれば、もう少し不安なく子どもの受け入れができるようになる。

- ・ 経済的な支援の影響はとても大きい。児童相談所の里親委託の場合は手当や生活費も出るが、民間あっせん機関経由の場合は、委託時やその後の養育における養親の経済的負担が大きい。医療費は、子ども医療費助成制度があるが、障害や医療的ケアが必要な場合、病院や療育に通う時間や交通費等のそれに伴う出費がある。仕事をセーブしたり、やめたりしなければならないこともある。以前里親さんが「里親手当と生活費、これだけの手当があれば子育てに専念できる」と言っていたが、社会的養護が必要な子どもを家庭に迎え育てる、というのは養親さんも同様。そこは本当に必要。経済的な支援の有無は大きな影響がある。
- ・ 厚生労働省の養親希望者手数料負担軽減事業は、養親が住んでいる自治体が補助をしていれば対象になるが、今年度も全国で5箇所（東京、福井、千葉、茨城、静岡）しかなく、実態として機能していない。誰でも申請できるようにする必要がある。また、縁組時の費用負担軽減だけでなく、里親と同様に手当や生活費があれば、障害児の縁組もより進むと感じる。

#### ○ 医療機関との連携

- ・ 医療機関にかかっている場合に、病院から医療情報をもらえないことがある。障害のある子どもを縁組するときに医療情報はとても大事だが、行政機関としか連携しないというところもあれば、民間には一切協力しないというところもある。児童相談所が民間あっせん機関には相談者の情報は前例がないので教えられないと言われることもある。

#### ○ 自治体の障害児支援

- ・ 自治体によって、障害児へのサービスに大きな差があり、相談窓口すらはっきりしないことがある。実親や養親が障害児を「育てられない」というのは、共通する部分がある。障害のある子どもを養育する親が孤立している現状があり、それを地域がサポートできると実親も養親も、障害があっても育てようと思う人が増える。親の知識不足のこともあるが、自治体の支援がうまく機能していないことが多い、養育が難しいと感じるのだと思う。親が仕事をしている場合、加配の職員の確保が難しい等の理由で保育所に預けられないことがあるという問題もある。経済的な支援も薄く、障害がある時に生きやすい社会ではない。

#### 4) 支援体制の整備について

- ・ 遺伝子関係のものや症状等様々な病気があるため、医療の知識があるものに都度確認して情報共有をしている。知らない病気があっても1件ずつ情報収集し、次に活かせるようにしている。
- ・ 重症心身障害児にかかわってきた経験もあり、活かせるところがあるが、詳しく分からぬ場合は看護学校時代のテキストを見たり、専門職から情報を得て分からないところを埋めていく。診断名がついている場合は、その親の会から情報を得ることもある。
- ・ 病気や障害だけでなく、民間あっせん機関の勉強会や研修会にも参加するようにしている。厚労省の責任者研修は責任者だけでなく全員で出ている。
- ・ 自分たちでは支援しにくいケースがあっても、他の団体と連携が取れるようであれば、子どもにとって良い選択ができるよう、それぞれの強みを活かして取り組めるように心がけている。

## 5) 今後の特別養子縁組推進にあたっての課題に感じること

### ○ 養親に負担をかけない運営

- 当団体は別事業（介護事業）を運営していることから、家賃・光熱費等の経費負担が縁組事業では発生していないが、あっせん事業だけで運営している場合、養親手数料に頼らざるを得ない仕組みになっている。今後、養子縁組件数を増やしていくのであれば、養親に負担をかけずに活動できるような仕組みが必要。また、専門職が必要な支援であり、充実した支援を行うためには、人件費も必要となる。ボランティアだけではできない支援なので、スタッフが充実しないと手厚い支援にはつながらない。国は「養子縁組民間あっせん機関助成事業」を出しているものの、国と都道府県が事業費の1／2を負担する必要があるため、都道府県が予算を取りなければ実施されない、つまり、ほとんどの助成金を民間あっせん機関は受けられないのが今の現実である。

### ○ 行政機関や医療機関との連携

- 行政や病院の理解が不十分であり、官民間わず連携してくことが必要。前例がないからと断られるケースもいまだにある。児童相談所が管轄外の地域でも養子縁組の委託等ができるようになるといい。それが児童相談所にできないがゆえに、民間あっせん機関がまかなっているところがあり、公費ができるようになるといい。

### ○ 養親の経済的・精神的負担軽減

- 養親の経済的負担を軽減する必要がある。子どもが委託されてから縁組成立までに、1年くらいかかるが、その間子どもは親族ではないという理由で扶養家族として養親の健康保険に入ることができない。単独で国民健康保険に加入する必要があり、保険料も養親が負担している。養親の健康保険加入や里親制度にある受診券の利用等、そういったところからでも負担軽減が必要。負担軽減が進めば、養子縁組も進んでいくだろう。
- 精神的な負担軽減のためにも社会資源の充実や相談窓口の明確化に取り組む必要がある。安心して子育てができるまちづくりが全国どの自治体でもなされると良い。
- 養子縁組に限らず、障害児は保育所も、大人になってからの仕事でも、行き場所がない。障害があったら可哀想という社会認識があるが故に、親が育てられないということにつながる。自分の生活中で、障害がある人やない人が一緒に生活する機会がないと、子育ての想像ができず障害児を育てるイメージが湧かないことにもつながっている。いっぺんにはできないが少しづつでも、そういった機会が広がってほしい。
- 養子縁組に対しての偏見もあり、里親や養子縁組に関する啓発も今後はより必要。



## 第V章 養子縁組当事者団体インタビュー調査

### 要旨

#### 【団体の概要】

- 当事者の方が中心となって団体を運営しており、一部研究者の方も関与していた。
- 参加者について、養子が中心となって活動している団体は、児童相談所での養子縁組の方が多く、養親が中心となって活動している団体は、当初は児童相談所での養子縁組の方が多かったが2016年頃から認知度が高まったためか、民間あっせん機関での養子縁組の方が多くなっていた。

#### 【主な活動内容】

- 当事者を対象としたサロン活動が多く、講演、相談支援、情報発信、研修等も実施している。

#### 【他団体とのつながり】

- スタッフが参加者として他団体のイベントやサロンに参加することははあるが、いずれも団体として他団体と交流することはあまり行われていなかった。
- 厚生労働省の特別養子縁組当事者のネットワーク形成事業でのつながりもでき始めている。

#### 【当事者活動を行う上での課題】

- 「活動を周知する機会の少なさ」「運営費用の不足」「活動場所の確保が困難」の3点は、共通の課題として挙げられた。経済的支援がないため、スタッフが無償で活動している状態であり、いずれの団体も、支援の質の確保や活動の継続のための経済的サポートを今後必要としていた。
- また、「参加者の年代の違いによるニーズへの対応」や「子ども向けプログラムの強化」「スタッフ研修の必要性」「サロン運営の難しさ」等も課題として挙げられていた。

#### 【今後の活動に関する考え方や制度に関する意見等】

- いずれの団体も、現在でも「真実告知をしたくない」という養親がいることを課題に感じていた。特に、養子が中心となって活動している団体からは、最初の研修の段階で、真実告知は「養親にとっても、した方がいいこと」であることを皆が知れるようにすべきこと、また、「やらなければならないからやる」のではなく「やった方がいい」という共感を持つことをゴールにするフェーズに移るべきとの指摘があった。養親が真実告知をしなくとも、いずれ子どもは養子であることを知るが、その時に親を頼れないケースがあり、子どもが大事であるからこそ真実告知をした上で、関係性を築いていくことの重要性に言及していた。
- また、養親が中心となって活動している団体からは、縁組成立後に養親が里親会から離れていくことがある一方で、困ったときに戻りたいと思っても難しいことがあるため、地域コミュニティの一つとして、里親会に残って少しづつ理解を深めていくのが子どものためにも良いとの意見があった。加えて、養子縁組家庭が自治体に転入してきた場合に、その自治体で里親登録をしていないと参加できないケースがあることや、民間あっせん機関の当事者会に参加しづらくなったり居場所がなくなってしまうこともあるという課題が挙げられた。受け皿になれる団体を立ち上げる取り組みを行う自治体もあるとのことだった。

## 1. インタビュー調査概要

---

### (1) 目的

養子縁組当事者の支援においては、ピアサポートや当事者交流を含めた当事者活動は重要であることから、当事者団体の活動状況や課題を明らかにすることを目的とした。

調査内容や手法については、検討委員会の助言を受けて決定した。

### (2) 調査対象

養子縁組の当事者団体（2団体）を調査対象とした。関東圏で、養子・養親が中心となって活動している団体を1団体ずつとした。

<協力団体>

- ・特別養子縁組家庭支援団体「Origin」
- ・特別養子縁組グミの会及びNPO法人特別養子縁組支援グミの会サポート

### (3) 調査方法

個別面接（半構造化インタビュー）を行った。調査実施時期は令和4年11月。

### (4) 主な調査内容

- 団体の概要
- 主な活動内容
- 他団体とのつながり
- 当事者活動を行うまでの課題
- 今後の活動に関するお考えや制度に関するご意見等

## 2. インタビュー調査結果

### (1) 特別養子縁組家庭支援団体「Origin」

#### 1) 団体概要

##### ① 設立の経緯・時期

- ・ 2020年4月4日(養子の日)に設立した。元々、大学生の時から社会的養護のユースのボランティアをしていたが、特別養子縁組はそういった活動が見当たらず、東京にもなかったため、ないなら作ろうと考えた。必要としているのが自分だけなら必要がないのかもしれないと思い、半年間くらいは試験的に一人で活動していたが、いろんな方からの反響を得て、任意団体としての設立に至った。
- ・ 設立当初は、本部を東京において、九州と関西に支部を置いていた（運営メンバーがいる）状態だった。最初は当事者サロンも関西・関東・九州の各地で会場を借りて集まり、オンラインで繋ぎながら話をしていた。その後コロナ感染が拡大し、オンライン開催になったが、その代わりに開催頻度を増やし、月1でサロンを開催できるようになった。
- ・ 当団体の団体名は子ども当事者団体っぽくないが、子ども当事者を支援する上で、養親へのアプローチは結果的に欠かせないと思ったためである。子どもにだけ直接つながるのは難しく、親御さんとつながり、そこに子どもが関わってくることが子どもにとっても意味があると感じ、「家庭支援」という名前をつけた。子ども当事者サロンだけではなく、養親サロンも実施している。

##### ② 体制、活動方針

- ・ 運営母体としては、日本女子大学の野辺先生に理事に入っていただき、九州にいる子ども当事者が1名理事となっている。理事の下に運営メンバー、運営スタッフがいる。理事の人数は多くはないが、理事・運営メンバーの過半数が当事者以外にならないようにしたいという思いがあり、運営母体はあまり大きくしていない。当事者のほか、ソーシャルワーカーで関わってくれている方もいる。

#### 2) 活動内容

- ・ 現在の活動は、オンラインでの講演が多いが、一番多い活動はサロン。メールやTwitterのダイレクトメールで問い合わせが来た場合にZoomで個別に話を聞いたり、出自のたどり方に関する相談があったりする時に対応する等である。ISSJさん経由で、子ども当事者の方からルーツの相談が来て、対応する場合もある。メールの対応は養親からが年間5~6件、子ども当事者からはダイレクトメールでの連絡が多く、年間3~4件くらい。養親からの相談内容は、真実告知に関することや縁組時に子どもの名前を変えた方がいいのか変えない方がいいか等多岐に渡る。
- ・ 発信活動としては、シンポジウムやソーシャルワーカー向け講座、自治体の里親会サロンでの講演等を行っている。団体WEBサイトでは、サロン情報を載せるほか、講演の内容を主催者に許可を取った上で、限定公開でアップする等をしている。理事の中には、自身の経験を発信したことがある方もいる。これから発信活動をしたいという思いのメンバーもいるが、まだ実現していない。

- ・ サロンは、月1回くらいずつ開催している。養親サロンは月の半ばの土日ごろ、子ども当事者サロンは時間を固定すると参加しづらい方もいるため、昼開催と夜開催を月毎に交互にしている。養親サロンは10数組、子ども当事者サロンは5~6人程度が参加している。サロンはいずれも参加無料、相談も無料で受けている。

### 3) 他団体とのつながり

- ・ グミの会の方が養親サロンに来てくれることはある。団体ごとの連携はないが、厚生労働省の当事者ネットワーク形成事業に、今年度から特別養子縁組も入ったため、運営委員会を立ち上げることになった。環の会のユースの方も参加しており、運営でもつながりがあるので、今後関わりが多くなるかもしれない。

### 4) 当事者活動を行うまでの課題

#### ① 団体運営の強化と周知

- ・ 団体を大きくするのは時間がかかり、大変だと感じている。当団体の方針として、スタッフになることをこちらからは誘わない、というスタンスだからというところもあるかもしれない。また、社会的養護に理解のある方が運営に入ってくれているが、皆忙しいのも課題だと感じている。いくらいいを持ってくれても、忙しいなか関わってくれているため、心苦しさがある。日本ではサロン等でお金を取りづらいこともあり、運営スタッフも無償で活動している。
- ・ まずはスタッフになりたいという子ども当事者が増えると嬉しい。運営側に入るメンバーが増え、参加者が増えるといいと感じている。活動地域を広げていくことも良いとは思うが、各地で当事者団体が立ち上がるのであれば、あえて当団体が手を広げなくても良い。活動を広げていければいいとは思うが、それが最優先ではない。
- ・ 民間あっせん機関と行政（児童相談所）の差はかなり感じる。当団体に関わるのは、ほとんどが行政でのあっせんの方で、行政の養子縁組の受け皿になっている状態。一方、民間あっせん機関で養子縁組をした方は、団体内で当事者同士のかかわりがあるので基本的には参加しないし、当団体の活動を告知する機会もない。本当は両者が混ぜこぜになっているといいと思う。
- ・ また、現在はどうしても自分一色になってしまいがちだが、将来的には代替わりして、次の世代に任せてバックアップに回りたい。中心的なメンバーが増えていけば、発信する方法を教えたり、講演した後のケアをしたり、そういう役割をしたいが、そうなるまでは自分自身で頑張ろうと思っている。世間的にもいろんな当事者の方の話を聞けた方が良いだろうと思う。

#### ② 運営費用や活動場所の確保

- ・ 経済的なバックアップがない影響は大きい。児童養護施設で働いているスタッフや、心理系の仕事をしているスタッフは、週1日しかない休みを使って参加してくれている。複数の組織で働いている人も多いので、週1日だけでも当団体から支払いをして専属で動けるようになるといい。現在ソーシャルワーカー等専門の方に働いてもらっているわけではないが、本来は知識と資格を持っている方が相談等に対応できるのが理想。質を担保するという意味でも今後は経済的な支援が必要だと感じる。

- ・ 基本的には居場所づくりの事業なので、物理的な場所があるといいと思う。常に開かれているような場所が、1室でもいいからあるといい。オンラインでイベントを実施するときの備品も結構な量がある。子ども用のプレイマット等の備品も今はすべて自宅で管理しているが団体として保管できた方がよく、いずれはリアルの場も持てればいいなと思う。

### ③ 参加者ニーズへの対応

- ・ 今関わっている層とこれから参加してくる層のニーズの違いを感じる。今は行政でのあっせんの20~30代が関わっており、真実告知をされてこなかった人が多い。結婚の時に養子であることを知ったが、今も真実告知されておらず、親はそれを知らないという方等が結構いる。現在はそういう層が多いが、これから参加してくる人は、真実告知はすでにされていてつながりを求める方が多くなってくるだろう。実際に来てもらわないとニーズはつかみづらいが、常にどんなことが求められているのかをリサーチして活動していく必要がある。

## 5) 養子縁組に関する考え方等

- ・ 意外なことかもしれないが、今でも真実告知をしたくないという方がいるのを聞く。そういう考え方をどうにかしたくて、養親サロンで話してほしいという依頼があることもある。そういう場で参加者と話すと、真実告知をしなければならないと感じている方が多いが、養親にとっても、真実告知はした方がいいことであり、やりたいと思ってやってほしい。そういうことを話した時に、目から鱗のような反応をされる方がいるのを見ると、これまで養子縁組の研修等を受けてきたはずだが、なぜそういう言い回しや内容が含まれていないのだろうかと思う部分はかなりある。あとから知識をインプットするのは、個人差もあり大変なので最初の段階で皆が知れるといい。今の研修は、真実告知をしなければならない、子どもの知る権利は大事、絵本を使って伝えるのだといったことを聞くだけで終わってしまっているのではないかと思う。初步的な話をしているつもりだが、聞き手の反応を見ると今の研修では不足していると感じており、そこは変えていく必要がある。  
「真実告知をしない方がこの子のため」という選択肢が残っていることに疑問を感じる。地方に限らず東京でも今もいる。
- ・ 真実告知をしなければならないと思っている人は増えているが、しなければならないからやろうと思っている人と、する意味をわかっていてやるとではやり方自体も変わってくる。「やらなければならないからやる」というフェーズは、もう次の段階に移るべきだと考えている。「やった方がいいよね」という共感を持つことをゴールに持つべき。今の研修では、「養親にとっては苦しいかもしれないけど、子どもたちに取っては必要だからやろう」と伝わっていると思うが、「長年子どもが欲しくて、この子が大好きで愛していて」ということを伝えたいのであれば、それに直結するのが真実告知であり、それがまさに養親のやりたいことではないだろうか。「真実告知をしたくない気持ちちはわかる」というスタンスになってしまうとそれが生まれる。考え方を少し変えるだけで養親にとっても真実告知はしたくなるものであり、そのフェーズに進むべき。
- ・ サロンに来ている子ども当事者を見ると、たとえ養親が真実告知をしなくても、いずれ子どもは必ず自分が養子であることを知るが、知った時にそれを親に伝える子は多くない。子どもがそれを苦しいと感じても、その時に子どもは親を頼らなくなる。子どものことが好きなら、子どもが苦しい時には真っ先に自分を頼ってほしいと思う養親が多いと思うが、真実告知をしなかったら、子ども

は一番しんどい時に親を頼れず一人で苦しむことになる。子どもを愛しているからこそ、自分を真っ先に頼ってほしいと思うなら、子どもに真実告知をして関係性を築くほかない。

## (2) 特別養子縁組グミの会・NPO 法人特別養子縁組支援グミの会サポート

### 1) 団体概要

#### ① 設立の経緯・時期

- 「グミの会」（家族会）は 2011 年に設立し、世代交代があった。助成金を受ける場合に法人格があった方が良いこともあり、当事者団体としての「グミの会」を残しつつ、2017 年に「グミの会サポート」を NPO 法人にした。他の団体で当事者グループから研究者グループになってしまふところもあり、研究者や議員の方も入ってくると、家族同士の交流がやりづらいという課題もあったため、家族会と NPO を別のグループとした。

#### ② 参加者

- 「グミの会サポート」は、研究者等も入りながら研修や交流を行っている。施設の里親支援専門相談員の方等が養子縁組家庭の困りごと等を知りたい、と参加を希望することがあり、支援者の方が参加する場合は、「グミの会サポート」に参加してもらい、傾聴してもらうようにしている。NPO の正会員等は、自動的に「グミの会」にも登録されるようになっており、人数は現在 28 名で半分が支援者の方（施設職員や議員の方等）。
- 「グミの会」には、養子縁組家庭と、一部長期委託の里親家庭が加入している。養子縁組の対象年齢の引き上げに伴って、未就学の時から 18 歳等長期で養育する見込みの家庭で、里親さんも養子縁組も考えているご家庭の方が入っている。「グミの会」には、メール会員と正会員があり、誰でもなれるメール会員は 50 世帯、郵送物や資料等を送る正会員は 41 世帯程度で、対面で参加されたことのある方をしている。「グミの会」は会費がなく実費のみの支払い。
- 参加者は、最初の頃は児童相談所からの養子縁組の方が多く、民間あっせん機関は家庭養護促進協会や環の会の方くらいだった。2016 年頃からは、民間の方の人数が圧倒的に増え、児童相談所からの養子縁組の方と人数が逆転した。民間の方は、日本財團のハッピーゆりかごプロジェクトやネット、口コミで知って加入されたようだった。
- 「グミの会サポート」と「グミの会」どちらにも登録している人もいるが、片方だけの人もいる。「グミの会サポート」で研修を強化し始めた時に、民間あっせん機関でも研修に力を入れるようになったので、養親の中には研修の必要性を感じない方もおり、「グミの会」だけの参加の人もいる。

#### ③ 体制、活動方針

- 「グミの会」も「グミの会サポート」も全員ボランティアでやっている。
- NPO は理事 6 名（5 名は養親、1 名は長期委託の里親）、監査 1 名（大学の先生）で運営しており、今年度から顧問で東京都市大学の宮川准教授に入ってもらい、役員向けの学びの会を実施してもらっている。

- ・ 正会員には、「子どもの年齢に応じた真実告知をすること」「メディアに出るのは良いが、子どもが嫌がった場合は止めること」をお願いしている。

## 2) 活動内容

- ・ ここ2年は、サロン等は、ほぼオンラインで実施していた。養子が孤立してしまうので、何かやつてほしいという要望があり、夏の工作・ハロウィン・クリスマスをオンラインで開催した。2022年11月は真実告知の研修を実施するが、子ども向けプログラムとして午前中はピザづくり、午後はコラージュを行う。ピザ作りにもコミュニケーション力をつけるという裏目的があり、講師も長期養育でお子さんを育てている方にお願いしている。今年度はサロンも対面で行うようになり、オンラインになると申込みが増える傾向にある。
- ・ 「グミの会」の集まりは交流をメインにしており、1シーズンごとに実施していた。回数は少し減ったが、親同士のランチ会やクリスマス会・新年会等年に2回程度は活動し、その合間をぬって、「グミの会サポート」で、研修を年2回、サロンを年5回くらいやっていた。初代の方が会を運営していた時に、年4回は家族同士で集まっていたこともあり、それくらいやらなければという意識があった。

## 3) 他団体とのつながり

- ・ 当事者団体との交流は基本的にあまりない。別団体のイベントに参加者としていくことは考えられるが、団体同士というのは今のところない。
- ・ ルーツ探しのことでISSJさんからヒアリングがあったり、学生さんの研究のお手伝いの要望が年に数回あったりする。事前にオンラインで基礎知識を学んでもらい、当日は絵本の読み聞かせをしてもらった。イベント後に役員へのヒアリング調査を受けた。
- ・ 民間あっせん機関は、講師の要望があれば協力することがある。特定のところと組んでしまうと、その団体に登録を断られた方等が参加しづらいこともあるため、イベントの共催はせず、仕事として受けるようにしている。

## 4) 当事者活動を行う上での課題

### ① 子ども向けプログラムの実施

- ・ 子どもプログラムに力を入れたいが、自治体も国もその必要性をあまり意識していないように感じる。11月のイベントで行うコラージュは、生い立ちのアルバムを今後作る上でのステップとしての位置付け。
- ・ 子ども向けプログラムは、プログラムを受ける中で、子どもたち同士がお互いに悩みを話して、気づきが生まれるようになるという意義がある。お世話になった里親に生みの親のことを聞けないという子どもがいた時も、子どもに聞いていいということを伝えることもあった。里親の方からも、子どもが大きくなると自分たちからは生い立ちの話をしづらくなるため、子どもから言ってもらえてよかったですと言われた。
- ・ 子どもプログラムがあることで、子ども自身が自分のポジションの再確認をしたり、子どもたちの方から自分たちの権利を発信したりするチャンスが生まれるようになる。

## ② 運営費用や活動場所の確保

- ・ 役員がただ働きの状態なので、寄付や会費でなんとか回している。元々、「グミの会サポート」の研修は、子どもの保育料が高いため、会費を支払ってくれている正会員や賛助会員しか使えないようにしていて会員が増えていたが、オンライン実施になってからは保育の必要性がないので増加が止まっている。
- ・ 池袋の事務所は、寄付があったので当初2年間は家賃が支払っていたが、今は個人で負担している。集まる拠点が欲しいという人はよくいる。ボランティアセンター等を使うこともできるが、やはり自分たちの場所が欲しいとなると家賃がかかる。
- ・ 次の世代に引き継ぐときは、安くても給料が出るようにしてあげたい。スタッフとしては常勤が2人くらいいるといい。そのためには、行政の事業を受託する必要がある。ただ、行政の丸抱えでお金を出してもらうと、行政の指示に従ってやってくれ、ということもある。参加者は徐々に増えるものだが、行政の予算で活動している別の団体では、参加者がいないと翌年の予算がつけられないと言われることもある。子育てをしながらやっている立場としては急に結果を求められても、子育てに影響が出てしまい困る。

## ③ 活動の周知

- ・ あまり当団体が知られていないように感じる。養親が地域の児童相談所に、当事者団体がないか問い合わせをすれば、「グミの会」があることを伝えてくれる児童相談所もあるが、里親の立場で、当団体の話をすると自治体に嫌がられたり、里親会の会報にチラシ等を入れてもらうこともできないと言われたりしている。
- ・ 当団体のチラシを入れると、民間あっせん機関の活動の周知にも協力しなければいけなくなる可能性があるため、協力できないと言われ、周知方法には苦慮している。

## ④ サロンの運営

- ・ 参加者が増えるのは有り難いが、特定の団体の方だけが増えると、一部の民間あっせん機関の養親さんで愚痴ばかりを話してしまう方もいて難しい。また、たまに真実告知をしないという方がいることもある。当団体は、真実告知をすべきだと考えているが、真実告知をしないという方がいると、「しない」という選択肢があってもいいんだ、と他の参加者（養親）に伝わってしまう可能性があるのが懸念。個人の考えを明確に否定すると集まりづらくなってしまい、サロンの雰囲気には神経を使う。
- ・ 「0歳からの告知」として、子どもにダイレクトに養子縁組だと伝えているというケースもある。当団体はスマールステップで、年齢に合わせた告知が必要だという考え方だが、それがうまく伝わらないと、「養子縁組を隠さなければいけないのか」と受け止められてしまうこともあり、言葉にとても気を遣う。

## ⑤ スタッフ研修

- ・ スタッフの研修費用が出るといいと感じる。ベテランの養親の方は支援者の立場にもなると思うが、「支援者」から排除されやすい。支援機関の支援者にはスタッフ研修があり、それも経費で出ると思うが、当団体から参加する場合は個人で支払うことになる。

- ・ また、支援者の研修に申し込んでも断られることもあり、新しいことを学ぶ機会が得られない。養子縁組支援のプログラムを受講したい。人にもよるところもあると思うが、里親や養親さんは、支援者にもなるという認識がもっと広がるといい。

## 5) 今後の当事者活動に関する考え方等

### ① 里親会等への継続的な参加の必要性

- ・ こちらから何度もお願いしたこともあり、児童相談所も児童相談所が養子縁組したケースは何とかアフターフォローしてくれるようになってきたが、里親会も養育里親と養子縁組の方は切り離して考える傾向にある。児童相談所も養子縁組の成立後に養親が離れて行こうとすることを懸念しているが、養子縁組の場合、養親は子どもの親権者になってしまふため、離れるのを止めようがなく研修にも参加しなくなっていく。
- ・ 子が成長してから子どもに養子の友だちが欲しいというケースもあり、自分が困ったときだけ戻ってくることもあるが、その時に戻ってきても難しい。養親も地域のコミュニティの一つとして里親会に残りながら、社会的養護についても少しずつ理解を深めて、子どもを育てていくのが大事。子どものことを考えると、養親も里親会に残っていた方がいいと感じる。
- ・ 真実告知をしないというのは、0歳児の養子縁組で多い傾向にあるように思う。当たり前に子育てをしていると必要性を感じなくなってしまうのかもしれないが、児童相談所でも0歳の養子縁組が増加しており、今後そうなっていくケースが増えることを憂慮している。
- ・ 一方で、自治体に転入してきた養子縁組家庭が児童相談所にサロンに参加したいと問い合わせをしても、その自治体で登録されている方でないと参加できないようにもなっている。ある自治体では、その受け皿にもなれるように団体を立ち上げて活動している。
- ・ また、養親が離婚して、元いた団体にいづらくなり、当団体に参加される方もいる。両親が揃って参加していない理由を聞かれ、居場所がなくなってしまうこともあるようだった。養子縁組は、里親と違って継続した研修がないため、登録時に受けた研修を頼りに子育てをしてしたり、夫婦間で育児論のずれが生じたりすることがよくあるように感じる。

### ② 当事者団体同士のつながり

- ・ 当事者団体同士のつながりがあると良いと思うが、当団体は、特定の支援機関の母体がないので信用度が足りないのかもしれないを感じている。国からのヒアリングの際に、子どもプログラムと実親支援があって、養子縁組があるということを改めて伝えたが、そう言ったことを要望書にして出すということも今後はできるといいと考えている。



## 第 VI 章 養子縁組の支援に関する養子・養親アンケート調査

### 要旨

#### <養子の主な調査結果>

##### 【回答者の属性】

- 回答者の年齢は「20代」が63.2%、縁組成立時の年齢は「0歳」が68.4%と最も高く、全員が「特別養子縁組」だった。

##### 【養子縁組に関する支援】

- 養子縁組の仲介機関は「医療機関以外の民間団体（63.2%）」の割合が最も高く、次いで「児童相談所（21.1%）」だった。
- 縁組成立から半年以降に養子縁組の仲介機関に相談したいと思った経験を有するのは31.6%だった。成立後に縁組に関して支援を受けた先は「養子縁組の仲介をした機関」が47.4%だったが、「支援を受けたかわからない」も42.1%あった。
- 縁組成立後の社会的支援は「十分だと思う」「どちらかといえば十分だと思う」の割合が合計52.6%、「十分ではないと思う」「どちらかといえば十分ではないと思う」の割合が合計42.1%で、後者の理由として社会的な理解や出自を知る方法、真実告知の支援等の不足が挙げられた。
- 養子縁組の成立前に重要だと思う支援は、「真実告知に関する相談（57.9%）」の割合が最も高く、次いで「養親への研修」「他の里親や養子縁組家庭との交流」（各42.1%）が高かった。縁組成立後に重要だと思う支援については、就学前及び小学生の年代で「真実告知に関する相談（就学前57.9%、小学生52.6%）」が、中学生では「出自やルーツ探しに関すること」「生い立ちの整理」「養父母との関係に関すること」（各47.4%）が、高校生等中学卒業後では「実方の父母との交流（52.6%）」が、18歳以上では「出自やルーツ探しに関すること」「生い立ちの整理」（各47.4%）が最も割合が高く、年代によって支援ニーズに変化があった。

##### 【真実告知（テリング）や出自に関すること】

- 養子であることを最初に知った年齢は「わからない・覚えていない」が47.4%、実方の家族と交流経験がある方の交流方法は「養子縁組の仲介を通じて」が83.3%で最も高かった。
- 自分の出自に関する情報を得ようと思った経験があるのは73.7%、そのうち、実際に試みた経験があるのは42.9%だった。アクセスした結果は、希望する情報を「得ることができた（0.0%）」「一部得ることができた（83.3%）」「全く得ることができなかつた（16.7%）」だった。アクセスに関して今後必要な支援は「情報を探したり、問い合わせたりする際のサポート（57.9%）」「問い合わせ前後のカウンセリング（52.6%）」「実方の父母との交流のサポート（52.6%）」の順で割合が高かった。

##### 【養子縁組の記録】

- 今後必要な記録は実方の父母、養父母、養子で回答にばらつきがあったが「氏名」「健康状態・既往歴」「障害」「出生日時」「出生場所」「家族の状況」「子どもの入所措置履歴」「子どもから実方の父母への連絡の可否に係る希望等の割合」等の割合が高かった。

### 【養子縁組の制度全体】

- 必要な支援や制度に関する意見としては、健康状態・既往歴等の情報を取得できるようにすること、当事者交流の充実、出自を知る権利の保障、社会的な理解促進の必要性等が挙げられた。

### <養親の主な調査結果>

#### 【回答者の属性】

- 回答者の年齢は「50代」が50.0%、一番上の養子の年齢は「20代」が71.4%で最も高かった。「特別養子縁組」が92.9%、縁組成立時の子どもの年齢は「0歳」が39.3%で最も高かった。
- 養子縁組の成立時点の居住地域から転居したことがある割合は、合計64.3%だった。

#### 【養子縁組に関する支援】

- 養子縁組の仲介機関は「医療機関以外の民間団体（67.9%）」の割合が最も高く、次いで「児童相談所（17.9%）」だった。
- 縁組成立から半年以降に養子縁組の仲介機関に相談したいと思った経験を有するのは46.4%だった。成立後に支援を受けた先は「養子縁組の仲介をした機関」の割合が53.6%で最も高かったが、「どこからも支援を受けていない」の割合も28.6%あった。
- 縁組成立後の社会的支援は「十分だと思う」「どちらかといえば十分だと思う」の割合が合計46.5%、「十分ではないと思う」「どちらかといえば十分ではないと思う」の割合が合計53.5%で、後者の理由として社会的な理解や公的な支援等の不足が挙げられた。
- 養子縁組の成立前に重要だと思う支援は、「養親への研修（85.7%）」の割合が最も高く、次いで「他の里親や養子縁組家庭との交流」「真実告知に関する相談」（各67.9%）が高かった。縁組成立後に重要だと思う支援については、就学前及び小学生の年代で「他の里親や養子縁組家庭との交流（就学前75.0%、小学生71.4%）」が、中学生では「養子同士の交流」「お子様の学校生活等に関すること」（各53.6%）が、高校生等中学卒業後及び18歳以上では「養子同士の交流（高校生等中学卒業後50.0%、18歳以上46.4%）」が最も割合が高く、年代により支援ニーズに変化があった。一方、「養子同士の交流」は18歳未満のどの年代でも5割を超えた。

#### 【真実告知（テリング）や出自に関するここと】

- 実方の家族との交流経験がある方の交流方法は「養子縁組の仲介をした機関を通じて」が100%だった。
- 子どもの出自に関する情報を得ようと思った経験があるのは35.7%、そのうち、実際に試みた経験があるのは90.0%だった。アクセスした結果は、希望する情報を「得ることができた（11.1%）」「一部得ることができた（66.7%）」「全く得ることができなかつた（22.2%）」だった。アクセスに関して今後必要な支援は「情報を探したり、問い合わせたりする際のサポート（75.0%）」の割合が最も高かった。

#### 【養子縁組の記録】

- 今後必要な記録は実方の父母、養父母、養子で回答にはらつきがあったが「氏名」「健康状態・既往歴」「生年月日」「連絡先」「住所」「出生場所」「出生時の状況」等の割合が高かった。

#### 【養子縁組の制度全体】

- 必要な支援や制度に関する意見としては、社会的な理解促進の必要性、成立後も含めた継続的な養育支援の充実、養子縁組の手続きや縁組成立までの経済的負担等が挙げられた。

## 1. アンケート調査概要

---

### (1) 目的

養子縁組当事者の視点で、相談対応から縁組成立後支援までの望ましい支援のあり方を検討することを目的とした。

実施にあたっては、丁寧な趣旨説明が必要であると考えられることから、首都圏で活動を行う、当事者団体及び平成16年以前(18年以上前)にあっせん事業を開始した民間あっせん機関に協力いただいた。調査内容や手法については、日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針を参考とし、検討委員会で倫理的な観点での内容検討を行い決定した。

### (2) 調査対象

18歳以上の養子及び18歳以上の子ども(養子)がいる養親を調査対象とした。

### (3) 調査方法

首都圏で活動を行う、養子縁組当事者団体及び平成16年以前(18年以上前)にあっせん事業を開始した民間あっせん機関の合計5団体を通じて、対象者にWEBアンケートへの回答を依頼した。調査実施時期は、令和4年10月21日～令和4年12月5日。

#### <協力団体>

- ・特別養子縁組家庭支援団体「Origin」
- ・特別養子縁組グミの会
- ・絆の会
- ・環の会
- ・日本国際社会事業団(ISSJ)

### (4) 主な調査内容

- 1) 回答される方(養子・養親)の属性について
- 2) 養子縁組に関する支援について
- 3) 真実告知(テリング)や出自に関することについて
- 4) 養子縁組の記録について
- 5) 養子縁組の制度全体について

※特段の断りのない場合は、令和4年10月1日時点の状況について回答。

## (5) 回収結果

養子が 19 件、養親が 28 件だった。

図表 VI-1 回収結果

	配布数	回答件数	回答率	有効回答率
養子	178	19	10.7%	100.0%
養親	134	28	20.9%	100.0%

※配布数とは、各協力団体から調査協力を依頼したことが確認できた件数。

なお、調査結果中の自由記述回答のうち、個別性の高い情報を含むものは一部編集のうえ掲載した。

また、集計の結果、割合が 0% となった選択肢については、グラフ上に表示していない場合がある。

## 2. アンケート調査結果

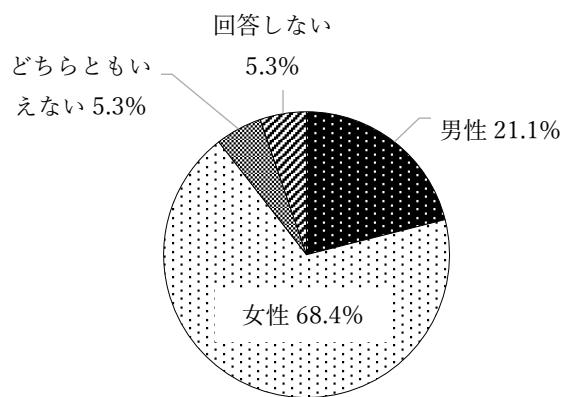
### (1) 養子アンケート 集計結果

#### 1) 性別

「女性」が 68.4%、「男性」が 21.1%の割合となっている。

図表 VI-2 性別

(n=19)



#### 2) 利用した制度

「特別養子縁組」の割合が 100.0%となっている。

図表 VI-3 利用した制度

(n=19)



### 3) 現在の年齢

「20代」の割合が63.2%で最も高く、次いで「10代（21.1%）」となっている。

図表 VI-4 現在の年齢

(n=19)

		人数
合計値		19(100%)
内訳	10代	4(21.1%)
	20代	12(63.2%)
	30代	2(10.5%)
	40代	1( 5.3%)

### 4) 養子縁組成立時の年齢

「0歳」の割合が68.4%で最も高く、次いで「わからない（15.8%）」となっている。

図表 VI-5 養子縁組成立時の年齢

(n=19)

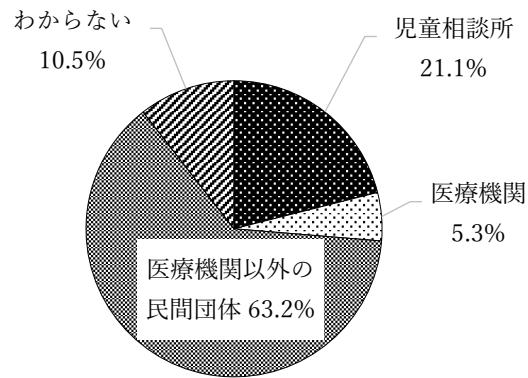
		人数
合計値		19(100%)
内訳	0歳	13(68.4%)
	1歳	1( 5.3%)
	2歳	0( 0.0%)
	3歳	0( 0.0%)
	4歳	0( 0.0%)
	5歳	0( 0.0%)
	6歳	2(10.5%)
	わからない	3(15.8%)

## 5) 養子縁組の仲介機関

「医療機関外の民間団体」の割合が63.2%で最も高く、次いで「児童相談所（21.1%）」となっている。

図表 VI-6 養子縁組の仲介機関

(n=19)

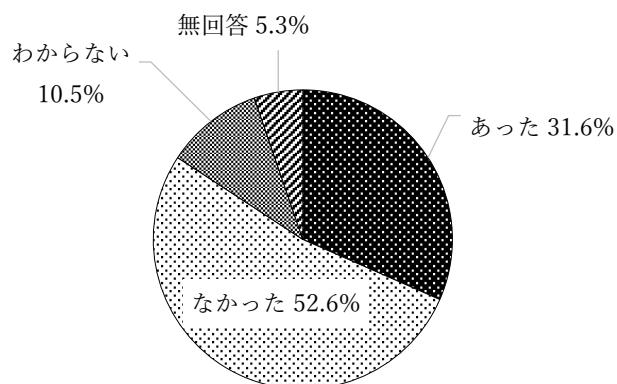


## 6) 養子縁組の成立から半年以降に、養子縁組の仲介機関に相談したいと思った経験

「なかった」の割合が52.6%で最も高く、次いで「あった（31.6%）」となっている。

図表 VI-7 養子縁組の成立から半年以降に、養子縁組の仲介機関に相談したいと思った経験

(n=19)



7) 養子縁組の成立から半年以降に、養子縁組の仲介機関に相談したいと思った具体的な内容と時期

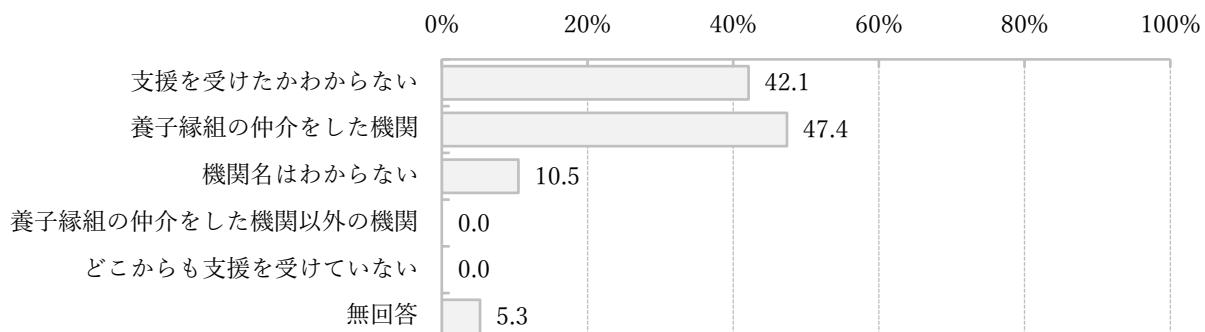
時期	No.	内容
中学生	1	生みの親にあいたい
	2	産みの母親に改めて会ってみたいというもの
	3	自分の出自について
	4	遺伝的に自分が悪いやさしいものを知るため、実親の家系に多く見られるガンなどの病気が知りたかった。
20歳 以降	5	真実告知を受けておらず、20代で自分で事故的に知りました。その当時、相談できる場所や人がいればよかったなと思います。真実を知ったことへの心理的ケアもそうですし、ルーツ探しや縁組についての知識や理解などをサポートしてくれるところがあればな、と思います。
	6	自分が養子だということが分かったばかりだったので、とにかく情報が欲しかった。

8) 養子縁組の成立後、縁組に関連して支援を受けた先

「養子縁組の仲介をした機関」の割合が47.4%で最も高く、次いで「支援を受けたかわからない（42.1%）」となっている。

図表 VI-8 養子縁組の成立後、縁組に関連して支援を受けた先（複数回答）

(n=19)



9) 支援を受けた経験がある場合、年齢を問わず1回でも受けた成立後支援

「他の里親や養子縁組家庭との交流」の割合が90.0%で最も高く、次いで「養子同士の交流(70.0%)」となっている。

図表 VI-9 支援を受けた経験がある場合、年齢を問わず1回でも受けた成立後支援（複数回答）

(n=10)

支援内容	真実告知に関する相談	出自やルーツ探しに関すること	生い立ちの整理	他の里親や養子縁組家庭との交流	養子同士の交流
人数	2	5	3	9	7
割合	20.0%	50.0%	30.0%	90.0%	70.0%
支援内容	養父母との関係に関すること	養子縁組家庭のきょうだい・親族との関係に関すること	実方の父母との交流	実方のきょうだい・親族との交流	
人数	3	2	5	3	
割合	30.0%	20.0%	50.0%	30.0%	

※「実方の父母との交流」及び「実方のきょうだい・親族との交流」には、手紙やメール等での連絡を含む。

10) 支援を受けたことがある場合、年代ごとに受けた成立後支援

図表 VI-10 支援を受けた経験がある場合、年代ごとに受けた成立後支援（複数回答）

(n=10)

	就学前	小学生	中学生	高校生等中学卒業後	18歳以上	支援は受けたが年齢はわからない	不定期に支援を受けた	この支援は受けない
真実告知に関する相談	20.0	10.0	10.0	10.0	10.0	0.0	0.0	80.0
出自やルーツ探しに関すること	20.0	20.0	30.0	10.0	10.0	0.0	0.0	50.0
生い立ちの整理	10.0	10.0	20.0	10.0	20.0	0.0	0.0	70.0
他の里親や養子縁組家庭との交流	50.0	40.0	20.0	10.0	20.0	0.0	10.0	10.0
養子同士の交流	50.0	20.0	20.0	10.0	10.0	0.0	10.0	30.0
養父母との関係に関すること	10.0	20.0	10.0	10.0	20.0	0.0	0.0	70.0
養子縁組家庭のきょうだい・親族との関係に関するこ	20.0	10.0	10.0	10.0	10.0	0.0	0.0	80.0
実方の父母との交流	30.0	30.0	20.0	20.0	20.0	0.0	10.0	50.0
実方のきょうだい・親族との交流	10.0	10.0	20.0	10.0	10.0	0.0	10.0	70.0

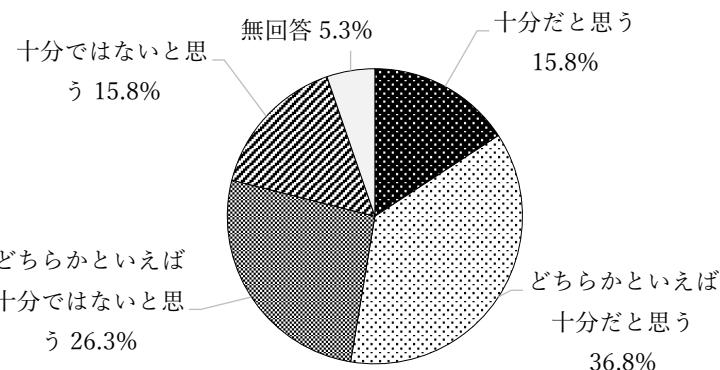
※「実方の父母との交流」及び「実方のきょうだい・親族との交流」には、手紙やメール等での連絡を含む。

## 11) 養子縁組の仲介機関からの支援に限らず、養子縁組成立後の社会的支援は十分か

「十分だと思う」 「どちらかといえば十分だと思う」を合計した割合が 52.6%、「十分ではないと思う」 「どちらかといえば十分ではないと思う」を合計した割合が 42.1%だった。

図表 VI-11 養子縁組の仲介機関からの支援に限らず、養子縁組成立後の社会的支援は十分か

(n=19)



### <「十分だと思う」「どちらかといえば十分だと思う」の理由>

- ・ 私自身受けたことがないため分からぬが、自分さえ動けば助けてくれる機関は存在していると思うから。
- ・ 自分でやらずに名前の由来や実母を知れた
- ・ 不十分なく生活出来ているため
- ・ 幼少期から 20 代に至るまで、養子縁組に対して不都合を感じたことが一切ないため。逆に言えば、社会的支援という観点で考えることがなかったため、十分であると支持することはできないかもしれません。
- ・ 特に困っていないから
- ・ 不満に思ったことがないから。
- ・ 養子の子供に対する世間のかわいそうというくだらない偏見がマジョリティになってしまっていて実際そうではないのに yahoo ニュースに掲載された際などに外側から見た勝手な偏見が並べられていて逆に乏しく可哀想だなと思ったから

### <「十分ではないと思う」「どちらかといえば十分ではないと思う」の理由>

- ・ 養子に対する社会的に理解が薄いから
- ・ 出身やルーツを知る方法が少なく、また周知されていないから。養子ではなく、養親の意思で受ける支援が選択されてしまうから(特に就学前、小学生頃)。
- ・ 縁組が成立してから、20 代半ばまで特に支援も無く、家庭全体が孤立していたために、真実告知もされないままの状態になっていたと思います。養子のアイデンティティ確立のためにも、縁組家庭全体への支援はもっと充実すべきだと感じています。

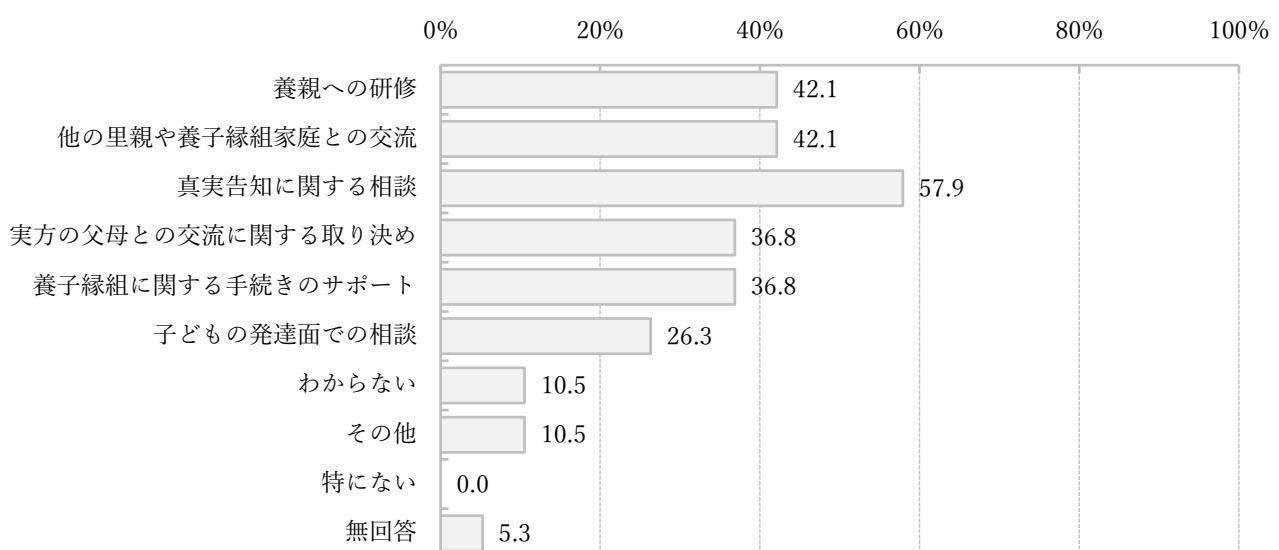
- ・自分の場合は生後直後に養子が成立したため、その他家族と変わらない形で育ったかと思いますが、もっと大きくなってから養子された子供が自身と同じ程度の支援だと、物足りない可能性は大きいに感じる。
- ・養子だという事は他人からは分からないので、社会的支援はあまり関係ないと思う。
- ・どのような支援があるのか、よくわからなかっため。
- ・他人のことは分かりにくい。世間で聞く話をもとに十分でないと判断した。
- ・両親がどのような支援を受けていたかなどは両親の口からは聞いた事がないため

## 12) 養子縁組の成立前に重要だと思う支援

「真実告知に関する相談」の割合が 57.9%で最も高く、次いで「養親への研修（42.1%）」及び「他の里親や養子縁組家庭との交流（42.1%）」となっている。

図表 VI-12 養子縁組の成立前に重要だと思う支援（複数回答）

(n=19)



## その他の回答

- ・養子縁組を選択するまでに至った経緯への心理的サポート（例えば不妊治療により生じた心理的課題へのサポート等）
- ・縁組後は普通の家族としてお互い生活していくので特に必要ではないと思います

### 13) 養子縁組の成立後、年代ごとに重要なと思う支援

図表 VI-13 養子縁組の成立後、年代ごとに重要なと思う支援（複数回答）

(n=19)

	就学前	小学生	中学生	高校生等中学卒業後	18歳以上
真実告知に関する相談	57.9	52.6	36.8	42.1	36.8
出自やルーツ探しに関すること	15.8	36.8	47.4	47.4	47.4
生い立ちの整理	15.8	42.1	47.4	47.4	47.4
他の里親や養子縁組家庭との交流	36.8	26.3	36.8	36.8	36.8
養子同士の交流	26.3	31.6	36.8	36.8	42.1
養父母との関係に関すること	26.3	26.3	47.4	31.6	31.6
養子縁組家庭のきょうだい・親族との関係に関すること	31.6	31.6	31.6	31.6	26.3
実方の父母との交流	21.1	15.8	26.3	52.6	36.8
実方のきょうだい・親族との交流	5.3	10.5	15.8	36.8	31.6
その他	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5
特ない	5.3	10.5	5.3	10.5	26.3
無回答	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3

※「実方の父母との交流」及び「実方のきょうだい・親族との交流」には、手紙やメール等での連絡を含む。

#### その他の回答

- 年代（全部）、内容（病院で近親者の既往歴体質を聞かれた時わかるように、治療の役にたつ情報）
- 年代（特に就学前～中学生頃まで）、内容（子どもの発達に関する相談にも乗ってくれる専門家がいると思います。遺伝的要因が分からぬ等、縁組ならではの事情もあると思うからです。マイノリティであるために、例えば不登校などの心理的問題へ発展するリスクも一般家庭よりも大きいと思っています。）

#### 14) 養子であることを最初に知った年齢

「わからない・覚えていない」の割合が47.4%で最も高かった。

図表 VI-14 養子であることを最初に知った年齢

(n=19)

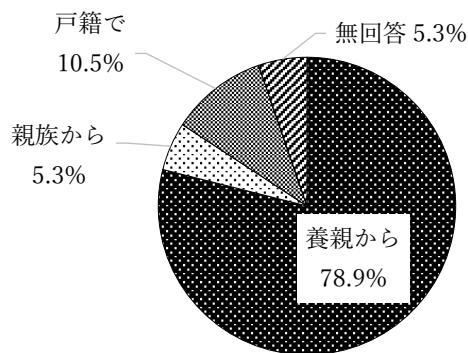
		人数
合計値		19(100%)
内訳	0歳	1( 5.3%)
	1歳	2(10.5%)
	2歳	0( 0.0%)
	3歳	1( 5.3%)
	4歳	0( 0.0%)
	5歳	1( 5.3%)
	6歳	0( 0.0%)
	7歳	1( 5.3%)
	8歳	0( 0.0%)
	9歳	0( 0.0%)
	10歳	0( 0.0%)
	11歳	1( 5.3%)
	12歳	0( 0.0%)
	13歳	0( 0.0%)
	14歳	0( 0.0%)
	15歳	0( 0.0%)
	16歳	0( 0.0%)
	17歳	0( 0.0%)
	18歳以上	2(10.5%)
わからない・覚えていない		9(47.4%)
無回答		1( 5.3%)

### 15) 養子であることをどのように知ったか

「養親から」の割合が78.9%で最も高く、次いで「戸籍で（10.5%）」となっている。

図表 VI-15 養子であることをどのように知ったか

(n=19)



### 16) 実方の家族との交流の経験

「実方の家族で交流のある人はいない」の割合が57.9%で最も高く、次いで「母と交流がある（26.3%）」となっている。

図表 VI-16 実方の家族との交流の経験（複数回答）

(n=19)



#### 他の回答

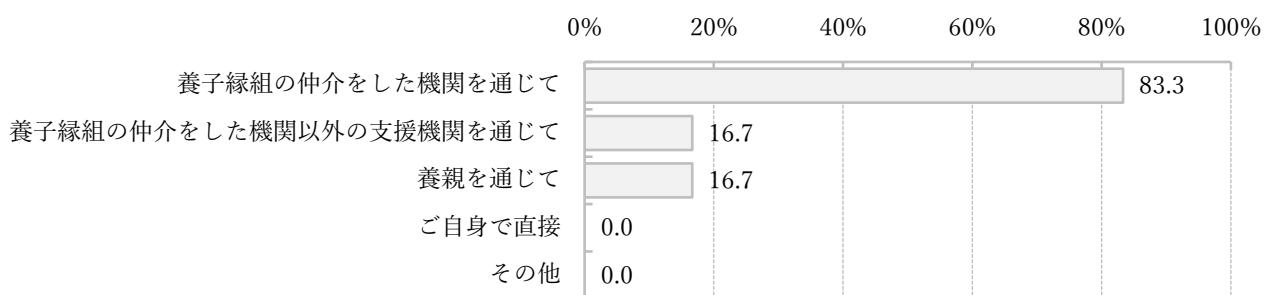
- ・ 交流はないが会えた

### 17) 実方の家族と交流経験がある場合の交流方法

「養子縁組の仲介をした機関を通じて」の割合が83.3%で最も高く、次いで「養子縁組を仲介した機関以外の支援機関を通じて（16.7%）」及び「養親を通じて（16.7%）」となっている。

図表 VI-17 実方の家族と交流経験がある場合の交流方法（複数回答）

(n=6)

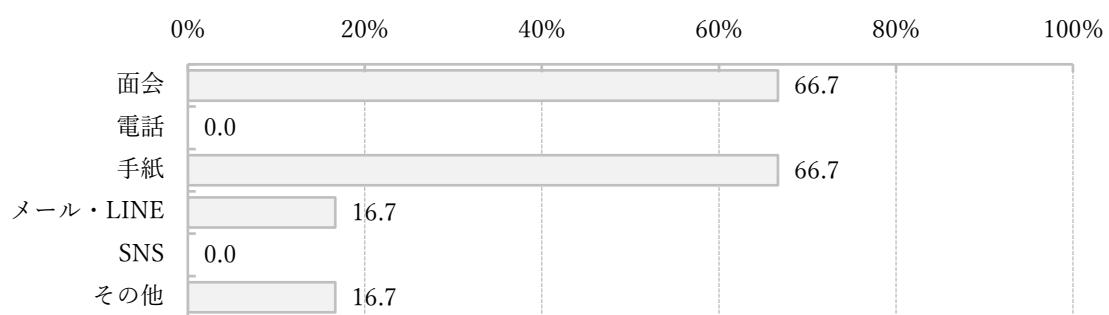


### 18) 実方の家族と交流経験がある場合の交流手段

「面会」及び「手紙」の割合が66.7%で最も高く、次いで「メール・LINE（16.7%）」「その他（16.7%）」となっている。

図表 VI-18 実方の家族と交流経験がある場合の交流手段（複数回答）

(n=6)



#### その他の回答

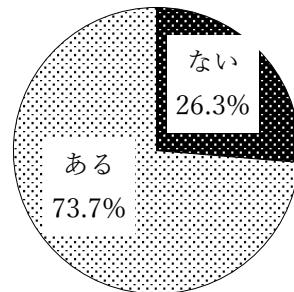
- 出掛けた

19) 自分の出自に関する情報を得ようと思った経験

「ある」の割合が 73.7%で最も高く、次いで「ない（26.3%）」となっている。

図表 VI-19 自分の出自に関する情報を得ようと思った経験

(n=19)



20) 自分の出自に関する情報を得ようと思ったことがある場合に、実際に試みた経験

「ない」の割合が 57.1% 「ある」の割合が 42.9%だった。

図表 VI-20 自分の出自に関する情報を得ようと思ったことがある場合に、実際に試みた経験

(n=14)

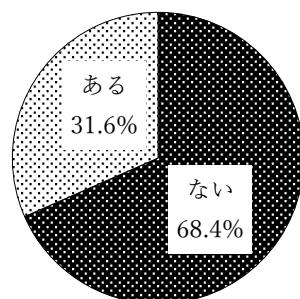
		人数
合計値		14(100%)
内訳	ない	8(57.1%)
	ある	6(42.9%)

21) 自分の出自に関する情報を得ようと実際に試みた経験

「ない」の割合が 68.4%で最も高く、次いで「ある（31.6%）」となっている。

図表 VI-21 自分の出自に関する情報を得ようと実際に試みた経験

(n=19)



## 22) 自分の出自に関する情報を得ようと思った時及び実際に試みた時の年齢

「経験がない」以外の回答では、いずれも「18歳以上」の割合が最も高く、自分の出自に関する情報を得ようと思った時の年齢で15.8%、実際に試みた時の年齢で10.5%となっている。

図表 VI-22 自分の出自に関する情報を得ようと思った時及び実際に試みた時の年齢

(n=19)

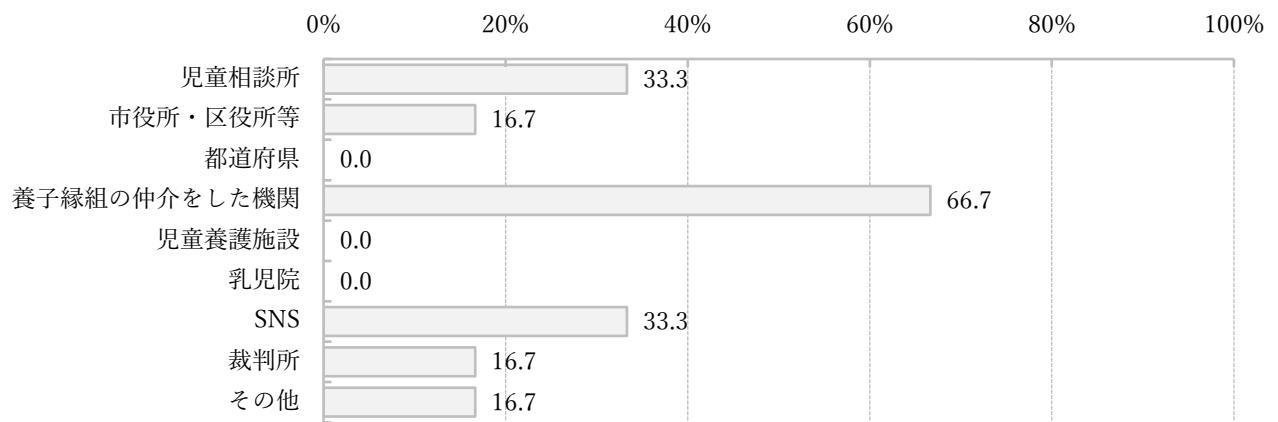
		自分の出自に関する情報を得ようと思った時	自分の出自に関する情報を得ようと実際に試みた時
合計値		19(100%)	
内訳	0歳	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	1歳	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	2歳	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	3歳	1( 5.3%)	0( 0.0%)
	4歳	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	5歳	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	6歳	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	7歳	1( 5.3%)	0( 0.0%)
	8歳	1( 5.3%)	0( 0.0%)
	9歳	1( 5.3%)	0( 0.0%)
	10歳	2(10.5%)	1( 5.3%)
	11歳	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	12歳	1( 5.3%)	1( 5.3%)
	13歳	2(10.5%)	1( 5.3%)
	14歳	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	15歳	1( 5.3%)	1( 5.3%)
	16歳	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	17歳	1( 5.3%)	0( 0.0%)
	18歳以上	3(15.8%)	2(10.5%)
	経験がない	5(26.3%)	13(68.4%)

### 23) 自分の出自に関する情報を得ようと実際に試みた場合のアクセス先

「養子縁組の仲介をした機関」の割合が 66.7%で最も高く、次いで「児童相談所（33.3%）」及び「SNS（33.3%）」となっている。

図表 VI-23 自分の出自に関する情報を得ようと実際に試みた場合のアクセス先（複数回答）

(n=6)



#### その他の回答

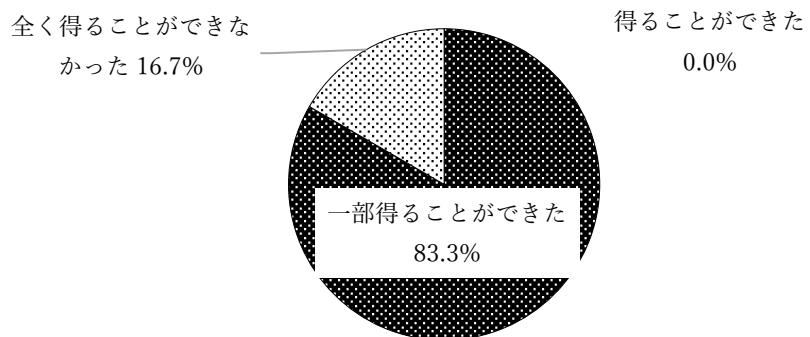
- ・ 養子縁組の関係者に対する支援をしている団体

### 24) 自分の出自に関する情報を得ようと実際に試みた場合に希望する情報を得られたか

「一部得ることができた」の割合が 83.3%で最も高く、次いで「全く得ることができなかつた（16.7%）」となっている。「得ることができた」の回答は 0%だった。

図表 VI-24 自分の出自に関する情報を得ようと実際に試みた場合に希望する情報を得られたか

(n=6)

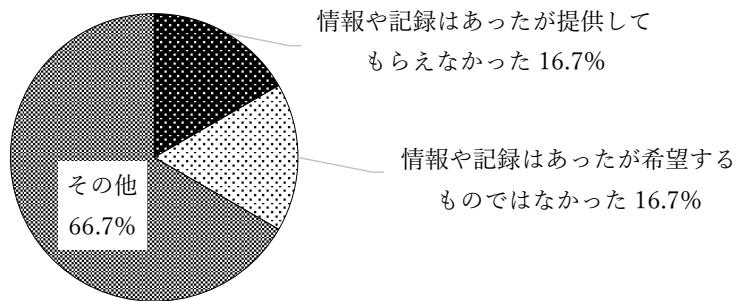


## 25) 自分の出自に関する情報を得ようと実際に試みた場合に、希望する情報を得られなかつた理由

「その他」の割合が 66.7%で最も高く、次いで「情報や記録はあったが提供してもらえなかつた（16.7%）」及び「情報や記録はあったが希望するものではなかつた（16.7%）」となつてゐる。

図表 VI-25 自分の出自に関する情報を得ようと実際に試みた場合に、希望する情報を得られなかつた理由

(n=6)



### その他の回答

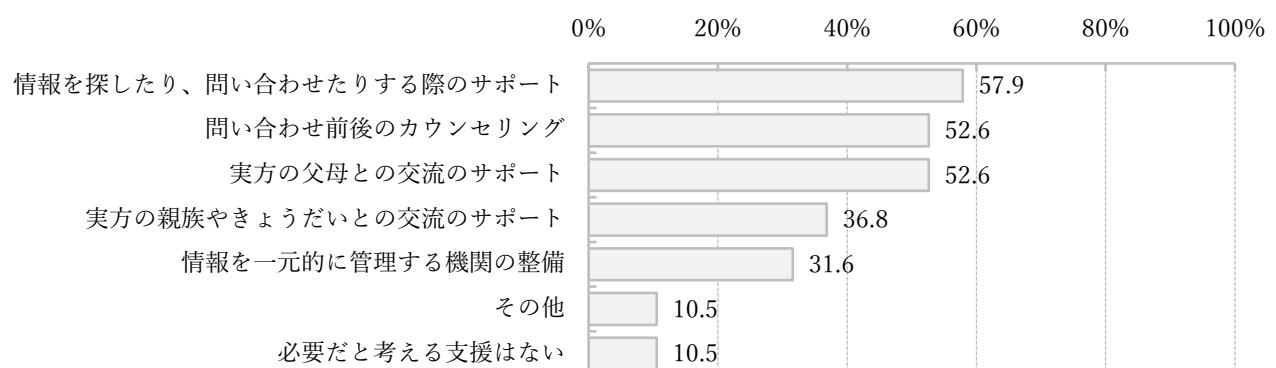
- 産みの親が開示しようとしなかつた
- どのような事情があったかの選択肢が分かつた
- 途中までは調べたが、その先を調べる勇気がまだ出でていない。
- 実親がコンタクトを拒否したと聞いている。

## 26) 出自に関する情報へのアクセスについて、今後必要だと思う支援

「情報を探したり、問い合わせたりする際のサポート」の割合が 57.9%で最も高く、次いで「問い合わせ前後のカウンセリング（52.6%）」及び「実方の父母との交流のサポート（52.6%）」となつてゐる。

図表 VI-26 出自に関する情報へのアクセスについて、今後必要だと思う支援（複数回答）

(n=19)



#### その他の回答

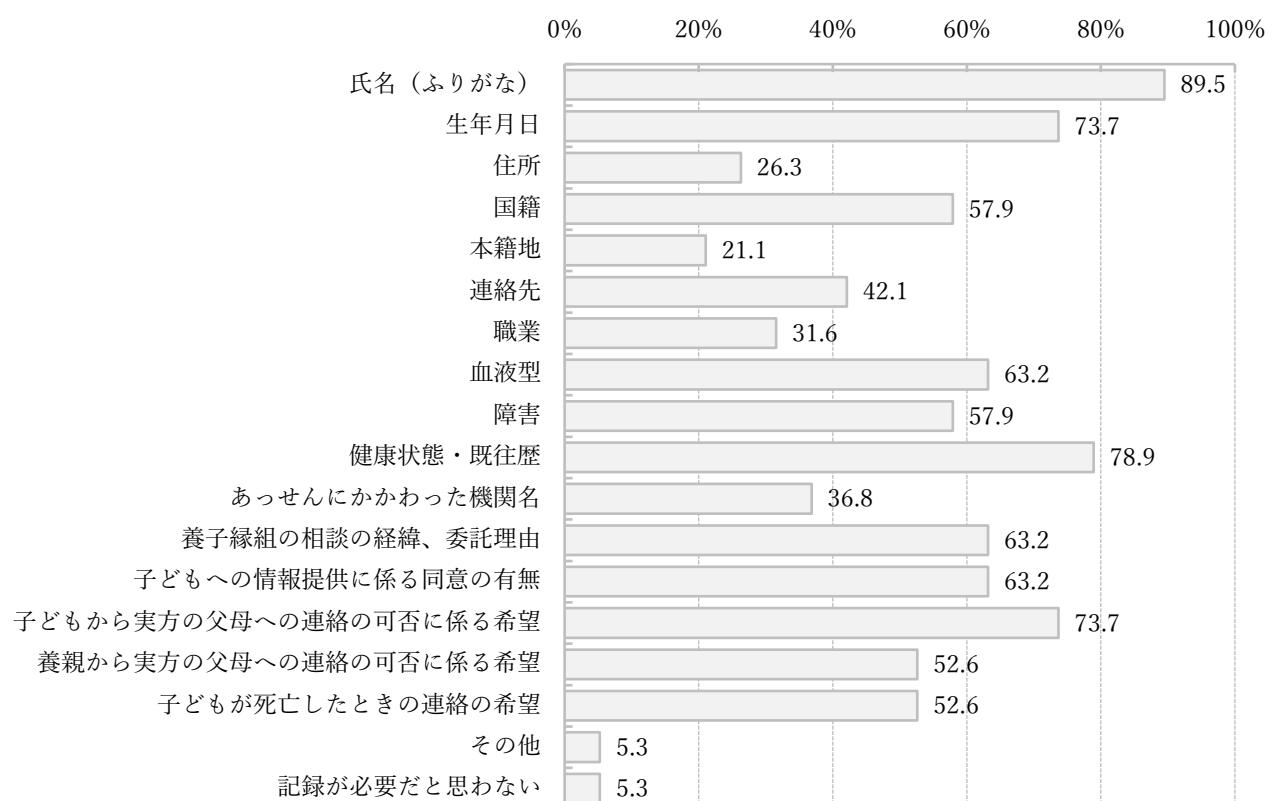
- ・ 得ることが出来る情報についての法整備等
- ・ 基本的には出自の情報はあまり必要はないと思います。それより里親との関係がうまくいかない子などのサポートの方が重要だと思います

#### 27) 実方の父母に関して必要だと思う記録

「氏名（ふりがな）」の割合が89.5%で最も高く、次いで「健康状態・既往歴（78.9%）」「生年月日（73.7%）」及び「子どもから実方の父母への連絡の可否に係る希望（73.7%）」となっている。

図表 VI-27 実方の父母に関して必要だと思う記録（複数回答）

(n=19)



※「健康状態・既往歴」には、アレルギー情報・遺伝性疾患・体质等を含む。また、「養親から実方の父母への連絡の可否に係る希望」には、子どもに重大な疾患があり協力が必要な場合等を含む。

#### その他の回答

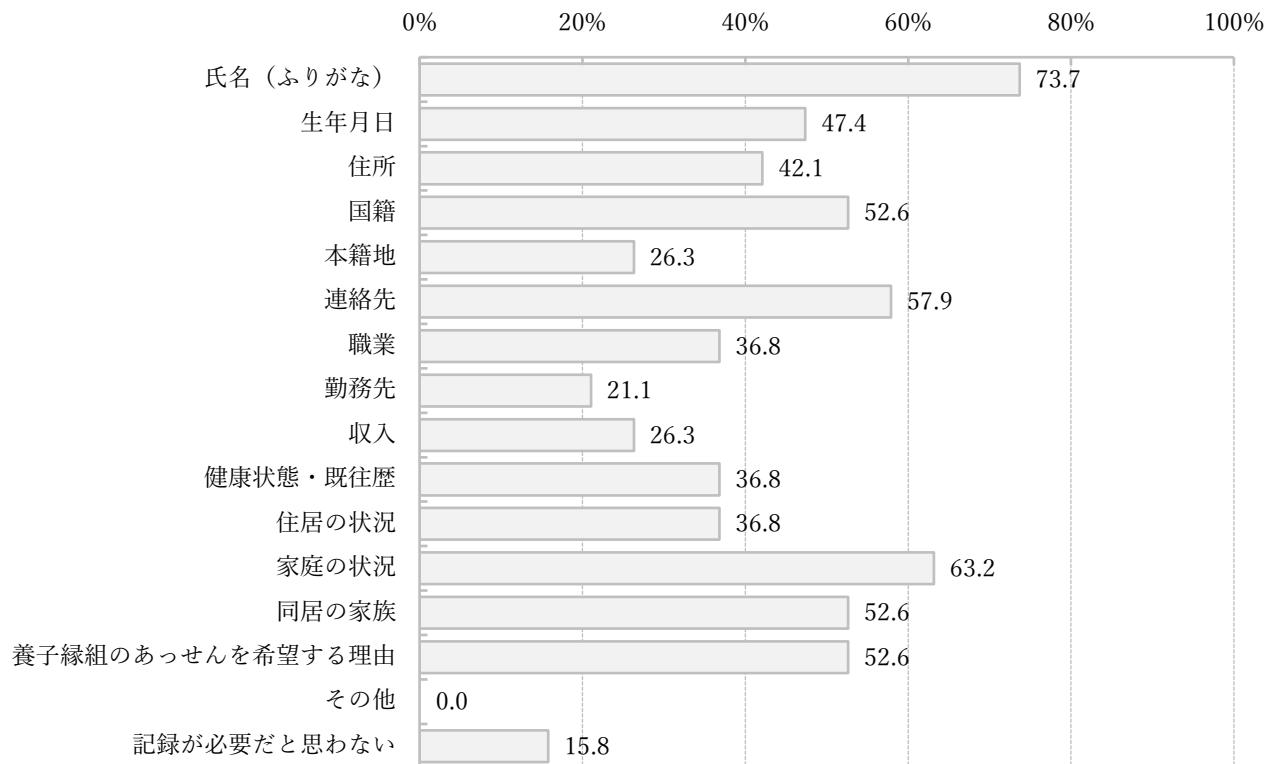
- ・ 年齢(誕生日まではいませんが出生時の年齢を知りたいです)

## 28) 養父母に関して必要だと思う記録

「氏名（ふりがな）」の割合が73.7%で最も高く、次いで「家庭の状況（63.2%）」となっている。

図表 VI-28 養父母に関して必要だと思う記録（複数回答）

(n=19)



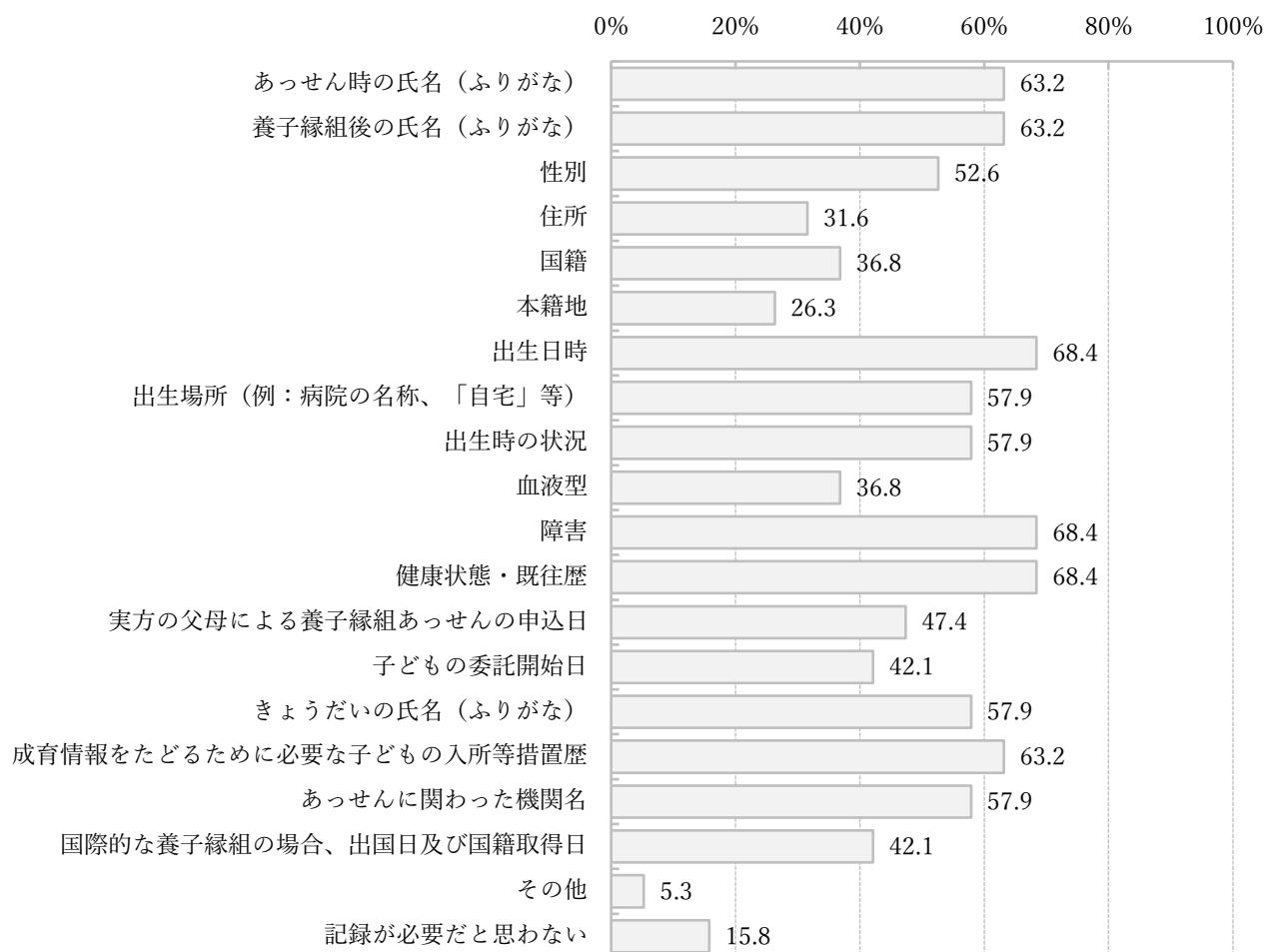
※「健康状態・既往歴」には、アレルギー情報・遺伝性疾患・体质等を含む。また、「家庭の状況」には婚姻の有無を、「同居の家族」には実子の有無を含む。

## 29) 養子に関して必要だと思う記録

「出生日時」「障害」及び「健康状態・既往歴」の割合が68.4%で最も高く、次いで「あっせん時の氏名（ひらがな）（63.2%）」「養子縁組後の氏名（ひらがな）（63.2%）」及び「成育情報をたどるために必要な子どもの入所等措置歴（63.2%）」となっている。

図表 VI-29 養子に関して必要だと思う記録（複数回答）

(n=19)



※「健康状態・既往歴」には、アレルギー情報・遺伝性疾患・体質等を含む。また、「成育情報をたどるために必要な子どもの入所等措置歴」には、措置施設・里親名・連絡先を含む。

### その他の回答

- ・ 入所等措置歴など事実的な記録だけでなく、どのような養育をされたのか等の情緒的な記録が残っていると嬉しいです（例えば出生時や乳児院での写真など）。

### 30) 養子縁組をした家庭で育ったことについて、良かったと感じる点

#### <家庭について>

- ・ 施設ではなく家庭で育ったこと。成人後も家族として当たり前のように関係が継続していること。
- ・ 血縁がない故にそこには純粋な愛があったと感じる。
- ・ 少数派ではあると思うため、経験値として貴重な経験となっていると思います。また、両親やきょうだいの優しさや思いやりが感じられるのであります。大多数の家族以上に深いつながりがあるような感じがします。
- ・ 今の家族しか知らないのでよくわからないですが家族とはとても良い関係だと思います
- ・ 何不自由なく生活できているところ
- ・ 産みの親ではないが、無理して悪い環境の中産みの親の元で育つより、余裕があり子どもを育てる能力のある家庭で育つことができて良かった。恵まれた環境だと感じている。おろすという選択をせずに産んでくれて良かったと感じる。
- ・ 元気にここまで育つことができたこと。
- ・ 心から子供が欲しいと思っている親のもとで育ったこと。
- ・ 同じ境遇の子たちと関係をもてるうこと！
- ・ 当たり前に普通に家族として過ごさせてくれて これが自分にとっての当たり前だから善し悪しはない
- ・ 養子縁組の審査を通る家庭は比較的裕福であることが多いので不安にならずに生活できる（ギリギリの生活環境で杜撰に育てられるう選択をしなかった産みの親の大きな勇気ある決断は尊重しています。）

#### <金銭的なことについて>

- ・ 金銭的に何不自由なく育ててもらえた。
- ・ 経済的に恵まれたこと
- ・ 金銭的には不自由なく育ててもらった。

#### <その他>

- ・ 責任感
- ・ 全て
- ・ 全て良かった

### 31) 養子縁組をした家庭で育ったことについて、困難を感じた点

#### <学校や人間関係について>

- ・ 教育機関において、親子や生育に関する授業等の際に血縁関係が前提のものが多く、幼少期においては説明、周囲の理解が困難に感じた。
- ・ 特に小中学校では、物珍しさ故か、いじめ等の標的になりやすいこと。実親への連絡が、業務的内容であっても取れないこと。（実親によるが）
- ・ 幼少期は周りと違うと思って悩んだ。「産まれた時のエピソードを親に聞いてくる」という授業では両親と嘘をでっちあげるのが大変だった。

- 名前の由来や乳幼児期のエピソードを学校の課題で書かなければいけなかったとき。ステップファミリーなど家族の形は多様であるにもかかわらず、教育現場の理解・体制が追いついていない。
- 小学校低学年で同級生から母乳で育ってないから吸血鬼と言われた。幼い頃は何でも真に受け傷付く。
- 血液型の話が出た時に両親の双方と違ったとき 出産に関する授業を受けたとき
- 世間からみた私の家族が「普通じゃない」と言ってくるとか、被害者扱いするふしがこれまであったのがなんともいえなかった。

**<生い立ちについて>**

- 生みの親の疾病がわからないのが少し不便です。今自分の子供が3人いるのですが自分の生い立ちをいつ伝えるか少し悩んでいます。
- 自分は困難を感じてこなかったが、育ての親には困難があったのだろうかと心配しつつ、そのことについて聞く機会がなかった。
- なぜか自分は養子ではないかと小さい頃から思っていた。養父母は真実告知をしない方針で、偶然養子だと知ってしまったが聞けなくて悩んだ。聞いても教えてもらえず、逆に責められたり裏切っている気分になった。実の子ではないのに育ててもらったという負い目のような気持ちがあり、本音で話したりできない。顔色を伺ってしまう。
- 自分のルーツがわからなくて不安にあることもあったこと。

**<その他>**

- 感情の整理
- 実際産んでくれた母親から会えないと拒否された際にショックだった
- もともと養親との関係が良くなかったため、自分が養子だと知つてから余計に養親に頼ってはいけないように感じてしまい、孤独に感じたことは多かったです。
- 悩んだり考えたりすることはありましたが、困難を感じたことはありません。

### 32) 養子縁組に関して必要な支援や現在の制度等に対する考え方

**<健康状態・既往歴等の情報について>**

- 体質、病気など遺伝情報がない
- 大人になってさらに感じることは、病歴を開示してほしいこと。実親がコンタクトを許すかどうかではなく、養子には今後の健康のために知る必要と権利があると思う。その支援をしていただけると大変助かります。
- 縁組前後で母子手帳の情報が分割されているのが不便

**<当事者交流について>**

- もっと、縁組された子どもたち同士が触れ合える機会があった方がいい。自分自身も幼少期それがとても楽しく楽しみだったから。
- 養子である当事者同士のつながりをもう少し深めて、特に思春期の頃はみんな悩んだり恨んだりすると思うのでそんなことはみんな通ってきた道だということを伝えてあげたい。そういう集まりに参加できるように支援して欲しい。

#### <出自にすることや社会的な理解促進等について>

- ・ 養子だと打ち明けるタイミングなど各家庭に任せている感があるが、子どもの権利として確立してほしいとは思う。社会的な認知度や理解を深めてほしいと思う。特に学校の先生や役場の職員など無知な人が多いので、講習などもっと充実させるべきだと思う。
- ・ 特別養子の対象年齢が引き上げられましたが、結局ギリギリまで里子として委託費をもらってから縁組するようなケースが散見されるように思います。制度が実情に合っていないと感じます。特別養子縁組を望む養親には一定数、縁組後に児相や斡旋団体との関係を断つ方がいます。そのような養親のもとでは出自やルーツを知る権利が行使できず、支援の届かないと思います。
- ・ 養子の立場から生みの親を探したいと思ったとき、もっと簡単に探せたらいいと思う。
- ・ 一般的な家庭と同じような養育環境で育つことが出来るのは良い一方で、一般家庭に紛れて生きていくことが出来すぎて、支援が希薄になったり、理解がされにくかったりすることが多いように思っています。制度上は家庭養育であっても、私たちの出自がマイノリティであることには変わりなく、たとえ新生児委託であったとしても一度は実母からの別れを経験しているわけなので、何かしらの心理的問題を抱えるリスクは大きいと感じます。成長していくにつれ自分のアイデンティティを確立していくまでの間で、かなりの葛藤を要します。アイデンティティが揺らいでいる子どもの頃もそうですし、結婚や出産などのライフイベントでも、感じることは人それぞれあると思います。こうしたことへの理解が進み（まずは専門的な支援者だけでも）、サポートしてくれる人や団体、仕組みが増えることを願っています。また、養親さんの抱える心理的問題、例えば不妊治療による経済的・身体的・心理的負担についてのサポートも必要不可欠だと思っています。養親さん側が、子どもが欲しい気持ちが強すぎて、不妊治療の中で色々葛藤をした気持ちが整理できないままに養子を迎えると、無意識に期待をしそぎてしまう等の養育態度に影響が出ることがあると思います。まわりまわって養子の負担にもなると思いますので、養親さんへのサポートをしてくださる支援者も必要だと感じています（縁組に限った話ではないかもしれません））。そういう意味でも、不妊治療の第二選択肢としての養子縁組制度、と言うような位置づけになってしまっている現状には、複雑な思いがあります。

#### <その他>

- ・ 親御さんにもお子さんにも、直接誰かと会って話すことに抵抗を感じたり、時間がなかったりする人もいると思いますので、チャットやメール、電話などの悩み相談やお話しなどができる機会もあると良いかと思います。
- ・ 親がいても虐待など受けている子や親がいない子などまだまだちゃんとした家庭が必要な子が多い気がします。僕の感覚ですが里親になられる方は子供が本当に好きな人が多いと思います、もっとも里親と子供にマッチングなどが簡単に素早く出来るといいと思います

### 33) その他のご意見

- ・ すべての巡り合せに感謝しています。
- ・ 一人一人が全く違う考え方、感じ方だと思いますので、このような調査が大変興味深く、ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。
- ・ あまり、自身が特別養子縁組であることを気にしてこなかったのであまり参考になるような精度の話ができず申し訳ないです。
- ・ 養子になることで不自由なく生活ができました。もって養子縁組がよい方向に広まることを願います
- ・ 養子に限らず少数派は白い目で見られる

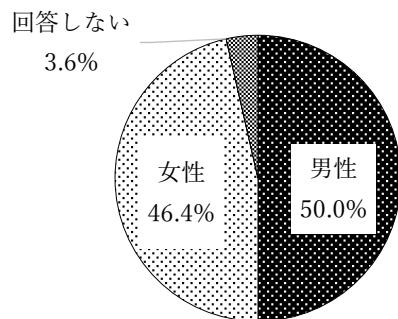
## (2) 養親アンケート 集計結果

### 1) 性別

「男性」が 50.0%、「女性」が 46.4%の割合となっている。

図表 VI-30 性別

(n=28)

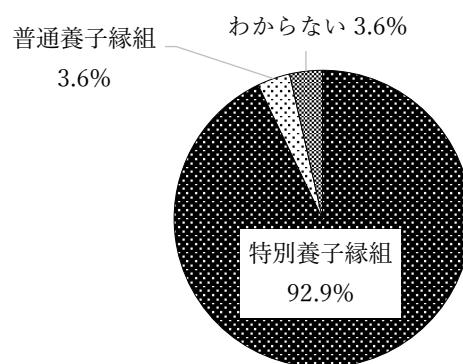


### 2) 利用した制度

「特別養子縁組」の割合が 92.9%で最も高く、次いで「普通養子縁組（3.6%）」「わからない（3.6%）」となっている。

図表 VI-31 利用した制度

(n=28)



### 3) 現在の年齢及び一番上の養子の年齢

現在の年齢は「50代」の割合が50.0%で最も高く、次いで「60代（28.6%）」となっている。一番上の養子の年齢は「20代」の割合が71.4%で最も高く、次いで「30代（14.3%）」となっている。

図表 VI-32 現在の年齢

(n=28)

		人数
合計値		28(100%)
内訳	50代	14(50.0%)
	60代	8(28.6%)
	70代	4(14.3%)
	80代	1( 3.6%)
	無回答	1( 3.6%)

図表 VI-33 一番上の養子の年齢

(n=28)

		人数
合計値		28(100%)
内訳	10代	2( 7.1%)
	20代	20(71.4%)
	30代	4(14.3%)
	40代	2( 7.1%)

#### 4) 養子縁組成立時の養子の年齢

「0歳」の割合が39.3%で最も高く、次いで「1歳（32.1%）」となっている。

図表 VI-34 養子縁組成立時の養子の年齢

(n=28)

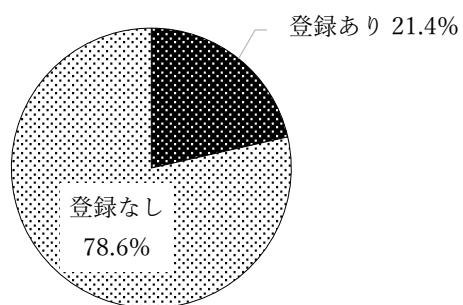
		人数
合計値		28(100%)
内訳	0歳	11(39.3%)
	1歳	9(32.1%)
	2歳	2( 7.1%)
	3歳	2( 7.1%)
	4歳	1( 3.6%)
	5歳	0( 0.0%)
	6歳	1( 3.6%)
	7歳	1( 3.6%)
	8歳	0( 0.0%)
	9歳	0( 0.0%)
	10歳以上	1( 3.6%)
わからぬ		0( 0.0%)

#### 5) 児童相談所の養子縁組里親の登録

「登録なし」の割合が78.6%で最も高く、次いで「登録あり（21.4%）」となっている。

図表 VI-35 児童相談所の養子縁組里親の登録

(n=28)

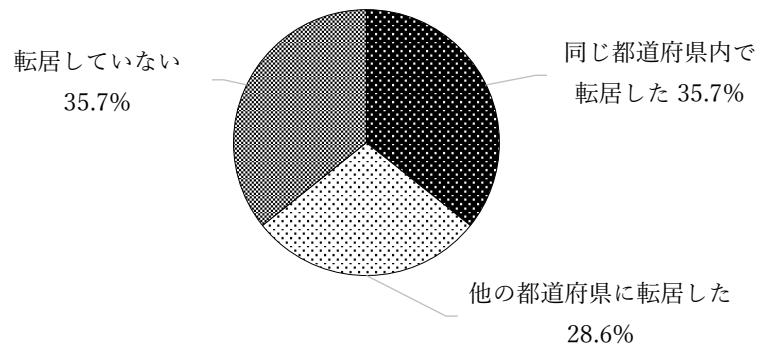


## 6) 養子縁組の成立時点に住んでいた地域からの転居の有無

「同じ都道府県内で転居した」及び「転居していない」の割合が35.7%で最も高く、次いで「他の都道府県に転居した（28.6%）」となっている。

図表 VI-36 養子縁組の成立時点に住んでいた地域からの転居の有無

(n=28)

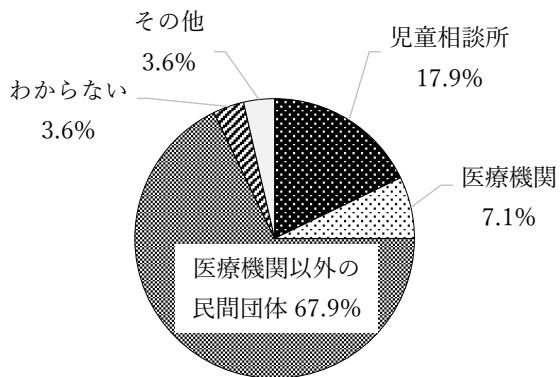


## 7) 養子縁組の仲介機関

「医療機関以外の民間団体」の割合が67.9%で最も高く、次いで「児童相談所（17.9%）」となっている。

図表 VI-37 養子縁組の仲介機関

(n=28)

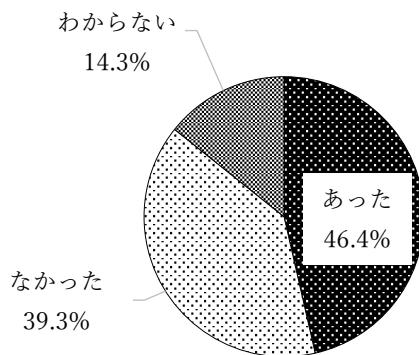


8) 養子縁組の成立から半年以降に、養子縁組の仲介機関に相談したいと思った経験

「あった」の割合が 46.4%で最も高く、次いで「なかった（39.3%）」となっている。

図表 VI-38 養子縁組の成立から半年以降に、養子縁組の仲介機関に相談したいと思った経験

(n=28)



9) 養子縁組の成立から半年以降に、養子縁組の仲介機関に相談したいと思った具体的な内容と時期

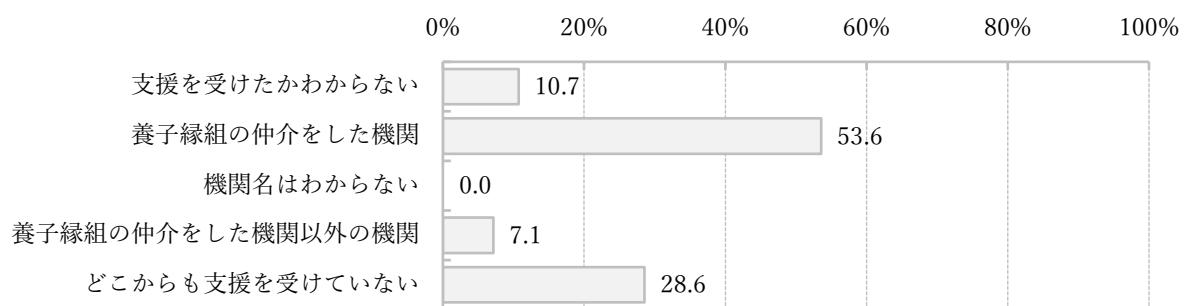
時期	No.	内容
就学前	1	体質
	2	真実告知について
	3	真実告知をどう行えばいいか。
	4	実母の視力について、担当の cw に聞いた。
	5	親のハッキリとした同意の無い特養の場合は、余程慎重な裁断が必要と経験上強く感じます。
小学生	6	産みの母に会いたいと子どもが言った
	7	産みの親との連絡がなかなかとれなかつたこと。下の子の産みの親とは連絡がとれていたので。また本人が産みの親の写真が欲しいと言っていたので。
	8	「相談」ではないが、発育に問題があったためそのことを話した
	9	産みの親に会う事
その他	10	家庭内暴力
	11	特別養子縁組について
	12	思い出せないくらい色々相談してます
	13	健康、夜泣き、授乳、産みの親との関わりなど

## 10) 養子縁組の成立後、縁組に関連して支援を受けた先

「養子縁組の仲介をした機関」の割合が53.6%で最も高く、次いで「どこからも支援を受けていない(28.6%)」となっている。

図表 VI-39 養子縁組の成立後、縁組に関連して支援を受けた先（複数回答）

(n=28)



### 「養子縁組を仲介した機関以外の機関」の回答

- ・ 養親の会

## 11) 支援を受けた経験がある場合、年齢を問わず1回でも受けた成立後支援

「他の里親や養子縁組家庭との交流」の割合が100.0%で最も高く、次いで「出自やルーツ探しにすること(94.1%)」となっている。

図表 VI-40 支援を受けた経験がある場合、年齢を問わず1回でも受けた成立後支援

(n=17)

支援内容	真実告知に関する相談	出自やルーツ探しに関すること	生い立ちの整理	他の里親や養子縁組家庭との交流	養子同士の交流	お子様との関係や養育にすること
人数	14	16	13	17	15	15
割合	82.4%	94.1%	76.5%	100.0%	88.2%	88.2%
支援内容	お子様の発達や障がいに関すること	お子様の健康に関すること	お子様の学校生活等に関すること	ご自身の家族や親族との関係に関するこ	お子様の実方の父母との交	お子様の実方のきょうだい・親族との交
人数	7	9	10	4	13	4
割合	41.2%	52.9%	58.8%	23.5%	76.5%	23.5%

※「お子様の実方の父母との交流」及び「お子様の実方のきょうだい・親族との交流」には、手紙やメール等での連絡を含む。

12) 支援を受けた経験がある場合、子どもの年代ごとに受けた成立後支援

図表 VI-41 支援を受けた経験がある場合、子どもの年代ごとに受けた成立後支援（複数回答）

(n=17)

	就学前	小学生	中学生	高校生等 中学卒業 後	18歳以上	支援は受 けたが年 齢はわか らない	不定期に 支援を受 けた	この支援 は受けて いない	無回答
真実告知に関する相談	76.5	23.5	11.8	11.8	11.8	0.0	0.0	17.6	0.0
出自やルーツ探しに関する こと	64.7	47.1	17.6	17.6	17.6	0.0	5.9	5.9	0.0
生い立ちの整理	64.7	23.5	11.8	11.8	5.9	0.0	17.6	23.5	0.0
他の里親や養子縁組家庭と の交流	88.2	47.1	17.6	17.6	29.4	0.0	5.9	0.0	0.0
養子同士の交流	82.4	47.1	23.5	11.8	29.4	0.0	5.9	11.8	0.0
お子様との関係や養育に関 すること	64.7	23.5	11.8	23.5	17.6	0.0	17.6	11.8	0.0
お子様の発達や障がいに関 すること	23.5	11.8	0.0	5.9	5.9	0.0	0.0	52.9	5.9
お子様の健康（家族歴含 む）に関すること	35.3	11.8	0.0	5.9	11.8	0.0	0.0	47.1	0.0
お子様の学校生活等に関す ること	29.4	35.3	11.8	0.0	0.0	0.0	5.9	35.3	5.9
ご自身の家族や親族との関 係に関すること	11.8	11.8	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	70.6	5.9
お子様の実方の父母との交 流	47.1	35.3	23.5	11.8	17.6	0.0	17.6	23.5	0.0
お子様の実方のきょうだ い・親族との交流	11.8	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0	5.9	70.6	5.9

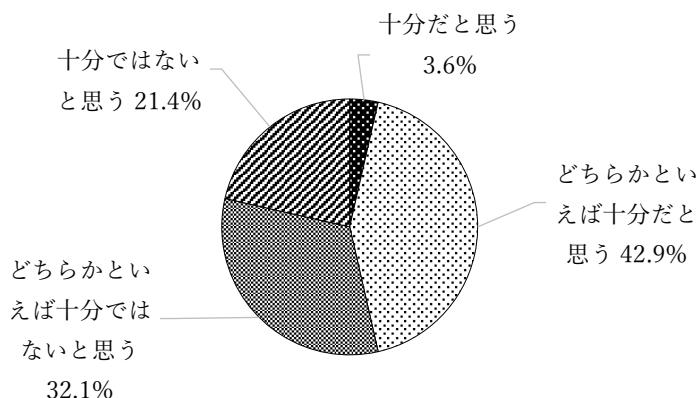
※「お子様の実方の父母との交流」及び「お子様の実方のきょうだい・親族との交流」には、手紙やメ  
ール等での連絡を含む。

### 13) 養子縁組の仲介機関からの支援に限らず、養子縁組成立後の社会的支援は十分か

「十分ではないと思う」 「どちらかといえば十分ではないと思う」を合計した割合が 53.5%、「十分だと思う」 「どちらかといえば十分だと思う」を合計した割合が 46.5%だった。

図表 VI-42 養子縁組の仲介機関からの支援に限らず、養子縁組成立後の社会的支援は十分か

(n=28)



#### <「十分だと思う」「どちらかといえば十分だと思う」の理由>

- ・ 子供が中学生時代問題を起こした際児童相談所の方が学校へ行き話をしてくれました
- ・ 子育てをしていて、不安を感じることがあったので、児童相談所に電話をして養親の会を紹介していただいた。
- ・ 仲介機関に相談できる
- ・ 迎えた機関も、養親やそれぞれの子ども達と、たくさん交流があり、相談等する機会がたくさんだったので
- ・ 養子縁組の仲介をした機関からは充分ですが、他に社会からというと、あまり感じない。
- ・ 支援団体の努力のおかげ
- ・ 支援が必要であれば、相談できるので。
- ・ 縁組後は特に困ったことはなかったし、養子同志の付き合いもあったので。
- ・ 特別養子縁組でしたが、普通の生活だったので、困らなかった。
- ・ 養子縁組に限らず、不便はなかったと思う
- ・ 特に困った事は無かった。
- ・ 今普通に生きられているから大丈夫なのだと思う
- ・ 養子であることを意識することがあまりないから

#### <「十分ではないと思う」「どちらかといえば十分ではないと思う」の理由>

- ・ 特別養子制度がまだ社会的に十分認知されていないので致し方ないが、経験と専門知識を備えた相談機関が限られており、気軽にアクセスすることが難しい
- ・ どういう社会的支援があるのか知らない
- ・ 児相はもっと柔軟に対応して早く里親のもとで愛情を感じながら暮らして欲しいです

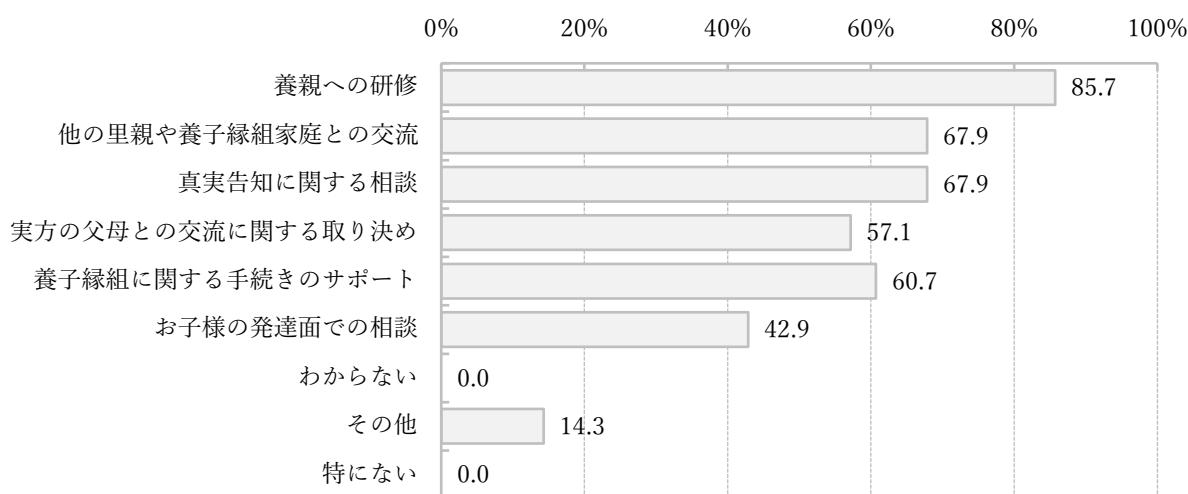
- 仲介をした機関からは、ある程度支援をいただきましたが、社会全体からみると支援の存在そのものを理解しておりません。
- 支援はもっぱら民間組織任せで、公的な支援があまり見える形ではないから。
- 養子縁組成立後は児童相談所や裁判所との繋がりがなくなり、養子縁組同士の家族会の方達との交流で支援を受けました。
- 公的機関では適当な組織が存在しないので。一般的な実子に関し相談する組織は特別養子縁組の特性を理解していないので。
- 当時、児相経由だと縁組成立後、里親登録が抹消され、支援は一切なかった。
- まだまだ養子縁組は特別な事なので子どもたちが躊躇することなく育っていくように社会の理解や子どもたちに支援が必要だと思います。
- 仲介機関以外では支援を受けたことが無い
- 縁組にお金がかかり貯金が底をついたため、里親に準じた金銭的支援が必要だと思う。
- 経済的支援が少ない。
- 養親につながらない子どもたちが、まだまだ、いると思います。
- 養子当時者視点での

#### 14) 養子縁組の成立前に重要だと思う支援

「養親への研修」の割合が 85.7% で最も高く、次いで「他の里親や養子縁組家庭との交流（67.9%）」「真実告知に関する相談（67.9%）」となっている。

図表 VI-43 養子縁組の成立前に重要だと思う支援（複数回答）

(n=28)



#### その他の回答

- それぞれの家庭に出てくる全ての問題解決
- 一般的な養子対象児童の特性に関する告知

- ・ 補助金みたいなものがあると嬉しいです。
- ・ 生みの親から見放された子どもの場合、大人になっても自分だけが何故と悩み続ける状態となり、精神的なストレスもたいへんなものとなります。是非公的機関や専門家の方達の的確な支援が必須だと思います。

## 15) 養子縁組の成立後、子どもの年代ごとに重要だと思う支援

図表 VI-44 養子縁組の成立後、子どもの年代ごとに重要だと思う支援（複数回答）

(n=28)

	就学前	小学生	中学生	高校生等中学卒業後	18歳以上
真実告知に関する相談	67.9	57.1	46.4	28.6	10.7
出自やルーツ探しに関すること	39.3	42.9	46.4	35.7	35.7
生い立ちの整理	32.1	39.3	42.9	32.1	28.6
他の里親や養子縁組家庭との交流	75.0	71.4	42.9	35.7	32.1
養子同士の交流	53.6	57.1	53.6	50.0	46.4
お子様との関係や養育に関するこ	46.4	46.4	39.3	32.1	21.4
お子様の発達や障がいに関するこ	42.9	53.6	42.9	28.6	21.4
お子様の健康（家族歴含む）に関するこ	32.1	28.6	17.9	17.9	21.4
お子様の学校生活等に関するこ	17.9	39.3	53.6	42.9	10.7
ご自身の家族や親族との関係に関するこ	28.6	14.3	7.1	7.1	10.7
お子様の実方の父母との交流	46.4	42.9	32.1	25.0	35.7
お子様の実方のきょうだい・親族との交流	14.3	10.7	7.1	3.6	10.7
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6
特にない	0.0	3.6	3.6	7.1	14.3
無回答	0.0	3.6	7.1	10.7	7.1

※「お子様の実方の父母との交流」及び「お子様の実方のきょうだい・親族との交流」には、手紙やメール等での連絡を含む。

### その他の回答

- ・ 年代（18歳以上）、内容（就活、結婚について）

16) 子どもに養子であることを伝えた年齢

「0歳」の割合が32.1%で最も高く、次いで「3歳（17.9%）」となっている。

図表 VI-45 子どもに養子であることを伝えた年齢

(n=28)

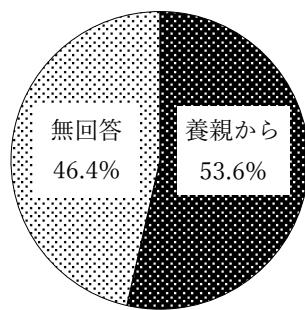
		人数
合計値		28(100%)
内訳	0歳	9(32.1%)
	1歳	3(10.7%)
	2歳	0( 0.0%)
	3歳	5(17.9%)
	4歳	2( 7.1%)
	5歳	3(10.7%)
	6歳	1( 3.6%)
	7歳	0( 0.0%)
	8歳	1( 3.6%)
	9歳	0( 0.0%)
	10歳	0( 0.0%)
	11歳	0( 0.0%)
	12歳	1( 3.6%)
	13歳	0( 0.0%)
	14歳	0( 0.0%)
	15歳	0( 0.0%)
	16歳	0( 0.0%)
	17歳	0( 0.0%)
	18歳以上	0( 0.0%)
わからない・覚えていない		3(10.7%)
今も伝えていない		0( 0.0%)

### 17) 子どもに養子であることを伝えた方法

「養親から」の割合が 53.6%で最も高く、次いで「無回答（46.4%）」となっている。

図表 VI-46 子どもに養子であることを伝えた方法

(n=28)

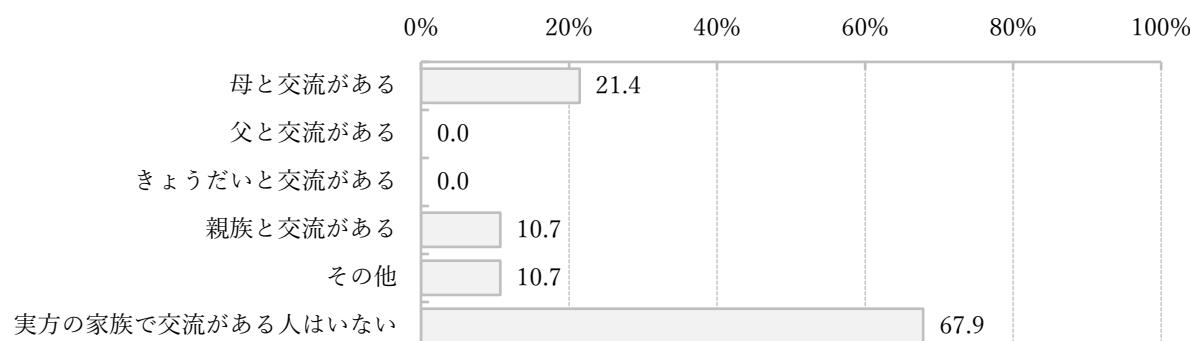


### 18) 子どもの実方の家族との交流の経験

「実方の家族で交流がある人はいない」の割合が 67.9%で最も高く、次いで「母と交流がある（21.4%）」となっている。

図表 VI-47 子どもの実方の家族との交流の経験（複数回答）

(n=28)



#### その他の回答

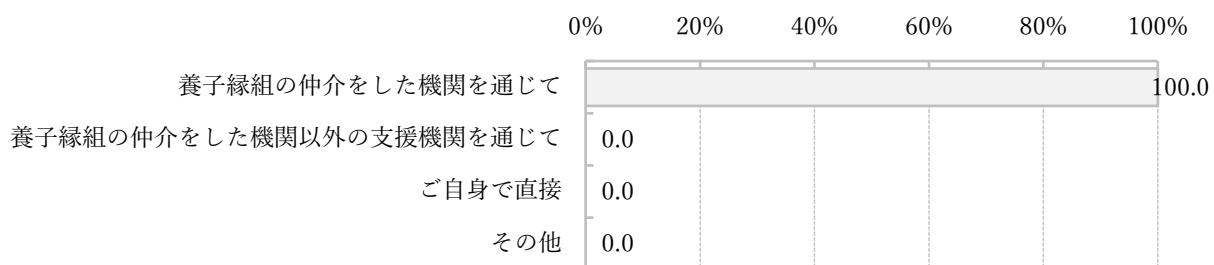
- ・ 母親と手紙のやりとり
- ・ 今は無い
- ・ 過去に親族と交流があったが今は無い

#### 19) 子どもの実方の家族と交流経験がある場合の交流方法

「養子縁組の仲介をした機関を通じて」の割合が 100.0% となっている。

図表 VI-48 子どもの実方の家族と交流経験がある場合の交流方法（複数回答）

(n=7)

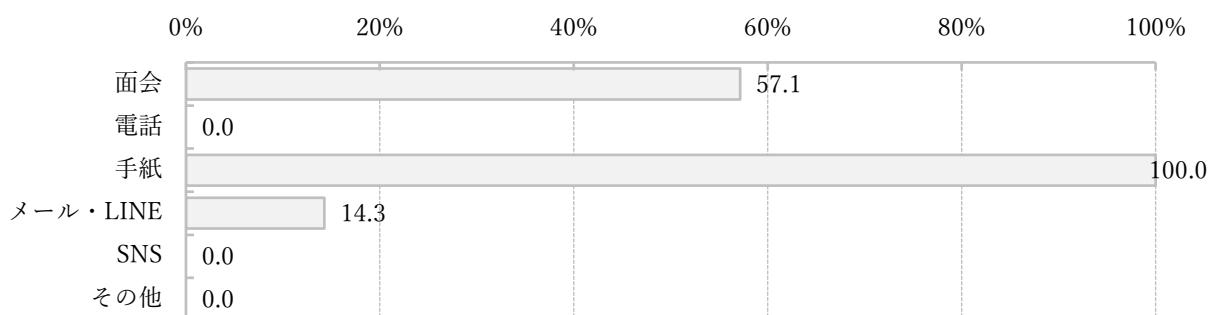


#### 20) 子どもの実方の家族と交流経験がある場合の交流手段

「手紙」の割合が 100.0% で最も高く、次いで「面会（57.1%）」となっている。

図表 VI-49 子どもの実方の家族と交流経験がある場合の交流手段（複数回答）

(n=7)

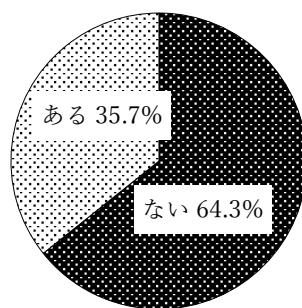


## 21) 子どもの出自に関する情報を得ようと思った経験

「ない」の割合が 64.3%で最も高く、次いで「ある（35.7%）」となっている。

図表 VI-50 子どもの出自に関する情報を得ようと思った経験

(n=28)



## 22) 子どもの出自に関する情報を得ようと思ったことがある場合に、実際に試みた経験

「ある」の割合が 90.0%、「ない」の割合が 10.0%だった。

図表 VI-51 子どもの出自に関する情報を得ようと思ったことがある場合に、実際に試みた経験

(n=10)

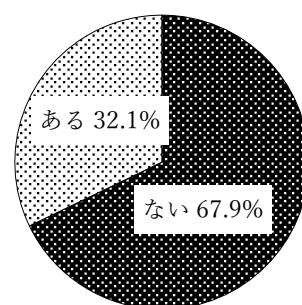
		人数
合計値		10(100%)
内訳	ない	1(10.0%)
	ある	9(90.0%)

## 23) 子どもの出自に関する情報を得ようと実際に試みた経験

「ない」の割合が 67.9%で最も高く、次いで「ある（32.1%）」となっている。

図表 VI-52 子どもの出自に関する情報を得ようと実際に試みた経験

(n=28)



24) 子どもの出自に関する情報を得ようと思った時及び実際に試みた時の子どもの年齢

「経験がない」以外の回答では、いずれも「0歳」の割合が14.3%で最も高い。

図表 VI-53 子どもの出自に関する情報を得ようと思った時及び実際に試みた時の子どもの年齢

(n=28)

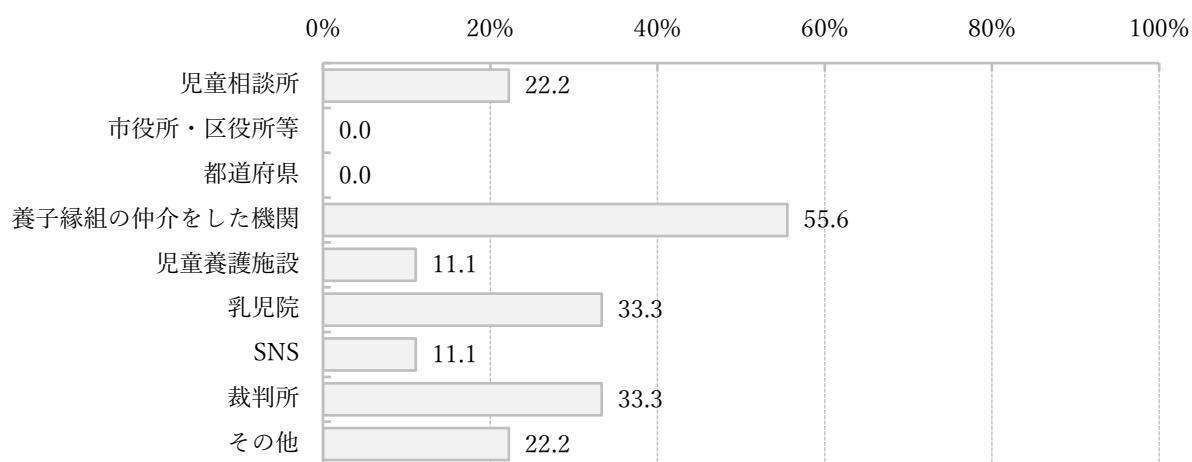
		子どもの出自に関する情報 を得ようと思った時	子どもの出自に関する情報 を得ようと実際に試みた時
合計値		28(100%)	
内訳	0歳	4(14.3%)	4(14.3%)
	1歳	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	2歳	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	3歳	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	4歳	1( 3.6%)	1( 3.6%)
	5歳	2( 7.1%)	2( 7.1%)
	6歳	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	7歳	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	8歳	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	9歳	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	10歳	1( 3.6%)	1( 3.6%)
	11歳	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	12歳	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	13歳	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	14歳	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	15歳	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	16歳	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	17歳	0( 0.0%)	0( 0.0%)
	18歳以上	2( 7.1%)	1( 3.6%)
経験がない		18(64.3%)	19(67.9%)

## 25) 子どもの出自に関する情報を得ようと実際に試みた場合のアクセス先

「養子縁組の仲介をした機関」の割合が 55.6%で最も高く、次いで「乳児院（33.3%）」「裁判所（33.3%）」となっている。

図表 VI-54 子どもの出自に関する情報を得ようと実際に試みた場合のアクセス先（複数回答）

(n=9)



### その他の回答

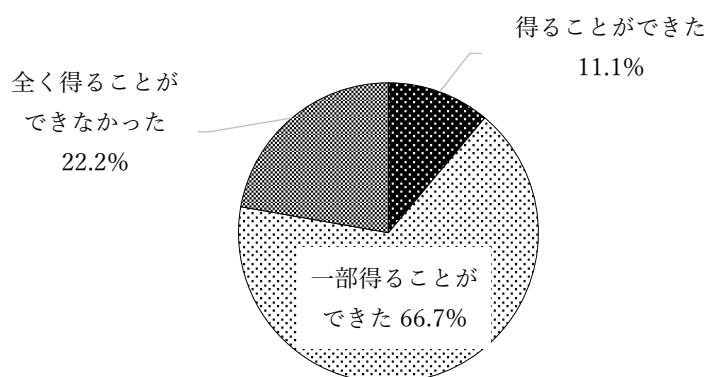
- 家庭裁判所の審判書に記載されていた産みの女性の勤務先
- 実親の住所を訪ねた。

## 26) 子どもの出自に関する情報を得ようと実際に試みた場合に希望する情報を得られたか

「一部得ることができた」の割合が 66.7%で最も高く、次いで「全く得ることができなかった（22.2%）」となっている。

図表 VI-55 子どもの出自に関する情報を得ようと実際に試みた場合に希望する情報を得られたか

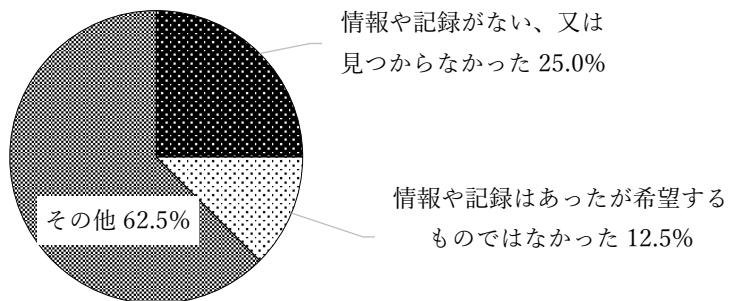
(n=9)



27) 子どもの出自に関する情報を得ようと実際に試みた場合に、希望する情報を得られなかつた理由  
 「その他」の割合が62.5%で最も高く、次いで「情報や記録がない、又は見つからなかつた(25.0%)」となっている。

図表 VI-56 子どもの出自に関する情報を得ようと実際に試みた場合に、希望する情報を得られなかつた理由

(n=8)



#### その他の回答

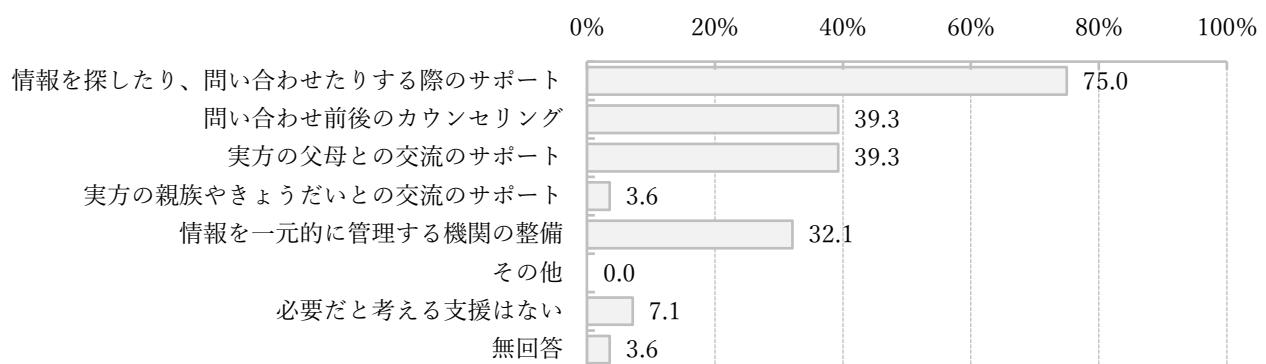
- ・ 実父に関して何も分からなかつた
- ・ 産みの親の写真がほしかったんですが、ピンぼけの写真しかうけとることができなかつた。
- ・ 勤務先から回答があつたが「何もわからない」となつていたので
- ・ 実親は引越していた。
- ・ 実母から拒否された

28) 出身に関する情報のアクセスについて、今後必要だと思う支援

「情報を探したり、問い合わせたりする際のサポート」の割合が75.0%で最も高く、次いで「問い合わせ前後のカウンセリング(39.3%)」「実方の父母との交流のサポート(39.3%)」となっている。

図表 VI-57 出身に関する情報のアクセスについて、今後必要だと思う支援(複数回答)

(n=28)

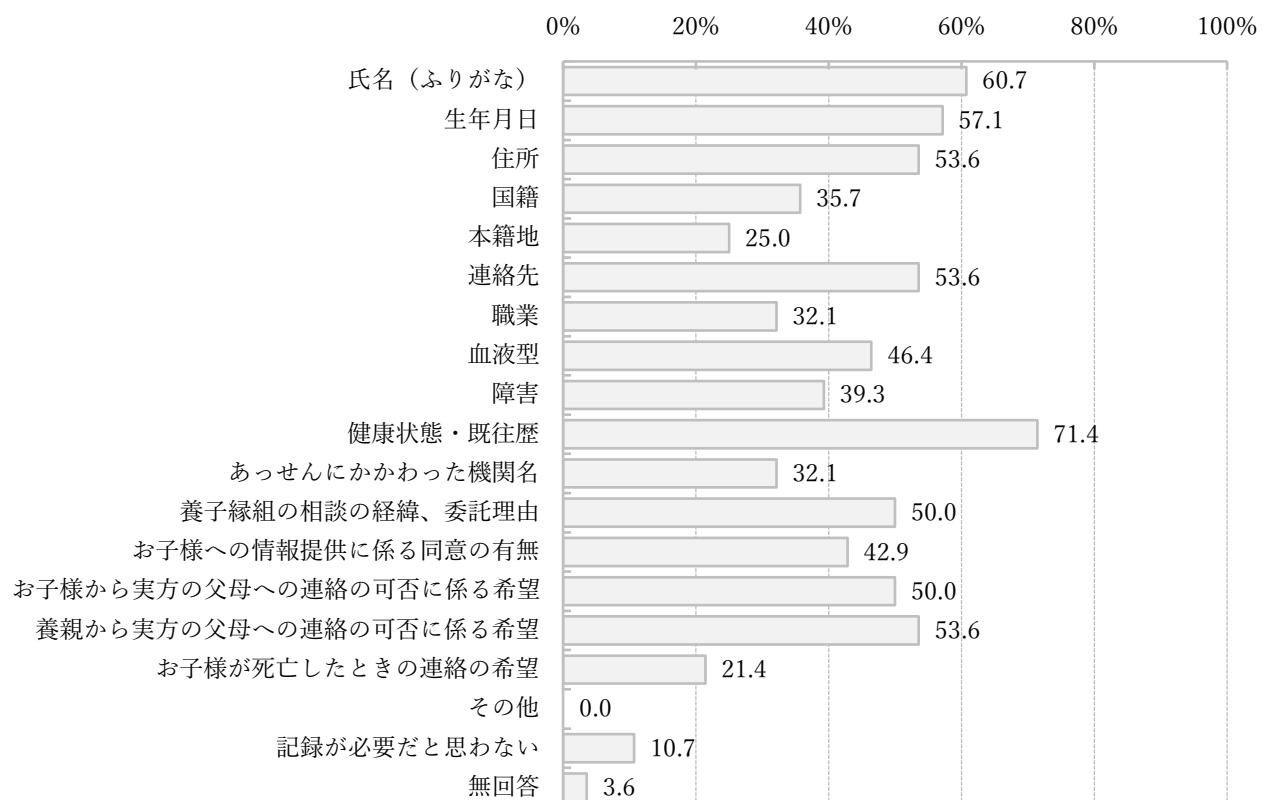


## 29) 実方の父母に関して必要だと思う記録

「健康状態・既往歴」の割合が71.4%で最も高く、次いで「氏名（ふりがな）（60.7%）」となっている。

図表 VI-58 実方の父母に関して必要だと思う記録（複数回答）

(n=28)



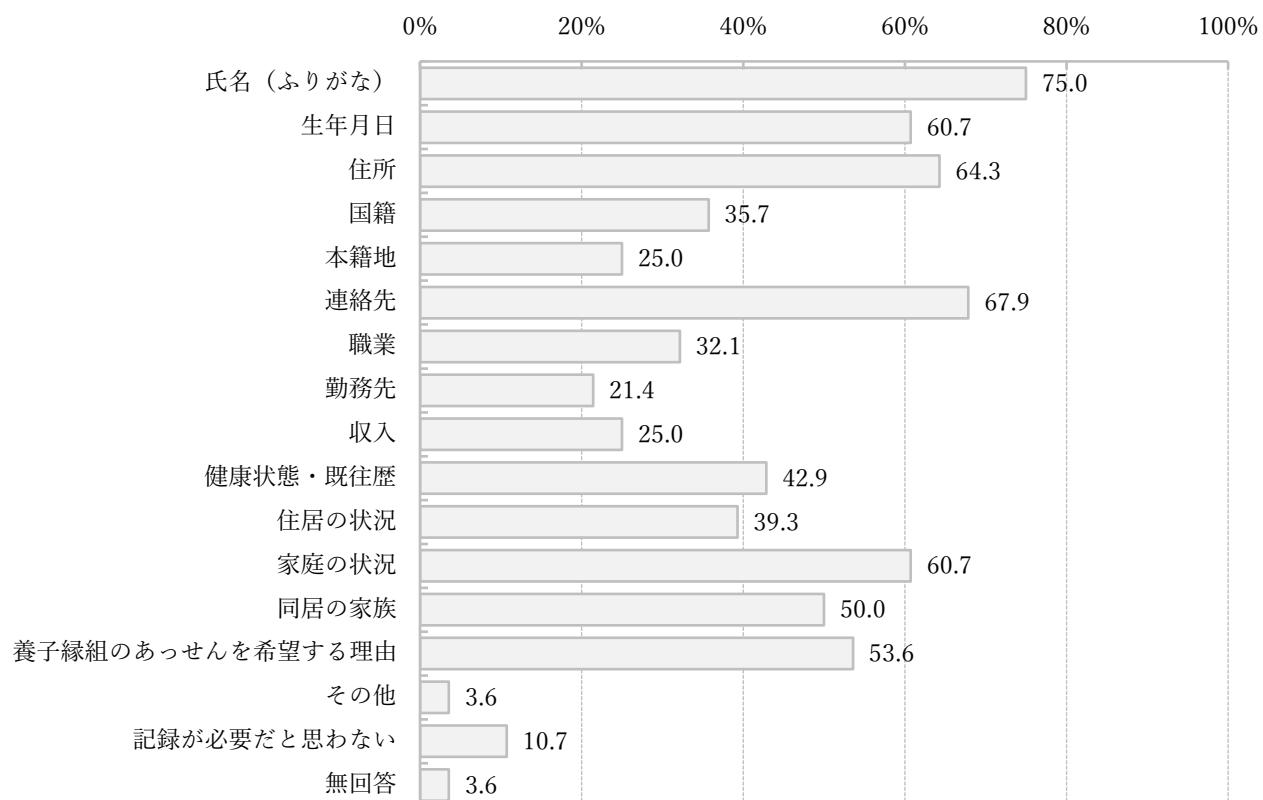
※「健康状態・既往歴」には、アレルギー情報・遺伝性疾患・体質等を含む。また、「養親から実方の父母への連絡の可否に係る希望」には、お子様に重大な疾患があり協力が必要な場合等を含む。

### 30) 養父母に関して必要だと思う記録

「氏名（ふりがな）」の割合が75.0%で最も高く、次いで「連絡先（67.9%）」となっている。

図表 VI-59 養父母に関して必要だと思う記録（複数回答）

(n=28)



※「健康状態・既往歴」には、アレルギー情報・遺伝性疾患・体質等を含む。また、「家庭の状況」には婚姻の有無を、「同居の家族」には実子の有無を含む。

#### その他の回答

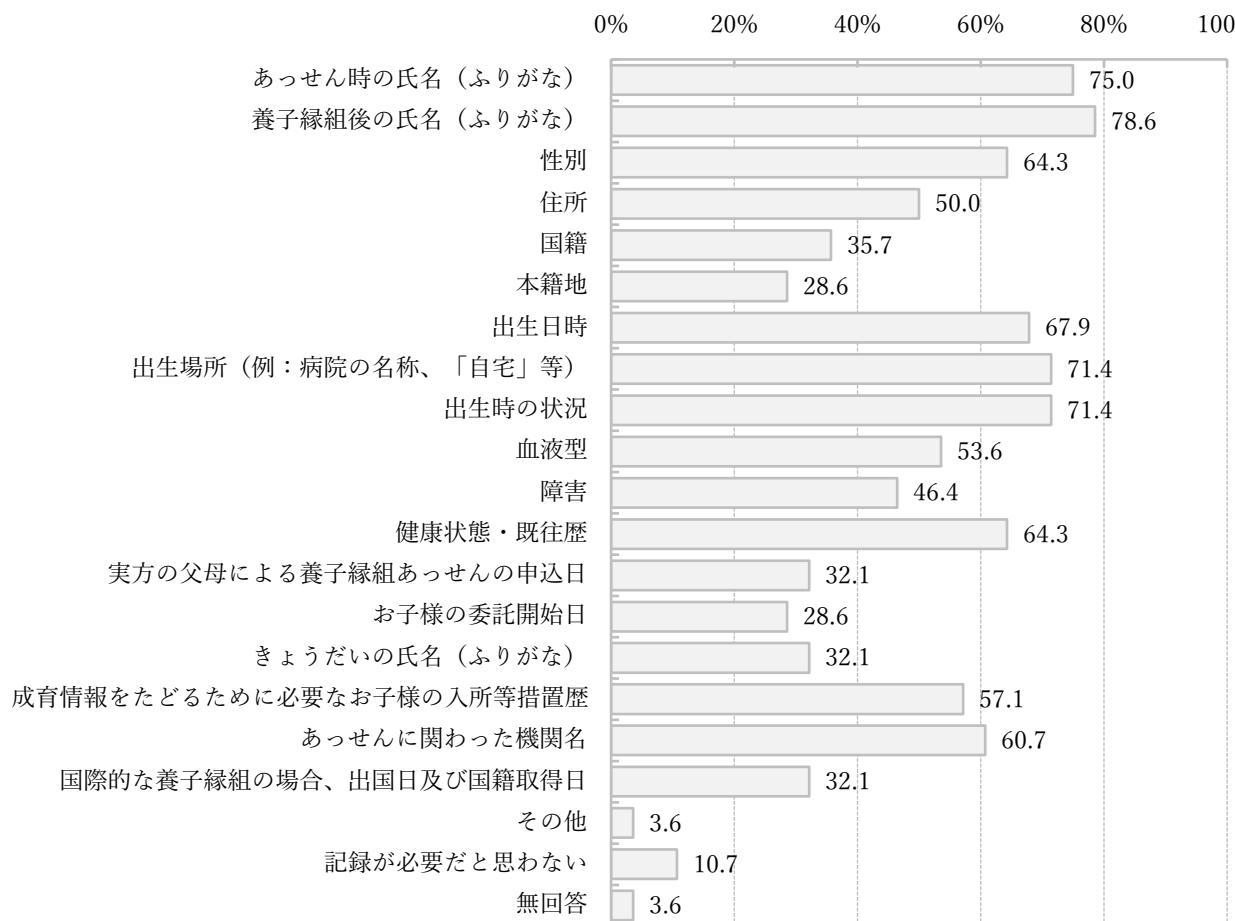
- 分からぬい

### 31) 養子に関して必要だと思う記録

「養子縁組後の氏名（ふりがな）」の割合が78.6%で最も高く、次いで「あっせん時の氏名（ふりがな）（75.0%）」となっている。

図表 VI-60 養子縁組に関する記録として、養子に関して今後必要だと思う記録（複数回答）

(n=28)



※「健康状態・既往歴」には、アレルギー情報・遺伝性疾患・体质等を含む。また、「成育情報をたどるために必要なお子様の入所等措置歴」には、措置施設・里親名・連絡先を含む。

#### その他の回答

- 分からぬ

### 32) 養子縁組で子どもを育てたことについて、良かったと感じる点

- 子どものいない家族は考えられなかった。
- 血縁関係はないが親子、家族になれた
- 人生が豊かになった。2人の子供と家族になり、心から幸せだと思っています。
- いるだけで楽しい。かわいい。居ないと心配。
- 念願の母になれて、子育てすることが出来たこと

- ・かけがえのない子どもと過ごした時間は私の人生の宝物です。
- ・子供を迎えて幸せです。 親にしてもらいました。
- ・かけがえのない宝物と一緒に過ごす日々に幸せを感じ、親として自分の親への感謝を改めて思い、自分自身の成長に繋がり良かったと思う
- ・本物の親子に実際になれる。人生経験の幅が大きくなる。子どもが親を愛してくれる。
- ・子育てができた。
- ・楽しく過ごせる。
- ・すべてにおいてよかったです
- ・親としての経験をさせてくれたこと
- ・特別養子縁組で出生後間もなくして育児をすることができ、親子間のつながりがしっかりと作れましたこと。
- ・夫婦が不妊症で子どもがいなかったので、特養で子どもを授かって大変幸せでした。
- ・特性が異なる子を育てたことにより自分の知見が深まった。子供と過ごしたことは単純に楽しかった。
- ・子どもを育てるにより、親も社会的に育てられた。
- ・子どもがいないよりもずっといろいろな豊かな経験ができた。
- ・子育ての経験ができたこと
- ・夫婦2人だけでは出来ない事など、子育てを通して色々経験出来た。
- ・お母さんに育てられてよかったですと言われた時
- ・子どものいる家庭を持てたこと。子どもを育てる経験ができたこと。子どもが「養子になってよかったです」と言ってくれたこと。子どもが成長してから、「養子になってよかったです」と言ってくれたこと
- ・妊娠、出産することが叶わない中、家族として暮らすことの出来る日々。
- ・子どもの成長を自分の喜びに出来ている事。子どもたちが一所懸命に頑張っている姿を見る事が出来ている事。子どもとのコミュニケーションがちゃんと出来ている事。
- ・子どものおかげで親にもらえたこと。又、私達も成長出来たこと。親に対しても初めて親の気持ちがわかるようなこともあったと思います。夫と協力して、助け合って子育てが出来たように思います。

### 33) 養子縁組で子どもを育てたことについて、困難を感じた点

#### <生い立ちについて>

- ・大きな困難は感じてはいないが、本人が出生に関して気持ちの整理が難しいことを感じている
- ・生みの親が何故養子縁組を望んでいたのかよくわからていなかった為、子どもが将来的に悩む結果となってしまった事、
- ・産みの親についての情報が乏しく、子どもに真実告知をする上で上手く伝えられず子どもが自分自身を受け入れるのに中々難しく、親としてとても悩んだ。

#### <健康状態・既往歴等について>

- ・病気や手術、予防接種の際に遺伝的なことが不明だった

- ・ 遺伝していないので、想像つかない体質、体調。
- ・ 血のつながりがないことで子どもの性格や体質などの予測がつきにくい。

**<社会的な理解について>**

- ・ 周りの偏見を感じたこと。
- ・ 困難と言えるかどうかわかりませんが、世間の心ない言葉に傷ついたり落ち込んだり、孤立してしまったことがありました。

**<学校や学力について>**

- ・ 学力、不登校など学校生活の問題
- ・ 学習能力が低く、社会的な競争に打ち勝つためのスキルを身につけられない。どうすればよいか試行錯誤である。（成人した現在も継続中）

**<養育について>**

- ・ 普通の家庭と同じで思春期のころ問題
- ・ 思春期はすごくヤンチャで、ほんとに親の言うことを一切聞いてくれませんでした。自分と子どもは違う人格なんだと強く感じた期間です。
- ・ 親の想いはわかっているはずなのに、勝手気ままを主張された時。「勝手にしろ」「そんなら出て行け」という局面もあった（ただし口にはしなかった）
- ・ 実子とか養子は関係なく毎日の子育ては気持ちの余裕がなく精神的にしんどいときもありました。
- ・ 子どもが反抗期に入ったとき、養子縁組をしなければよかったと思った事があります。
- ・ 愛情を注ごうとして甘やかしてしまい、自制心が十分に育たなかったこと。
- ・ 施設育ちだったこと。施設というまったく家庭とは異なる環境で育ったために、家庭では考えられない習慣や考え方などがある。家庭で育てていて、そうなったのなら仕方がないが、赤ちゃんで保護しておきながらわざわざ施設に入れていろいろな問題を発生させてから委託されても困ると思った。
- ・ 発達障害があるため、幼児から現在まで大変であったが、養子であることで困難を感じたことはない。
- ・ 子ども（思春期）の問題行動が、本人の出自への悩みに理由があるのかどうかがわからなかつた。
- ・ 特に困難と感じた事はないのですが、上げるとすれば、子どもが養子である事を意識した時に、どう感じているのか察する事が出来なかつた時は少し不安に感じた。

**<その他>**

- ・ 本当の困難は、これからだと思う
- ・ 実子を育てる事と同じ困難しか感じなかつたので養子だからという困難は感じたことがない
- ・ 貴重な経験ができて幸せ

**34) 養子縁組に関して必要な支援や現在の制度等に対する考え方**

**<社会的な理解促進について>**

- ・ 養子縁組というシステムに対しての偏見を無くして、もっと養子縁組が増えていくべきだと思います。
- ・ 小学校で養子（血縁のない親子）がいることを想定していない教育が行われている。例えば1/2成人式で赤ちゃんの頃の写真を持っていく、産まれた時の様子を親に聞いてくるなど。
- ・ 特別養子は、まだまだ社会的にあまり認知されていないと思われる。縁組して終わりではなく、縁組から始まるので、大人になってからも調査・支援も必要と思われる。

#### <養育に関する支援について>

- ・ 血縁関係がある場合でも全く同様であるが、子どもは生まれ持ってきたものが9割以上。手のかからない子もいれば、どれだけ愛情を注いでもうまく回らないケースがある。後者の場合、とりわけ思春期とそれをうまく乗り越えられなかった場合にサポートが円滑に受けられるシステムは絶対に必要。
- ・ 養子に限らず子育て支援策が充実していない。
- ・ 特別養子縁組の制度を維持し、生育の過程で困難が生じたときは、必要に応じて相談できる公的な機関があること。
- ・ 特養が決まってからは公的機関から相談や支援をあまりしてもらえなくなりました。支援は必ず必要と思います。
- ・ 実親が子供を手放す背景には、実親が発達障害であることもあり、養子が発達障害である場合、発達障害の子育て支援や生活支援がもっと充実してほしい。
- ・ 産みの親と上手く交流が出来たり、子ども自身あまり深く悩むことなく生活出来る家庭ばかりではないので、産みの親と交流が困難（子どもが求めているのに）な場合や情報が乏しい場合に真実告知のサポートや相談にもっとのってほしい。

#### <手続きや縁組成立までの経済的負担について>

- ・ 入籍前は同居人としての扱いなので、心理面でも費用面でも不安だった。また医療機関ではその都度詳細を説明せねばならず、苦痛だった。
- ・ 縁組をする時にすごくお金がかかりました。不妊治療でたくさんお金を使った後なので大変でした。何かしらの補助があるといいと思います。また、出自に関して、当時は担当のかたの頭のなかにあるだけでしたので、産みの親のデータを本人が知りたいと思う時に見れるようにどこかに保存しておいてもらえたなら、助かります。
- ・ 養子縁組を成立させまでに時間と費用がかかります。現在の支援の制度については、勉強不足でよく分かりません。
- ・ 支援団体への資金面でのバックアップ
- ・ 里子には、経済的支援も含めて養育に関し手厚い支援があるが、養子縁組するとそれが全くなくなってしまう。縁組の手続きについてサポートが欲しい。現状は、申し立て手続きがすべて養親に任せられている。縁組後も、児童相談所から支援を継続してほしい。
- ・ とくに公的機関は早い手続きをお願いしたいです

#### <その他>

- ・ 出生時から縁組まで年数があれば、出生時の健康状態と詳しい生育暦の情報
- ・ もっと養子縁組が増えていくのを期待しています。

- ・長期養育を減らす。実親をもっと支援して再統合させるか、実親が面会に来ない場合などは、特別養子を考えるのが当然になってほしい。子どもの成長は早いので、2年以上会いにこなければ、正直、再統合は難しいと思う。探しても居所がわからなければ、実の親の同意がなくても縁組してよいと思う。
- ・予期せぬ妊娠で困っている方のサポート
- ・感じていることは沢山ありますが、感じることが様々で且つそれぞれのベクトルの方向が異なっていました。整理している余裕がないのでここでは何も書けません。最も私の頭では整理すること自体が困難ですね。

### 35) その他のご意見

#### <真実告知について>

- ・真実告知をしたのは小学生のときでしたが、成人した今でも産みの親へ対する事実が許せない方向に傾いていることを最近、口にしていたので、どうしたら良いのか考えてしまう
- ・養子縁組で家族になるなら真実告知は必須ですね。
- ・（真実告知について）近所の子供達の間で「もらいつ子のくせに」そのような言葉を耳にしたのでこれはもう事実を伝える時期と判断した。○○(養子)を生んでくれたお母さんと、今ここにいるお母さんと二人のお母さんがいること、○○を生んでくれたお母さんはどうしても○○を育てられないため、産婦人科の先生の紹介でここにいるお父さんとお母さんのところに来たんだよ。○○が家にきてくれてお父さんとお母さんはとってもうれしかったよと言いました。○○の言うことにはやっぱり.....という言葉が返ってきました。何となく気付いていたようでした。子供の心の動揺を考え、担任の先生に告知したことを伝え、協力していただきました。

#### <社会的な理解促進について>

- ・養子縁組によって子育てをする喜びを感じることができたので、社会的に養子縁組に対する偏見がなくなるように広報活動をしてほしい。
- ・これからもっと里親・養子縁組の認知度が上がるといいなと思います。

#### <養子縁組制度や支援について>

- ・養子にできる子どもを長期（18歳まで）の里子委託にしているケースが多いように思う。これは、養子になると経済的支援がなくなることも一因ではないかと感じる。養子縁組を視野に入れて子供を里親委託した場合は、その期間をあらかじめ限定したほうが良いと思う。
- ・大人の利益のための養子制度ではなく、子どもの福祉と幸せを念頭に置いた特別養子制度はさらに推奨されるべきであるが、メディアでは小学校低学年までの「happy family」の紹介が多い。当然ながらそれは必要であり、関心ある多くのカップルへの選択肢になってほしいが、思春期を乗り越えた年代からの直接の声がもっと前面に出るのが望ましい。今回のような調査を通してサポートシステムが構築されることは大変喜ばしいことだが、一方で調査依頼があっても、そこまで到底気が向かれない厳しい現実を抱える層が少なからずあり、このような声も上げない方々に多大なる援助が必要である。
- ・養子縁組の記録に関する質問の回答を全て「記録必要ない」と回答しましたが、できればあった方がよいと考えています。ただアナログ的記録が主体の現在の戸籍制度や行政事務の実態を考え

ると記録を複雑にすると行政コストが上がってしまいます。児童が出自を知りたいという欲求は理解しますが、”知って何になる？”というのも事実だと思うし、要保護児童の場合”知らない方がよい”場合も多いです。よって回答は「記録が必要だとは思わない」にしました。無ければ諦めればよいだけです。

- ・ 「こうのとり」のような制度がもっと充実していって欲しい

<その他>

- ・ うちには2人の子どもがいますが、20代になった今、養子ということは自然に受け止めて生活しています。持つて生まれた性格や特性を見るとやはり血がつながっていないんだなと思うことはあります。2人に巡り会えて本当に良かったと思っています。
- ・ 「パーマネンシー」という言葉を初めて知りました。文脈からその言葉を知らないと、「しかしながら」の後の理解につながりません。その言葉を十分理解している方であれば理解できると思いますが、勉強不足の私としては理解しないまま、アンケートに回答しました。
- ・ アンケート項目が自分たちのケースに当てはまっていないように感じた。
- ・ 回答した内容が、質問の趣旨とずれているものがあったら申し訳ありません。

## 第VII章 調査研究の総括

本調査研究の結果から、特別養子縁組の支援プロセス及び体制整備に関する主な課題と当事者のニーズ、今後必要だと考えられる取り組みを以下の通りまとめた。主な課題の選定にあたっては、文献調査で俯瞰的に調査した複数の課題のうち、各種アンケート調査及びインタビュー調査において支援のボトルネックとなっていたもの及び当事者のニーズとして言及されていたものを対象とした。なお、養子縁組の支援に関する養子・養親アンケート調査の結果については参考値として使用した。

### 1. 選択肢として養子縁組を検討するケースの判断基準

#### 1) 判断基準の考え方

児童相談所・民間あっせん機関アンケート調査では、「実方の父母による特別養子縁組希望の意思が明確」であるケース、「棄児／実方の父母が死亡し養育できる親族等がいない」ケースはいずれも8割以上の児童相談所が選択肢として特別養子縁組を検討していたものの、「実方の父母が行方不明で養育が望めない」「実方の父母と面会交流が一定期間なく養育が望めない」「実方の父母の虐待やネグレクトにより養育が望めない」等のケースについてばらつきが見られた。こうしたケースの中にも、検討の俎上に載せられるケースが含まれている可能性がある。しかし、インタビュー調査では、児童相談所から、長期の施設入所となっているケースで不定期に実方の父母との面会交流がある場合、施設での生活が安定している状況を踏まえると特別養子縁組への方針転換の判断が難しいという意見や、新生児や高年齢の子どもの特別養子縁組に対する考え方の違いもあった。民間あっせん機関においても、「実方の父母による特別養子縁組希望の意思が明確」であるケース、「未婚／父親不明の状況で妊娠し養育が望めない」ケースではいずれも9割以上の機関が選択肢として特別養子縁組を検討していたが、その他のケースはばらつきがある状況だった。民間あっせん機関の場合、実方の父母からの相談を起点に支援を行うケースも多いことが影響していると考えられる。選択肢として特別養子縁組を検討するケースを判断する際の課題として、機関による支援経験の差が影響してしまう点や、特別養子縁組を希望する理由が「子どもの障害を受容できない」ということだった場合の考え方等が挙げられた。

また、民法第817条の6で規定されている通り、特別養子縁組の成立には、原則として実方の父母の同意が必要とされている。児童相談所で、2021年度に、棄児を含め実方の父母の同意なく申立をしたケースは全体の3.9%（2021年度の申立ケース数280件）のみであり、特別養子縁組を検討したものの中立に至らなかったケース（39件）の主な理由は「実方の父母の同意が得られなかった」が25.6%で最も高い割合だったことからも、検討段階における課題となっていることがわかる。このように、実方の父母の同意取得を試みた結果、取得が難しいケースや、翻意の懸念があるケース等については、児童相談所長による申立を活用することが考えられ、これについては2)で後述する。

#### 2) 児童相談所長による申立が活用できるケース

今回の調査では、実方の父母が翻意したケースや、実方の父母の同意が不安定で養親候補者が心理的不安を感じたケース等を経験した児童相談所では、児童相談所長による申立の活用を進めていることが

わかった。2022年9月時点で171箇所の児童相談所のうち、14箇所（8.2%）が全件児童相談所長申立の方針を採っている。ただ、全体では2020年度及び2021年度における児童相談所長申立のケース数は0件の児童相談所が約6割となっており、児童相談所によって活用に差がある状況である。民間あっせん機関で、2020年度及び2021年度に、第一段階の手続への児童相談所長の関与に関する相談を行ったケースは8件あり、その理由として最も多かったのは「実方の父母が行方不明か行方不明になる懸念があった（62.5%）」だった。

### 3) 15歳以上の年齢で申立を行うケース

令和元年の法改正では、申立における児童相談所長の関与が可能になったことに加え、成立の審判の申立時における年齢要件が原則6歳未満から原則15歳未満に引き上げられ、審判確定時に18歳未満であることとされた（民法第817条の5第1項,第2項）。例えば子どもが15歳以上のケースの中には、里親家庭で育ち、実方の父母の同意が取得できない等の事情で特別養子縁組の申立が難しかった状況等も推察され、こうしたケースで申立の検討が可能となった。今回の児童相談所・民間あっせん機関アンケート調査で、2020年度及び2021年度に15歳以上で特別養子縁組が成立したケースは児童相談所で12件、民間あっせん機関で0件となっており、実方の父母と連絡がとれなかったケースや意向が定まらなかったケース、面会交流がなくなっていたケース等があった。15歳以上で申立をしたことについて「やむを得ない事由」があるとして裁判所に認められた理由は、里親家庭での安定的な養育や法改正時点での15歳を過ぎていたことのほか、実方の父母の同意が取れていなかったケースでは、児童本人の意思が確認できるようになったこと等がポイントとして挙げられた。

## 2. 自機関で適切な養親候補者が見つからない場合の対応

### 1) 他の都道府県や他機関への相談

児童相談所・民間あっせん機関アンケート調査では、管内で養親候補者が見つからない場合の対応として「都道府県内の他の児童相談所に相談する」とした児童相談所は90.5%だったものの、「他の都道府県に相談する（16.1%）」「民間あっせん機関に相談する（17.9%）」は相対的に少なく、「養親候補者が見つからなかった場合でも他の機関への相談は想定していない」と回答した児童相談所も5.4%あった。児童相談所では、管外の児童相談所や民間あっせん機関への相談がスムーズに進まない要因として、他の都道府県の児童相談所との関係性がない、または担当者の異動により途切れてしまうこと、里親登録の方法が都道府県によって異なること、個別に問い合わせをしない限り、他の都道府県に登録されている養親候補者の情報等が把握しづらいこと、管内に民間あっせん機関がないこと等が考えられる。一方、民間あっせん機関においては、「児童相談所に相談する」が87.5%、「他の民間あっせん機関に相談する」が68.8%となっており、他機関との連携が一定程度あるものと推察された。こうした現状を踏まえると、今後は、公的な機関が養親候補者情報を一元的に管理し、子どもにとってより良いマッチングの仕組みを整えていくことも考えられる。

なお、日本においては、国際的な養子縁組を検討するにあたっても、児童相談所や民間あっせん機関が連携して国内の養親候補者を探すことが前提とされている。これについて、児童の権利に関する条約では、児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることがで

きない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することができる（児童の権利に関する条約第21条(b)）とされており、養親の居住地は児童の出身国内であることが原則とされているが、養親の国籍は問われていないと考えられる。国内の法令においても、可能な限り日本国内において児童が養育されること（「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」（平成28年法律第110号。以下「法」という。）第3条第2項）とされており、具体的には児童相談所や他の民間あっせん機関と連携して国内在住の養親希望者を探すなど、国内における養子縁組の可能性を十分に模索し、それでもなお国内での養子縁組が見込めない場合に限り、国際的な養子縁組が認められる（「民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針」（平成29年厚生労働省告示第341号。以下「指針」という。）第一の三）とされている。しかし、国際的な養子縁組については、「児童及び養親希望者の双方が日本国籍を有し、かつ日本国内に在住している養子縁組以外の養子縁組を指すもの」（「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等の施行について」（平成29年11月27日付け子発1127第4号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「法施行通知」という。）第2のIの3の(2))とされていることについて、ロング（2020）や今回のアンケート調査結果の民間あっせん機関による自由記述では、日本における国際的な養子縁組の枠組みが異なっていることも指摘されていた。

## 2) 特別なケアニーズがある子どもの場合

一定年齢以上の子どもや障害児、医療的ケア児、外国にルーツを持つ子ども等の特別なケアニーズがあるケースで、養育できる養親候補者を探すことの難しさについては、複数の児童相談所から言及があり、管外の児童相談所や民間あっせん機関との連携・情報共有が重要だと考えられる。児童相談所で2021年度に申立をしたケースのうち、養親候補者に委託された時点で子どもが6歳以上だったケースは7件（6歳：5件、7歳：0件、8歳：2件、9歳以上：0件）だった。インタビュー調査では、里親が養育中の6歳以上の子どもに、特別養子縁組のために新たな養親候補者を探して縁組が成立した事例を有する児童相談所もあった。さらに、2021年度に申立をしたケースのうち、養親候補者に委託された時点で障害や疾病等の特別なケアニーズがあったのは児童相談所で10.7%、民間あっせん機関で6.1%あり、一定数が申立に至っている。

こうしたケースの支援課題としては、養子縁組成立前後の養親の経済的負担及び他機関との連携について、アンケート及びインタビュー調査で複数の機関から言及があった。このうち他機関との連携については、各機関のみで十分な支援が難しい場合には、子どもの最善の利益のために、特別なケアニーズがあるケースに限らず、機関間で役割分担をすることが有効だと考えられる。しかし、インタビュー調査では、児童相談所から、管内の養親にあっせんをした民間あっせん機関から情報提供がなく、支援ができない等の課題が挙げられ、民間あっせん機関からも、障害児の支援で医療機関から情報を提供してもらえない等の課題が挙げられた。

## 3. 縁組成立後の継続支援

### 1) 相談及び当事者交流支援

児童相談所・民間あっせん機関アンケート調査によれば、自機関でのあっせんに限らず、縁組成立後

に養親子関係に問題が生じて 2021 年度に相談を受けたケースは児童相談所で 36 件（最大値 3 件、最小値 0 件）、民間あっせん機関で 59 件（最大値 49 件、最小値 0 件）あり、児童相談所で最も多い児童の年齢は 12 歳と 15 歳（各 5 件）、民間あっせん機関では 18 歳以上のケースもあった。法改正に伴い、今後は高年齢の養子縁組が増えることも加味すると、より早期に相談支援につながることができる環境の整備が必要になるだろう。

養子・養親アンケート調査によれば、養子が成立後に重要だと思う支援は、就学前及び小学生の年代では「真実告知に関する相談」の割合がいずれも 5 割以上で最も高いが、中学生から高校生等中学卒業後や 18 歳以上等、年齢が上がるにつれて「生い立ちの整理」や「出自やルーツ探しに関するここと」「実方の父母との交流」等の割合が各年代で高まっている。養親の場合は、「他の里親や養子縁組家庭との交流」や「子どもの学校生活に関するここと」、「養子同士の交流」等、各年代でニーズの高いものにはらつきがあったが、「養子同士の交流」は 18 歳未満のどの年代でも 5 割を超えており、同じ立場の人とのつながりが求められていた。また、養親の回答では、縁組成立時点の居住地から転居した経験のあるものは約 6 割おり、相談支援に限らず、転居することも考慮に入れた上で、継続的な支援が求められている。インタビュー調査を行った民間あっせん機関では、SNS 等を活用した当事者交流の支援や養親向けの情報発信、育児相談や子育てに関する講座等が継続的に実施されていた。

養子縁組当事者団体へのインタビュー調査では、養子を中心となって活動している団体と、養親を中心となって活動している団体を調査対象としたところ、活動内容としてサロン、交流イベント、SNS での相談対応等のピアサポートが実施されていた。活動継続の課題として、2 団体とも会費・参加費は無料や実費程度、スタッフは無給で働いており、支援の質を担保するための経済的な支援が挙げられた。また、養子縁組家庭に情報を届けるための広報や担い手の確保、物理的な居場所・拠点の確保等の運営課題もあった。ピアサポートは、同じ経験をしたからこそ悩みに共感できたり、経験を共有することで当事者自身がエンパワメントされたりする意義があり、あっせんを受けた機関を問わず、当事者が安心して交流できる場がより重要になると考えられる。

## 2) 出自を知る権利の保障

### ① 養子縁組に関する記録の作成

児童相談所・民間あっせん機関アンケート調査において、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった児童に関する記録の保有及び当該児童に対する情報提供の留意点について」（令和 3 年 3 月 26 日付け子家発 0326 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知。以下「記録の保有及び情報提供の留意点通知」という。）の活用状況は、児童相談所で「通知を活用して記録している」が 35.1%、「通知は知っているが活用していない・できていない」が 56.0%、「通知を知らない」が 8.9% だった。2021 年度の申立件数が 1 件以下の児童相談所（105 箇所）では「通知を活用して記録している」は 26.7% だったが、申立件数が 2 件以上の児童相談所（62 箇所）では 48.4% となっており、相対的に活用が進んでいた。インタビュー調査においては、縁組成立時、実方の父母に保険証を返却するタイミングで通知の項目を聴き取ったり、相談の過程で聴き取った内容を担当者がまとめておき、その内容で良いか否かを実方の父母に確認してもらったりする等、工夫している児童相談所もあった。民間あっせん機関では、「通知を活用して記録している」が 62.5%、「通知は知っているが、活用していない・できていない」が 37.5%、「通知を知らない」が 0.0% だった。現状は、児童相談所・民間あっせ

ん機関によって記録する内容の量や質に差が生じていることが推察されるため、少なくとも記録の保有及び情報提供の留意点通知を活用し、養子縁組に関する記録を確実に残していくことが必要である。

## ② 出自に関する情報の保管、開示及びアクセス支援

養子・養親アンケート調査では、「出自に関する情報を得ようと思った経験がある」のは養子で約7割となっている。また、「出自に関する情報を得ようと思ったことがある場合に、実際に試みた経験がある」のは養子で約4割、養親で約9割となっており、情報にアクセスをした結果は、希望する情報を「一部得ることができた」と「全く得ることができなかつた」が養子及び養親で多数を占めた。情報を得ようと思ってアクセスしても、希望する情報が得られないというケースが少くないことから、児童相談所及び民間あっせん機関側の記録の作成や保管だけでなく、記録の開示に対する養子・養親及び実方の父母等に対する同意の確認と撤回、アクセス支援等にも課題があることが推察される。現状はこうした内容について、児童相談所・民間あっせん機関共通の法制度やガイドラインはなく、ルール化の検討が求められている。

養子・養親アンケート調査では、出自に関する情報へのアクセスについて、今後必要だと思う支援は「情報を探したり、問い合わせたりする際のサポート」が養子で57.9%、養親で75.0%を占めている。しかしながら HITOTOWA (2020) によれば、養子への成立から6ヶ月経過以降の支援として「ルーツ探しへの対応」を行っている児童相談所は約3割、民間あっせん機関は約4割にとどまっている。さらに、養子・養親アンケート調査では、養子の約半数が、今後、「問い合わせ前後のカウンセリング」「実方の父母との交流のサポート」が必要だとしており、アクセス前後の支援や交流の仲介等が求められている。

## ③ 真実告知の支援

養子・養親アンケート調査では、養子縁組の成立前で養子の約6割及び養親の約7割が、成立後、就学前から小学生の年代で、養子及び養親の半数以上が「真実告知に関する相談」の支援が必要だとしており、一定のニーズがあると考えられる。早い段階で真実告知をしない場合、「子どもは一番しんどい時に親を頼れず一人で苦しむことになる」という当事者団体からの意見や、「何を誰が伝えるべきか児童相談所と養親が相談して決めるべき」という児童相談所からの指摘もあり、児童相談所及び民間あっせん機関によるきめ細やかな支援が求められている。

## ④ 実家族との交流の仲介

児童相談所・民間あっせん機関アンケート調査では、実家族と養子のコンタクトや交流の仲介を行っている」「ケースによって行っている」と回答した児童相談所が約2割、民間あっせん機関が約8割となっており、機関によって取り組みに差がある状況だった。少なくとも子どもの利益になると考えられる場合は、交流が可能かどうか、支援プロセス及び体制を含めて児童相談所・民間あっせん機関で検討されることが望ましい。インタビューを行った児童相談所では、実家庭で育つきょうだいや、別の養育家庭で育つきょうだいで交流をしているケース、毎年の子どもの誕生日に児童相談所から実方の父母に電話をし、希望があれば写真を送付していたケース等があり、民間あっせん機関では、主に各機関が実家庭と養子縁組家庭の間に入る形で交流支援が実施されていた。

#### 4. 支援体制の整備

児童相談所・民間あっせん機関アンケート調査によれば、児童相談所では常勤の里親担当者数は「1-3人」が最も多く132箇所、民間あっせん機関では常勤の養子縁組あっせん事業の担当者数は「4-6人」が最も多く7箇所だった。インタビュー調査で、児童相談所の体制不足については複数の指摘があり、専従班の設置を望む声や、担当者の異動があることは成立後支援の引き継ぎ等にも影響があるため、里親担当者は10年～20年のスパンでいることが必要だという意見もあった。厚生労働省（2022）によれば、児童相談所において、勤務年数が3年以下の児童福祉司が約半数を占めており、政策基礎研究所（2022）によれば、養子縁組に関する相談業務に関わる職員のうち勤務経験が最長の方は、勤務年数が平均4.3年（最小値0年、最大値30年）となっていることからも、どのようにノウハウを蓄積していくかが課題である。今回の児童相談所・民間あっせん機関アンケート調査では、独自に明文化した手引き等があるのは児童相談所の約2割にとどまっていたが、インタビュー調査では、独自のマニュアルを児童相談所や都道府県内の児童相談所で作成しているケースがあり、有効な取り組みだと考えられる。

出自を知る権利を保障する観点からは、前述の通り、養子や養親候補者、実方の父母等の情報も含めた養子縁組に関する記録の作成、保管、開示、アクセス支援に関する体制整備も望まれる。「子どもが養子縁組するまでに関与するのは、児童相談所や民間あっせん機関、児童福祉施設だけでなく、里親支援機関、家庭裁判所、医療機関、警察、自治体など、様々な機関が考えられる。（中略）各機関が管理する記録の保存期間は一律でなく、出自を知るために情報の開示請求をしようと思った時に、記録によっては保存期間が経過し、処分されてしまっているという状況が生じうる」（日本財団、2022）との指摘もあることから、公的な機関を創設し、記録を一元的に管理する必要性もあると考えられる。

また、養親及び民間あっせん機関への経済的支援については、インタビュー調査で複数の児童相談所及び民間あっせん機関から指摘があった。その中でも養親候補者が民間あっせん機関に支払う手数料については、養親希望者手数料負担軽減事業を実施していない自治体も多く、民間あっせん機関であっせんを受ける養親候補者の経済的な支援に自治体間で格差がある。民間あっせん機関であっせんを希望する養親候補者に対し、その機会が平等に保障されるよう、養親候補者の手数料負担軽減は全ての自治体で実施することも検討されるべきである。さらに、民間あっせん機関は、養親候補者が支払う手数料等が運営の原資の一つとなっており、継続的、安定的な財源の確保が難しい側面がある。中でも障害や医療的ケア等の特別なケアニーズがあるケースの支援では、十分な支援をするためには養親候補者や民間あっせん機関に経済的な負担が生じることが課題となっている。一方で、こうしたケースでは可能な限り早く子どもの養育環境を整えられるよう、成立前後の養子縁組家庭への訪問や、医療機関・行政窓口への同行支援等が生じるため、支援にかける時間のほか、障害・医療等に関する専門的な知識、組織内でのノウハウ蓄積等が必須となっている。このような事実を考慮したうえで、国による民間あっせん機関への支援の強化が必要である。

## 第 VIII 章 特別養子縁組推進のための主な課題への対応策（案）と 取り組み事例

本章では、各種調査を通じて抽出した課題から、自治体、児童相談所及び民間あっせん機関において取りうる対応策（案）と取り組み事例をまとめた。



特別養子縁組推進のための  
主な課題への対応策（案）と取り組み事例



## I. 選択肢として特別養子縁組を検討するケースの判断基準

- ・ パーマネンシー保障を前提として児童相談所が相談援助活動を行うにあたっては、まずは家庭復帰に向けた努力を最大限に行う必要があり、それが困難と判断された場合は、親族・知人による養育（親族里親、養育里親や養子縁組）を検討し、さらには特別養子縁組を検討し、これらが子どもにとって適当でないと判断された場合には、里親等への委託や児童福祉施設等への措置を検討することが児童相談所運営指針に定められている。
- ・ しかし、実際のケースワークにおいては実方の父母や子どもの状況等も多様であることから、実家庭での養育や親族・知人による養育が困難であっても、選択肢として特別養子縁組を検討するかどうかは機関やケースにより判断が異なっている。その結果、本来は検討されるべきケースが俎上に載らず、長期の施設措置となっているケース等もあると考えられる。平成29年度児童養護施設入所児童等調査(厚生労働省, 2018)によれば、小学1年～中学3年の児童養護施設入所児童で、今後の見通しが「自立まで現在の児童養護施設で養育」とされているのは全体の57.5%で、そのうち家族との交流がない児童が26.3%という結果もある。
- ・ また、援助方針の検討に当たっては、現在の子どもと家庭の状況のみならず、18歳以降の自立生活を含めて、子どもに永続的かつ安定した養育環境を保障する視点での検討が重要であり、子どもが18歳になった時点においても親子関係再構築が達成される見込みが極めて低い場合には、援助方針を検討する項目の一つとして特別養子縁組を積極的に組み入れること（児童相談所運営指針）とされている。検討に当たり年齢ごとに留意すべき点は、児童相談所運営指針「表－5 特別養子縁組のあっせん手続における子どもの年齢ごとの留意点」を参照されたい。なお、ここでは、「親子関係再構築が達成される見込みが極めて低い場合」とは、家庭復帰が極めて困難な場合を指す。

図表 VIII-1 選択肢として特別養子縁組を検討する場合のフロー

### 実家庭での養育が困難と考えられるケース

#### 子どもや家庭の状況を踏まえたうえで、子どもの最善の利益となる方針を検討

- ✓ 現在の子どもと家庭の状況のみならず、18歳以降の自立生活を含めて、子どもに永続的かつ安定した養育環境を保障する視点での検討が重要（児童相談所運営指針）
- ✓ 子どもが18歳になった時点においても親子関係再構築が達成される見込みが極めて低い場合には、援助方針を検討する項目の一つとして特別養子縁組を積極的に組み入れること（児童相談所運営指針）

①親族・知人  
による養育※

②特別養子縁組

③里親等への委託

④児童福祉施設等  
への措置

※児童相談所運営指針によれば、親族・知人による親族里親、養育里親や養子縁組のこと

調査やアセスメント等を経て、援助方針を決定

児童相談所運営指針をもとに作成

- ・ さらに、児童相談所運営指針においては、下記のようなケースでは、特に特別養子縁組を検討すべきとされている。なお、「家族再統合が極めて困難」なケースとは、家庭復帰が極めて困難なケースが想定される。

**<特に特別養子縁組を検討すべきケース>**

- 売児
- 保護者が死亡し又は養育を望めず他に養育できる親族等がいない子ども
- 新生児・乳幼児であって長期的に実方の父母の養育が望めない子ども
- 長期間にわたり親との交流がない子ども
- 虐待等の理由で親子分離された後の経過からみて家族再統合が極めて困難と判断された子ども

- ・ 児童相談所では、現在または18歳以降に家庭復帰が極めて困難と考えられるケースについて、支援の初期段階で選択肢として特別養子縁組の方針を取るべきかを検討するとともに、施設や里親等に措置された後も、子どもや家庭の状況等は変化することから、養子縁組を含めて、定期的に援助方針を再検討する必要がある。その際、新生児や養親候補者が見つかりづらい年齢といった子どもの年齢のみを理由として、養子縁組を検討しないことは避けるべきである。
- ・ 実方の父母に対しては、施設や里親等に措置をしている間に実方の父母との交流が途絶えたり、行方不明になったりして同意の確認ができなくなる事態も想定し、児童相談所から、予めケース開始時に選択肢として特別養子縁組に関する説明をしておくことも有効である。また、養子縁組の同意が取れない場合でも養育里親への委託に対する同意を取得しておき、養育里親として育てるなかで実方の父母の状況や意向が変わった際に養子縁組の同意を取るようにする工夫も可能である。
- ・ とりわけ6歳以上の子どものケースで選択肢として特別養子縁組を検討する場合、子どもの意向確認に向けた特別養子縁組に関する説明及び子どもへの意思・同意確認の留意点については、令和3年9月1日付け子家発0901第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知「特別養子縁組制度の改正を踏まえた年齢要件の緩和及び手続の改正に係る事例に関する留意事項について」（以下、「法改正通知」という。）を、養子縁組検討から成立後までの支援プロセスについては、後述の事例1及び事例2を参考にされたい。
- ・ 民間あっせん機関は、児童の父若しくは母又は児童の父母以外の者であって児童についての監護の権利を有するものから児童のための養子縁組のあっせんの申込みがあったときは、正当な理由がなければ、その申込みに係る契約の締結を拒んではならないこと（法第25条第1項）とされており、児童のために養子縁組が必要な可能性があるケースにおいては、丁寧に相談を受ける必要がある。
- ・ また、民間あっせん機関においては、実方の父母等からの養子縁組に関する相談を起点として支援を開始するケースも多いと考えられるが、児童の父母等が養子縁組に関し意思決定を行う前に、その経済的な問題や子育ての問題を解決するための児童相談所、福祉事務所等による公的な支援を受けながら自ら養育することができる可能性や、自ら養育しない場合に児童の里親委託等の選択肢をとり得る可能性について説明を行うこと（法施行通知第2のIIIの1の(1)）とされており、養子縁組に限らず、児童の最善の利益となる方法が選択されることが望ましい。

- ・ 児童相談所及び民間あっせん機関では、あっせんの各段階でその都度、実方の父母等から書面で同意を得ることが適當とされている（児童相談所運営指針、法第 27 条第 1 項から第 9 項及び「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則」（平成 29 年厚生労働省令第 125 号。以下、「法施行規則」という。）第 13 条第 1 項）が、事前の相談時における実方の父母等の発言等から、将来的に連絡が取れなくなり、同意を得ることが困難になる可能性が高い場合には、各段階の同意を事前に得ておくことも認められる（指針第二の二（二））。
- ・ 特別養子縁組の成立に係る民法第 817 条の 6 に規定されている父母の同意については、家庭裁判所調査官による事実の調査を経た上で家庭裁判所に書面を提出してされたもの又は審問の期日においてされたものであることとされており、実方の父母の同意書が取得できない場合には、家庭裁判所調査官による事実の調査で同意がされることや、家庭裁判所の審問で同意がされることも考えられる。なお、親権者でない場合も、ケースワーク上、できる限り同意は得ておくことが適當である。
- ・ 民法第 817 条の 6 ただし書きでは、実方の父母の同意について「父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない」とされているが、これらの要件に該当することが認められる事例は僅少であり、厚生労働省（2017）によれば、「父母がその意思を表示することができない場合」で 38 件、「父母の同意がない場合で、父母による虐待、悪意の遺棄である場合」で 17 件、「その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合」で 23 件となっている。「同意が確認できない事例はもとより、不同意の事例に対しては、その親が引き取れる見込みがほとんどないと判断される場合でも、児童相談所は消極的になってしまふ」（岩崎,藤林, 2017）との指摘もある通り、適切な養育が明らかに期待できないようなケースであって、児童の最善の利益のために特別養子縁組が必要と考えられる場合でも、実方の父母の同意がなければ、児童相談所や民間あっせん機関が申立を躊躇してしまうという課題がある。

#### 事例 1：養育里親のもとで育つ子ども（6 歳）に養親候補者を探して縁組が成立したケース

- ・ 乳児期から養育里親のもとで育ち、就学前に家庭復帰する予定だったが、実家庭の状況が整わず、支援方針を特別養子縁組に切り替えた。それまで育ててきた養育里親は高齢だったこともあり、特別養子縁組が難しく、児童相談所で養親候補者を探すことになった。
- ・ 子どもは年齢的に、納得いかない気持ちや養育里親から離れる不安も抱えていたと思うが、とても理解のある候補者が見つかった。養親候補者との交流では、最初は子どもに養親候補であることは伝えず、関係性を作りながら徐々に伝えていった。養子縁組家庭への移行期間は、養育里親も養親候補者も協力して子どもを丁寧にケアし、2 世帯で外泊するという交流も行った。マッチングから養育が移行するまでは 8 ヶ月程度かかった。
- ・ 子どもが 6 歳の時に養親候補者に委託し、無事縁組が成立した。実方の父母との交流はないが、養育してきた養育里親の方は、これからも祖父母のような存在として会いたい時は会えることを本人に伝えている。節目節目で、LINE で写真を送ったり電話をしたりしている。
- ・ 支援の留意点として、高年齢児の委託の場合は、養親候補者との関係づくりは、より子どものペースに合わせることが求められる。子どもに対しては、委託時に生い立ちの整理も含めた丁寧な説明をすること、委託後も必要に応じて一緒に整理し続けることが大事である。養親に対しては、予想

される子どもの言動とそれに対する理解・求められる対応等、中途養育の難しさを事前に伝え、マッチング時から成立後も、地域も含めたオープンな支援体制を整えることが重要である。

#### 事例2：実家庭で育つ子ども（8歳）に養親候補者を探して縁組が成立したケース

- 民間あっせん機関の相談窓口に、実親（ひとり親）から実親自身の病気を理由に、8歳の子どもについて特別養子縁組を希望する旨の連絡があった。実親と子どもの状況を確認し、病院のソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター等と連携して支援を行い、子どもにとっての特別養子縁組の必要性や妥当性について慎重に検討した。
- 子どもと養親候補者の交流後に、子どもの意向を確認し、養親候補者が養育を開始することとなった。養親候補者は夫婦でよく考えて、両親にも相談して受け入れを決めたようだった。当機関は、子どもと実親が電話で交流するための日程調整や、実親からの病状報告、養親候補者からの子育て報告を受けてそれぞれ支持的に対応し、縁組が成立した。縁組成立後も養親から月1回の成長報告を出してもらっている。
- 実親と子どもは、縁組成立後も連絡・交流を希望していた。子どもの生活が大きく変わったため、子どもが安定するためにも連絡・交流が必要だと判断し、2ヶ月に1回は電話で会話をしたり、クリスマスと誕生日には、子どもにプレゼントを贈ったりしている。
- 支援の留意点として、実親と養親それぞれに、より丁寧に対応することによって、安定的な子育て環境の構築を支援することが重要である。実親との電話連絡やプレゼントのやりとりも可能にすることで、実親の孤独感も徐々に軽くすることができたようである。実親、養親候補者の双方が遠隔地に住んでいるため、それに頻繁な家庭訪問が難しかったことは課題であった。今後、子どもが成長するに連れて様々な思いを抱く可能性があり、引き続きの支援が必要であると見込んでいる。

## II. 児童相談所長による申立の活用

- 児童相談所運営指針においては、実方の父母が、養育の見込みがないにもかかわらず、特別養子縁組に同意しない場合やその意思がたびたび変わる場合、意思を示さない場合などには、児童相談所長による申立を検討することとされている。
- 児童相談所長が申立人または参加人として関与することが必要なケースとしては、以下のようなケースが想定されている（法改正通知の3）。

#### ＜児童相談所長の申立人としての関与が必要なケース＞

- 実親の同意が取りづらい、また翻意の懸念があるケース
- 実親と対立しているケース
- 実親が行方不明になる懸念があるケース
- 実親の不適切な養育状況について立証が必要なケース
- 養親候補者の住所を実親に知られたくないケース

- 養親候補者が決まっていないケース
- 特別養子縁組以外に支援方針が考えられないケース

**<児童相談所長の参加人としての関与が必要なケース>**

- 養親候補者が申立てをした後に、実親が翻意したケース
- 実親の翻意の懸念があるケース
- 虐待・ネグレクトなど、実親の不適切な養育の立証が必要なケース

- ・ できるだけ早期に子どもの養育環境を安定させる意味でも、上記のようなケース等では、児童相談所長申立の活用が望まれる。法改正通知によれば、「特別養子縁組の申立てをすべて児童相談所長による申立てとしている児童相談所もあり、上記のようなケース以外でも、児童相談所が特別養子適格だと考えたものは、児童相談所長が申立てをして差し支えない」とされており、令和4年9月時点の調査では1割弱の児童相談所が全件児童相談所長申立の方針を採っている。
- ・ 児童相談所長が参加人として手続きに参加し、申立人ら（養親）が把握困難な実方の父の事情を説明する資料を裁判所に提出し、それに依拠して民法817条の6ただし書きを適用する判断がなされた判例もある（名古屋家裁令和3年2月26日審判家庭の法39号68頁）。
- ・ 令和4年9月時点の調査では、児童相談所で2021年度に申立てをしたケースにおける、養親候補者に委託されてから養子縁組の申立てを行うまでの期間は、「6ヶ月以上1年未満」が34.6%で最も多いが、より長期となる1年以上から10年以上までのケースも存在している。長期の里親委託となっているケースで、様々な事情から養親候補者が申立てを迷っている場合等には、丁寧なソーシャルワークを継続しながら、特別養子縁組を含め、子どもにとって最善の方法を模索するほか、実方の父母の同意が取得できないことが申立ての障壁となっている場合には、児童相談所長申立てを積極的に活用すべきである。
- ・ 児童相談所長申立てとするメリットとしては、早期に安定した家庭で子どもの養育環境を構築することができること、試験養育期間の6ヶ月を待たずに申立てができるため養親候補者の心理的負担が減ること、養親が実方の父母と対立して養育状況を立証しなくてよいこと、申立てのタイミングについて養親候補者と相談して決定できること、実方の父母の健康保険料・保護者負担金等の金銭的負担が減ること等が挙げられる。デメリットとして、多少の業務負担の増加があることから、件数が大幅に増えるような場合は、職員体制の整備と両輪で検討がなされることが望ましい。加えて、養親候補者が決まっていない段階で、児童相談所長が第一段階の申立てを行う場合でも、特別養子適格の確認の審判の確定後は6ヶ月以内に養親候補者が第二段階の申立てを行う必要がある点に留意すべきである。
- ・ 民間あっせん機関においても、上記のようなケースでは、児童相談所に児童相談所長申立ての相談を行うことが考えられるが、児童相談所は受理したケースでないと対応が難しいため、予め児童相談所の担当者に状況説明を行い、実方の父母と面会してもらうことや関係者会議等を開いておくことが考えられる。

### III. 自機関で適切な養親候補者が見つからない場合の対応

- 児童相談所における、自機関内で適切な養親候補者が見つからない場合の対応としては、管外の児童相談所や民間あっせん機関との連携を含め、養親の確保などに継続的に取り組むこと（児童相談所運営指針）とされており、都道府県内の児童相談所はもちろん、他の都道府県や民間あっせん機関への相談・連携が求められている。
- 自機関及び都道府県内の児童相談所でも適切な養親候補者が見つからない場合は、子どもや養親候補者への訪問が必要であること等を考慮し、少なくとも近隣の都道府県への相談を行うべきである。なお、ケースによっては、近隣の都道府県ではない方が適当な場合があることには留意が必要である。また、自機関で登録されている養親候補者に対して、定期的に養育可能な子どもの年齢等についての意向を調査し、可能性のある候補者にまずは打診をすることも有効である。
- 民間あっせん機関においても、可能な限り日本国内において児童が養育されるよう、児童相談所や他の民間あっせん機関と連携して日本国内在住の養親希望者を探す（指針第一の三）こととされており、児童相談所等の他機関と連携して養親候補者を探すことが求められる。
- さらに、児童相談所が民間あっせん機関から連携協力を求められた場合、児童相談所は、管内において養親希望者を探すなど、可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、協力すること（児童相談所運営指針）とされている。
- 一定年齢以上の子どもや障害児、医療的ケア児、外国にルーツを持つ子ども等の特別なケアニーズがあるケースでは、自機関内で養親候補者を探すことが難しい場合が少なくなく、成立後も関係機関が協力して支援することが必要な場合がある。そうしたケースにおいても児童相談所及び民間あっせん機関の連携・情報共有が重要であり、互いの強みを活かして円滑な連携を行うためにも、連携様式や方法について「民間あっせん機関及び児童相談所の連携のための手引きについて」（令和2年7月3日付け子家発0703第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）を活用されたい。具体的なケースが発生する前から、予め組織内で連携に対する認識統一を図るとともに、連携を想定した支援フローや体制を検討すべきである。
- なお、民間あっせん機関のみならず、児童相談所においても、児童に兄弟姉妹がいる場合は可能な限り同一の家庭又は家庭における養育環境と同様の養育環境において養育がなされるようにするなど、配慮が必要（法施行通知第2のIの3の(1))とされていることにも留意が必要である。
- また、児童相談所及び民間あっせん機関は、外国にルーツを持つ子どもの養子縁組にあたっては、児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的な背景について、十分な考慮を払うもの（児童の権利に関する条約第20条第3項）とされていることを踏まえて養親候補者の選定を行う必要がある。

#### 事例3：児童相談所が、里親支援と子ども支援を近隣の児童相談所と分担して進めたケース

- 片方の親が外国籍の子どもで、管内で養子縁組を検討したが、養親候補者が見つからなかった。そこで、A自治体に相談して養親候補者を紹介してもらった。
- A自治体の児童相談所の担当者とは顔見知りであり、県内で様々な連絡をする中で、外国籍（養子の片方の親と同じ国籍）の夫婦が里親登録をされたということを聞いていた。A自治体では、里親

研修も通訳の方に同席してもらい対応していたとのことである。

- ・ 初めに A 自治体の児童相談所の担当者に、電話でケースの概要を伝え、資料を見てもらうように依頼し、援助方針の資料で必要な箇所だけを共有した。最終的に、養親候補者はこの夫婦しかいないということになり、A 自治体の担当者同席のもと、養親候補者に説明をしにいった。A 自治体の乳児院に入所している子どもだったため、里親支援は里親登録のある A 自治体、子ども支援は当所が行うという役割分担で支援し、特別養子縁組が成立した。

#### 事例 4：児童相談所による、里親への意向調査を踏まえた打診の取り組み

- ・ 県内の児童相談所では、毎年、里親へ意向調査を実施している。内容は、希望する子どもの年齢、受託可能な期間、縁組希望か、実方の父母との交流の対応の可否、障害への対応が可能かどうか等である。意向調査に詳しい事情や最近の家庭状況までは反映されていないため、実際に委託の打診を行う前には、電話等でも丁寧に話を聞いている。
- ・ 里親登録時の家庭訪問からは時間が経っている里親もいるため、しばらくぶりに家庭の様子を見せてほしいと言って訪問し、家庭の状況を確認してから、打診をするという工夫を今後考えている。
- ・ また、毎月の里親支援会議で、里親の一覧表をもとに、意向調査の結果や子どもの年齢、性別、特性、過去に打診を断った履歴等を踏まえて受託の可能性がありそうな里親を検討し、打診する里親を決めている。新生児の場合は、緊急会議を行っている。

## IV. 縁組成立後の継続支援

### (1) 相談及び当事者交流支援

- ・ 児童相談所は、養子縁組の成立後においても、その求めに応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと、また縁組成立後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による援助を継続することとし、定期的に子どもの生活状況を確認するとともに、養親から相談に応じるなどの援助を行うこと（児童相談所運営指針）とされている。
- ・ 民間あっせん機関は、養子縁組の成立後において、養子となった者、養親となった者又は養子となった者の実父若しくは実母を支援するため、その求めに応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めること（法第 33 条）、またこうした支援は、養子縁組の成立の日から 6 月が経過するまではもとより、それ以後も継続的に行わなければならないこと（法施行通知第 2 の III の 11 の(1)) とされている。
- ・ 一方で、児童相談所で養子縁組をした場合、成立後半年以降は基本的には児童福祉司指導等が解除となるため、里親会に入っていない、あるいはその自治体で里親登録を継続しない養子縁組家庭は児童相談所との接点がなくなり、支援が難しくなる課題がある。民間あっせん機関で縁組をした家庭も同様に、児童相談所との接点がなかつたり、転居をしたりすると支援が途切れてしまう恐れがある。

- ・遠隔地の養親候補者に養子縁組をあっせんした場合には、定期的・継続的な支援が困難である場合も考えられるため、養子縁組の成立前から、養親候補者の居住地を管轄する児童相談所等の関係機関と養親候補者との関係作りを行い、養子縁組の成立後も継続的に支援が行えるような体制を整えなければならない（法施行通知第2のIIIの11の(1)）とされているように、長期的な視点による継続的な支援体制づくりが必要とされている。
- ・養子縁組の支援に対する養子・養親アンケート調査結果によれば、必要となる支援は時間の経過や子どもの成長段階によって変化することが明らかとなった。児童相談所において、養子縁組家庭にアンケート調査を実施して当事者ニーズを把握し、それをもとに必要とされている支援を優先的に提供している事例もある。
- ・養子縁組家庭の交流等の支援においては、自治体は、縁組成立後の児童の生活が最善のものとなるよう、自機関で養子縁組をした家庭かどうかにかかわらず、地域で生活する養子縁組家庭を支援対象に含めることが望まれる。民間あっせん機関からのあっせんケースの場合や、自治体を超えた転居等によって、地域で養子縁組家庭同士の交流の機会を得ることが困難となって孤立する場合もあり、問題が生じる前からピアでの関係構築をサポートすることが重要である。また、そのために、当事者団体が継続して活動できるよう、経済的支援や情報発信等への協力も期待される。

#### **事例5：児童相談所による養子縁組家庭へのニーズ調査及び調査結果を踏まえたサロンの取り組み**

- ・2021年度から年1回、特別養子縁組成立後の養親子を対象とした「特養サロン」（参加者：15名程度）を行っている。当事者のニーズに合った縁組成立後支援を行うためには、直接当事者に聞く必要があると考え、事前に養親子に対するアンケート調査を実施した。
- ・当児童相談所であっせんした92世帯に対して電話で意向を確認し、協力可能な42世帯にアンケート調査を郵送し、32世帯から回答を得た。いきなり調査票を送ると困る方もいるだろうと思い、電話で名乗る場合も児童相談所とは言わないようにしたり、記録に残っている養父母の名前を伝えたり、できるだけ配慮して問い合わせた。
- ・養子に対しては、まずは養親に意向を確認したところ、協力すると回答した養親が19名おり、結果的に11名の養子（小学生から社会人）から回答を得られた。就学前の子どもにも対面で調査をしたいと思っていたが、コロナの感染拡大により控えることになった。
- ・アンケート調査の結果としては、養子も養親も同じ立場の人と話せる場が欲しいという回答が多くかった。地域には里親サロンもあるが、特別養子縁組に特化している訳ではなかった。
- ・1年目にアンケート調査結果を取りまとめて、その結果を踏まえて2年目からサロンを開催するようにした。真実告知を悩まれている方も多くいたので、今年度は、真実告知についての話をする場づくりと、これから真実告知をする方に向けたロールプレイを実施した。

#### **事例6：他機関で縁組をした家庭を含む、養子縁組家庭を対象とした自治体による当事者交流支援**

- ・2016年より、特別養子縁組を前提とした里親、縁組成立後の養親、民間あっせん機関から子どもを委託された養子縁組家庭を対象に、特別養子縁組の親の会を行っている。
- ・いすれは乳児院に主催してもらう前提で、最初は地区里親会（児童相談所内）事務局で立ち上げた。自治体内で、養子縁組を前提として子どもを養育している家庭や、縁組が成立した家庭に来てもら

い、養親ならではの悩み、真実告知、保育園・幼稚園に入る時にどうするか、ママ友との妊娠期間の話の時にどう答えるか等をざっくばらんに話せる会である。

- 最近はコロナ禍で集まれない時期が続いているが、年3回くらい活動がある。乳児院から対象家庭にお知らせし、希望者が参加する。子どもの年齢は未就学が多い。
- 里親登録がない方は接点がないため、つながることが難しいが、里親登録をしている方は、別の機関であっせんを受けても里親会を通じて連絡ができる。里親会の行事やサロンの案内と併せて、親の会を紹介している。里親登録を途中で解除した方も、一度親の会に入っていれば、案内は継続するようになっている。
- 立ち上げの経緯は、特別養子縁組の件数が増えてきたこともある。縁組が成立すると措置解除となり、その後の様子がなかなか追えなくなるが、悩みや相談したいことはあるため、当事者同士の会があった方がよいと考えた。

## (2) 出自を知る権利の保障

- 養子、養親及び実方の父母における出自を知る権利の保障について、児童相談所運営指針では、児童記録票の永年保存<sup>1</sup>が定められている。民間あっせん機関では、養子縁組あっせん事業に係る業務の全部を廃止するまで帳簿を保存しなければならないこと（法第18条及び法施行規則第7条第3項）、また法第16条第1項の規定により法第6条第1項の許可を取り消されたとき、法第12条第2項の規定による許可の有効期間の更新を受けなかったとき又は養子縁組あっせん事業を廃止しようとするときは、帳簿を都道府県知事又は他の民間あっせん機関に引き継がなければならない<sup>2</sup>（法第19条第1項）とされている。児童の権利に関する条約においても、「できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」ことが第7条に定められている。
- さらに、民間あっせん機関は、養子縁組あっせんを受けて養子となった児童の出自を知る権利について、養子となった児童から、自らの出自に関する情報を知りたいとの相談があった場合には、丁寧に相談に応じた上で、当該児童の年齢その他の状況を踏まえ、自らの出自に関する情報を提供するのに適切なタイミングであるか否か等について、適切な助言を行いつつ対応しなければならない（指針第五の二）とされている。
- 児童相談所及び民間あっせん機関は、原則として養子や養親候補者、実方の父母等の情報を含む全ての養子縁組に関する記録を残し、適切な方法で保管すべきである。実父母等のプライバシーに配慮しつつ、養子となった児童の出自を知る権利を保障するため、具体的に記録すべき項目等は「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった児童に関する記録の保有及び当該児童に対する情報提供の留意点について」（令和3年3月26日付け子家発0326第1号厚生労働

<sup>1</sup> 法第19条第1項の規定により民間あっせん機関から帳簿を引き継いだもの、法第32条第1項及び第2項の規定により報告を受けたもの並びに法第32条第3項の規定により届け出を受けたものを児童相談所で保存する場合を含む（児童相談所運営指針）。

<sup>2</sup> 帳簿の引継ぎを受けた民間あっせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、その帳簿を保存しなければならない（法第19条第2項）。

省子ども家庭局家庭福祉課長通知)を確認されたい。実方の父母等に対して、記録に必要な情報の聞き取りが難しいケースもあり、児童相談所及び民間あっせん機関は、どのタイミングで何を聞くか等、支援プロセスに即した記録方法を検討する必要がある。

- ・ なお、永年保存の対象となっていない児童記録票綴等に、記録すべき情報や記録が望まれる情報が含まれている可能性があることから、前述の通知にある様式の活用が必要である。
- ・ また、記録の開示については、養子、養親及び実方の父母からの問い合わせを受けた際に対応できるよう、具体的な手順を児童相談所及び民間あっせん機関内で予め確認しておくことが必要である。
- ・ 記録へのアクセスについては、養子及び養親が出自に関する情報を得ようと思う年齢には個人差があり、ライフイベント等によって自らのルーツに関心を持つこともある。取得したい内容も養子、養親によって実に多様であることから、希望するタイミングで適した情報にアクセスできるよう、縁組成立時に、記録へのアクセスが可能であることの周知が必要である。記録へのアクセス支援の拡充も求められており、あっせんを受けた機関にかかわらず、得たい情報の整理のほか、出自に関する情報と接した時や、希望する情報が得られなかった時の心の揺れを想定したカウンセリング等の支援が提供されることが望ましい。
- ・ 縁組成立後に養親が真実告知をしないケースがあること、またそうしたケースへの対応の難しさについては、度々指摘されるところである。出自を知る権利の保障は児童相談所も担うべきとの考え方から、児童相談所を通じて真実告知をする事例も存在するほか、成立後の継続指導中に真実告知の準備を行い、必要に応じて成立から半年以降も継続指導したり、あるいは真実告知の相談があれば新規の相談ケースとして受理して支援したりするといった取り組みも行われている。措置をした機関が最も養子縁組に関する情報を有しており、真実告知の重要性を伝えるだけでなく、児童相談所及び民間あっせん機関が真実告知の具体的な段取りや伝え方等を支援することが求められている。
- ・ 加えて、「子どもの出自を知る権利保障のあり方については、単に事実情報を断片的に伝えるのではなく、子どもの年齢に応じた方法で幼児期からストーリーでもって伝える必要があり、真実告知やライフストーリーワークを含めた内容として理解されてきた。そうしたことが子どものアイデンティティや自尊感情など生きていく上での土台を形成する」(林, 2017)という指摘もある通り、援助プロセスにおいては、子どもが段階的に自身の生い立ちを理解できるよう支援することが重要である。このように、出自を知る権利を保障する目的のもと、児童相談所及び民間あっせん機関が真実告知等を支援するにあたっては、法改正通知に記載されている留意事項を参照されたい。
- ・ さらに、実方の父母やきょうだい、祖父母等の家族との交流が子どもの利益になると考えられる場合は、交流方法として手紙や写真等のやり取りをすることが考えられるが、その際事前に取り決めを行うことも有効である。また、子どものアイデンティティ形成にとって重要な交流をどのように行うべきかについては、子どもの実方の父母に対する気持ちを否定せず、子どもの立場で判断する必要がある。児童相談所及び民間あっせん機関においては、縁組成立前から継続的な交流を念頭に置いた支援が検討されることが望ましく、そのための体制整備が欠かせないだろう。

#### 事例7：民間あっせん機関による実家庭との交流支援の取り組み（1）

- 当団体が実家庭と養親縁組家庭の間に入る形で支援を行っている。実家庭との連絡は主にLINEでしており、郵便物やメールでやり取りする家庭もいくつかある。
- やりとりの頻度も決めており、連絡・交流を希望した場合は、審判が確定するまでは多くて月1回、審判確定後は誕生日とクリスマスとしている。交換するものや送り方も細かく決めており、1年目は1,000円以内のもの、それ以降は封筒に入るサイズの小さいものとしている。細かく決めている理由は、きょうだいで同じ家庭に委託された場合に、きょうだいで差がないようにしていることや、実方の父母が高価な物を送ってきてしまうこともあること等がある。
- やりとりの方法については養子縁組時に、実方の父母にも養親にも書面で署名・捺印をしてもらっている。贈り物も当団体を通してやり取りしており、手紙の内容も確認するようにしている。

#### 事例8：民間あっせん機関による実家庭との交流支援の取り組み（2）

- 実家庭との連絡・交流は、基本的に双方の間に当団体が入るようにしている。具体的な方法として、手紙や贈りもの等のやりとりは当団体を通して郵送し、手紙はこちらで内容を確認させてもらうので封をしないようにとお願いしている。
- やりとりの頻度は、家庭によって異なっており、毎年必ず誕生日やクリスマスに贈りものをされる方もいる。きょうだいがいる場合、どちらにも送ってきててくれる方もいるが、上の子どもには届くが、下の子には届かないということもあるのは悩ましい。抱えている問題がそれぞれ異なるためである。実方の父母にやりとりの希望を伺うと、ケースによるが、多くの場合は希望する。
- やりとりの過程では、今後のために丁寧に記録に残すようにしている。これまでも、手紙があればコピーを取って保管している。やりとりの方法もLINE、電話、メール等個々に違う。送ったあとには、送りっぱなしにせず、当団体からどうでしたかと聞くようにしており、その返事を相手にも伝えるようにしている。そうすると、双方ほっとされる。その際に、当団体から近況を聞いたり、相手方の状況を伝えたりもしている。やりとりの費用は、個々に請求することはせず、会費や寄付金で賄っている。気持ちがある方は交流をずっと続けている。
- やりとりを楽しみにしている子どももあり、実方の父母もそれを励みにしていることもあるため、こうした想いに応えられるように対応していきたいと感じている。

## V. 支援体制の整備

### (1) 支援体制の強化

- 令和4年9月時点の調査によれば、里親担当者数は1-3名の児童相談所が最も多い。「児童相談所は児童虐待相談対応の急激な増加により、緊急対応を求められる児童虐待相談がまずは優先され、里親委託や施設入所した子どもの保護者援助を通した家庭復帰支援が後手に回ってしまう傾向」（影山, 2021）があるという指摘もある通り、児童相談所の支援体制の強化は不可欠である。

- ・児童相談所において、特別養子縁組に関する業務は、マッチングや縁組成立後の支援も含め、他の業務とは異なる知識や経験が求められるものが少くない。林ら（2014, 2015）の報告でも指摘されているように、「常勤職員が一貫して業務に専念できる体制が望ましい。（中略）長期での勤務が可能となるよう、専門職化することが必要」であり、全ての児童相談所に特別養子縁組支援担当の児童福祉司を配置することも検討されるべきである。
- ・児童相談所・民間あっせん機関の特別養子縁組の年間成立件数にはばらつきがあり、実績の少ない機関では支援経験が少なく、専門性の向上が難しいことが推察される。そこで、支援ノウハウを蓄積する方法の一つとして、養子縁組の手順や注意点をまとめた独自マニュアルや養親候補者・実方の父母への説明内容を記した資料等の作成が挙げられる。都道府県内の児童相談所や医療機関との連携の可能性を見据え、こうしたマニュアルを事前に共有しておき、認識統一を図ることも有効である。
- ・赤尾・ロング（2017）によれば、特に妊娠期からの相談支援においては、「多くの女性が複数の課題を同時に抱えているために、1つの窓口やリソースだけでは対応できないことが多く、複数の窓口やリソースを連携させた支援計画を組む必要がある（中略）複数の担当窓口や医療機関、民間支援機関と細やかにやり取りをしつつ、必要な支援をコーディネートする力のある専門職チームが必要」だとされており、児童相談所及び民間あっせん機関においても、他機関と協力体制をとりながらチームで対応することが必要である。生まれてくる子どもはもちろん、実方の父母にとっても最善の選択ができるよう、ニーズや状況に応じて、養子縁組に関する意思決定支援や養子縁組の制度に関する情報提供、自ら養育することになった場合のきめ細やかな支援等が求められている。
- ・また、妊娠期からの相談支援は、利用者にとってアクセスしやすい方法や時間帯で提供されることが望ましく、対面や電話のみならず、SNSやメール等の方法で、且つ夜間にも利用できるようにする等の拡充が必要である。
- ・障害や医療的ケア等の特別なケアニーズがあるケースに限らず、自機関で適切な養親候補者が見つからない場合や、民間あっせん機関で児童を養親候補者に委託する前に一時的な養育が必要となった場合等、養子縁組の支援においては、児童相談所及び民間あっせん機関の連携が欠かせない。互いの強みを活かせるよう、ケースの相談を行う際には、できるだけ負担を軽減できるような手続きや連携のあり方と一緒に模索することが重要である。
- ・円滑な連携の前提として、児童相談所と民間あっせん機関の信頼関係の構築が必要であることが指摘されており（HITOTOWA, 2020）、地域ブロック単位で、児童相談所の里親担当者並びに民間あっせん機関及び養子縁組家庭の支援を行うフォースタッキング機関の担当者等を対象とした研修会を実施することができる。具体的には、本報告書に掲載している事例等を用いたケーススタディや、各機関の好事例・対応が難しかった事例等の共有を行うことで、ケースが発生する前から担当者同士の関係構築を行うことができる。
- ・今後、里親支援センターが児童福祉施設として位置付けられることにより、里親への支援は拡充することが想定される。これまで、養子縁組家庭への支援は、里親支援機関や乳児院、児童相談所等が行う場合があったが、制度の移行に伴って、養子縁組家庭が対象から漏れることがないよう、どこが主体となって支援を担うかは自治体ごとに検討することが望まれる。

#### 事例9：新生児の養子縁組のマニュアルを各児童相談所職員が協働で作成、活用している取り組み

- 特別養子縁組制度の改正前に、マニュアルを作成した。それまでは他自治体が作成しているものを実務の参考にしており、「こういうものがあったらいい」という担当者同士の会話から、作成につながった。特別養子縁組は、たまたまケースを担当しない限り、未経験の方が多かった。
- 作成した理由は、せっかく実務で支援しているなら、ケースが終わって忘れてしまうのではなく、同様のケースがあった際にケースワークで生じることを予め想定し、見通しを持って支援できるようにしたいと考えたことである。
- 内容は、時系列で里親にしてもらうこと、児童相談所が気をつけるべきことを理解できるように構成し、事例も各職員の経験を集約し明文化して盛り込んだ。特別養子縁組がよくわからないから選択しない、ということが起こらないようにしたかった。
- 平成29年度に製作を始め、各児童相談所の担当者との編集会議を何度も開き、章立てを検討したり、半年くらいで分担して原稿作成をしたりした。各章の副題でどんな場面の支援を指しているのか分かりやすいように体裁を整え、言葉遣いの統一等もして、1年程度で完成させた。
- 所内での活用状況としては、養子縁組の話が出ると、サポートブックを読むようにしている。実際に特別養子縁組を支援した経験があり、流れを掴んでいる職員はたまに見る程度だが、初めて経験する職員も多いため、その場合は一通り読んで全体を確認するようにしている。今後、法改正に合わせて内容の更新を検討している。

#### 事例10：児童相談所が独自のマニュアルを作成し医療関係者とも共有している取り組み

- 当所では新生児里親委託マニュアルを作成している。きっかけは、他自治体から新生児里親委託の研修の案内があり、それに参加したことだった。それまでは、新生児は乳児院で受け入れてもらうことしかなかったが、里親委託ができたらいいと考えるようになった。
- その翌年に未成年の実母が育てられないケースがあり、当該自治体にマニュアルを提供してもらったり、いろいろ聞いたりして新生児を里親委託した。当該年度に3ケースくらい新生児委託があり、それを一緒にサポートしていた保健師が当該自治体に習ってやり方をまとめた。現在もそれを手直ししながら使用している。
- すべてのケースでマニュアル通りにやっているという訳ではなく、縁組成立前に里親と実母が会うケースもあれば、実母が出産してから数日子どもと過ごすケースもある。まったくマニュアル通りに進めるのではないか、基本的な流れとして事前のカンファレンスで医療関係者にも配って共有している。県内の大きな病院の多くは、新生児委託と一緒に取り組んだ経験がある。

## (2) 経済的支援の拡充

- 特別養子縁組の成立前後においては、養親候補者に経済的な負担が生じるケースが少くないことが課題となっている。例えば民間あっせん機関のケースで養親候補者が支払う手数料のほか、障害があるケースや医療的ケアが必要なケースの医療費、原則として1歳以降の子どもの縁組の場合に育児休業が取得できること、縁組成立まで保育園に入れず養親候補者が仕事を辞めざるを得ない場合があること等が挙げられる。

- ・ 児童相談所のケースでは、里親登録の方法によって、児童が委託された後も養親候補者に里親手当が支給されない自治体もある。また、申立をした時点で里親手当の対象ではなくなるとしている場合、養子縁組の申立を行い、その後申立が取り下げとなった際にも、養親候補者に申立期間中の経済的負担が生じることが想定される。児童相談所であっせんを希望する養親候補者への経済的支援の拡充は、自治体間で差が生じないように進められるべきである。

## 第 IX 章 資料編

### 1. 参考文献

- ・ 赤尾 さく美 , ロング 朋子 (2017) 民間養子縁組機関による実親支援と養子縁組. 子どもの虐待とネグレクト, 19(1)=49:2017.5 p.16-22
- ・ 赤木 拓人 , 新保 幸男 (2017) 特別養子縁組における「子の福祉」に関する研究 : 公刊された裁判例の分析から. 子ども家庭福祉学 (17):2017.11 p.62-75
- ・ 阿久津 美紀 (2021) 自らを証明するため、知るための記録：各国の状況から日本の特別養子縁組の記録と記録管理を考える. 養子縁組と里親の研究: 新しい家族(64):2021 p.44-50
- ・ 新たな社会的養育の在り方に関する検討会 (2017) 第 8 回 参考資料 3 「特別養子縁組に関する調査結果について<平成 28 年 12 月 9 日現在>」
- ・ 安藤 茜子 (2020) 特別養子縁組を行った家族への支援の取り組み : 真実告知を通して生い立ちの整理を考える. 社会福祉研究(139):2020.12 p.82-89
- ・ 石崎 優子 , 古川 恵美 , 池田 友美 , 柳本 嘉時 , 竹中 義人 , 金子 一成 (2020) 里親制度への医療機関の理解度と里親・養親が小児医療従事者に望むこと. 日本小児科学会雑誌 124(5):2020.5 p.870-875
- ・ 磯谷 文明 (2020) 特別養子縁組制度の課題 : 実務の視点から. 論究ジュリスト (32):2020.冬 p.26-33
- ・ 岩崎 美枝子 , 藤林 武史 (2017) 特別養子縁組の機会保障をめぐって. 子どもの虐待とネグレクト 19(1)=49:2017.5 p.45-53
- ・ 梅澤 彩 (2018) 特別養子縁組法制の再検討 子の福祉の観点から. 社会と倫理 (33):2018 p.103-117
- ・ 小川 多鶴 (2019) 特別養子縁組 : 民間事業者の現場から. 月報司法書士 (570):2019.8 p.18-28
- ・ 小川 多鶴 (2021) 民間あっせん団体から見た特別養子縁組支援とその実際. ケース研究 2021(2)=342:2021.10 p.76-111
- ・ 奥田 安弘 (2014) 特別養子縁組に対する実親の同意時期に関する考察 : ドイツ民法の立法理由を手がかりとして. 比較法雑誌 47(4)=168:2014 p.1-27
- ・ 外務省「児童の権利に関する条約 全文」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html> (Retrieved 2023.3.6)
- ・ 影山 孝 (2021) 子どもの福祉実現のための特別養子縁組制度の改正について. ケース研究, 2021(2)=342:2021.10 p.45-75
- ・ 川村 隆子 (2012) 「子のため」の特別養子縁組 : 民法改正との関連において. 名古屋学院大学論集 48(4):2012 p.55-69
- ・ 川村 隆子 (2015) 児童福祉施設における特別養子縁組の実態調査と今後への課題. 名古屋学院大学論集 51(4):2015 p.159-171

- ・ 川村 隆子 (2016) 特別養子縁組における試験養育期間に関する一考察. 法政論叢 52(2):2016 p.81-94
- ・ 喜友名 菜織 (2017) 児童福祉型の他児養育制度としての特別養子縁組の展望(1)民法 817 条の 6 と同条の 7 を巡る判断枠組み. 早稲田法学会誌 68(1):2017 p.179-232
- ・ 喜友名 菜織 (2018) 児童福祉型の他児養育制度としての特別養子縁組の展望(2・完)民法 817 条の 6 と同条の 7 を巡る判断枠組み. 早稲田法学会誌 68(2):2018 p.151-206
- ・ 喜友名 菜織 (2019) 特別養子縁組における実親の位置付けと縁組同意に関する考察(1)ドイツ未成年養子制度の運用を手掛かりに. 早稲田法学 95(1):2019 p.197-239
- ・ 喜友名 菜織 (2020) 特別養子縁組における実親の位置付けと縁組同意に関する考察(1)ドイツ未成年養子制度の運用を手掛かりに. 早稲田法学 95(2):2020 p.163-195
- ・ 喜友名 菜織 (2021) 特別養子縁組制度と積み残された課題. 法学セミナー66(8)=799:2021.8 p.21-28
- ・ 窪田 充見 (2021) 特別養子制度について. ケース研究 2021(2)=342:2021.10 p.3-44
- ・ 厚生労働省 (2017) 第 8 回 新たな社会的養育の在り方に関する検討会 参考資料 3 「特別養子縁組に関する調査結果<平成 29 年 12 月 8 日>」 <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000148774.pdf> (Retrieved 2023.3.6)
- ・ 厚生労働省 (2018) 平成 29 年度児童養護施設入所児童等調査
- ・ 厚生労働省 (2022) 令和 4 年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料 参考資料 1 「児童相談所関連データ」 <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000991941.pdf> (Retrieved 2023.3.6)
- ・ 鮫島 浩二 (2014) 特別養子縁組. 周産期医学 44(1):2014.1 p.123-128
- ・ 白井 千晶 (2014) 妊娠葛藤・子の養育困難にある女性の養子に出す意思決定プロセスと公的福祉：特別養子縁組で子を託す女性の語りから. 和光大学現代人間学部紀要(7):2014.3 p.55-75
- ・ 鈴木 淳 , 山田 貴子 , 橋本 幸 (2016) 特別養子縁組の取組を通じての考察. 児童相談紀要(48):2016 年度 p.12-14
- ・ 政策基礎研究所 (2022) 特別養子縁組成立後の支援のあり方に関する調査研究報告書. 令和 3 年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書
- ・ 徳永 祥子 (2017) 特別養子縁組と「知る権利」：養子・養親・実親(アダプション・トライアングル)を視野にいれて. 子どもの虐待とネグレクト 19(1)=49:2017.5 p.23-28
- ・ 富田 庸子 (2020) 研究の動向(42)「子どものため」の養子縁組：特別養子縁組の動向. 日本家政学会誌 71(1)=657:2020 p.49-56
- ・ 中安 恒太 , 伊東 享子 (2017) 日本における特別養子縁組の現状：こうのとりのゆりかごを参考に. 共生科学研究 (13):2017 p.86-95
- ・ 中辻 潔 (2018) 特別養子縁組あっせん機関との連携における医療ソーシャルワーカーの役割と課題. 大阪社会福祉士(24):2018.3 p.2-10
- ・ 名古屋家庭裁判所令和 3 年 2 月 26 日審判 家庭の法と裁判(39):2022.8 p68-71
- ・ 日本財団 (2022) 養子縁組記録の適切な取得・管理及びアクセス支援に関する研究会報告書

- ・ 野辺 陽子 (2020) 特別養子縁組から見えてきた「多様な親子」と支援の課題.福祉社会学研究(17):2020 p.51-66
- ・ 林 浩康, 他 (2014, 2015)国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーイングを考慮したその実践手続きのあり方に関する研究. 厚生労働科学研究補助金政策科学総合研究事業
- ・ 林 浩康 (2017) 要保護児童を対象とした養子縁組の現状とその課題. 子どもの虐待とネグレクト 19(1)=49:2017.5 p.8-15
- ・ 林 浩康 (2019) 特別養子縁組制度の改正と実践上の課題. 社会福祉研究(136):2019.10 p.2-10
- ・ 東山 巳奈子 , 福島 ひとみ , 萩田 和秀, 神崎 真姫, 赤井由紀子 (2013) 親になる過程への支援 : 特別養子縁組の事例検討. ペリネイタルケア 32(11)=426:2013.11 p.1108-1114
- ・ HITOTOWA (2020) 養子縁組あっせんにおける民間あっせん機関と児童相談所との連携や情報共有のあり方に関する調査研究報告書. 令和元年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書
- ・ HITOTOWA (2021) 特別養子縁組制度の改正を踏まえた年齢要件の緩和及び手続の改正に係る事例に対する支援のあり方に関する調査研究報告書. 令和2年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書
- ・ 平林 浩一 (2020) 里親委託等を推進するための指標の在り方に関する考察. 厚生の指標 67(1)=1043:2020.1 p.29-34
- ・ 星野 寛美 (2014) 予期しなかった妊娠・出産・子育てに対しての相談 : 特別養子縁組制度を選択肢に含めたアプローチ. 関東連合産科婦人科学会誌 51(1):2014 p.137-142
- ・ 牧野 千春 (2017) 我が国における社会的養護の現状と課題 : 里親制度・特別養子縁組を中心に. レファレンス (798):2017-07
- ・ 丸山 あけみ (2018) 養子縁組支援の推進に関する一考察. ユマニテク短期大学紀要(1):2018.3 p.108-118
- ・ 森崎 智恵子 (2021) 民間との協働事例から考える特別養子縁組. 地域保健 52(2):2021.3 p.48-52
- ・ 山口 敦士 (2020) 特別養子縁組制度の改正. 論究ジュリスト(32):2020.冬 p.18-25
- ・ 由井 秀樹 (2013) 不妊治療を経て特別養子縁組を選択した患者の経験 : 特別養子縁組成立までのプロセスに着目して. 保健医療社会学論集 23(2):2013 p.49-58
- ・ 萬屋 育子 (2014) 児童相談所による特別養子縁組前提の新生児里親委託. 周産期医学 44(1):2014.1 p.119-122
- ・ ロング 朋子 (2019) 新生児特別養子縁組の実際 : 縁組三者のこころの揺れに伴走する. こころの科学(206):2019.7 p.27-31
- ・ ロング 朋子 (2020) 民間あっせん機関における特別養子縁組の実践と課題 : 特に児童相談所との連携を視野にいれて. ソーシャルワーク研究 46(3)=183:2020.Aut p.209-215

## 2. アンケート調査票

---

令和4年度（2022年度）子ども・子育て支援推進調査研究事業  
**「特別養子縁組推進のための環境整備に関する調査研究」に係る  
アンケート調査（児童相談所用）**

◇調査へのご協力のお願い◇

この調査票は、全国の児童相談所の方々に、特別養子縁組制度に関する取り組みの現状や環境整備に関する課題等についてお伺いするものです。

ご回答の際は、あてはまる選択肢に「○（マル）」をプルダウンで選択いただくか、具体的な数値、用語等をご記入ください。数値を記入する設問で、該当なしは「0（ゼロ）」を、わからない場合は「-」をご記入ください。（ただし、個票入力シートについては、各設問の回答方法をご参照ください。）

特に断りのない場合は、2022年（令和4年）9月1日時点の状況についてご記入お願いします。

回答結果を公表する際は、統計的に処理した上で、回答者が特定されないように加工します。

回答終了後、2022年10月14日（金）までにファイル名の「団体名」の部分に貴所名を記入いただき、PDF等に変換せずにExcelファイル形式にて、送信をお願い致します。【送信先：kodomosouken@hitotowa.jp】

設問	回答欄		
<b>■ 貴所の概要について教えてください。</b>			
1	貴所の正式名称及び貴自治体名をご記載ください。	正式名称 自治体名	
2	この調査票のご回答内容について、調査事務局より照会させていただくことがあります。その場合のご担当者名とご連絡先をご記載ください。	ご担当者名 電話番号 メールアドレス	
3	貴所の職員体制のうち、里親担当者の人数についてご記入ください（数値記入）。	里親担当者数（合計） うち、非常勤の里親担当者数 うち、常勤の里親担当者数 うち、常勤専任数 うち、常勤兼任数	人 人 人 人 人
<b>■ 養子縁組に関する実績について教えてください。</b>			
4	2021年度に、特別養子縁組の申立が1件以上ありましたか。（選択はひとつ、「ある」の場合は数値記入） ※自機関があっせんをしたケースのみ	ない ある →申立て数	→設問5へ 件
4(1)	4で回答した「申立て数」について、各ケースの詳細を、本Excelファイルの【個票入力シート】にご記入ください。		
5	2021年度に、特別養子縁組を検討したものの中立に至らなかったケースがありますか。（選択はひとつ、「ある」の場合は数値記入）	ない ある →件数	→設問6へ 件
		1.児童の障害・疾病により養親候補者が見つからなかったため 2.児童が高年齢で養親候補者が見つからなかったため 3.里親や施設等、他の養育方法の方が適していると判断したため	件

	<b>5で「ある」と回答した方にお伺いします。</b>	4.実方の父母の同意が得られなかつたため	件	
5(1)	<b>申立に至らなかったケースについて、その主な理由の内訳を教えてください。（数値記入）</b>	5.実方の父母が同意を撤回したため	件	
		6.実方の父母以外の親族が反対したため	件	
		7.きょうだいが一緒に委託される方が望ましい状況だったため	件	
		8.縁組成立前の養育でマッチングがうまくいかなかったため	件	
		9.児童が養子縁組を希望しない意向・意思を示したため	件	
		10.その他  (具体的に)	件	
6	<b>特別養子縁組を前提として里親委託をしたもの、養育が困難となり、2021年度に措置変更となったケースがありますか。（選択はひとつ、「ある」の場合は数値記入）</b>	ない		
		ある →件数	件	

■ 制度改正に関する実績や取組について教えてください。

7	<b>申立をした年度にかかわらず、2020年度及び2021年度に、特別養子縁組の成立が1件以上ありましたか。（選択はひとつ、「ある」の場合は数値記入）</b> ※自機関があっせんをしたケースのみ	ない		→設問8へ
		ある →2020年度の成立件数	件	
7(1)	<b>7で「ある」と回答した方にお伺いします。</b> <b>2020年度及び2021年度に、15歳以上の年齢で特別養子縁組が成立したケースがありますか。（選択はひとつ、「ある」の場合は数値記入）</b>	→2021年度の成立件数	件	→設問7(1) へ
		ない		
	<b>【付問A】7(1)で「ある」と回答した方にお伺いします。</b> <b>15歳以上の年齢で申立をした経緯と、申立をしたことについて「やむを得ない事由」があるとして裁判所から認められた理由を教えてください。（複数ケースある場合は最大3件まで記入）</b>  【記入例】経緯：幼児期より里親委託をしていましたが、実方の父母との面会交流がなくなっていました。里親との普通養子縁組を検討していたところ、法改正により15歳で申立が可能となった。 やむを得ない事由：旧法により15歳までに特別養子縁組の申立がされなかつたことはやむを得ない事由にあたると判断された。里親家庭で長く安定して育っていたこともポイントだった。	ある →件数	件	→付問Aへ
		経緯 ケース1 やむを得ない事由		
		経緯 ケース2 やむを得ない事由		
		経緯 ケース3 やむを得ない事由		
		経緯 ケース3 やむを得ない事由		

8	<p><u>2020年度及び2021年度に、児童相談所長による申立を行いましたか。（選択はひとつ、「はい」の場合は数値記入）</u></p>	いいえ		→設問9へ 件へ
		はい →申立件数		
8(1)	<p><u>8で「はい」と回答した方にお伺いします。</u>  <u>そのうち、特定の養親候補者が見つかっていない状況で申立を行った件数を教えてください。（数値記入）</u></p>		件	
8(2)	<p><u>8で「はい」と回答した方にお伺いします。</u>  <u>児童相談所長による申立とした主な理由の内訳を教えてください。（数値記入）</u></p>	1.特別養子縁組はすべて児相長申立の方針としているため 2.実方の父母の同意が得られなかつたため 3.実方の父母に翻意の懸念があったため 4.実方の父母と対立があったため 5.実方の父母が行方不明、もしくは行方不明になる懸念があったため 6.実方の父母の不適切な養育状況について立証が必要だったため 7.養親候補者の住所を実方の父母に知られたくないため 8.養親候補者が申立に負担を感じていたため 9.申立の時点で養親候補者が決まっていなかったため 10.その他  (具体的に)	件	
9	<p><u>特別養子縁組制度の改正に関して、貴所において行った取組を教えてください。（選択はいくつでも）</u></p>	1.特別養子縁組制度の改正に関する支援方法の検討 2.特別養子縁組制度の改正に関する職員研修 3.支援に関する独自マニュアルの作成・変更 4.その他  (具体的に)	件	
		5.特に何もしていない	件	

■ 「縁組成立後支援」の段階における取組について教えてください。

10	<p>令和3年3月26日に厚生労働省より通知された「（子家発0326第1号）民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった児童に関する記録の保有及び当該児童に対する情報提供の留意点について」に記載されている情報項目を活用し、児童、実方の父母、養親候補者の情報を記録していますか。（選択はひとつ）</p>	1.通知を活用して記録している		
		2.通知は知っているが、活用していない・できていない		
		3.通知を知らない		

		1.行っている		
11	特別養子縁組の成立後に、養親または養子と、養子の実方の家族（きょうだい、親族含む）との連絡・交流について、継続支援を行っていますか。（選択はひとつ）	2.ケースによって行っている		
		3.現在行っていないが今後必要に応じて行うことを検討したい		
		4.現在行っておらず今後も行う予定はない		
12	貴所であっせんをしたかどうかにかかわらず、特別養子縁組が成立した養子縁組家庭から、養親子関係に問題が生じて、 <u>2021年度</u> に相談を受けたケースがありますか。（選択はひとつ、「ある」の場合は数値記入）	ない		→設問13へ
12(1)	12で「ある」と回答した方にお伺いします。 どのような相談でしたか。また、相談に対してどんな支援をしましたか。 (複数ケースある場合は最大3件まで記入)	ある →件数		→設問12(1)へ
		ケース 1 児童の年齢（分からない場合は、「-」と記入）	歳	
		支援内容		
		ケース 2 児童の年齢（分からない場合は、「-」と記入）	歳	
		支援内容		
		ケース 3 児童の年齢（分からない場合は、「-」と記入）	歳	
		支援内容		

■ 特別養子縁組の推進にかかるお考えや取組について教えてください。

	1.実方の父母による特別養子縁組希望の意思が明確なケース		
13	2.実方の父母が行方不明で養育が望めないケース		
	3.実方の父母と面会交流が一定期間なく養育が望めないケース		
	4.実方の父母の虐待やネグレクトにより養育が望めないケース		
	5.実方の父母に障害、精神疾患等があり養育が望めないケース		
	6.未婚もしくは父親不明の状況で妊娠しており、実方の父母の養育が望めないケース		
	7.棄児または実方の父母が死亡し他に養育できる親族等がないケース		
	8.その他 (具体的に)		

		1.都道府県内の他の児童相談所に相談する		
14	貴所では、貴所内でマッチングできる養親候補者が見つからない場合、どのように養親候補者を探す必要があると考えますか。（選択はいくつでも）	2.他の都道府県に相談する		
		3.民間あっせん機関に相談する		
		4.養親候補者が見つからなかった場合でも他の機関への相談は想定していない		
15	特別養子縁組の検討基準や支援方法等について、貴所または貴自治体が独自に明文化した手引きやマニュアル、ガイドライン等がありますか。（選択はひとつ）	ない		
		ある →名称		
		※差し支えのない範囲で、調査事務局へ添付ファイルでお送りください。		
16	特別養子縁組に関する支援体制の整備について、貴所が特に工夫して取り組んでいることを教えてください。	自由記述		
17	今後、貴所が特別養子縁組を推進するにあたって、課題となることを教えてください。	自由記述		

## 【個票入力シート】

### ■ご回答時の注意事項

- ・**2021年度に特別養子縁組の申立を行ったケース**についてご回答ください。
- ・きょうだいで1つの申立がある場合は、それぞれケース記入をお願いします。

時点	設問	回答方法	ケース1	ケース2	ケース3	
① ケースの開始時点	実方の母が出産前のケースでしたか。（選択はひとつ） はい／いいえ	ブルダウ ンで選択				
①-A ①で「いいえ」と回答した場合	児童の年齢を教えてください。（数値記入） 歳 ヶ月	数値記入 数値記入				
② 養親候補者に委託される前の時点	養親候補者に委託される前の措置等の形態及び養育場所、養育期間について、 <b>時期がより古い順に記載してください。措置等が3回以上ある場合は、直近から数えて最大3つまで教えてください。</b>					
	1 つ 目	措置等の形態（選択はひとつ） 1.一時保護または一時保護委託／2.措置／3.その他	ブルダウ ンで選択			
	2 つ 目	養育場所（選択はひとつ） 1.実方の父母／2.里親またはファミリーホーム／3.児童養護施設または乳児院／4.一時保護所／5.医療機関／6.その他親族等	ブルダウ ンで選択			
	3 つ 目	養育期間（数値記入） ヶ月	数値記入			
	措置等の形態（選択はひとつ） 1.一時保護または一時保護委託／2.措置／3.その他	ブルダウ ンで選択				
	養育場所（選択はひとつ） 1.実方の父母／2.里親またはファミリーホーム／3.児童養護施設または乳児院／4.一時保護所／5.医療機関／6.その他親族等	ブルダウ ンで選択				
	養育期間（数値記入） ヶ月	数値記入				
	措置等の形態（選択はひとつ） 1.一時保護または一時保護委託／2.措置／3.その他	ブルダウ ンで選択				
	養育場所（選択はひとつ） 1.実方の父母／2.里親またはファミリーホーム／3.児童養護施設または乳児院／4.一時保護所／5.医療機関／6.その他親族等	ブルダウ ンで選択				
	養育期間（数値記入） ヶ月	数値記入				
③	②で回答した3つの養育場所にかかるわらず、本ケースにおける一時保護または一時保護委託の合計期間を教えてください。（数値記入） ヶ月	数値記入				
④	②で回答した3つの養育場所にかかるわらず、本ケースにおける措置の合計期間を教えてください。（数値記入） ヶ月	数値記入				

⑤	養親候補者に委託された時点	児童の年齢を教えてください。（数値記入）	歳	数値記入			
			ヶ月	数値記入			
⑥		養子縁組を前提とした委託でしたか。（選択はひとつ）	はい／いいえ	ブルダウンで選択			
⑦		障害や疾病などの特別なケアニーズがありましたか。（選択はひとつ）	はい／いいえ	ブルダウンで選択			
⑦-A	⑦で「はい」と回答した場合	どのようなケアニーズがあったか教えてください。	自由記述	自由記述			
⑧	特別養子縁組の申立時点	児童の年齢を教えてください。（数値記入）	歳	数値記入			
			ヶ月	数値記入			
⑨		実方の父母の同意がありましたか。（選択はひとつ）	1.あった／2.いずれか一方だけあった／3.なかった（棄児含む）	ブルダウンで選択			
⑩	特別養子縁組の申立以後	現在の状況を教えてください。（選択はひとつ）	1.成立した／2.審理中／3.取り下げとなつた／4.却下となつた	ブルダウンで選択			
⑩-A	⑩で「却下となつた」と回答した場合	却下となつた主な理由を教えてください。（選択はひとつ）	1.実方の父母の同意が得られなかつたため／2.実方の父母が同意を撤回したため／3.実方の父母による子の監護が著しく困難または不適当ではないと判断されたため／4.その他	ブルダウンで選択			
			「4.その他」の具体的な内容	記述			
⑪	本ケースが国際養子縁組※だった場合は、国際養子となつた理由を教えてください。 ※養親候補者のいずれか、または両方が外国籍の場合をさします。		自由記述	記述			

令和4年度（2022年度）子ども・子育て支援推進調査研究事業

「特別養子縁組推進のための環境整備に関する調査研究」に係る  
アンケート調査（民間あっせん機関用）

◇調査へのご協力のお願い◇

この調査票は、全国の民間あっせん機関の方々に、特別養子縁組制度に関する取り組みの現状や環境整備に関する課題等についてお伺いするものです。

ご回答の際は、あてはまる選択肢に「○（マル）」をプルダウンで選択いただくか、具体的な数値、用語等をご記入ください。数値を記入する設問で、該当なしは「0（ゼロ）」を、わからない場合は「-」をご記入ください。なお、**自治体からの事業委託において対応しているケースは除いてご回答ください。**

特に断りのない場合は、2022年（令和4年）9月1日時点の状況についてご記入をお願いします。

回答結果を公表する際は、統計的に処理した上で、回答者が特定されないように加工します。

回答終了後、2022年10月14日（金）までにファイル名の「団体名」の部分に貴機関名を記入いただき、PDF等に変換せずにExcelファイル形式にて、送信をお願い致します。【送信先：kodomosouken@hitotowa.jp】

設問		回答欄	
<b>■ 貴機関の概要について教えてください。</b>			
1	貴機関の正式名称及び許可を受けた自治体をご記載ください。	正式名称（法人格を含む）	
		許可を受けた自治体	
2	この調査票のご回答内容について、調査事務局より照会させていただくことがあります。その場合のご担当者名とご連絡先をご記載ください。	ご担当者名	
		電話番号	
		メールアドレス	
3	貴機関の養子縁組あっせん事業における職員体制をご記載ください。（数値記入）	養子縁組あっせん事業の担当者数（合計）	人
		うち、非常勤の担当者数	人
		うち、常勤の担当者数	人
		うち、常勤専任数	人
		うち、常勤兼任数	人

<b>■養子縁組に関する実績について教えてください。</b>			
4	2021年度に、特別養子縁組の申立が1件以上ありましたか。（選択はひとつ、「ある」の場合は数値記入）	ない	→設問5へ
		ある →申立て数	件 →設問4(1)へ
4(1)	4で「ある」と回答した方にお伺いします。 2021年度に申立てをしたケースについて、申立て時の児童の年齢内訳を教えてください。（数値記入）  ※きょうだいで1つの申立てがある場合、年齢はそれぞれ記入をお願いします。	0歳	人
		1～5歳	人
		6歳	人
		7歳	人
		8歳	人
		9歳	人
		10歳	人
		11歳	人
		12歳	人
		13歳	人
		14歳	人
		15歳	人
		16歳	人

		17歳	人
4(2)  4で「ある」と回答した方にお伺いします。 2021年度に申立をしたケースについて、養親候補者に委託される直前の児童の主な養育場所の内訳を教えてください。（数値記入）	1.実方の父母	件	
	2.医療機関	件	
	3.団体所有施設	件	
	4.認可外保育所やベビーホテル等	件	
	5.ベビーシッター	件	
	6.団体の関係者宅	件	
	7.児童相談所に相談の上、一時保護または一時保護委託	件	
	8.児童相談所に相談の上、措置	件	
	9.その他	件	
4(3)  4で「ある」と回答した方にお伺いします。 国際養子縁組※の申立ケースがありましたか。（選択はひとつ、「ある」の場合は数値記入） ※養親候補者のいずれか、または両方が外国籍の場合をさします。	ない		→設問4(4)へ
	ある →申立て数	件	→付問Aへ
【付問A】4(3)で「ある」と回答したケースについて、国際養子となった理由を教えてください。（複数ケースある場合は最大3件まで記入）	ケース1		
	ケース2		
	ケース3		
4(4)  4で「ある」と回答した方にお伺いします。 申立て数のうち成立した件数、審理中の件数、却下及び取り下げとなった件数の内訳を教えてください。（数値記入）	うち、成立した件数	件	→付問Aへ
	うち、審理中の件数	件	
	うち、却下となった件数	件	→付問Bへ
	うち、取り下げとなった件数	件	
【付問A】4(4)で回答した「成立した件数」について、申立て点で障害や疾病などの特別なケアニーズが判明していた件数の合計を教えてください。（数値記入）		件	
【付問B】4(4)で「却下となった件数」が1件以上あったと回答した方にお伺いします。 その主な理由の内訳を教えてください			
1.実方の父母の同意が得られなかったため		件	
2.実方の父母が同意を撤回したため		件	
3.実方の父母による子の監護が著しく困難または不適当ではないと判断されたため		件	

	い。 (数値記入)	4.その他 (具体的に)	件
5	2021年度に、特別養子縁組を検討したものの申立に至らなかったケースがありますか。（選択はひとつ、「ある」の場合は数値記入）	ない ある →件数	→設問6へ 件 →設問5(1)へ
5(1)	5で「ある」と回答した方にお伺いします。 申立に至らなかったケースについて、その <u>主な理由</u> の内訳を教えてください。 (数値記入)	1.児童の障害・疾病により養親候補者が見つからなかったため 2.児童が高年齢で養親候補者が見つからなかったため 3.里親や施設等、他の養育方法の方が適していると判断したため 4.実方の父母の同意が得られなかっため 5.実方の父母が同意を撤回したため 6.実方の父母以外の親族が反対したため 7.きょうだいが一緒に委託される方が望ましい状況だったため 8.縁組成立前の養育でマッチングがうまくいかなかったため 9.児童が養子縁組を希望しない意向・意思を示したため 10.その他 (具体的に)	件 件 件 件 件 件 件 件 件 件 件
6	特別養子縁組を前提として養親に委託をしたもの、養育が困難となり、 2021年度に委託（養育）先を変更した ケースがありますか。（選択はひとつ、「ある」の場合は数値記入）	ない ある →件数	件

■ 制度改正に関する実績や取組について教えてください。

7	申立をした年度にかかわらず、2020年度及び2021年度に、特別養子縁組の成立が1件以上ありましたか。（選択はひとつ、「ある」の場合は数値記入）	ない ある →2020年度の成立件数 →2021年度の成立件数	→設問8へ 件 →設問7(1)へ 件
7(1)	7で「ある」と回答した方にお伺いします。 2020年度及び2021年度に、15歳以上の年齢で特別養子縁組が成立したケースがありますか。（選択はひとつ、「ある」の場合は数値記入）	ない ある →件数	→設問8へ 件 →付問Aへ

	<p><b>【付問A】7(1)で「ある」と回答した方にお伺いします。</b></p> <p>15歳以上の年齢で申立をした経緯と、申立をしたことについて「やむを得ない事由」があるとして裁判所から認められた理由を教えてください。（複数ケースある場合は最大3件まで記入）</p> <p>【記入例】経緯：幼児期より里親委託をしていたが、実方の父母との面会交流がなくなつた。里親との普通養子縁組を検討していたところ、法改正により15歳で申立が可能となつた。 やむを得ない事由：旧法により15歳までに特別養子縁組の申立がされなかつたことはやむを得ない事由にあたると判断された。里親家庭で長く安定して育つたこともポイントだった。</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">ケー ス 1</td><td>経緯</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>やむを得ない事由</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">ケー ス 2</td><td>経緯</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>やむを得ない事由</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">ケー ス 3</td><td>経緯</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>やむを得ない事由</td><td></td><td></td></tr> </table>	ケー ス 1	経緯			やむを得ない事由			ケー ス 2	経緯			やむを得ない事由			ケー ス 3	経緯			やむを得ない事由												
ケー ス 1	経緯																																
	やむを得ない事由																																
ケー ス 2	経緯																																
	やむを得ない事由																																
ケー ス 3	経緯																																
	やむを得ない事由																																
8	<p><b>2020年度及び2021年度に、第一段階の手続き（特別養子適格の確認）への児童相談所長の関与に係る相談を、児童相談所に行ったケースはありますか（事業委託元は除く）。（選択はひとつ、「ある」の場合は数値記入）</b></p>	<table border="1"> <tr> <td>ない</td> <td></td> <td></td> <td>→設問9へ</td> </tr> <tr> <td>ある →相談件数</td> <td></td> <td></td> <td>件 →設問8(1)へ</td> </tr> </table>	ない			→設問9へ	ある →相談件数			件 →設問8(1)へ																							
ない			→設問9へ																														
ある →相談件数			件 →設問8(1)へ																														
8(1)	<p><b>8で「ある」と回答した方にお伺いします。</b></p> <p><b>児童相談所長による申立としたかった主な理由の内訳を教えてください。（数値記入）</b></p>	<table border="1"> <tr> <td>1.特別養子縁組はすべて児相長申立の方針としているため</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>2.実方の父母の同意が得られなかつたため</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>3.実方の父母に翻意の懸念があつたため</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>4.実方の父母と対立があつたため</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>5.実方の父母が行方不明、もしくは行方不明になる懸念があつたため</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>6.実方の父母の不適切な養育状況について立証が必要だつたため</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>7.養親候補者の住所を実方の父母に知られなかつたため</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>8.養親候補者が申立に負担を感じていたため</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>9.申立の時点で養親候補者が決まっていなかつたため</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>10.その他 (具体的に)</td> <td></td> <td>件</td> </tr> </table>	1.特別養子縁組はすべて児相長申立の方針としているため		件	2.実方の父母の同意が得られなかつたため		件	3.実方の父母に翻意の懸念があつたため		件	4.実方の父母と対立があつたため		件	5.実方の父母が行方不明、もしくは行方不明になる懸念があつたため		件	6.実方の父母の不適切な養育状況について立証が必要だつたため		件	7.養親候補者の住所を実方の父母に知られなかつたため		件	8.養親候補者が申立に負担を感じていたため		件	9.申立の時点で養親候補者が決まっていなかつたため		件	10.その他 (具体的に)		件	
1.特別養子縁組はすべて児相長申立の方針としているため		件																															
2.実方の父母の同意が得られなかつたため		件																															
3.実方の父母に翻意の懸念があつたため		件																															
4.実方の父母と対立があつたため		件																															
5.実方の父母が行方不明、もしくは行方不明になる懸念があつたため		件																															
6.実方の父母の不適切な養育状況について立証が必要だつたため		件																															
7.養親候補者の住所を実方の父母に知られなかつたため		件																															
8.養親候補者が申立に負担を感じていたため		件																															
9.申立の時点で養親候補者が決まっていなかつたため		件																															
10.その他 (具体的に)		件																															
9	<p><b>特別養子縁組制度の改正に関して、貴機関において行った取組を教えてください。（選択はいくつでも）</b></p>	<table border="1"> <tr> <td>1.特別養子縁組制度の改正に関する支援方法の検討</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.特別養子縁組制度の改正に関する職員研修</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.支援に関する独自マニュアルの作成・変更</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.その他</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1.特別養子縁組制度の改正に関する支援方法の検討			2.特別養子縁組制度の改正に関する職員研修			3.支援に関する独自マニュアルの作成・変更			4.その他																					
1.特別養子縁組制度の改正に関する支援方法の検討																																	
2.特別養子縁組制度の改正に関する職員研修																																	
3.支援に関する独自マニュアルの作成・変更																																	
4.その他																																	

		(具体的に)		
	5.特に何もしていない			

■ 「縁組成立後支援」の段階における取組について教えてください。

10	令和3年（2021年）3月26日に厚生労働省より通知された「（子家発0326第1号）民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった児童に関する記録の保有及び当該児童に対する情報提供の留意点について」に記載されている情報項目を活用し、児童、実方の父母、養親候補者の情報を記録していますか。（選択はひとつ）	1.通知を活用して記録している  2.通知は知っているが、活用していない・できていない  3.通知を知らない		
11	特別養子縁組の成立後に、養親または養子と、養子の実方の家族（きょうだい、親族含む）との連絡・交流について、継続支援を行っていますか。（選択はひとつ）	1.行っている  2.ケースによって行っている  3.現在行っていないが今後必要に応じて行うことを検討したい  4.現在行っておらず今後も行う予定はない		
12	貴機関であっせんをしたかどうかにかかわらず、特別養子縁組が成立した養子縁組家庭から、養親子関係に問題が生じて、 <u>2021年度に相談を受けたケース</u> がありますか。（選択はひとつ、「ある」の場合は数値記入）	ない  ある →件数		→設問13へ  件 →設問12(1)へ
12(1)	12で「ある」と回答した方にお伺いします。 どのような相談でしたか。また、相談に対してどんな支援をしましたか。 (複数ケースある場合は最大3件まで記入)	ケー ス1  児童の年齢（分からぬ場合は、「-」と記入）  支援内容	歳	
		ケー ス2  児童の年齢（分からぬ場合は、「-」と記入）  支援内容	歳	
		ケー ス3  児童の年齢（分からぬ場合は、「-」と記入）  支援内容	歳	

■ 特別養子縁組の推進にかかるお考えや取組について教えてください。

	1.実方の父母による特別養子縁組希望の意思が明確なケース  2.実方の父母が行方不明で養育が望めないケース		

		3.実方の父母と面会交流が一定期間なく養育が望めないケース		
13	貴機関では、どのようなケースで選択肢として特別養子縁組を検討することになりますか。（選択はいくつでも）	4.実方の父母の虐待やネグレクトにより養育が望めないケース		
		5.実方の父母に障害、精神疾患等があり養育が望めないケース		
		6.未婚もしくは父親不明の状況で妊娠しており、実方の父母の養育が望めないケース		
		7.棄児または実方の父母が死亡し他に養育できる親族等がないケース		
		8.その他  (具体的に)		
14	貴機関では、自機関内でマッチングできる養親候補者が見つからない場合、どのように養親候補者を探す必要があると考えますか。（選択はいくつでも）	1.児童相談所に相談する  2.他の民間あっせん機関に相談する  3.養親候補者が見つからなかった場合でも他の機関への相談は想定していない		
15	特別養子縁組に関する支援体制の整備について、貴機関が特に工夫して取り組んでいることを教えてください。	自由記述		
16	今後、貴機関が特別養子縁組を推進するにあたって、課題となることを教えてください。	自由記述		

# 養子縁組の支援に関する養子・養親アンケート調査（養子の方用）

メッセージ

この度、株式会社HITOTOWAでは、令和4年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業「特別養子縁組推進のための環境整備に関する調査研究」において、下記の通り、養子・養親の方を対象にアンケート調査を実施させていただきました。

## 1. アンケート調査の名称

養子縁組の支援に関する養子・養親アンケート調査

## 2. 目的

相談対応から縁組成立後の支援について、養子縁組当事者の視点で望ましい支援のあり方を検討すること。

## 3. 調査対象

18歳以上の養子及び、18歳以上の子ども(養子)がいる養親  
※養子・養親のいずれか一方でも回答可能です。

## 4. 調査内容

- (1)回答される方（養子・養親）の属性について
- (2)養子縁組に関する支援について
- (3)真実告知(テリング)や出自に関することについて
- (4)養子縁組の記録について
- (5)養子縁組の制度全体について 等

## 5. 結果の公表方法

集計結果については、当社WEBサイトにて公開いたします  
(令和5年4月予定)。

※頂いた回答は、全て統計的に処理しますので、個々の調査票のご回答が外部に知られることはありません。

※また、無記名の調査となりますので、回答者はこちらではわかりません。

※回答結果を公表する際は、統計的に処理した上で、回答者が特定されないように加工いたします。

### 【回答にあたってのお願い】

○特段の断りがない限り、令和4年10月1日現在の状況についてお答えください。

※本調査設問での「子ども」とは養子の方のことを指します。

○回答の途中で前のページに戻りたい場合は、戻るボタンを押していただくと戻ることが可能です。

今回皆様方からいただいたご回答の一つ一つが、今後の支援の拡充のための極めて有用な資料となります。本調査の趣旨にご理解を賜り、アンケート調査へのご回答を何卒よろしくお願ひ申し上げます。

<本調査に関するお問い合わせ先>

株式会社HITOTOWA 養子縁組に関する調査チーム（担当：西郷・佐藤）

E-MAIL : [kodomosouken@hitotowa.jp](mailto:kodomosouken@hitotowa.jp)

電話：03-4570-1297（受付時間：平日10時～16時）

同意文/ボタン



削除

### 調査への同意

調査目的・内容・結果の公表方法に同意いただける方は、チェックをお願いします。

※チェック後に質問ページが表示されます。質問の途中で回答を止めることも可能です。

同意する

回答する

■ご自身についてお伺いします。

**Q1.** 性別を教えてください。 (選択はひとつ)

- 男性
- 女性
- どちらともいえない
- 回答しない

**Q2.** 現在のご年齢を教えてください。

ご自身のご年齢

 歳

0文字 (半角数字)

**Q3.**

特別養子縁組と普通養子縁組、どちらの制度を利用して養子縁組をしましたか。 (選択はひとつ)

- 特別養子縁組
- 普通養子縁組
- わからない

**Q4.** 養子縁組成立時のご自身の年齢が分かれば教えてください。 (選択はひとつ)

わからない

わかる  
 歳

(半角数字)

■養子縁組に関する支援についてお伺いします。

**Q5.** 養子縁組の仲介をした機関を教えてください。 (選択はひとつ)

児童相談所

医療機関

医療機関以外の民間団体

個人

わからない

その他 (具体的に)

**Q6.**

あなたは、養子縁組の成立後、半年以上経ってから、養子縁組の仲介をした機関に相談したいと思ったことがありますか。 (選択はひとつ)

あった

なかった

わからない

[編集](#) [削除](#)  この質問を表示する条件 “Q6”で“あった”を“選択した”

**Q7.** Q6で「あった」と回答された方にお伺いします。  
それはいつ頃どのような内容でしたか。

いつ頃（例：小学生）

0文字

どのような内容

0文字

[編集](#) [削除](#)  他の選択肢と一緒に選べない選択肢 “どこからも支援を受けていない”

**Q8.**

養子縁組の成立後、縁組に関連して、どのような機関から支援を受けましたか。（選択はいくつでも）

(複数選択)

- 支援を受けたかわからない
- 養子縁組の仲介をした機関
- 機関名はわからない
- 養子縁組の仲介をした機関以外の機関→（具体的な機関名等を教えてください）
- どこからも支援を受けていない

編集 削除  他の選択肢と同時に選べない選択肢 “この支援は受けていない”

編集 削除  この質問を表示する条件 “Q8”で“養子縁組の仲介をした機関”を“選択した”[もしくは]“Q8”で“機関名はわからない”を“選択した”[もしくは]“Q8”で“養子縁組の仲介をした機関以外の機関→（具体的な機関名等を教えてください）”を“選択した”

## Q9.

支援を受けたご経験がある方にお伺いします。

養子縁組の成立後、（養子縁組の仲介をした機関からの支援に限らず）あなたが受けたことがある支援と、その時のあなたの年代について教えてください。（選択はいくつでも）

(複数選択)

就学前	小学生	中学生	高校生等	18歳以上	支援は受けたが年齢はわからぬ	不定期に支援を受けた	この支援は受けていない
			中学卒業後				

①真実告知（テリング）に関する相談



②出自やルーツ探しに関すること



③生い立ちの整理



④他の里親や養子縁組家庭との交流



⑤養子同士の交流



就学前	小学生	中学生	高校生等	18歳以上	支援は受けたが年齢はわからない	不定期に支援を受けた	この支援は受けていない
			中学卒業後				

⑥養父母との関係に関すること



⑦養子縁組家庭のきょうだい・親族との関係に関すること



⑧実方の父母（産みの親）との交流（手紙やメール等での連絡含む）



⑨実方（生まれた家庭）のきょうだい・親族との交流（手紙やメール等での連絡含む）



## Q10.

（養子縁組の仲介をした機関からの支援に限らず）全体として養子縁組成立後の社会的支援は十分だと思いますか。（選択はひとつ）

- 十分だと思う
- どちらかといえば十分だと思う
- どちらかといえば十分ではないと思う
- 十分ではないと思う

**Q11.** Q10で回答した理由を教えてください。

理由

0文字

[編集](#) [削除](#)  他の選択肢と一緒に選べない選択肢 “特にない”

**Q12.** 養子縁組の成立前に、重要なと思う支援はなんですか。 (選択はいくつでも)  
(複数選択)

- 養親への研修
- 他の里親や養子縁組家庭との交流
- 真実告知（テリング）に関する相談
- 実方の父母（産みの親）との交流に関する取り決め
- 養子縁組に関する手続きのサポート
- 子どもの発達面での相談
- わからない
- その他（具体的に）
- 特にない

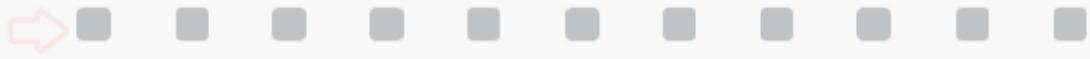
## Q13.

養子縁組の成立後に、重要だと思う支援はなんですか。年代ごとに教えてください。（選択はいくつでも）

(複数選択)

真実告 出自や 生い立 他の里 養子同 養父母 養子縁 実方の 実方（その他 特にな  
知（テ ルーツ ちの整 親や養 士の交 との関 組家庭 父母（生まれ い  
リング 探しに 理 子縁組 流 係に関 のきよ 産みの た家庭  
）に関 関する 家庭と するこ うだい 親）と のき  
する相 こと の交流 と ・親族 の交流 ようだ  
談 との関 （手紙 い・親  
係に関 やメー 族との  
するこ ル等で 交流（  
と の連絡 手紙や  
含む） メール  
等での  
連絡含  
む）

就学前



小学生



中学生



高校生等中学卒業後



18歳以上



## Q14.

Q15で「その他」を選択された方にお聞きします。どの年代に、どのような支援があるといいで  
すか。

どの年代

0文字

どのような支援

0文字

■真実告知（テリング）や出自に関するこ<sub>ト</sub>についてお伺いします。

## Q15. 養子であることを最初に知ったのは、いつごろですか（選択はひとつ）

わからない・覚えていない

自分がだいたい○歳ごろ

 歳

(半角数字)

## Q16. そのことをどのように知りましたか。（選択はひとつ）

養親から

親族から

養子縁組の仲介をした機関から

戸籍で

わからない

その他（具体的に）

**編集 削除**  他の選択肢と一緒に選べない選択肢 “実方（生まれた家庭）の家族で交流がある人はいない”

## Q17.

**実方（生まれた家庭）の家族とあなたのこれまでの交流の経験について教えてください。（選択肢はいくつでも）**

(複数選択)

- 母と交流がある
- 父と交流がある
- きょうだいと交流がある
- 親族と交流がある
- その他（具体的に）
- 実方（生まれた家庭）の家族で交流がある人はいない

編集 削除 ↗

この質問を表示する条件 “Q17”で“母と交流がある”を“選択した”[もしくは]“Q17”で“父と交流がある”を“選択した”[もしくは]“Q17”で“きょうだいと交流がある”を“選択した”[もしくは]“Q17”で“親族と交流がある”を“選択した”

**Q18.** Q17で1つでも「交流がある」と回答された方にお伺いします。

どのような交流方法ですか。（選択はいくつでも）

(複数選択)

- 養子縁組の仲介をした機関を通じて
- 養子縁組の仲介をした機関以外の支援機関を通じて
- 養親を通じて
- ご自身で直接
- その他（具体的に）

編集 削除 ↗

この質問を表示する条件 “Q17”で“母と交流がある”を“選択した”[もしくは]“Q17”で“父と交流がある”を“選択した”[もしくは]“Q17”で“きょうだいと交流がある”を“選択した”[もしくは]“Q17”で“親族と交流がある”を“選択した”

**Q19.** Q17で1つでも「交流がある」と回答された方にお伺いします。

どのような手段でのやりとりですか。（選択はいくつでも）

(複数選択)

- 面会
- 電話
- 手紙
- メール・LINE
- SNS
- その他（具体的に）

**Q20.** ご自身の出自に関する情報を得ようと思ったことがありますか。 (選択はひとつ)

- ない
- ある →初めて得ようと思った時のあなたの年齢○歳ごろ  
\_\_\_\_\_歳  
(半角数字)

**Q21.**

ご自身の出自に関する情報を得ようと実際に試みたことがありますか。 (選択はひとつ)

- ない
- ある →初めて実際に試みた時のあなたの年齢○歳ごろ  
\_\_\_\_\_歳  
(半角数字)

編集 削除 ↗ この質問を表示する条件 “Q21” で “ある →初めて実際に試みた時のあなたの年齢〇歳ごろ” を“選択した”

**Q22.** Q21で「ある」と回答された方にお伺いします。

情報を得るためにアクセスした先をすべて教えてください。 (選択はいくつでも)

(複数選択)

- 児童相談所
- 市役所・区役所等
- 都道府県
- 養子縁組の仲介をした機関
- 児童養護施設
- 乳児院
- SNS
- 裁判所
- その他 (具体的に)

編集 削除 ↗ この質問を表示する条件 “Q21” で “ある →初めて実際に試みた時のあなたの年齢〇歳ごろ” を“選択した”

**Q23.** Q21で「ある」と回答された方にお伺いします。

希望する情報を得ることができましたか。 (選択はひとつ)

- 得ることができた
- 一部得ることができた
- 全く得ることができなかった

[編集](#) [削除](#)  この質問を表示する条件 “Q23” で “一部得ることができた” を “選択した” [ もしくは ] “Q23” で “全く得ることができなかった” を “選択した”

## Q24.

Q23で「一部得ることができた」「全く得ることができなかつた」と回答された方にお伺いします。

一部または全く得ることができなかつた理由を教えてください。 (選択肢はひとつ)

- 情報や記録を保管している機関がわからなかつた
- 情報や記録がない、又は見つからなかつた
- 情報や記録はあったが提供してもらえなかつた
- 情報や記録はあったが希望するものではなかつた
- その他 (具体的に)

[編集](#) [削除](#)  他の選択肢と同時に選べない選択肢 “必要だと考える支援はない”

[編集](#) [削除](#)  回答によって質問をスキップ “Q21” で “ない” を “選択した” [ もしくは ] “Q23” で “得ることができた” を “選択した” スキップ先 “Q25”

## Q25.

出自に関する情報へのアクセスについて、今後どのような支援が必要だと思いますか。 (選択はいくつでも)

(複数選択)

- 情報を探したり、問い合わせたりする際のサポート
- 問い合わせ前後のカウンセリング
- 実方の父母（産みの親）との交流のサポート
- 実方（生まれた家庭）の親族やきょうだいとの交流のサポート
- 情報を一元的に管理する機関の整備
- その他 (具体的に)
- 必要だと考える支援はない

### ■養子縁組の記録についてお伺いします。

厚労省の通知（令和3年3月26日付子家発0326第1号）では、養子となった児童の出自を知る権利を保障するために、養子・養親・実方の父母（産みの親）に関する記録すべき情報項目等が示されていますが、それぞれの立場で記録についてのお考えをお伺いしたいと考えております。

編集 削除  他の選択肢と同時に選べない選択肢 “記録が必要だと思わない”

## Q26.

養子縁組に関する記録として、実方の父母（産みの親）に関して今後どのような情報の記録が必要だと思いますか。（選択はいくつでも）

(複数選択)

- 氏名（ふりがな）
- 生年月日
- 住所
- 国籍
- 本籍地
- 連絡先
- 職業
- 血液型
- 障害
- 健康状態・既往歴（アレルギー情報、遺伝性疾患、体质等を含む。）
- あっせんにかかわった機関名
- 養子縁組の相談の経緯、委託理由
- 子どもへの情報提供に係る同意の有無
- 子どもから実方の父母（産みの親）への連絡の可否に係る希望
- 養親から実方の父母（産みの親）への連絡の可否に係る希望（子どもに重大な疾患があり協力が必要な場合等を含む。）
- 子どもが死亡したときの連絡の希望
- その他（具体的に）
- 記録が必要だと思わない

**編集 削除**  他の選択肢と一緒に選べない選択肢 “記録が必要だと思わない”

## Q27.

養子縁組に関する記録として、養父母に関して今後どのような情報の記録が必要だと思いますか。  
。(選択はいくつでも)

(複数選択)

- 氏名（ふりがな）
- 生年月日
- 住所
- 国籍
- 本籍地
- 連絡先
- 職業
- 勤務先
- 収入
- 健康状態・既往歴(アレルギー情報、遺伝性疾患、体质等を含む。)
- 住居の状況
- 家庭の状況（婚姻の有無を含む。）
- 同居の家族（実子の有無を含む。）
- 養子縁組のあっせんを希望する理由
- その他（具体的に）
- 記録が必要だと思わない

**編集 削除**  他の選択肢と一緒に選べない選択肢 “記録が必要だと思わない”

## Q28.

養子縁組に関する記録として、養子に関して今後どのような情報の記録が必要だと思いますか。

(選択はいくつでも)

(複数選択)

- あっせん時の氏名（ふりがな）
- 養子縁組後の氏名（ふりがな）
- 性別
- 住所
- 国籍
- 本籍地
- 出生日時
- 出生場所（例：病院の名称、「自宅」等）
- 出生時の状況
- 血液型
- 障害
- 健康状態・既往歴（アレルギー情報、遺伝性疾患、体質等を含む。）
- 実方の父母（産みの親）による養子縁組あっせんの申込日
- 子どもの委託開始日
- きょうだいの氏名（ふりがな）
- 成育情報をたどるために必要な子どもの入所等措置歴（措置施設・里親名、連絡先を含む。）
- あっせんに関わった機関名
- 国際的な養子縁組の場合、出国日及び国籍取得日
- その他（具体的に）
- 記録が必要だと思わない

■養子縁組の制度全体についてお伺いします。

**Q29.**

養子縁組をした家庭で育ったことについて、良かったと感じるのはどのような点ですか。

0文字

**Q30.** 養子縁組をした家庭で育ったことについて、困難を感じたのはどのような点ですか。

0文字

**Q31.**

養子縁組に関して必要な支援や現在の制度などについて感じていることがあれば、あなたのお考えをご自由にご記入ください。

0文字

# 養子縁組の支援に関する養子・養親アンケート調査（養親の方用）

メッセージ

この度、株式会社HITOTOWAでは、令和4年度厚生労働省  
子ども・子育て支援推進調査研究事業「特別養子縁組推進  
のための環境整備に関する調査研究」において、下記の通  
り、養子・養親の方を対象にアンケート調査を実施させて  
いただきました。

## 1. アンケート調査の名称

養子縁組の支援に関する養子・養親アンケート調査

## 2. 目的

相談対応から縁組成立後の支援について、養子縁組当事者  
の視点で望ましい支援のあり方を検討すること。

## 3. 調査対象

18歳以上の養子及び、18歳以上の子ども(養子)がいる養親  
※養子・養親のいずれか一方でも回答可能です。

## 4. 調査内容

- (1)回答される方（養子・養親）の属性について
- (2)養子縁組に関する支援について
- (3)真実告知(テリング)や出自に関することについて
- (4)養子縁組の記録について
- (5)養子縁組の制度全体について 等

## 5. 結果の公表方法

集計結果については、当社WEBサイトにて公開いたします  
(令和5年4月予定)。

※頂いた回答は、全て統計的に処理しますので、個々の調  
査票のご回答が外部に知られることはございません。

※また、無記名の調査となりますので、回答者はこちらで  
はわかりません。

※回答結果を公表する際は、統計的に処理した上で、回答  
者が特定されないように加工いたします。

### 【回答にあたってのお願い】

- 特段の断りがない限り、令和4年10月1日現在の状況についてお答えください。
- 養親の方で、18歳以上のお子様（養子）が2人以上いらっしゃる場合、最年長のお子様についてご回答お願い致します。
- ※お子様（養子）ごとに複数回ご回答頂ける場合は、ご負担のない範囲でお2人目以降についてもご回答頂ければ幸いです。
- ※本調査設問での「お子様」とは養子の方のことを指します。
- 回答の途中で前のページに戻りたい場合は、戻るボタンを押していただくと戻ることが可能です。

今回皆様方からいただきご回答の一つ一つが、今後の支援の拡充のための極めて有用な資料となります。本調査の趣旨にご理解を賜り、アンケート調査へのご回答を何卒よろしくお願ひ申し上げます。

#### <本調査に関するお問い合わせ先>

株式会社HITOTOWA 養子縁組に関する調査チーム（担当  
：西郷・佐藤）

E-MAIL : [kodomosouken@hitotowa.jp](mailto:kodomosouken@hitotowa.jp)

電話 : 03-4570-1297（受付時間：平日10時～16時）

同意文/ボタン



削除

#### 調査への同意

調査目的・内容・結果の公表方法に同意いただける方は、  
チェックをお願いします。

※チェック後に質問ページが表示されます。質問の途中で  
回答を止めることも可能です。

同意する

■ご自身についてお伺いします。

**Q1.** 性別を教えてください。 (選択はひとつ)

- 男性
- 女性
- どちらともいえない
- 回答しない

**Q2.** 現在のご年齢を教えてください。

ご自身のご年齢

 歳

0文字 (半角数字)

一番上のお子様のご年齢 (※二番目以降のお子様について回答される場合は、今回回答いただく対象のお子様のご年齢)

 歳

0文字 (半角数字)

### Q3.

特別養子縁組と普通養子縁組、どちらの制度を利用して養子縁組をしましたか。 (選択はひとつ)

- 特別養子縁組
- 普通養子縁組
- わからない

### Q4. 養子縁組成立時のお子様のご年齢が分かれば教えてください。 (選択はひとつ)

- わからない
- わかる  
 歳

(半角数字)

### Q5.

お子様と養子縁組をする際に児童相談所の養子縁組里親に登録していましたか。 (選択はひとつ)

- はい
- いいえ

### Q6.

養子縁組の成立時点でお住まいだった地域から、現在転居していますか。 (選択はひとつ)

- 同じ都道府県内で転居した
- 他の都道府県に転居した
- 転居していない
- わからない

■養子縁組に関する支援についてお伺いします。

**Q7.** 養子縁組の仲介をした機関を教えてください。 (選択はひとつ)

- 児童相談所
- 医療機関
- 医療機関以外の民間団体
- 個人
- わからない
- その他 (具体的に)

**Q8.**

あなたは、養子縁組の成立後、半年以上経ってから、養子縁組の仲介をした機関に相談したいと思ったことがありますか。 (選択はひとつ)

- あった
- なかった
- わからない

[編集](#) [削除](#)  この質問を表示する条件 “Q8” で “あった” を “選択した”

**Q9.** Q8で「あった」と回答された方にお伺いします。  
それはいつ頃、どのような内容でしたか。

いつ頃（例：子どもが小学生）

0文字

どのような内容

0文字

[編集](#) [削除](#)  他の選択肢と同時に選べない選択肢 “どこからも支援を受けていない”

## **Q10.**

養子縁組の成立後、縁組に関連して、どのような機関から支援を受けましたか。（選択はいくつでも）

[複数選択](#)

- 支援を受けたかわからない
- 養子縁組の仲介をした機関
- 機関名はわからない
- 養子縁組の仲介をした機関以外の機関→（具体的な機関名等を教えてください）
- どこからも支援を受けていない

**編集 削除**  他の選択肢と同時に選べない選択肢 “この支援は受けていない”

**編集 削除**  この質問を表示する条件 “Q10”で“養子縁組の仲介をした機関”を“選択した”[もしくは]“Q10”で“機関名はわからない”を“選択した”[もしくは]“Q10”で“養子縁組の仲介をした機関以外の機関→(具体的な機関名等を教えてください)”を“選択した”

## Q11.

支援を受けたご経験がある方にお伺いします。

養子縁組の成立後、（養子縁組の仲介をした機関からの支援に限らず）あなたが受けたことがある支援と、その時のお子様の年代について教えてください。（選択はいくつでも）

(複数選択)

就学前	小学生	中学生	高校生等	18歳以上	支援は受 けたが年 齢はわか らない	不定期に 支援を受 けた	この支援 は受け ていない
			中学卒業 後				

①真実告知（テリング）に関する相談



②出自やルーツ探しに関すること



③生い立ちの整理



④他の里親や養子縁組家庭との交流



⑤養子同士の交流



就学前	小学生	中学生	高校生等	18歳以上	支援は受けたが年齢はわからない	不定期に支援を受けた	この支援は受けていない
			中学卒業後				

⑥お子様との関係や養育に関するこ



⑦お子様の発達や障がいに関するこ



⑧お子様の健康（家族歴含む）に関するこ



⑨お子様の学校生活等に関するこ



⑩ご自身の家族や親族との関係に関するこ



就学前	小学生	中学生	高校生等	18歳以上	支援は受けたが年齢はわからない	不定期に支援を受けた	この支援は受けていない
			中学卒業後				

⑪お子様の実方の父母（産みの親）との交流（手紙やメール等での連絡含む）



⑫お子様の実方（生まれた家庭）のきょうだい・親族との交流（手紙やメール等での連絡含む）



[編集](#) [削除](#) ↓ 回答によって質問をスキップ “Q10”で“支援を受けたかわからない”を“選択した”[もししくは]“Q10”で“どこからも支援を受けていない”を“選択した”スキップ先“Q12”

## Q12.

(養子縁組の仲介をした機関からの支援に限らず) 全体として養子縁組成立後の社会的支援は十分だと思いますか。 (選択はひとつ)

- 十分だと思う
- どちらかといえば十分だと思う
- どちらかといえば十分ではないと思う
- 十分ではないと思う

## Q13. Q12で回答した理由を教えてください。

理由

0文字

編集 削除  他の選択肢と一緒に選べない選択肢 “特にない”

**Q14.** 養子縁組の成立前に、重要だと思う支援はなんですか。 (選択はいくつでも)  
(複数選択)

- 養親への研修
- 他の里親や養子縁組家庭との交流
- 真実告知（テリング）に関する相談
- 実方の父母（産みの親）との交流に関する取り決め
- 養子縁組に関する手続きのサポート
- お子様の発達面での相談
- わからない
- その他（具体的に）
- 特にない

## Q15.

養子縁組の成立後に、重要だと思う支援はなんですか。年代ごとに教えてください。（選択はいくつでも）

(複数選択)

真実 出自 生い 他の 養子 お子 お子 お子 ご自 お子 お子 その 特に  
告知 やル 立ち 里親 同士 様と 様の 発達 健康 学校 家族 実方 実方 (生  
(テ ーツ の整 や養 の交 の関 癒や障 (家 生活 や親 の父 (ま  
リンク) 探し 理 子縁 組家 庭と 養育 がい 族歴 等に 族と 母 (ま  
に関する こと の交 流 する する ) に 関する に 関する に 関する に  
する こと と ) と ) と ) と ) と ) と ) と ) と ) と ) と ) と )  
相談

まれた家庭)  
のきょう  
の交流 (だい  
手紙 (親族と  
やメールの交  
等での連絡 (手紙  
やメールの連絡  
含む) やメールの連絡含む)

就学前



小学生



中学生



高校生等中学卒業後



18歳以上



## Q16.

Q15で「その他」を選択された方にお聞きします。どの年代に、どのような支援があるといいで  
すか。

どの年代

0文字

どのような支援

0文字

■真実告知（テリング）や出自に関するこ<sub>ト</sub>についてお伺いします。

## Q17. お子様に養子であることを最初に伝えたのは、いつごろですか（選択はひとつ）

- わからない・覚えていない
- 今も伝えていない
- お子様がだいたい○歳ごろ

(半角数字)

**Q18.** Q17で「今も伝えていない」以外を選択された方にお伺いします。  
そのことをどのように伝えましたか。（選択はひとつ）

- 養親から
- 親族から
- 養子縁組の仲介をした機関から
- 戸籍で
- その他（具体的に）

[編集](#) [削除](#)  他の選択肢と同時に選べない選択肢“実方（生まれた家庭）の家族で交流がある人はいない”

**Q19.**

お子様の実方（生まれた家庭）の家族とあなたのこれまでの交流の経験について教えてください。（選択はいくつでも）

[\(複数選択\)](#)

- 母と交流がある
  - 父と交流がある
  - きょうだいと交流がある
  - 親族と交流がある
  - その他（具体的に）
- 実方（生まれた家庭）の家族で交流がある人はいない

[編集](#) [削除](#) → この質問を表示する条件 “Q19”で“母と交流がある”を“選択した”[もしくは]“Q19”で“父と交流がある”を“選択した”[もしくは]“Q19”で“きょうだいと交流がある”を“選択した”[もしくは]“Q19”で“親族と交流がある”を“選択した”

**Q20.** Q19で1つでも「交流がある」と回答された方にお伺いします。

どのような交流方法ですか。（選択はいくつでも）

(複数選択)

- 養子縁組の仲介をした機関を通じて
- 養子縁組の仲介をした機関以外の支援機関を通じて
- ご自身で直接
- その他（具体的に）

[編集](#) [削除](#) → この質問を表示する条件 “Q19”で“母と交流がある”を“選択した”[もしくは]“Q19”で“父と交流がある”を“選択した”[もしくは]“Q19”で“きょうだいと交流がある”を“選択した”[もしくは]“Q19”で“親族と交流がある”を“選択した”

**Q21.** Q19で1つでも「交流がある」と回答された方にお伺いします。

どのような手段でのやりとりですか。（選択はいくつでも）

(複数選択)

- 面会
- 電話
- 手紙
- メール・LINE
- SNS
- その他（具体的に）

**Q22.** お子様の出自に関する情報を得ようと思ったことがありますか。 (選択はひとつ)

- ない
- ある →初めて得ようと思った時のお子様の年齢○歳ごろ  
[ ] 歳  
(半角数字)

### Q23.

お子様の出自に関する情報を得ようと実際に試みたことがありますか。 (選択はひとつ)

- ない
- ある →初めて実際に試みた時のお子様の年齢○歳ごろ  
 歳  
(半角数字)

改ページ

編集 削除 ↗ この質問を表示する条件 “Q23” で “ある →初めて実際に試みた時のお子様の年齢○歳ごろ” を “選択した”

### Q24. Q23で「ある」と回答された方にお伺いします。

情報を得るためにアクセスした先をすべて教えてください。 (選択はいくつでも)

(複数選択)

- 児童相談所
- 市役所・区役所等
- 都道府県
- 養子縁組の仲介をした機関
- 児童養護施設
- 乳児院
- SNS
- 裁判所
- その他 (具体的に)

[編集](#) [削除](#)  この質問を表示する条件 “Q23” で “ある →初めて実際に試みた時のお子様の年齢〇歳ごろ” を“選択した”

**Q25.** Q23で「ある」と回答された方にお伺いします。  
希望する情報を得ることができましたか。 (選択肢はひとつ)

- 得ることができた
- 一部得ることができた
- 全く得ることができなかった

 改ページ

[編集](#) [削除](#)  この質問を表示する条件 “Q25” で “一部得ることができた” を“選択した” [ もしくは ] “Q25” で “全く得ことができなかった” を“選択した”

**Q26.** Q25で「一部得ることができた」「全く得ことができなかった」と回答された方にお伺いします。  
一部または全く得ることができなかった理由を教えてください。 (選択肢はひとつ)

- 情報や記録を保管している機関がわからなかった
- 情報や記録がない、又は見つからなかった
- 情報や記録はあったが提供してもらえなかった
- 情報や記録はあったが希望するものではなかった
- その他 (具体的に)

[編集](#) [削除](#)  他の選択肢と一緒に選べない選択肢 “必要だと考える支援はない”

[編集](#) [削除](#)  回答によって質問をスキップ “Q23”で“ない”を“選択した” [ もしくは ] “Q25”で“得ることができた”を“選択した”スキップ先 “Q27”

## Q27.

出自に関する情報へのアクセスについて、今後どのような支援が必要だと思いますか。（選択はいくつでも）

(複数選択)

- 情報を探したり、問い合わせたりする際のサポート
- 問い合わせ前後のカウンセリング
- 実方の父母（産みの親）との交流のサポート
- 実方（生まれた家庭）の親族やきょうだいとの交流のサポート
- 情報を一元的に管理する機関の整備
- その他（具体的に）
- 必要だと考える支援はない

### ■養子縁組の記録についてお伺いします。

厚労省の通知（令和3年3月26日付子家発0326第1号）では、養子となった児童の出自を知る権利を保障するために、養子・養親・実方の父母（産みの親）に関する記録すべき情報項目等が示されていますが、それぞれの立場でのお考えをお伺いしたいと考えております。

[編集](#) [削除](#)  他の選択肢と一緒に選べない選択肢 “記録が必要だと思わない”

## Q28.

養子縁組に関する記録として、実方の父母（産みの親）に関して今後どのような情報の記録が必要だと思いますか。（選択はいくつでも）

(複数選択)

- 氏名（ふりがな）
- 生年月日
- 住所
- 国籍
- 本籍地
- 連絡先
- 職業
- 血液型
- 障害
- 健康状態・既往歴(アレルギー情報、遺伝性疾患、体质等を含む。)
- あっせんにかかわった機関名
- 養子縁組の相談の経緯、委託理由
- お子様への情報提供に係る同意の有無
- お子様から実方の父母（産みの親）への連絡の可否に係る希望
- 養親から実方の父母（産みの親）への連絡の可否に係る希望（お子様に重大な疾患があり協力が必要な場合等を含む。）
- お子様が死亡したときの連絡の希望
- その他（具体的に）
- 記録が必要だと思わない

[編集](#) [削除](#)  他の選択肢と一緒に選べない選択肢 “記録が必要だと思わない”

## Q29.

養子縁組に関する記録として、養父母に関して今後どのような情報の記録が必要だと思いますか。  
。 (選択はいくつでも)

(複数選択)

- 氏名（ふりがな）
- 生年月日
- 住所
- 国籍
- 本籍地
- 連絡先
- 職業
- 勤務先
- 収入
- 健康状態・既往歴(アレルギー情報、遺伝性疾患、体质等を含む。)
- 住居の状況
- 家庭の状況（婚姻の有無を含む。）
- 同居の家族（実子の有無を含む。）
- 養子縁組のあっせんを希望する理由
- その他（具体的に）
- 記録が必要だと思わない

[編集](#) [削除](#)  他の選択肢と同時に選べない選択肢 “記録が必要だと思わない”

## Q30.

養子縁組に関する記録として、養子に関して今後どのような情報の記録が必要だと思いますか。

(選択はいくつでも)

(複数選択)

- あっせん時の氏名（ふりがな）
- 養子縁組後の氏名（ふりがな）
- 性別
- 住所
- 国籍
- 本籍地
- 出生日時
- 出生場所（例：病院の名称、「自宅」等）
- 出生時の状況
- 血液型
- 障害
- 健康状態・既往歴（アレルギー情報、遺伝性疾患、体質等を含む。）
- 実方の父母（産みの親）による養子縁組あっせんの申込日
- お子様の委託開始日
- きょうだいの氏名（ふりがな）
- 成育情報をたどるために必要なお子様の入所等措置歴（措置施設・里親名、連絡先を含む。）
- あっせんに関わった機関名
- 国際的な養子縁組の場合、出国日及び国籍取得日
- その他（具体的に）
- 記録が必要だと思わない

■養子縁組の制度全体についてお伺いします。

**Q31.** 養子縁組でお子様を育てたことについて、良かったと感じたのはどのような点ですか。

0文字

**Q32.** 養子縁組でお子様を育てたことについて、困難を感じたのはどのような点ですか。

0文字

**Q33.**

養子縁組に関して必要な支援や現在の制度などについて感じていることがあれば、あなたのお考えをご自由にご記入ください。

0文字

**Q34.** その他、ご意見やコメントがあれば自由にご記入ください。

0文字

質問は以上になります。多くの設問にご回答いただき誠にありがとうございます。

最後に【送信】ボタンを押すと回答が完了になります。

※なお、送信前に前のページの回答を確認したい場合は、戻るボタンを押していただくと戻ることが可能です。

---

令和4（2022）年度 厚生労働省子ども家庭局  
子ども・子育て支援推進調査研究事業

特別養子縁組推進のための環境整備に関する調査研究 報告書  
令和5（2023）年3月

株式会社 HITOTOWA  
HITOTOWA こども総研

---